

学 生 生 活

〔学則等諸規則〕

2025年度

別 府 大 学

学 生 生 活

学則等諸規則

目 次

沿 革	(1)
別府大学の教育研究上の目的	1
別府大学の教育目標	3
教養科目	3
文学部	
国際言語・文化学科	5
史学・文化財学科	10
人間関係学科	15
食物栄養科学部	
食物栄養学科	19
発酵食品学科	25
国際経営学部	
国際経営学科	30
看護学部	
看護学科	35
別科日本語課程	39
教育研究施設	
附属図書館	41
附属博物館	44
歴史文化総合研究センター	45
アーカイブズ・センター	46
メディア教育・研究センター	48
アジア歴史文化研究所	50
文化財研究所	53
別府大学文化財研究所竹田センター	54
地域社会研究センター	55
大分香りの博物館	56
学会活動	
別府大学会	59
史学研究会	59
人間関係学会	60
国際経営学会	60
看護学研究会	60

諸規則

別府大学学則	61
別府大学学位規程	125
入学前の既修得単位等の認定に関する規程	129
他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程	131
大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程	133
別府大学・別府大学短期大学部学生海外留学規程	139
文学部学科履修規程	141
食物栄養科学部学科履修規程	146
国際経営学部学科履修規程	151
看護学部学科履修規程	155
別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程	159
別府大学におけるGPA制度の取扱いに関する規程	179
他学科の開講授業科目の受講に関する内規	182
教職課程履修に関する規程	183
学芸員資格取得に関する規程	205
司書・司書教諭資格取得に関する規程	207
文書館専門職（アーキビスト）養成課程の履修に関する規程	210
日本語教員養成課程の履修に関する規程	212
社会福祉士国家試験受験資格取得に関する規程	214
公認心理師国家試験受験資格取得に関する規程	216
栄養士免許証取得資格に関する規程	219
管理栄養士国家試験受験資格取得に関する規程	221
食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格取得に関する規程	224
「フードスペシャリスト」資格取得に関する規程	227
「フードサイエンティスト」資格取得に関する規程	228
看護学部保健師課程履修に関する規程	229
保健師国家試験受験資格取得に関する規程	231
転学部等に関する規程	234
研究生規程	235
科目等履修生規程	236
別科日本語課程履修規程	238
大学等における修学の支援に関する法律に基づく大学の学修意欲の確認等に関する規程	240
別府大学・別府大学短期大学部の公欠に関する取扱い	244
別府大学・別府大学短期大学部 附属図書館利用内規	247
3ポリシーを踏まえた大学の取組に関する学生との点検・評価会議実施規程	250
学生心得	251
別府大学体育館管理規程	253
別府大学体育館使用規程	255
別府大学サークルハウス運営規程	256
別府大学サークルハウス使用規程	257
学生寮規程	259
学年暦	261

沿革

明治41年 4月	豊州女学校を開設
昭和21年 4月	別府女子専門学校（別府女学院）を別府市鶴見園に設立 理事長・校長・佐藤義詮
5月	別府市大字北石垣82（現在地）に移転
昭和25年 3月	別府女子大学文学部（国文学専攻・英文学専攻）を設置 初代学長・佐藤義詮
昭和29年 2月	別府女子大学を別府大学と改称、男女共学となる
4月	別府大学附属上代文化博物館を六勝園に開設
昭和33年 4月	第二代学長に花田大五郎就任
昭和36年 4月	第三代学長に理事長・佐藤義詮就任
昭和38年 4月	文学部に史学科を増設、学芸員養成施設となる 英文学専攻・国文学専攻をそれぞれ英文学科・国文学科に改む
昭和41年10月	開学20周年記念式典を行う。記念事業としてブルガリヤ国立合唱団を招聘し別府 国際観光会館にて講演会開催
昭和48年 4月	文学部に美学美術史学科を増設
昭和51年10月	別府大学開学30周年記念式典開催
昭和52年 3月	別府大学上代文化博物館を校地内に移転、改築、別府大学附属博物館と改称
10月	開学30周年記念行事として三笠宮崇仁親王記念講演会開催
昭和54年 5月	体育館完成
昭和56年 4月	別府大学アジア歴史文化研究所を設置
7月	サークルハウス完成
昭和61年11月	学園創立80周年記念式典を挙行 大学本館（図書館・研究室・管理部門）完成
12月	第二代理事長に西村駿一就任
昭和62年 3月	別府大学駅開業
4月	第四代学長に賀川光夫就任
昭和63年11月	武道館完成 別科日本語課程設置
12月	研究棟完成
平成 元年 4月	第五代学長に理事長・西村駿一就任
平成 2年 9月	体育館完成
平成 5年 1月	放送大学と単位互換協定締結
平成 6年10月	湯布院教職員研修所開設
平成 7年 4月	別府市国際交流会館完成 宇佐教育研究センター完成
10月	別府大学文化ホール完成
平成 9年 2月	30号館竣工
4月	別府大学大学院文学研究科歴史学専攻修士課程を設置 文学部に文化財学科を増設 第六代学長に中村賢二郎就任 31号館竣工
5月	学校法人名変更 学校法人佐藤学園を学校法人別府大学に変更
平成10年 4月	別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻（修士課程）を設置 別府大学32号館完成 別府大学日田歴史文化研究センター完成
5月	学校法人別府大学創立90周年記念式典を挙行

平成10年10月	学校法人別府大学と学校法人明星学園との合併
平成11年 3月	別府大学歴史文化総合研究センター完成
4月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻修士課程を設置 別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程（後期）を設置
10月	文学部美学美術史学科を芸術文化学科に名称変更
平成12年 4月	別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻博士課程（後期）を設置 文学部に人間関係学科を増設
平成13年 4月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程（後期）を設置
平成14年 3月	34号館、35号館完成
4月	別府大学食物栄養学部食物栄養学科を設置
平成15年 4月	第七代学長に黒川 征就任
平成16年 4月	別府大学大学院文学研究科臨床心理学専攻修士課程を設置
平成18年 3月	36号館完成
4月	食物栄養学部を食物栄養科学部に名称変更 別府大学大学院食物栄養科学研究科修士課程を設置 別府大学食物栄養科学部食物バイオ学科を設置 第八代学長に西村 明就任
10月	別府大学メディア教育・研究センター完成
12月	別府大学と大分大学との協力協定書の締結
平成19年11月	大分香りの博物館開館
平成20年 5月	学校法人別府大学創立100周年記念式典を挙行
11月	第三代理事長に日高紘一郎就任
平成21年 2月	国際経営学部棟（39号館）竣工
4月	別府大学国際経営学部国際経営学科を設置 文学部国文学科、英文学科、芸術文化学科を国際言語・文化学科に、史学科、文化財学科を史学・文化財学科に改組 食物バイオ学科を発酵食品学科に名称変更
平成22年 4月	第九代学長に豊田寛三就任
平成23年12月	別府大学文化財研究所竹田センター開設
平成27年 4月	第四代理事長に二宮滋夫就任
平成28年 3月	1号館竣工
4月	第十代学長に佐藤瑠威就任
平成29年 1月	18号館（佐藤義詮記念館）竣工
平成30年 2月	別府大学ファンヴィレッジ寮竣工
11月	学校法人別府大学創立110周年記念式典を挙行
平成31年 2月	別府大学剣志寮竣工
4月	第十一代学長に飯沼賢司就任
令和 3年 4月	別府大学大学院文学研究科史学・文化財学専攻博士課程（前期・後期）を設置
12月	別府大学創立70周年記念式典を挙行
令和 4年 3月	別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程（前期・後期）を廃止
4月	第十二代学長に友永 植就任
12月	別府大学と別府医療センターとの「看護学部設立・運営に関する包括連携協定」の締結
令和 5年 3月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程（前期・後期）を廃止
令和 7年 1月	別府大学看護学部実習・研究室棟竣工
4月	別府大学看護学部看護学科を設置

国際交流締結状況

昭和58年 7月	米国ハワイ大学と姉妹校提携
昭和59年 6月	中国四川外語学院と姉妹校提携
昭和63年 5月	米国カリフォルニア州立デアンザ大学と姉妹校提携
6月	中国上海復旦大学と教育学術交流提携
平成 2年12月	中華民国中国文化大学と姉妹校提携
平成 6年 1月	大韓民国学校法人東宇学園と姉妹校提携
平成 7年 5月	景文工商短期大学と姉妹校提携
8月	中国文化大学との単位互換に関する協定書締結
9月	香港理工大学の教育交流・学術研究協力に関する覚書締結
11月	大韓民国東明情報大学校との教育・学術研究に関する協定書締結
12月	東萊女子専門大学との姉妹校提携
12月	大邱暁星カトリック大学校との教育学術研究の交流に関する協定書締結
平成 8年 5月	仁済大学校との教育・学術研究の交流に関する協定書締結
11月	馬山専門大学との教育、学術研究、文化の交流に関する協定書締結
平成 9年 7月	別府大学とキングアルフレッド大学との教育・学術研究の交流に関する覚書の締結
10月	別府大学とキングアルフレッド大学との教職員および学生の交流に関する協定書の締結
12月	別府大学と西京大学校との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
平成10年 9月	別府大学と東義大学との教育、学術研究、文化の国際交流に関する協定書の締結
11月	別府大学と誠信女子大学校との教育、学術研究、文化の国際交流に関する協定書の締結
12月	別府大学と烟台師範大学との教育、学術研究、文化の国際交流に関する協定書の締結
平成11年 3月	別府大学と台湾国立中央警察大学と姉妹校締結
10月	別府大学とポール・ヴァレリー（モンペリエ第三）大学との交流に関する協定書の締結
平成12年 1月	別府大学と威徳大学校との交流に関する協定書の締結
1月	別府大学と威徳大学校との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
2月	学校法人別府大学と学校法人東西学園との交流に関する協定書の締結
2月	別府大学・別府大学短期大学部と東西大学校・慶南情報大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
平成14年 5月	学校法人別府大学と韓国伝統文化学校との交流に関する協定書の締結
	別府大学と韓国伝統文化学校との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
12月	別府大学と稲江科技暨管理大学との姉妹校提携に関する協定書の締結
平成16年 3月	別府大学と天安大学校との交流に関する協定書の締結
平成17年 1月	別府大学と韓国東元大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
4月	学校法人別府大学、別府大学・別府大学短期大学部と学校法人又松学園、又松大学校・又松情報大学・又松工業大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
6月	別府大学と大韓民国国立順天大学校との交流に関する協定書の締結

平成17年 9月	学校法人別府大学・別府大学と大韓民国学校法人崇善学園・慶雲大学校との教職員および学生の交流に関する覚書
平成18年12月	学校法人別府大学、別府大学・別府大学短期大学部と大韓民国安山工科大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結（平成23年5月1日より新安山大学校に校名変更）
平成19年12月	別府大学と大韓民国湖南大学校との交流に関する協定書の締結
平成21年 4月	別府大学とワイアリキ工科学院との教育・学術研究に関する覚書の締結
9月	別府大学と中華人民共和国蘇州農業職業技術学院との交流に関する協定書の締結
9月	別府大学と中華人民共和国武漢科学技術大学中南分校との交流に関する協定書の締結
10月	別府大学と中華人民共和国中国海洋大学との交流に関する協定書の締結
平成24年 1月	学校法人別府大学と漢陽女子大学との交流に関する協定書の締結
	別府大学と漢陽女子大学との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
	学校法人別府大学とサイバー韓国外国語大学校との交流に関する協定書の締結
	別府大学とサイバー韓国外国語大学校との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
	学校法人別府大学と韓国外国語大学校との交流に関する協定書の締結
	別府大学と韓国外国語大学校との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
7月	別府大学と中華人民共和国江蘇信息職業技術学院との交流に関する協定書の締結
8月	別府大学とロシア連邦ロシア国立高等経済学院大学との交流に関する協定書の締結
11月	学校法人別府大学と大韓民国龍仁大学校との交流に関する協定書の締結
	別府大学と龍仁大学校との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
平成25年 1月	別府大学と中華民国崑山科技大学との交流に関する協定書の締結
	別府大学と崑山科技大学との学生及び教職員の交流に関する覚書の締結
11月	学校法人別府大学と大韓民国学校法人阜雲学園との交流に関する協定書の締結
	別府大学・別府大学短期大学部と水原大学校との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
	別府大学・別府大学短期大学部と水原科学大学校との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
	別府大学と中華人民共和国上海外国語大学賢達経済人文学院との交流に関する協定書の締結
平成26年 8月	別府大学と中華民国徳霖技術学院との交流に関する協定書の締結
	別府大学と徳霖技術学院との学生及び教職員の交流に関する覚書の締結
9月	学校法人別府大学と大韓民国真景女子高等学校との交流に関する協定書の締結
12月	学校法人別府大学及び別府大学並びに中華人民共和国上海思博職業技術学院との交流に関する協定書の締結
平成29年 5月	別府大学と中華人民共和国上海工商職業技術学院との交流に関する協定書の締結
平成30年 5月	別府大学文学部と中華人民共和国河南大学国際漢学院との交流に関する協定書の締結
令和 5年12月	別府大学とリメリック大学語学センターとの間における協力・交流および／または派遣（授業料自己負担）学生に関する覚書の締結
令和 6年 5月	別府大学と中国済南日昇学校との教育提携に関する協定の締結

別府大学の教育研究上の目的

別府大学の教育研究上の目的

□別府大学の目的

別府大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする。

■文学部国際言語・文化学科の教育研究上の目的

「日本語・日本文学コース」、「英語・英米文学コース」、「芸術表現コース」において、言語、文化、文学、芸術表現・理論に関する専門的知識と技能を備え、総合的な視点から諸問題に対応できる広い視野あるいは国際的な視点をもった人材、教員や図書館司書のような、地域教育・学術文化を担う人材、あるいは将来研究者を目指す人材を養成することを目的とする。

■文学部史学・文化財学科の教育研究上の目的

「世界史コース」、「日本史・アーカイブズコース」、「考古学・文化財科学コース」の3つの分野において、総合的な視点から諸問題に対応できる広い視野をもった人材、教員や学芸員のような、教育や地域文化の継承を担う人材、また将来研究者を目指す人材を育成することを目的とする。あわせて、習得した知識や技術、経験を活かして社会で柔軟に対応できる人材を育成する。

■文学部人間関係学科の教育研究上の目的

福祉、心理学、生涯教育（スポーツ分野）に関する「社会福祉領域」、「心理領域」、「教育・生涯スポーツ領域」において、学際的観点に立ち、これらの諸問題を理論的かつ実践的に解決できる人材、公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士・教員・認定心理士などの資格を取得し、地域社会の活性化あるいは再生を担うことができる人材を養成することを目的とする。

■食物栄養科学部食物栄養学科の教育研究上の目的

食と健康に関する実際に即した専門教育を施し、視野の広い社会観、人間観を涵養することで、食と栄養を通して人びとの健康を守り、病気の予防や回復に貢献する、21世紀の健康的な社会の構築に寄与できる人材を育成することを目的とする。

■食物栄養科学部発酵食品学科の教育研究上の目的

「発酵食品コース」、「食品流通コース」、「食品香料コース」において、食とバイオサイエンスに関する専門教育を行う。さらに人間教育を中心とし、人格の陶冶に努め、地域社会ならびに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

■国際経営学部国際経営学科の教育研究上の目的

グローバル化かつ多様化した現代社会において、特に地域的、経済的、社会文化的にクロッシング・ボーダー化した領域において活躍できる経営能力を身につけた人材を養成する。

■看護学部看護学科の教育研究上の目的

健康と生活に深くかかわる看護専門職として、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観、確かな看護の専門的知識・実践力を有し、時代や社会の変化に伴う地域社会の健康課題について、多職種連携のもと自律的に行動できる人材、あわせて、自己研鑽を続け、看護学の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。

別府大学の教育目標

教 養 科 目

文 学 部

国際言語・文化学科

史学・文化財学科

人間関係学科

食物栄養科学部

食物栄養学科

発酵食品学科

国際経営学部

国際経営学科

看護学部

看護学科

別科日本語課程

青 春

—— まっしぐらに駆けぬける ——

「学生時代は人生の開花期である」という言葉は、長い受験戦争を今まさに終えようとしている君らにとっては確かに魅惑に満ちているといえよう。この考え方はある意味では当を得ている。

しかし、大学という新しい世界は単なる自由への憧れのみで開かれるものではない。“目的があり、責任に裏打ちされた自由”この精神に生きることこそ真の大学生活といえよう。

本学では、各学科がそれぞれに明確な教育目標を掲げている。この教育目標に向かって、まっしぐらに駆け抜ける若者たちの島でありたい。

別府大学の教育目標

別府大学は、真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人間を育て社会に送りだすことを教育目標としています。

教養科目

大学は最高学府ともいわれていたように、学校教育の最も高度にして最後の段階に位置するものです。大学教育はみなさんがこれまで経験してきた高校までの教育とは異なる使命や課題を持っています。大学生活を始めるにあたって、大学生時代に学ぶべき課題は何かをしっかりと考えてほしいと思います。教養科目を学ぶ意味は大学生時代に学ぶべき課題をしっかりと考えることによって理解されます。

教育は学校だけで行われるものではなく、家庭や社会においても行われますが、大学卒業後の社会においては、もはやあなたの人間としての成長のために教育を行う組織や個人はほとんどいなくなります。社会はその代わりに学校では経験できない様々な人間と仕事との出会いを通して、人間を成長させていく経験の場となるものですが、社会における経験を通して成長していくためには自ら学ぶ態度と方法を学生時代に身につける必要があります。

大学は高校までと異なって、自己教育、自己形成の場です。大学ももちろんみなさんの人間としての成長を最大の目的としますが、大学ではただ教育者が学生を教え導くのではなく、何よりも大人となっていくみなさん自身が自ら自己を成長させていけるようになることを重視します。

みなさんが人間として成長していくためには、どんな人間になっていくことが必要かを知らなければなりません。どんな人間になるべきかも自ら考えるべき問題ですが、大学時代にはとりわけ以下のような課題を意識してほしいと思います。

(1) 職業人となるために

みなさんは大学卒業後一定の職業に就くことになりますが、職業の選択は人生を左右する最も重大な選択の一つです。自分の希望する職業に就くためには、大学時代に十分な準備をして必要な知識を学んでいかねばなりません。

(2) 社会人となるために

みなさんは、大学卒業後は職業人として組織に貢献できるようになるだけでなく、法や道徳にかなった健全な社会を担っていくことのできるすぐれた社会人となるために必要な知識や態度を身につける必要があります。すぐれた社会人となるためには、社会の原理や規範をなす法や道徳についての知識とそれを守ろうとする公共心を持つと同時に、社会の諸問題についての幅広い知識と判断力を養う必要があります。

(3) 文化人となるために

人類が創造してきたすぐれた文化、文学や芸術や哲学などを理解し享受することは、人生を豊かで意義深いものにするだけでなく、文化を継承し発展させるためにも必要です。大学時代に人類が創造した最もすぐれた遺産に対する関心と理解力を養うことによって文化を支える人間となることが重要です。

(4) 普遍的人間、普遍人となるために

国際化、グローバル化の時代といわれる私たちの時代においては、異なる環境において生きてい

る他者、外国人などを深く理解することは極めて重要な問題です。人間は自立した個人になると同時に、他者に対する深い理解力を持った人間となることが求められます。この両面を併せ持つ普遍的人間性を形成していくことが重要です。

大学の科目は教養科目と専門科目に分かれますが、いずれの科目も上記の課題のどれかに役立つものです。特に教養科目はまさに人間形成を第一の目的とするものです。

教養科目は、「コア1」～「コア5」の五つの科目群（食物栄養科学部はこれに「食物栄養科学基盤領域」も加えている）に分けられており、人間とその文化、現代社会、自然科学、情報の利活用、外国語など多様な分野を学びます。いずれも現代社会に生きる人間に必要な知識や技能、思考力の修得を可能にするものです。そして私たちが職業人として、社会人として、文化人として、そして普遍人として自己形成し豊かに生きていくために必要な科目となっています。

食物栄養科学部は、学部の性格上管理栄養士の養成など専門教育の比重が大きいため、文学部や国際経営学部の教養科目とは開講科目や必修単位が異なります。しかし、職業人として、社会人として、そして普遍人としての素養を形成するための教養教育の理念は共通していますので、それらの習得に必要な科目群を設けています。

別府大学の教育の特色は少人数教育の実践にあり、1年から4年まですべての学年で演習授業を開講していますが、1年では教養科目として「導入演習」（前期開講）と「基礎演習」（後期）を必修科目として開講します。高校と大学とでは学習のありかたが根本的に異なります。大学では科目の選択や授業外学習などの多くのことが学生の自主性に委ねられています。そのためには意識の転換と大学で主体的に学習していくためのスキルの修得が必要です。「導入演習」と「基礎演習」では、大学で学んでいくために必要な考え方や学習方法を身につけていくことが課題となります。

大学は学問を通して人間形成を行う場ですが、そのために取り組むべき課題は上記のように数多くあります。教養科目はその多くの課題に取り組むために極めて重要なものです。



国際言語・文化学科

歴 史

国際言語・文化学科は、昭和25年別府大学の前身である別府女子大学創立時に設置された国文学科及び英文学科と、昭和48年に設置された美学美術史学科（後に芸術文化学科に改称）を統合改組して、平成21年に設置された。国文学科と英文学科は九州の私立大学の中でも最も長い歴史と伝統を持つ学科であり、美学・美術史学科は九州で唯一の文学部の中に置かれた実技を含む芸術系の学科である。これら3学科を統合して創られた国際言語・文化学科は、文学と芸術の学術的及び実践的学修を通して、すぐれた人間性の形成を目指すと同時に、時代の変化に対応しながら、複数のコースにおいて文化について広範囲に学べる学科を目指している。

特 色

国際言語・文化学科には「日本語・日本文学コース」「英語・英米文学コース」「芸術表現コース」の3コースがあり、「文学」（日本文学、英文学、アメリカ文学）、「言語」（日本語、英語）、「芸術表現」（美術史、言語文化、絵画、デザイン、マンガ、映像・アニメーション）に関して広範囲に学ぶ。学生は3つのコースから自らの関心に基づいて自由にコースを選び、他のコースも副コースとして学修することができる。芸術系のコースにおいては、理論的な教育と実践的な教育の共存を重視しており、学生は理論と実技の両面を深く学ぶ。また本学科では、国語・英語・美術の教職資格と、図書館司書・司書教諭・学芸員の資格が取得可能である。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

国際言語・文化学科は、本学の定める課程を修了し、「教養」「専門力」「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に学士（文学）の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）

- （1）大学教育に必要な思考力や表現力などの基礎的素養を身につけ、本学の建学の理念、教育方針等を理解している。
- （2）特定の主題について、多角的、総合的、複合的に思考する能力を身につけ、体験や実践の中から学ぶことができる。
- （3）人間と文化の探求、現代社会の多面的理解、科学技術と自然環境の理解に必要な基礎的素養を身につけ、情報処理や英語の基本的なリテラシーを身につけている。
- （4）専門分野の学修を通じて、人間や社会、学問等についての基礎的素養を身につけている。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識、技能）

- ＜社会的意義＞文学や芸術のもつ社会的な意義や、文学や芸術を学ぶことによって社会でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。
- ＜職業生活で評価される能力＞文学や芸術の専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に日本語・日本文学コースは日本語力及び文章力、英語・英米文学コースは英語力及び文章力、芸術表現コースは創造力及び作品制作能力を身につけている。
- ＜専門に関する能力＞

(1) 日本語・日本文学コース

- ①上代から近現代にいたる日本文学の歴史、外国文学の影響、表現技法の特色などを古典や名著を精読して理解し、作家・作品研究の基礎を身につけている。
- ②日本語について音声や語彙、文法、歴史等に関する知識を多角的に修得し、日本語研究の基礎能力を身につけている。

(2) 英語・英米文学コース

- ①英文を正確に記述し、会話できる能力を身につけている。
- ②英語について音声や語彙、文法、歴史等に関する知識を多角的に修得し、英語研究の基礎知識を身につけている。
- ③英米文学作品を精読し、英米文学の歴史、文化、作家等を深く理解し、考察できる。

(3) 芸術表現コース

- ①芸術表現、言語や文化についての幅広い知識を修得し、芸術的思考と文化の理解および分析能力を身につけている。
- ②マンガ、デザイン、映像・アニメーション、絵画の作品を創作する知識・技能を修得する。

(4) コース共通

- ①4年間の学修の総仕上げとして、自らテーマを設定し、研究や制作を行い、論文や作品にまとめることができる。

3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

(1) 思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて改善することができる能力を身につけている。判断力、創造力、企画力などを含む。

(2) 実行力

自ら計画し実行することができる。組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を身につけている。主体性、協働性、傾聴力などを含む。

(3) 表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナー、振る舞い、豊かなコミュニケーション力を身につけている。発信力、日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

我が国のみならず国際的な動向や問題に幅広い関心を持ち、図書やICT機器を用いて必要な情報を収集できる力を身につけている。情報収集分析力、PCスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

国際言語・文化学科は、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の中には、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分（科目群）を設け、その科目区分（科目群）に応じた科目を設定することを基本とする。各コースで必ず学習すべき内容を扱う科目は「コース必修」とし、科目の内容に応じて、講義・演習・実験・実習の授業形態で理論的かつ実践的に学修できるよう工夫する。教育指導にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学生が学問を通し

て真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養科目

ディプロマ・ポリシーの「教養」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分と科目を置く。

- (1) 大学教育に必要な思考力や表現力など基礎的素養を培うために必要な導入教育を行い、本学の建学の精神、教育方針等を学び、学生の学習意欲を高めるため、1年次に科目区分「基礎ゼミ」を置き、その内容に適した科目を置く。
- (2) 特定の主題について、一つの専門分野に偏らずに、多角的、総合的、複合的に思考する能力を養うため科目区分「学際科目」を置き、それに適した科目を置く。
- (3) 人間と文化の探求、現代社会の多面的理解、科学技術と自然環境の理解に必要な教養を身につけ、情報処理や英語のリテラシーを身につけるための科目区分を設け、それぞれその内容に適した科目を置く。

2. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目群を置き、それぞれの科目群の要請する内容を偏りなく包含する諸科目を設定する。なお、文学、芸術を学修することの社会的意義に関しては教養科目の「基礎演習」で扱い、職業生活で評価される能力に関しては全ての専門科目で分担して扱う。

(1) 発展演習・専門演習・卒業演習

教養科目の「基礎演習」と一貫する科目群として以下の少人数演習を置く。

- ①専門の基礎的な知識・能力を高めるための科目として2年次に「発展演習」を置く。
- ②専門の知識や考え方を深めるとともに、課題の探求力、発表能力などを高め、卒業演習につなげるための科目として3年次に「専門演習」を置く。
- ③テーマを絞って専門の学修を深め、4年間の集大成となる卒業論文（卒業制作）又は卒業研究を完成させるための科目として「卒業演習」を置く。

(2) 学部共通専門科目

文学部各学科共通に履修できる人文系、社会科学系、芸術系の入門的・概論的な知識、技能を修得するための科目群を置く。

(3) 学科専門基礎科目

日本語・日本文学コース、英語・英米文学コース、芸術表現コースの基礎的な知識・技能を修得するための科目群を、各コース共通に幅広く履修できるように学科専門基礎科目（コース共通科目）として置く。

(4) コース専門科目

日本語・日本文学コース、英語・英米文学コース、芸術表現コースの学修のための専門的な知識・技能を修得するための科目群を下記のコース専門科目として置く。

①日本語・日本文学コースのコース専門科目

- 1) 上代から近現代にいたる日本文学の歴史、外国文学の影響、表現技法の特色などを古典や名著を精読して理解し、作家・作品研究の基礎を身につけるための科目群
- 2) 日本語について音声や語彙、文法、歴史等に関する知識を多角的に修得し、日本語研究の基礎能力を身につけるための科目群

②英語・英米文学コースのコース専門科目

- 1) 英文を正確に記述し、会話できる能力を身につけるための科目群
- 2) 英語について音声や語彙、文法、歴史などに関する知識を多角的に修得し、英語研究の基礎知識を身につけるための科目群
- 3) 英米文学作品を精読し、英米文学の歴史、文化、作家等を深く理解し、考察する能力を身につけるための科目群

③芸術表現コースのコース専門科目

- 1) 芸術表現、言語や文化についての幅広い知識を修得し、芸術的思考と文化の理解および分析能力を身につけるための科目群
- 2) マンガ、デザイン、映像・アニメーション、絵画の作品を創作する知識・技能を修得するための科目群

(5) 卒業論文・卒業制作・卒業研究

4年間の学修の総仕上げとして、自らテーマを設定し、研究や制作を行い、論文や作品にまとめるための科目群

3. 専門科目、教養科目の共通事項

(1) 授業の内容・方法

- ①ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果（到達目標）については、それを計画的に身につけることができるよう、専門科目、教養科目の全科目が学修成果（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。
- ②能動的学修、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。

(2) 初年次教育

多様な新入生全員が、学習意欲を沸き立たせ、自ら人間関係を築き、学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように、オリエンテーションや導入演習も含めて初年次の配当科目、授業内容・方法を工夫する。

(3) キャリア教育

教養科目では、学部・学科共通のキャリア関連科目を置く。専門科目ではそれぞれのコースに応じ、英語能力、日本語文章力、創作力など社会で評価される実践的な知識、技能を修得するよう授業内容・方法を工夫する。

(4) 資格科目

中学校教諭一種免許状（国語・英語・美術）、高等学校教諭一種免許状（国語・英語・美術）、司書、司書教諭、学芸員、日本語教員の免許・資格を取得するための科目を設定する。

(5) 学修成果（到達目標）の達成度の評価とカリキュラムの改善

教員による達成度評価、学生自身による達成度評価のほか、卒業生調査などによって社会からの外部評価を適宜加え、カリキュラム全体の達成度評価と課題の明確化、改善案の策定などを行う。

研究活動

国際言語・文化学科の前身をなす国文学科、英文学科、芸術文化学科はそれぞれ創立当初から

『国語国文学』、『英語・英米文学論叢』、『芸術学論叢』を発刊し、教員の研究論文と学生の研究成果を発表するとともに、芸術文化学科の実技系では毎年卒業制作展を行ってきた。卒業時には卒業制作展を行うとともに、卒業論文発表会を開催し、これまでの伝統を引き継いで教員の研究成果と学生の研究活動の成果を公に発表している。

進路指導

国際言語・文化学科では就職委員会を中心にして、キャリア支援センターとの緊密な連携のもとに入学当初から進路指導を始め、各学年に必修科目として開講されている「演習科目」で学生の進路希望を把握するよう努めている。特に3年次においては進路登録カードの作成を通して学生に卒業後の進路について真剣に考えるように指導し、学生が希望する進路に進めるよう体系的で効率的な指導を行っている。

アドバイス・コーナー

大学は何よりも「自由な勉学の間」です。高校時代と異なって大学では「主体的な学修態度」が求められる。大学生活は時間割を自ら作り、自ら受講科目の登録をすることが最初のステップである。また受講する科目数に制限があるのは、ただ教室内で講義を聞くだけではなく、自ら学修の課題を見出し、自主学習を行うためである。大学生活を有意義なものにするために、まず主体的な学修態度を学生には身につけて欲しい。

教育概要

1年次には、「導入演習」と「基礎演習」を通して、学生に対し大学での基礎的な学修方法を指導し、学科の3つのコースの教育内容を示す。2年次では、学科の専門科目を通して、学生が専門についての理解を深めるよう指導し、専攻コースを最終的に決定させる。3年次には「演習」と「コース専門科目」を通し、専門的知識と技能を向上させ、4年次における卒業論文、卒業制作、卒業研究の完成へと段階的に指導していく。

史学・文化財学科

歴 史

1963(昭和38)年に創設された史学科は、高度経済成長に伴う学芸員資格養成の必要性から生まれた考古学専攻のほか、中学・高校の教員養成および図書館司書養成を担う日本史・東洋史・西洋史の各専攻によって構成され、西日本では数少ない歴史学系の学科として出発しました。実習施設としての大学附属博物館は、既に1954(昭和29)年に上代文化研究所の附属施設として開設されていましたが、1980(昭和55)年に正式に大学附属博物館として開館し、全国でも有数の施設として機能しています。学科内の学術団体としては、主に教員・学生・卒業生で構成される史学研究会が史学科開設とともに組織され、同時に機関誌『史学論叢』が創刊されています。1997(平成9)年には、考古学専攻が独立し、あらたに文化財科学、環境歴史学、文化遺産学を含む文化財学科が創設されました。史学科は、2004(平成16)年よりアーカイブズ学という新たな分野に取り組んでいます。その後、2009(平成21)年に史学科と文化財学科は、再び統合され、史学・文化財学科として再出発しました。

特 色

21世紀の複雑な社会のニーズに応じて、歴史学・考古学・民俗学・文化財科学（保存科学・保存修復）という学問の成果を学際的に学ぶことができるよう、「日本史・アーカイブズコース」、「世界史コース」、「考古学・文化財科学コース」の3つのコースがあります。また、副コース制を採用して、複眼的な視点を持つことができるようにしています。学生は関心に応じて、正副二つのコースを選ぶことができます。このような学修によって、将来地域に密着して教育・学術文化を活性化させる人材の育成を目指しています。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

史学・文化財学科は、本学の定める課程を修了し、「教養」「専門力」「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に学士（文学）の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）

- （1）大学教育に必要な思考力や表現力などの基礎的素養を身につけ、本学の建学の理念、教育方針等を理解している。
- （2）特定の主題について、多角的、総合的、複合的に思考する能力を身につけ、体験や実践の中から学ぶことができる。
- （3）人間と文化の探求、現代社会の多面的理解、科学技術と自然環境の理解に必要な基礎的素養を身につけ、情報処理や英語の基本的なリテラシーを身につけている。
- （4）専門分野の学修を通じて、人間や社会、学問等についての基礎的素養を身につけている。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識、技能）

- <社会的意義> 歴史学、文化財学のもつ社会的な意義や、歴史学、文化財学を学ぶことによって社会でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。
- <職業生活で評価される能力> 歴史学、文化財学の専門教育を通して、職業生活等で評価され

る能力として、特に資料を収集し分析する能力、観察力、洞察力、判断力、表現力、実践力を身につけている。

<専門に関する能力>

(1) 日本史・アーカイブズコース

- ①日本史・アーカイブズ学・民俗学の学修に必要な基礎的な知識を修得している。
- ②日本史・アーカイブズ学・民俗学の専門領域に関する深い知識を修め、歴史についての多角的な理解、洞察力を身につけている。

(2) 世界史コース

- ①世界史の学修に必要な基礎的な知識を修得している。
- ②世界史の専門領域に関する深い知識を修め、歴史についての多角的な理解、洞察力を身につけている。

(3) 考古学・文化財科学コース

- ①考古学・文化財科学の学修に必要な基礎的な知識を修得している。
- ②考古学・文化財科学の専門領域に関する深い知識を修め、調査や発掘、文化財の保存修復や科学分析等の技能を体験的に修得している。

(4) コース共通

- ①4年間の学修の総仕上げとして、自らテーマを設定し、研究を行い、論文にまとめることができる。

3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

(1) 思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて改善することができる能力を身につけている。判断力、創造力、企画力などを含む。

(2) 実行力

自ら計画し実行することができる。組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を身につけている。主体性、協働力、傾聴力などを含む。

(3) 表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナー、振る舞い、豊かなコミュニケーション力を身につけている。発信力、日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

我が国のみならず国際的な動向や問題に幅広い関心をもち、図書やICT機器を用いて必要な情報を収集できる力を身につけている。情報収集分析力、PCスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

史学・文化財学科は、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の構成は、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分（科目群）を設け、その科目区分（科目群）に応じた科目を設定することを基本とする。各コースで必ず学習すべき内容を扱う科目はコース必修とし、科目の内容に応じて講義＋演習・実験・実習の構成により理論的かつ体験的に学習できるよう履修形態等を工夫

する。教育指導にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学生が学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養科目

ディプロマ・ポリシーの「教養」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分と科目を置く。

- (1) 大学教育に必要な思考力や表現力など基礎的素養を培うために必要な導入教育を行い、本学の建学の精神、教育方針等を学び、学生の学習意欲を高めるため、1年次に科目区分「基礎ゼミ」を置き、その内容に適した科目を置く。
- (2) 特定の主題について、一つの専門分野に偏らずに、多角的、総合的、複合的に思考する能力を養うため科目区分「学際科目」を置き、それに適した科目を置く。
- (3) 人間と文化の探求、現代社会の多面的理解、科学技術と自然環境の理解に必要な教養を身につけ、情報処理や英語のリテラシーを身につけるための科目区分を設け、それぞれその内容に適した科目を置く。

2. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目群を置き、それぞれの科目群の要請する内容を偏りなく包含する諸科目を設定する。なお、歴史学、文化財学を学修することの社会的意義に関しては教養科目の「基礎演習」で扱い、職業生活で評価される能力に関しては全ての専門科目で分担して扱う。

(1) 発展演習・専門演習・卒業演習

教養科目の「基礎ゼミ」と一貫する科目群として以下の少人数ゼミを置く。

- ①専門の基礎的な知識・能力を高めるための科目として2年次に「発展演習」を置く。
- ②専門の知識や考え方を深めるとともに、課題の探求力、発表能力などを高め、卒業演習につなげるための科目として3年次に「専門演習」を置く。
- ③テーマを絞って専門の学修を深め、4年間の集大成となる卒業論文（卒業制作）又は卒業研究を完成させるための科目として「卒業演習」を置く。

(2) 学部共通専門科目

文学部各学科共通に履修できる人文系、社会科学系、芸術系の入門的・概論的な知識、技能を修得するための科目群を置く。

(3) 学科専門基礎科目

日本史・アーカイブズコース、世界史コース、考古学・文化財科学コースの基礎的な知識・技能を修得するための科目群を、各コース共通に幅広く履修できるように学科専門基礎科目として置く。

(4) コース専門科目

日本史・アーカイブズコース、世界史コース、考古学・文化財科学コースの学修のための専門的な知識・技能を修得するための科目群を次のコース専門科目として置く。

①日本史・アーカイブズコース

日本史・アーカイブズ学・民俗学の専門領域に関する知識を深め、歴史についての多角的な理解、洞察力を身につけるための科目群

②世界史コース

世界史の専門領域に関する知識を深め、歴史についての多角的な理解、洞察力を身につけるための科目群

③考古学・文化財科学コース

考古学・文化財科学の専門領域に関する知識を深め、調査や発掘、文化財の保存修復や科学分析等の技能を体験的に身につけるための科目群

(5) 卒業論文・卒業研究

4年間の学修の総仕上げとして、自らテーマを設定し、研究を行い、論文にまとめるための科目群

3. 専門科目、教養科目の共通事項

(1) 授業の内容・方法

①ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果（到達目標）については、それを計画的に身につけることができるよう、専門科目、教養科目の全科目が学修成果（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。

②能動的学修、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。

(2) 初年次教育

多様な新入生全員が、学習意欲を沸き立たせ、自ら人間関係を築き、学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように、オリエンテーションや導入演習も含めて初年次の配当科目、授業内容・方法を工夫する。

(3) キャリア教育

教養科目では、学部・学科共通のキャリア関連科目を置く。専門科目では調査力、協働力、プレゼンテーション能力など社会で評価される実践的な知識、技能を修得するよう授業内容・方法を工夫する。

(4) 資格科目

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）、文書館専門職（アーキビスト）、司書、司書教諭、学芸員の免許・資格を取得するための科目を設定する。

(5) 学修成果（到達目標）の達成度の評価とカリキュラムの改善

教員による達成度評価、学生自身による達成度評価のほか、卒業生調査などによって社会からの外部評価を適宜加え、カリキュラム全体の達成度評価と課題の明確化、改善案の策定などを行う。

研究活動

史学・文化財学科は、教員と学生で史学研究会を結成しています。学生は史学研究会学生部会を構成し、1年生から任意で顧問教員の指導のもとに研究室活動を行っています。現在のところ14研究室（日本古代・中世史、日本近世・近代史、東洋史、アジア史、西洋史、歴史美術、民俗学、考古学、女性史、日本城郭、文明学、戦史、アーカイブズ・史料学、文化財科学）があります。正課の授業よりさらに学習と研究を深め、毎年秋に、各研究室は1年間の研究成果を発表することになっています。

進路指導

4年間を通して担任制を採用し、担任が面談を行って、学生一人一人の希望と適性、成長をみながら進路指導を行っています。学修段階が進むにしたがってコース選択が容易になるようカリキュラムも工夫し、1年生から少人数制の演習を行い、演習担当の教員と学生との面談を通して、学年担任とは別にセカンド・アドバイスを行っています。2年生以降、教員や学芸員、司書、文書館専門職の資格取得や研究職を目指す学生には、各コースの教員や史学研究会の研究室の顧問教員が具体的な勉強方法などの指導を行っています。

アドバイスコーナー

史学・文化財学科で学ぶ学生諸君には、将来の進路の可能性は大きく開けています。しかし、それを実現するには、最初の1～2年間でしっかり自分の進路を見定めることが大切です。学年が進行するにつれ、コース選択や進路選択の決断をしなければなりません。1年生次から多くの分野に触れてみて、自分の進路をぶれないよう見定めてください。専門職や研究職を目指すなら学生部会研究室活動を活用することをお勧めします。

教育概要

専門科目は多くの分野に分かれています。1年生では幅広く概論を履修して自分の適性を自覚し、さらに2年生で講義を履修して適性を確認しつつ学修を深めます。そして、3年生以降はコース専門の特講と演習を中心に履修し、卒業論文の準備と作成をしていくことになります。

人間関係学科

歴 史

人間関係学科は、心理、社会福祉、教育などを学び、地域社会に貢献する人材を育成することを目的に、2000年4月に創設された。この間、多くの認定心理士、社会福祉士、精神保健福祉士を養成し、自治体、病院、社会福祉施設などで専門職として働く人材を送り出している。さらに、大学院へ進学し、教員、臨床心理士、公認心理師等の資格を取得する人材を輩出してきた。その卒業生のネットワークは、大分県のみならず九州全域に広がっている。

特 色

人間関係学科は、「心理」、「社会福祉」及び「教育・生涯スポーツ」のゆるやかな3領域で構成されている。心理領域は、心理学の基礎から応用までを学び、特に公認心理師資格の対応としてカウンセリングなどの心理臨床については、演習や実習を重視している。社会福祉領域は、社会福祉についての専門的知識と技量を身につけるとともに、地域社会の調査や福祉施設・病院などでの実習を通して、地域福祉を主体的に支える人材として、社会福祉士や精神保健福祉士などを養成している。教育・生涯スポーツ領域は、学校教育や生涯教育の領域における課題を実証的に調査し、その解決策を探究する。また、スポーツの生涯教育における意義を社会的に、教育的に学び、教員を含め、学校教育、地域教育の新しい担い手を育てている。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

人間関係学科は、本学の定める課程を修了し、「教養」「専門力」「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に学士（文学）の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）

- （1）大学教育に必要な思考力や表現力などの基礎的素養を身につけ、本学の建学の理念、教育方針等を理解している。
- （2）特定の主題について、多角的、総合的、複合的に思考する能力を身につけ、体験や実践の中から学ぶことができる。
- （3）人間と文化の探求、現代社会の多面的理解、科学技術と自然環境の理解に必要な基礎的素養を身につけ、情報処理や英語の基本的なリテラシーを身につけている。
- （4）専門分野の学修を通じて、人間や社会、学問等についての基礎的素養を身につけている。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識、技能）

＜社会的意義＞心理や福祉のもつ社会的な意義や、心理や福祉を学ぶことによって社会でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

＜職業生活で評価される能力＞心理や福祉の専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特にコミュニケーション力、チームワーク力を身につけている。

＜専門に関する能力＞

- （1）領域の選択に応じて、社会福祉・精神保健福祉、心理、教育・生涯スポーツの各専門分野の専門的な知識を修得し、現場での実践力を身につけている。

- (2) 4年間の学修の総仕上げとして、自らテーマを設定し、研究を行い、卒業論文にまとめることができる。

3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

(1) 思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて改善することができる能力を身につけている。判断力、創造力、企画力などを含む。

(2) 実行力

自ら計画し実行することができる。組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を身につけている。主体性、協働力、傾聴力などを含む。

(3) 表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナー、振る舞い、豊かなコミュニケーション力を身につけている。発信力、日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

我が国のみならず国際的な動向や問題に幅広い関心を持ち、図書やICT機器を用いて必要な情報を収集できる力を身につけている。情報収集分析力、PCスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

人間関係学科は、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の構成は、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本とする。科目の内容に応じて講義＋演習・実験・実習の構成により理論的かつ体験的に学習できるよう履修形態等を工夫する。教育指導にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学生が学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養科目

ディプロマ・ポリシーの「教養」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分と科目を置く。

- (1) 大学教育に必要な思考力や表現力など基礎的素養を培うために必要な導入教育を行い、本学の建学の精神、教育方針等を学び、学生の学習意欲を高めるため、1年次に科目区分「基礎ゼミ」を置き、その内容に適した科目を置く。
- (2) 特定の主題について、一つの専門分野に偏らずに、多角的、総合的、複合的に思考する能力を養うため科目区分「学際科目」を置き、それに適した科目を置く。
- (3) 人間と文化の探求、現代社会の多面的理解、科学技術と自然環境の理解に必要な教養を身につけ、情報処理や英語のリテラシーを身につけるための科目区分を設け、それぞれその内容に適した科目を置く。

2. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分を置き、それぞれの科目区分の要請する内容を偏りなく包含する諸科目を設定する。な

お、社会福祉・精神保健福祉、心理、教育・生涯スポーツを学修することの社会的意義に関しては教養科目の「基礎演習」で扱い、職業生活で評価される能力に関しては全ての専門科目で分担して扱う。

(1) 発展演習・専門演習・卒業演習

教養科目の「基礎演習」と一貫する科目群として以下の少人数ゼミを置く。

- ①専門の基礎的な知識・能力を高めるための科目として2年次に「発展演習」を置く。
- ②専門の知識や考え方を深めるとともに、課題の探求力、発表能力などを高め、卒業演習につなげるための科目として3年次に「専門演習」を置く。
- ③テーマを絞って専門の学修を深め、4年間の集大成となる卒業論文を完成させるための科目として「卒業演習」を置く。

(2) 学部共通専門科目

文学部各学科共通に履修できる人文系、社会科学系、芸術系の入門的・概論的な知識、技能を修得するための科目区分を置く。

(3) 専門基礎科目

社会福祉・精神保健福祉、心理、教育・生涯スポーツの各領域の基礎的な知識、技能を修得するための科目区分として専門基礎科目を置く。

(4) 領域の専門科目

社会福祉・精神保健福祉、心理、教育・生涯スポーツの各分野の専門的な知識を修得し、現場での実践力を身につけるための科目区分として領域専門科目を置く。

(5) 卒業論文

4年間の学修の総仕上げとして、自らテーマを設定し、研究を行い、論文にまとめるための科目区分

3. 専門科目、教養科目の共通事項

(1) 授業の内容・方法

- ①ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果（到達目標）については、それを計画的に身につけることができるよう、専門科目、教養科目の全科目が学修成果（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。
- ②能動的学修、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。

(2) 初年次教育

多様な新入生全員が、学習意欲を沸き立たせ、自ら人間関係を築き、学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように、オリエンテーションや導入演習も含めて初年次の配当科目、授業内容・方法を工夫する。

(3) キャリア教育

教養科目では、学部・学科共通のキャリア関連科目を置く。専門科目では社会福祉、精神保健福祉、心理、教育・生涯スポーツの現場で評価される実践的な知識、技能を修得するよう授業内容・方法を工夫する。

(4) 資格科目

公認心理師（大学院を含む）、認定心理士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得するための科目の他に、高等学校教諭一種免許状（公民）、司書、司書教諭の免許・資格を取

得するための科目を設定する。

(5) 学修成果（到達目標）の達成度の評価とカリキュラムの改善

教員による達成度評価、学生自身による達成度評価のほか、卒業生調査などによって社会からの外部評価を適宜加え、カリキュラム全体の達成度評価と課題の明確化、改善案の策定などを行う。

研究活動

人間関係学科では、卒業論文を必修としている。専門演習（3年次）、卒業演習（4年次）を通して、2年間で卒業論文に向けて研究・調査と執筆を行い、社会福祉、心理、教育・生涯スポーツの分野における課題を理論的、実証的に考察し、探求する。

また、1年次から、地域社会における様々な活動に参加し、また、課題を見出し、その調査・研究を主体的に行うことを指導している。

進路指導

基礎演習（1年後期・必修科目）において、卒業生による連続講義を通して、卒業後の進路について具体的に知る機会を設けている。また、2年次から行われる施設等での実習で公認心理師、社会福祉士及び精神保健福祉士の仕事を直接学ぶことができる。3、4年次の演習を通して、学生一人ひとりの進路指導を定期的実施している。

アドバイスコーナー

人間関係学科では、1年次より少人数の担任制を敷き、教員と学生一人ひとりの密度の濃い関係を大切にしている。学生が研究室を訪ね、教員と個人的に触れ合うことを大切にしているので、学生からも積極的に研究室を訪ねてきて欲しい。何人かの教員と個人的関係が築ければ、勉強の楽しさを知ることでもでき、大学生活も充実したものになる。

教育概要

資格・進路を考えながら、そのための科目をしっかりと履修して欲しい。また同時に、人間関係を理解するためには、幅広く学ぶことが大切なので、自分の関心ある分野を超えて、授業を選択して欲しい。

食物栄養学科

歴 史

2002年4月に別府大学短期大学部食物栄養科の一部を改組転換して食物栄養学部食物栄養学科が設置され、大分県下では唯一の管理栄養士養成施設として発足した。2006年に食物バイオ学科が設置され、1学部2学科体制となると同時に学部名称を食物栄養科学部に改め、食・栄養と健康に関する教育と研究を推進している。卒業生は専門知識・技術を活かした分野に進むものが多く、医療機関、行政機関、福祉施設、給食施設、調剤薬局、ドラッグストアなどで働く管理栄養士・栄養士が大部分を占めている。

特 色

食物栄養学科は、大分県下唯一の管理栄養士養成施設であり、卒業と同時に栄養士免許が取得できるとともに管理栄養士国家試験の受験資格が取得できる。さらに、所定の単位を修得することにより栄養教諭一種免許を得ることができる。なお、卒業時に申請によって、食品衛生監視員および食品衛生管理者の資格が得られる。また、所定の単位を修得することによりフードスペシャリストの受験資格および司書資格も取得することができる。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

食物栄養学科は、本学の定める課程を修了し、「教養力」「専門力」「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に学士（栄養学）の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）

- （1）大学教育に必要な基礎的素養を身につけ、また、本学の建学の理念や教育方針とともに、栄養学および健康科学を学修するための社会的意義を理解している。
- （2）地域社会について、一つの分野に偏らずに、自然科学、社会科学および人文科学の融合した多角的、総合的、複合的に思考する能力を身につけ、体験や実践の中から学ぶことができる。
- （3）人間と文化、社会科学の理解、自然科学と情報の理解に必要な教養を身につけ、また、国際理解のための外国語の基本的なリテラシーを身につけている。
- （4）食物学や栄養学を学ぶための基盤領域の分野の学修を通じて、人間や社会、学問等についての基礎的素養を身につけている。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識、技能）

＜社会的意義＞栄養学および健康科学のもつ社会的な意義や栄養学および健康科学を学ぶことによって人の生き方・暮らし方を選択する能力、社会の変化に対応して生活を組み立てる能力、次世代や他者の生活を支援する能力をもち、保健・医療・福祉・介護システムの中で、栄養補給、食関連サービスのマネジメントを行うことができる能力や健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

＜職業生活で評価される能力＞栄養学および健康科学の専門教育を通して、特に食・栄養・健

康にかかわる専門職業人として社会貢献する能力を身につけている。

- (1) 社会・環境と健康の関係、健康の概念、保健・医療・福祉・介護システムについて、基礎的な知識を身につけている。
- (2) 人体の構造と機能、環境変化に対する対応機能および疾病の成因、病態、診断、治療、生体防御について基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能を身につけている。
- (3) 食品の栄養特性・物性と食品成分の人間生活・健康に与える影響および食品の加工・調理や食の安全性・衛生管理について理解し、それに関する実験の技能や調理・加工技術を身につけている。
- (4) 健康の保持・増進、疾病の予防・治療における栄養の役割およびエネルギーや栄養素の代謝の生理的意義について理解し、それに関する実験の技能を身につけている。
- (5) 発育・加齢や妊娠など人体の構造や機能の変化に伴う栄養状態の変化と栄養アセスメント・栄養管理について理解し、それに関する実習技能を身につけている。
- (6) 健康・栄養状態、食行動、食環境に関する情報の収集・分析および栄養教育計画の作成・実施・評価について理解し、行動科学やカウンセリングに関する実習技能を身につけている。
- (7) 傷病者・クライアントの病態や栄養状態に応じた適切な栄養管理を行うために、栄養管理プロセス（栄養スクリーニング、栄養評価、栄養診断、栄養介入、栄養モニタリングと評価）について理解し、傷病者・クライアントの栄養指導に関する実習技能を身につけている。
- (8) 国や地域社会の健康・栄養問題や政策および活動、関連要因の情報収集・課題分析について学び、公衆栄養活動に計画立案・実施・評価等について理解し、それに関する実習・演習技能を身につけている。
- (9) 給食運営および物資や人材の資源の利用方法を学び、栄養面・衛生面・安全面・経営面の管理について理解し、総合的なマネジメントに関する実習技能を身につけている。
- (10) 専門基礎分野と専門分野を横断した栄養学および健康科学について理解し、それらを活用できる総合的な能力を身につけている。
- (11) 管理栄養士の活動の場での栄養評価・栄養管理を行うために必要な知識と技術および関連職種との連携を理解し、それらを行うために技術を臨地校外実習で身につけている。
- (12) 実践的な活動の場での課題の発見と解決を通して、卒後に栄養士・管理栄養士として必要な知識・技能を理解し、演習を通じて身につけている。

3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

(1) 思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて改善することができる能力を修得している。判断力、創造力、企画力などを含む。

(2) 実行力

組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を修得している。主体性、協働力、傾聴力などを含む。

(3) 表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナーや振る舞いを身につけるとともに、豊かなコミュニケーション力を修得している。発信力、日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

我が国のみならず国際的な動向や問題に幅広い関心を持ち、図書やＩＣＴ機器を用いて必要な情報を収集できる力を修得している。情報収集分析力、ＰＣスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

食物栄養学科は、ディプロマ・ポリシーに示された学習成果（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の構成は、管理栄養士学校指定規則第２条および日本学術会議による「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」をもとに、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本とする。必ず学修すべき内容を扱う科目は必修とし、科目の内容に応じて講義、演習、実験、実習の構成により理論的かつ体験的に学習できるよう履修形態等を工夫する。

1. 教養科目

ディプロマ・ポリシーの「教養」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分と科目を置く。

- (1) 大学教育に必要な基礎的素養を培うために必要な初年次教育を行い、また、食物学や栄養学を学修するための社会的意義を理解し、学修意欲を高めるため、科目区分「食物栄養科学基盤領域」を置き、その内容に適した科目を置く。
- (2) 地域社会について、一つの分野に偏らずに、自然科学、社会科学および人文科学の融合した多角的、総合的、複合的に思考する能力を養うために科目区分「地域社会総合領域」を置き、それに適した科目を置く。
- (3) 人間と文化、社会科学の理解、自然科学と情報の理解に必要な教養を身につけ、また、国際理解のための外国語の基本的なリテラシーを身につけるための科目区分を設け、それぞれの内容に適した科目を置く。

2. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果（到達目標）に対応して、かつ栄養士法施行規則に定められたカリキュラム編成に準拠し、以下の科目区分を置き、それぞれの科目区分の要請する内容を偏りなく、包含する諸科目を設定する。

- (1) 社会・環境と健康の関係、健康の概念、保健・医療・福祉・介護システム
- (2) 人体の構造と機能、環境変化に対する対応機能および疾病の成因、病態、診断、治療、生体防御
- (3) 食品の栄養特性・物性と食品成分の人間生活・健康に与える影響および食品の加工・調理や食の安全性・衛生管理
- (4) 健康の保持・増進、疾病の予防・治療における栄養の役割およびエネルギーや栄養素の代謝の生理的意義
- (5) 発育・加齢や妊娠など人体の構造や機能の変化に伴う栄養状態の変化と栄養アセスメント・栄養管理
- (6) 健康・栄養状態、食行動、食環境に関する情報の収集・分析および栄養教育計画の作成・実施・評価と行動科学・カウンセリング
- (7) 傷病者・クライアントの病態や栄養状態に応じた適切な栄養管理を行うために、栄養管理プロセス（栄養スクリーニング、栄養評価、栄養診断、栄養介入、栄養モニタリングと

評価)に関する理解や傷病者・クライアントの栄養指導

- (8) 国や地域社会の健康・栄養問題や政策および活動、関連要因の情報収集・課題分析、公衆栄養活動の計画立案・実施・評価
- (9) 給食運営および物資や人材の資源の利用方法とそれに伴う栄養面・衛生面・安全面・経営面の総合的マネジメント
- (10) 専門基礎分野と専門分野を横断した栄養学および健康科学
- (11) 管理栄養士の活動の場での栄養評価・栄養管理を行うために必要な知識と技術および関連職種との連携
- (12) 管理栄養士に必要とされる専門基礎分野及び専門分野の知識および応用力
- (13) 実践的な活動の場での課題の発見と解決と卒後に栄養士・管理栄養士として必要な知識・技能
- (14) 栄養士・管理栄養士として、より深化した多角的な知識や複合的な技術
- (15) 教育現場において、他の教諭と協調して指導を行うことができる指導力やマネジメント能力も含め、栄養教諭に必要な栄養指導についての知識・技能
- (16) 卒業研究を通じた課題発見とその客観的分析と解決のために必要な知識・技能

3. 専門科目、教養科目の共通事項

(1) 授業の内容・方法

- ①ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果（到達目標）については、それを計画的に修得できるよう、専門科目、教養科目の全科目が学修成果（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。
- ②能動的学修、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。

(2) 初年次教育

多様な新入生全員が、学習意欲を湧き立たせ、自ら人間関係を築き、学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように、オリエンテーションや「食物栄養科学基盤領域」も含めて初年次の配当科目、授業内容・方法を工夫する。

(3) キャリア教育

教養科目では、職業生活等で評価される能力を培うための科目を置き、食・栄養・健康にかかわる職業の能力を高めるために4年次に「実践演習」を置き、それに適した科目を置く。

(4) 資格科目

管理栄養士国家試験受験資格を取得するための科目の他に栄養士免許、栄養教諭一種免許、フードスペシャリスト資格認定試験受験資格、食品衛生管理者・監視員、司書免許を取得するための科目を設定する。

研究活動

食物栄養学科の研究活動の一環として卒業研究がある。卒業研究は必須科目ではないが、毎年ほとんどの学生が履修している。3年生の前期に研究テーマを決め、各研究室に配属され、4年生になると研究室単位での活動が中心になる。研究室では探究するテーマの勉強会の他、管理栄養士国家試験に向けての勉強会も行われている。また、研究の成果を発表する場として、9～11月には卒

論発表会が実施され、この発表会に向けて抄録、発表用資料を作成し事前準備も入念に行われる。例年、発表会では活発な質疑応答が行われ、研究活動を通して学生の自主的な問題解決能力の向上はもとより、教員と学生の強固な信頼関係が育まれている。

進路指導

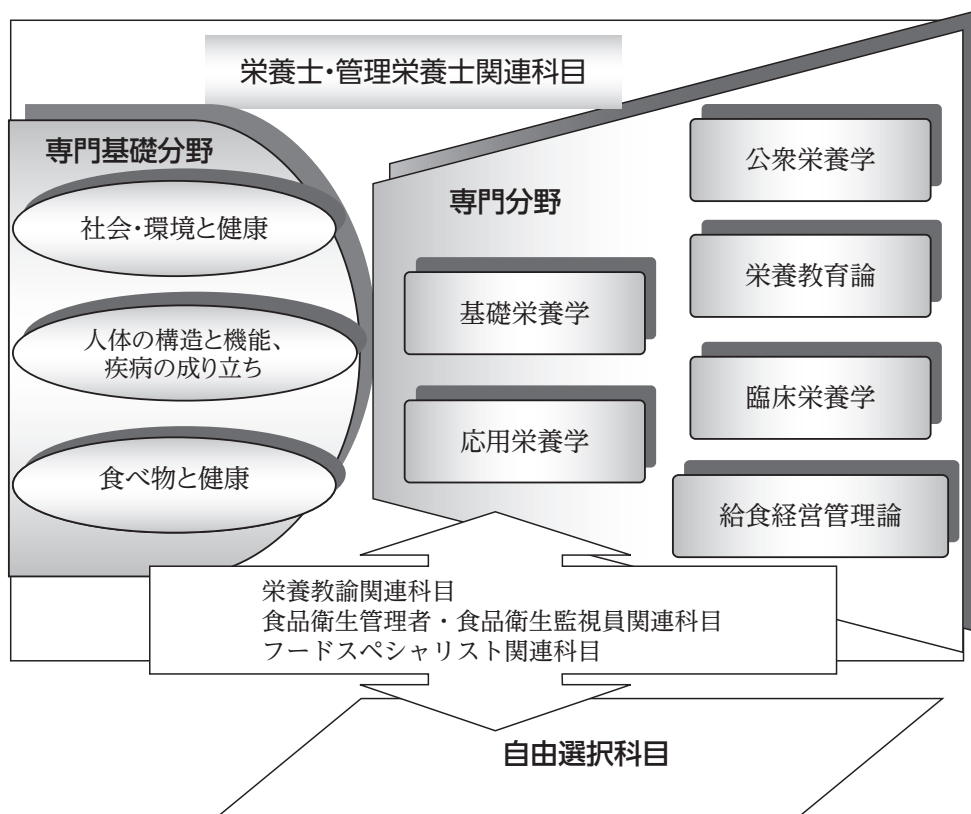
本学科では、管理栄養士養成施設として、食・栄養・健康のプロフェッショナルを育てる教育、人間としての総合力を備えた人材育成を目指している。そのための教養知識、数多くの専門知識、その他食の現場で役立つ知識を身につけることができるような教育システムを通して進路指導を進めている。具体的には、1年次は導入演習、基礎演習を通して自己発見、学習計画と将来への目標設定、2年次は、進路実現に向けての専門知識、能力の修得、3年次は、臨地校外実習や地域住民を交えた健康教室を通しての社会体験、進路の選択、4年次は進路決定、自己実現への具体的な活動を行う。それを支援するために本学のキャリア支援課と連携し個別やグループ単位の進路指導も行なっている。

アドバイス・コーナー

食生活を取り巻く社会環境は大きく変化し、生活習慣病の増加、アレルギー疾患の増加、高齢者の増加と栄養問題、一方では、欠食、孤食、過度のダイエット志向による栄養摂取不足の若者の増加が大きな問題となっている。こうした中で、食や栄養に関わるさまざまな場面において健全な食生活が送れるよう指導し、支援して行く役割を担うのが管理栄養士である。今後、活躍が期待される分野はさらに広がって行くと予想されるだけに、自分が何を学びたいか、何をめざしたいかをしっかりと見据えて勉強することが大切である。そして、地域社会の人々の健康と福祉に貢献するための専門知識を本学で学び、実践力を身につけることを願っている。

教育概要

『教養科目』、『専門基礎分野』、『専門分野』、『自由選択科目』、さらに『卒業研究』を加えた5つに大別される。『専門基礎分野』は「社会・環境と健康」「人体の構造と機能、疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の3つの教育内容から構成され、『専門分野』は「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」「特別演習」「専門演習」の10の教育内容から構成されている。



免許・資格

学位記：学士（栄養学）
 栄養士免許
 管理栄養士国家試験受験資格
 栄養教諭一種免許状
 食品衛生監視員及び食品衛生管理者
 司書資格
 フードスペシャリスト受験資格

発酵食品学科

歴 史

発酵食品学科は日本でも数少ない醸造発酵学が専門の学科で、発酵食品を中心とした食に関する教育プログラムを組んでいる。一方でバイオ系の教育機関でもあることから、微生物やバイオサイエンスに関する多彩な専門科目を設けている。科学的探究心を持って、生物学、化学の基礎分野、醸造発酵の専門分野を学び、新たな食の開発、バイオサイエンスの研究を通して、地域社会や国際社会に貢献できる人材を育成している。

発酵食品学科は、2006年に食物栄養科学部に食物バイオ学科として設立された後、2009年に発酵食品学科に名称が変更された。さらに2011年から学修経歴・将来設計に合わせて多角的に学べるよう、発酵食品コースと食品流通コースの2つのコース制が導入され、2013年からは食品香料コースを加えた3コース制に移行した。

特 色

人類は古来より微生物の持つさまざまな機能を利用してきた。発酵食品はもちろん、医薬品や化学製品の製造、エネルギーの生産、環境保全等である。本学科では微生物、食品、健康、環境保全、バイオテクノロジー、香りをキーワードに教育研究を行っている。各学生の学修経歴・将来設計に合わせ、醸造発酵、香料、原材料生産、製造、商品開発、流通、企画販売など食品について多角的に学ぶため、発酵食品コース、食品流通コース、食品香料コースの3つの自由選択コース制を採っている。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

発酵食品学科は、本学の定める課程を修了し、「教養」、「専門力」、「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に学士（食物バイオ学）の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）

- （1）大学教育に必要な思考力や表現力などの基礎的素養を身につけ、本学の建学の理念、教育方針等を理解している。
- （2）特定の主題について、多角的、総合的、複合的に思考する能力を身につけ、体験や実践の中から学ぶことができる。
- （3）人間の探求、現代社会の理解、科学技術と環境の理解に必要な基礎的素養を身につけ、情報処理や運動と健康、英語の基本的なリテラシーを身につけている。
- （4）専門分野の学修を通じて、人間や社会、学問等についての基礎的素養を身につけている。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識、技能）

＜社会的意義＞発酵食品学等のバイオサイエンスのもつ社会的な意義や、バイオサイエンスを学ぶことによって社会でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

＜職業生活で評価される能力＞発酵食品学等のバイオサイエンスの専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に研究開発及び衛生管理の能力を身につけている。

- (1) 発酵食品学等のバイオサイエンスを学ぶための基礎スキルを身につけている。
- (2) 化学の基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能を身につけている。
- (3) バイオサイエンスの基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能を身につけている。
- (4) バイオテクノロジーの基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能を身につけている。
- (5) 食についての基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能を身につけている。
- (6) 食の安全の基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能を身につけている。
- (7) 発酵と食品に関する専門的な知識を身につけ、発酵食品に関する製造の技術を身につけている。
- (8) 生活環境から地球環境の保全に関して微生物を活用できる知識を身につけ、その活用を図る能力を身につけている。
- (9) バイオテクノロジーについての知識を身につけ、それに関する実験の技能を身につけている。
- (10) 発酵食品の製造や経営に関する知識を身につけ、これを応用できる能力を身につけている。
- (11) 食品の生産、流通、経営に関する知識を身につけ、その活用を図る能力を身につけている。
(食品流通コースを選択した学生のみ)
- (12) 化粧品や食品の香りに関する知識を身につけ、これらに関する実験の技能を身につけている。
(食品香料コースを選択した学生のみ)
- (13) 就職活動に必要な能力、および校外実習を通じ自身の進路について理解を深め、将来の目標をたてる能力を身につけている。

3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

(1) 思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて改善することができる能力を身につけている。判断力、創造力、企画力などを含む。

(2) 実行力

自ら計画し実行することができる。組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を身につけている。主体性、協働力、傾聴力などを含む。

(3) 表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナー、振る舞い、豊かなコミュニケーション力を身につけている。発信力、日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

わが国のみならず国際的な動向や問題に幅広い関心をもち、図書やICT機器を用いて必要な情報を収集できる力を身につけている。情報収集分析力、PCスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

発酵食品学科は、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の構成は、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本とする。必ず学習

すべき内容を扱う科目は必修とし、科目の内容に応じて講義、演習、実験、実習の構成により理論的かつ体験的に学習できるよう履修形態等を工夫する。教育指導にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学生が学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養科目

ディプロマ・ポリシーの「教養」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分と科目を置く。

- (1) 大学教育に必要な思考力や表現力など基礎的素養を培うために必要な初年次教育を行い、本学の建学の精神、教育方針等を学び、学生の学習意欲を高めるため、1年次に科目区分「食物栄養科学基盤領域」を置き、その内容に適した科目を置く。
- (2) 特定の主題について、一つの分野に偏らずに、多角的、総合的、複合的に思考する能力を養うため科目区分「地域社会総合領域」を置き、それに適した科目を置く。
- (3) 人間の探求、現代社会の理解、科学技術と環境の理解に必要な教養を身につけ、また、情報処理、運動と健康、英語のリテラシーを身につけるための科目区分を設け、それぞれその内容に適した科目を置く。

2. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分を置き、それぞれの科目区分の要請する内容を偏りなく包含する諸科目を設定する。また、さらに専門性を高めるため「発酵食品コース」、「食品流通コース」、「食品香料コース」の自由選択コース制をとる。また、各自の希望に応じた自由選択科目の科目区分として(14)～(16)を置く。なお、発酵食品学等のバイオサイエンスを学修することの社会的意義に関しては教養科目の「基礎演習」で扱い、職業生活で評価される能力に関しては全ての専門科目で分担して扱う。

- (1) バイオサイエンスの基礎
- (2) 発酵の基礎
- (3) 食の流通の基礎
- (4) 香りの基礎
- (5) フードサイエンスの基礎
- (6) 健康の基礎
- (7) バイオテクノロジー
- (8) 微生物と食品
- (9) 微生物と環境
- (10) 食品衛生と品質管理
- (11) 食品流通と経済
- (12) 食と香り
- (13) 総合演習
- (14) 臨地実習
- (15) 教員免許取得関連科目
- (16) 地域社会連携
- (17) 卒業論文関連科目

3. 専門科目、教養科目の共通事項

(1) 授業の内容・方法

①ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果（到達目標）については、それを計画的に身につけることができるよう、専門科目、教養科目の全科目が学修成果（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。

②能動的学修、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。

(2) 初年次教育

多様な新入生全員が、学習意欲を沸き立たせ、自ら人間関係を築き、学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように、オリエンテーションや発酵食品初年次教育も含めて初年次の配当科目、授業内容・方法を工夫する。

(3) キャリア教育

教養科目では、職業生活等で評価される能力を培うための科目を置き、専門科目では発酵食品学等のバイオサイエンスにかかわる職業の能力を高めるための科目を置く。

(4) 資格科目

食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格、フードサイエンティスト資格を取得するための科目の他に中学校教諭一種免許（理科）、高等学校教諭一種免許（理科）、学芸員、司書・司書教諭、バイオ技術者、フレーバーフレグランス検定を取得するための科目を設定する。

(5) 学修成果（到達目標）の達成度の評価とカリキュラムの改善

教員による達成度評価、学生自身による達成度評価のほか、卒業生調査などによって社会からの外部評価を適宜加え、カリキュラム全体の達成度評価と課題の明確化、改善案の策定などを行う。

研究活動

本学科は微生物、食品、健康、環境、バイオテクノロジー、香り、食の流通をキーワードに多彩な研究を展開している。主な研究テーマは以下のとおりである。地元企業との共同研究で分離した酵母の諸性質を調べ醸造発酵産業への活用を図る研究、諸種の環境汚染物質を分解する細菌の研究、和牛のうま味に関する研究、嫌気性細菌の有効利用に関する研究、食物アレルギーの原因物質の研究、造血幹細胞やがん細胞の特性についての研究、産地による柚子芳香の特徴について、保存中に生じる香料変化の速度論的解析、精油組成を模擬した調合香料の官能特性、吸着ポリマーへの香料成分の拡散、塩湖の水質形成機構に関する研究、地下水の流動および涵養標高の推定に関する研究、流域単位での物質収支を考慮した地域特性に関する研究、地下水中の炭酸を起因とする水質形成機構に関する研究などである。

進路指導

食品関連企業への就職を希望する場合、分析や研究技術が重要となることから、企業見学や学外実習、学生実験、卒業研究等に積極的に参加し、食に関する幅広い技術と知識の習得が重要である。履歴書とエントリーシートは、担任や卒業研究の指導教官が随時指導を行っている。面接は専門的な部分は発酵食品学科の教員が担当し、一般的な面接事項に関してはキャリア支援センターの専門の職員が指導している。また、食品衛生監視員や中・高等学校理科教員等の公務員も、

努力次第で十分に合格が可能である。さらなる高レベルの研究をめざす学生には大学院への進学を勧めている。

アドバイスコーナー

発酵食品学科では微生物を学ぶことから始まる。微生物は一匹では小さくて目に見えませんが、地球環境のあらゆるところに生息し、生育速度が速く、大腸菌は一晚の培養で1ミリリットルあたり数十億に増殖する。微生物を知り、微生物から学ぶことを心がけてほしい。また、本学科では講義で学んだ知識をさらに深めるために、多くの実践型の学修を行っている。臨地実習、チーズやヨーグルトなどの食品製造実習、食品工場見学会、食にかかわる各種のプロジェクトに積極的に参加してほしい。

教育概要

発酵食品学科では、醸造発酵、環境等に関する講義や実験を開講し、広くバイオテクノロジーの知識を身につけることができる。また臨地実習などの学外実習を設け、座学だけでは得られることのできない体験をすることができる。専門基礎科目としてバイオサイエンスの基礎、発酵の基礎、食の流通の基礎、香りの基礎、フードサイエンスの基礎、健康の基礎がある。また、専門科目としてバイオテクノロジー、微生物と食品、微生物と環境、食品衛生と品質管理、食品流通と経済、食と香り、総合演習などがある。

免許・資格

学位記：学 士（食物バイオ学）
食 品 衛 生 監 視 員
食 品 衛 生 管 理 者
高等学校教諭一種免許状（理科）
中学校教諭一種免許状（理科）
フ ー ド サ イ エ ン テ ィ ス ト
バイオ技術者（中級・上級）受験資格
学芸員、司書、司書教諭免許状
社 会 福 祉 主 事



国際経営学科

歴 史

21世紀のわが国は、社会、経済、情報、文化のグローバル化が進み、社会活動が高度化・複雑化・国際化した知識基盤社会に移行しつつある。現代社会に対応するためには、大学教育のグローバル化・専門化・情報化を推進しなければならない。さらに、本学が高等教育機関としての役割を果たしていくためには、教育研究のグローバル化を進めて質の高い教育を提供し、世界を舞台に活躍することのできる人材の養成が責務である。

「真理はわれらを自由にする」という建学の精神のもと、人間教育を中心とした人格の陶冶に努めなければならない。その上で本学がこれまで培った教育研究システムに基づいて、グローバル化社会で活躍するための専門教育を行い、地域社会ならびに国際社会の発展に貢献できる人材を育成することを教育理念として、2009年4月に国際経営学部国際経営学科が設置された。

特 色

本学が立地する大分県は観光産業、先端技術を駆使するIT産業と自動車産業、製鉄・石油化学産業が展開している。国際経営学科は国際感覚を身につけたうえで、地域の問題を解決できる人材を育成し、社会で必要とされる資格取得のためのカリキュラムが設けられている。また、公務員を志願する学生を対象とした対策も充実させている。

【国際経営コース】

グローバル化する世界の動きを理解したうえで、経営学の知識を活かし、世界と地域の企業における各種企画の立案・運営・管理ができ、かつ地域の活性化に貢献しうるリーダーを養成する。そのために、国際的な感覚を養い、異文化理解を基礎に、企業経営、マーケティング、ICT（情報通信技術）を専門的に教育する。

【会計・税理士コース】

企業経営において主として会計分野の仕事で貢献できる人材を養成する。そのために、簿記の基礎から応用、財務会計、管理会計、税務会計の知識を修得し、さらに、グローバル化の進展に伴い重要性が増している国際会計に適応した教育も行う。また、税理士等の資格取得に対応した授業も開講する。

【観光・地域経営コース】

地域資源のブランド化による観光振興、豊富な自然エネルギーを活用した地域活性化などの課題に取り組み、地域づくりのために活躍できる人材を育成する。実際に「現場」に出向く学習を心がけ、観光や地域に対する価値観や視野を広げる。

〈公務員試験対策〉

大分県庁、大分市役所、別府市役所をはじめとする地方公務員や国税専門官などの国家公務員を目指すための対策に取り組む。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

国際経営学科は、本学の定める課程を修了し、「教養」「専門力」「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に学士（経営学）の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）

- （1）大学教育に必要な思考力や表現力などの基礎的素養を身につけ、本学の建学の理念、教育方針等を理解している。
- （2）特定の主題について、多角的、総合的、複合的に思考する能力を身につけ、体験や実践の中から学ぶことができる。
- （3）人間と文化の探求、現代社会の多面的理解、科学技術と自然環境の理解に必要な基礎的素養を身につけ、情報処理や英語の基本的なリテラシーを身につけている。
- （4）専門分野の学修を通じて、人間や社会、学問等についての基礎的素養を身につけている。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識、技能）

＜社会的意義＞経営学のもつ社会的な意義や、経営学を学ぶことによって社会でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

＜職業生活で評価される能力＞経営学の専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に経営管理及び情報処理の能力を身につけている。

- （1）経営学についての基本的な知識を身につけ、それを実践で活用する能力を身につけている。
- （2）経済学についての基本的な知識を身につけ、それを実践で活用する能力を身につけている。
- （3）会計学についての基本的な知識を身につけ、それを実践で活用する能力を身につけている。
- （4）観光・地域経営についての基本的な知識を身につけ、それを実践で活用する能力を身につけている。
- （5）経営に関連した法律についての基本的な知識を身につけ、それを実践で活用する能力を身につけている。
- （6）経営に関連した情報システムについての基本的な知識を身につけ、それを実践で活用する能力を身につけている。
- （7）経営学・経済学・会計学・観光学などについての国際的な知識を身につけ、それを実践で活用する能力を身につけている。

3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

（1）思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて改善することができる能力を身につけている。判断力、創造力、企画力などを含む。

（2）実行力

自ら計画し実行することができる。組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を身につけている。主体性、協働力、傾聴力などを含む。

（3）表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナー、振る舞い、豊かなコミュニケーション力を身につけている。発信力、

日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

我が国のみならず国際的な動向や問題に幅広い関心を持ち、図書やＩＣＴ機器を用いて必要な情報を収集できる力を身につけている。情報収集分析力、ＰＣスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

国際経営学科は、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の目標（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の構成は、学修成果の目標（到達目標）を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本とする。必ず学習すべき内容を扱う科目は必修とし、科目の内容に応じて講義＋アクティブラーニングの構成により、理論的かつ体験的に学習できるよう履修形態等を工夫する。教育指導にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学生が学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養科目

ディプロマ・ポリシーの「教養」に示された学修成果の目標（到達目標）に対応して、以下の科目区分と科目を置く

- (1) 大学教育に必要な思考力や表現力など基礎的素養を培うために必要な導入教育を行い、本学の建学の精神、教育方針等を学び、学生の学習意欲を高めるため、1年次に「基礎ゼミ」を置き、その内容に適した科目を置く。
- (2) 特定の主題について、一つの専門分野に偏らずに、多角的、総合的、複合的に思考する能力を養うため科目区分「学際科目」を置き、それに適した科目を置く。
- (3) 人間と文化の探求、現代社会の多面的理解、科学技術と自然環境の理解に必要な教養を身につけ、情報処理や英語のリテラシーを身につけるための科目区分を設け、それぞれその内容に適した科目を置く。

2. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果の目標（到達目標）に対応して、以下の科目区分を置き、それぞれの科目区分の要請する内容を偏りなく包含する諸科目を設定する。なお、経営学を学修することの社会的意義に関しては教養科目の「導入演習」「基礎演習」で扱い、職業生活で評価される能力に関しては全ての専門科目で分担して扱う。

(1) 発展演習・専門演習・卒業演習

教養科目の「導入演習」「基礎演習」と一貫する、2年次以降の少人数ゼミの科目区分を置く。

- ①専門の基礎的な知識・能力を高めるための科目として2年次に「発展演習」を置く。
- ②専門の知識や考え方を深めるとともに、企画力、論理力、発表能力などを高め、卒業演習につなげるための科目として3年次に「専門演習」を置く。
- ③テーマを絞って専門の学修を深め、4年間の集大成となる卒業論文（研究）を完成させるための科目として「卒業演習」を置く。

(2) 専門関連科目

専門の学修に関連した人文系、社会科学系、言語系の概論的な知識、技能を修得するための科目と科目区分「専門関連科目」を置く。

(3) 学科専門科目

- ①専門を学習するうえでの共通的・基礎的な内容を修得するための科目と科目区分「共通基礎科目」を置く。
- ②専門分野の知識を身につけ、それを実践で活用する能力を身につけるための科目と科目区分「経営学分野」「経済学分野」「会計学分野」「観光・地域経営分野」「法律分野」「国際分野」「情報分野」「地域創生プロジェクト」「キャリアアップ科目」「公務員分野」「教職分野」を置く。
- ③4年間の学修の総仕上げとして、自らテーマを設定し、論文を作成するための科目と科目区分「卒業論文」を置く。

3. 専門科目、教養科目の共通事項

(1) 授業の内容・方法

- ①ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果の目標（到達目標）については、それを計画的に身につけることができるよう、専門科目、教養科目の全科目が学修成果の目標（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。
- ②能動的学修、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。

(2) 初年次教育

多様な新入生全員が、学習意欲を沸き立たせ、自ら人間関係を築き、学習計画を立て、主体的な学びを実践できるように、第2次オリエンテーションや導入演習、基礎演習も含めて初年次の配当科目、授業内容・方法を工夫する。

(3) キャリア教育

職業現場に積極的に出向いて、研修・見学を行ったり、地元企業・組織の経営者や幹部を大学に招いてセミナーを行ったりするなど実務体験を重視した教育に取り組む。

(4) 公務員試験対策科目・資格試験対策科目

「公務員試験」：民法、ミクロ経済学特別講義、マクロ経済学特別講義、公務員実務演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶなど

「リテールマーケティング（販売士）（3・2級）」：マーケティング論、リテールマーケティングキャリアアップなど

「日商簿記（3・2級）」：簿記Ⅰ・Ⅱ、簿記キャリアアップⅠ・Ⅱなど

「税理士試験（簿記論・財務諸表論）」：上級簿記Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅵ、上級簿記キャリアアップなど

「旅行業務取扱管理者（総合・国内・地域限定）」：旅行業実務、旅行キャリアアップⅠ（旅行業法・約款）、旅行キャリアアップⅡ（旅行実務）など

「ITパスポート」：情報処理キャリアアップなど

「ファイナンシャル・プランナー」：ファイナンスリテラシーなど

「ビジネス実務法務（3級）」：民法、ビジネス法務など

(5) 学修成果の目標（到達目標）の達成度の評価

経営、会計・税務、観光・地域経営の各分野において経営学を学ぶための基本的スキルを修得し、国際言語能力、国際社会における多文化を理解し得る能力、国際的な企業・行政・文化組織で活躍できる経営管理能力、情報処理能力、さらには倫理性や適応能力を備え、他者と協力して課題解決に取り組むことができる能力を身につけている。

進路指導

入学当初からゼミナール制度を取り入れ、1年次（導入演習、基礎演習）、2年次（発展演習）、3年次（専門演習）、4年次（卒業演習）に各ゼミナール担当教員が個別の学生の希望に沿った進路指導を実施している。

また、キャリア支援センターと連携し、キャリア教育やインターンシップを受講するよう指導するとともに、各種企業説明会への積極的な参加支援も行っている。

こうしたきめ細かな指導・実践活動体制により、多様な学生の希望に沿った進路指導を実施している。

看護学科

歴 史

看護学部看護学科は、大分県の課題（看護職員の不足、看護師養成校や入学定員数の減少、看護系大学の少なさ等）への対応として、看護学部の早期開設が社会から要請されていることを受け、別府医療センター（附属大分中央看護学校を令和6年度末で廃止）の実施した公募事業に応募し、令和4年11月に事業者に採択された。そして、「独立行政法人国立病院機構別府医療センターと学校法人別府大学との看護学部設置・運営に関する包括連携協定」を締結した。

なお、本学は、令和4年3月まで2年課程の別府大学附属看護専門学校を併設しており、看護基礎教育の一端を担っていたこと、さらに看護学と関連の深い既存の学部学科を有していることから、その経験と大学の教育資源を有効に活用することによって質の高い看護師養成が可能になると考えた。

以上の背景や経緯のもと、大分中央看護学校の建物及び敷地を借用し、新たに新校舎を建設して、別府大学看護学部看護学科を亀川キャンパスとして設置することとした。今後、別府医療センターをはじめ県内の病院、保健医療施設、行政機関等と協力し、地域医療に取り組む質の高い看護師および保健師の養成を行い、教育・研究の一層の進展と地域社会への貢献に取り組む所存である。

特 色

本学部は、東九州唯一の私立大学看護系学部であり、ICT環境を駆使でき、ヒューマニティに富むハイレベルで自律した看護専門職の人材を育成する。

看護職（看護師、保健師、助産師）のうち、看護師及び保健師（16名選択制）国家試験受験資格が得られる。看護職はいつの時代にも、どんな社会にも必要とされる職業であり、国際的に活動が期待されている。また、多様なキャリアパス（看護の実践家としてのジェネラリストあるいはスペシャリスト、教育者、研究者など）があることから、本学部の卒業生が時代や社会の変化に対応し、自己の関心と適性に合わせて活動の場を選択し、生涯を通してキャリアを高めることが可能である。

そこで、科学的でヒューマニスティックな看護実践力を身につけるため、4年間を通したシミュレーション教育を基盤として、講義・演習・実習へと学修を進めていく。学生は、e-bookや看護技術のweb教材、電子カルテシステム、シミュレーション演習時の収録配信システムなどに親しみ、情報化社会に必要なICTを駆使する能力を修得できる。一方、教職員は、自由な発想、自由闊達な意見交換ができる学修環境を整え、グローバルな視点と自律性を備えた看護専門職へと育つように、個々に応じた学修支援を行う。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

看護学部看護学科は、「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観、確かな看護の専門的知識・実践力を有し、時代や社会の変化に伴う地域社会の健康課題について、多職種連携のもと自律的に行動できる人材、あわせて、自己研鑽を続け、看護学の発展に寄与できる人材を養成する。」を教育目標とし、看護・医療・保健・福祉に関する学問を修め、教養及び専門に関する所定の単位を修得し、以下に掲げた能力を身につけたと認められる者に学位（看護学）を授与する。

- (1) 全人的な人間理解と尊厳及び権利擁護の態度と探究心をもち、広い視野で物事を多角的にとらえる姿勢が身についている。
- (2) 看護活動に必要なコミュニケーション能力、論理的思考力、情報リテラシーが身についている。
- (3) 様々な健康レベルにある対象の生活、健康状態を判断する専門的知識が身についている。
- (4) 看護の本質を理解し、その人らしい生活を支援する援助的人間関係に基づいた看護実践力が身についている。
- (5) チーム医療において多職種と連携・協働して、地域特性に応じた看護を実践する能力が身についている。
- (6) 看護専門職としての役割を理解し、グローバルな観点で専門性を発展させていこうとする姿勢及び自己研鑽を続け、看護学の発展に寄与しようとする姿勢が身についている。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

ディプロマ・ポリシーに掲げる6つの能力を着実に修得させるために、教養教育、専門教育に関する授業科目を体系的・階層的に配置し、講義、演習、実習科目を適切に組み合わせた教育課程を編成する。学生が自立して自主的に学ぶ学修方法を身につけることを目標に、理論的かつ体験的に学修できるよう、下記のカリキュラム・ポリシーのもとに編成する。

1. 教養科目

- (1) 看護専門職として必要な倫理観の醸成や人間愛への素地、論理的思考力を養うために、人間理解に関する科目と、リベラルアーツ関連科目を配置する。(DP1に対応)
- (2) 看護実践に必要な基礎的能力と、現代社会で生きるために必要な情報リテラシー等の基礎的能力を修得するために、教養科目を配置する。(DP2に対応)

2. 専門科目

- (1) 専門基礎科目に、対象を生活者として理解できるように、[生物学的人間理解][疾病と回復過程の理解][健康支援と社会保障制度]に関する科目を配置する。(DP3に対応)
- (2) 地域で生活する個人・家族・集団の多様な価値観を尊重し、各看護学領域に特有な対象理解と健康課題をとらえる力、課題解決のための援助理論と方法を学ぶ科目を配置する(DP4に対応)
- (3) 各看護学領域は、対象の状況に応じた看護実践力を修得するため、リフレクションにより知識・技術・態度を統合して学ぶシミュレーション教育を基本とした演習科目を配置する。(DP4に対応)
- (4) 各看護学領域は、学内演習の成果を多様な場で活用し、発展的・段階的に看護実践力を修得するために実習科目を配置する。(DP4に対応)
- (5) 地域で生活する個人・集団の健康課題を分析・抽出し、健康の維持増進のための継続的支援、協働、組織活動及び評価を実践する科目を配置する。(DP5に対応)
- (6) 対象の多様化、社会の変化に対応できる国際的視点を養い、看護を探究する思考や方法、自己の専門職としての成長と発展につながる科目を配置する。(DP6に対応)

3. 専門科目、教養科目の共通事項

- (1) 授業の内容・方法
講義ではチーム基盤型学習（team-based learning: TBL）を取り入れる等、可能な限

り双方向性の授業設計をしてアクティブラーニングを促進する。演習・実習では1グループ4～5人の少人数構成による教育方法を用い、シミュレーション学修や体験型学修等を通して理論と実践との関連を学び、臨地での様々な対象や場所における実習を通して、学生の主体性、協調性、さらに内省する態度等を養成する。

(2) 初年次教育

個別的で多様な学生が、仲間と協同して学修することにより看護学の学修が促進することを理解できるように、第2次オリエンテーションや1年次の教科目におけるグループワークのためのグループ構成を検討する。

(3) キャリア教育

教養科目において、1年次に基盤ゼミ導入演習、地域フィールドワーク演習を配置し、看護職に必要な主体性と協調性、問題意識を育む。さらに3年次には、自己の将来像に関するビジョンを明確にすることを目的に基盤ゼミ発展演習を配置する。これらの演習により、看護に関連する今日の課題について広く調べ、自己のキャリアデザインを主体的に描くことを目指す。

(4) 資格科目

- ①看護師（国家資格）受験資格：卒業生全員に看護師国家試験の受験資格が与えられる。
- ②保健師（国家資格）受験資格：保健師課程を選択し保健師課程の単位を修得した者は、保健師国家試験受験資格が与えられる。
- ③養護教諭二種免許：保健師免許を取得後、「法学(日本国憲法)」2単位、「スポーツと健康」2単位、「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」合わせて2単位、「数理・データサイエンス入門」2単位、「情報リテラシー」1単位を取得している者は、養護教諭二種免許状の申請・取得が可能である。また、保健師免許を取得した者は、第一種衛生管理者免許の申請・取得が可能である。

(5) 学修成果（到達目標）の達成度とカリキュラムの改善

学修成果の評価においては、定期試験や小テスト、レポート、実技試験等を適宜組み合わせ、成績評価を行う。また評価対象により、自己評価と他者評価の統合による評価等を組み合わせた評価、GPA等の客観的基準の適用等により厳格でかつ学修者の納得の得られる学修評価を行う。また、卒業生調査などによって社会からの外部評価を適宜加え、カリキュラム全体の達成度評価と課題の明確化、改善案の策定などを行う。

研究活動

看護学が課題とする研究の範囲は極めて広く、基礎研究と実践研究の二つを戦略的に維持・強化していくことが重要である。看護学の発展のためには、研究結果を反映した効果的な教育と科学的な実践が重要である。常日頃から、抱いた疑問が研究疑問として成立するかの検討を積み重ねていくこと、単独でできる研究計画を描いてみること、共同で行うべき研究課題を見出すこと等、思考し成文化しておく習慣が研究能力を高めるために重要である。

各教員は、週1～2日研究活動のみに従事する日（授業や実習指導を行わない日）を設定して、研究時間を確保するようにする。

進路指導

大学の体制に加えて独自に、就職支援委員会の委員、学年アドバイザーが、学生の個別のニー

ズに応じて対応できる体制を構築する。

また、大分県では、県主催の中小規模の医療保健施設による就職説明会、ナースセンター主催の就職説明会が実施されており、大学内で開催することも可能である。そこで、亀川キャンパスの体育館を使用して、3年生対象に一斉の就職説明会を実施する。参加施設は、大分県を介して募集する計画である。

アドバイス・コーナー

看護学は、生命や健康、幸福といった人生にまつわる事象を深く考える機会につながり、4年間をかけて学ぶ価値は大いにあると考えている。そして、看護実践の基盤になるのは、人への深い関心と思いやり、対象を全人的に理解する力、探究心と論理的思考力、行動力、さらに実践を振り返り、その実践が他者の健康や安寧をもたらしたかを評価する力である。

このような資質を育むために、看護学部では主体性と創造性を発揮することができる自由度の高い環境を提供することとする。将来、自分らしさを発揮できる看護の場を見極めて、広い視野で看護の実態を見つめ、課題解決に向けて主体的に取り組むことのできる人材へと成長されることを願っている。

教育概要

看護師課程では、【教養科目群】と【専門科目群】に区分し、【専門科目群】は〔専門基礎分野〕と〔専門分野〕に区分した。〔専門基礎分野〕では、《生物学的人間理解》《疾病と回復過程の理解》《健康支援と社会保障制度》の3領域から構成した。さらに〔専門分野〕では、《基礎看護学》《地域・在宅看護学》《成人看護学》《老年看護学》《小児看護学》《母性看護学》《精神看護学》の7つの専門領域と、発展的な学修として、《国際看護学》《看護の統合と発展》《公衆衛生看護学》を加えて全10領域から構成した。

保健師課程では、看護師課程の教育内容に加えて、《公衆衛生看護学》を設定した。

別科日本語課程

本学は国際化時代に対応して、1975年以降、イギリス、フランス、アメリカ、ロシア、中国、韓国、台湾などの95大学等教育機関と姉妹校提携や交流覚書交換を行い、教育学術研究の国際交流を積極的に推進してきた。この間、日本経済の著しい発展や政府の留学生30万人受入れ政策などにより、本学の外国人留学生は年々増加の傾向にあった。

別府大学別科日本語課程は、こうした背景の中で、本学をはじめ日本の大学で学ぼうとする外国人留学生のための日本語教育機関として、1988年11月に文部省の認可を受け、翌1989年4月に開校した。

教育目標

本学及び日本の大学・専門学校に進学を希望する外国人留学生に、大学・専門学校で学ぶために必要なN2以上の日本語能力を身につけさせることを目標とするとともに、日本文化や日本事情について理解を深めさせ、国際的視野を有する有為な人材を育成することを目指す。

教育概要

- (1) 定員は80名で、4月・10月（前・後期の2期制）の2回学生を受け入れる。修学期間は1年で、本人が希望しかつ一定の要件を満たせば、最長1年間修学を継続することができる。
- (2) 授業は1時限45分間、1日6時限、1週5日間30時限で行われる。日本語の習熟度により、5ないし6クラスを編成し、習熟度別授業を行う。毎週、到達度を確認するテスト（確認テスト）を実施するとともに、学生には年間2回の「日本語能力試験（JLPT）」を受験させ、N2・N1レベルの合格を目指す。
- (3) 学生が別科を修了するには、1年以上在学し、所定の授業のうち34単位以上を取得するとともに、修了試験に合格する必要がある。なお、修了試験を受験するためには80%の出席を必要とする。

生活指導と進路指導

クラス担任制をしき、修学と日常生活について親身できめ細かい指導を行うとともに、在留資格の担保について支援・指導を行う。また、本学本科をはじめ、他大学・専門学校への進学について適切な指導を行う。



スピーチコンテスト



春の社会見学 その1 (うみたまご)



日本事情 (七夕) 川柳大会



春の社会見学その2
(竹細工伝統産業会館 竹鈴づくり体験)



秋の社会見学その1 (ラクテンチ)
ジェットコースター



日本事情 (宇佐神宮)



秋の社会見学その2 (ラクテンチ)
バーベキュー



別科パーティー

教 育 研 究 施 設

附属図書館

図書館は24号館（本館）の1, 2, 3階にあります。1階はカウンターと新聞雑誌コーナー、2, 3階が閲覧室となっています。全学図書約36万冊は、積層書庫を含めて大部分が開架方式となっていますので、直接手にとってみるができます。書庫の出入は2階閲覧室から入庫できます。書庫の中の配置は、雑誌・紀要類を1層の移動書架に、和書を2層に、洋書はおもに3層に配架してあります。

本学の所蔵する図書は館内の3台の端末のほか、附属図書館ホームページからオンラインで検索できます。2階の端末7台はインターネットも使用でき、併設している課金プリンターにて印刷できます。操作の仕方は、添付してある「操作の手引き」をご覧ください。各階では無線LAN（Wi-Fi）によるインターネット検索ができます。

図書館ホームページのMy Libraryでは、学内アカウントでログインすることにより、貸出状況を確認することができます。

また、館内所蔵のDVDを視聴するための装置を2階閲覧室に2台設置しています。利用する場合はカウンターに申し出て下さい。

なお、令和7年4月に開設した看護学部（亀川キャンパス）に看護学部図書室を設置しました。

1. 開館時間

月～金…8時30分～19時（期末試験一週間前・期間中 ～20時）（看護学部図書室は20時まで）
土…8時30分～15時（期末試験一週間前・期間中 ～15時）（看護学部図書室を除く）

2. 休館日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 夏季一斉休業日
- (4) 年末・年始 12月29日から1月3日まで
- (5) 土曜日 看護学部図書室のみ

※開館時間の変更や、臨時に休館するときはその都度掲示、ホームページ上にも掲載します。

3. 入・退館

玄関には、ブック・ディテクション・システム（図書無断持出防止装置）が設けられています。退館の場合は、指定されたゲートを通過してください。カバン・ノートその他個人の書物類の館内の持ち込みは自由です。

また、各階の掲示板で、図書館からの利用者への連絡、案内その他のお知らせをしております。何かわからないことがあれば職員に聞いてください。

4. 閲覧と貸出

【館内閲覧】

館内では閲覧室、書庫内とも自由に出入りし、自分で図書を手に取って閲覧することができます。

す。利用が済んだら、もとの場所へ正しく返してください。

【館外貸出】

貸出……貸出を希望する図書に学生証を添えてカウンターに提出してください。なお貸出の冊数と期間は下記の表のとおりです。

返却……返却のときは図書をカウンターに持参してください。閉館している時は、入口横の返却ボックスに入れてください。

予約……読みたい図書が貸出中の場合には、カウンターに申しでてください。その図書の返却があったとき、お知らせします。

	冊数	期間
学 生	6	2 週 間
大 学 院 生	10	1 ヶ月間

【特別貸出】

卒業論文、修士論文、博士論文、修了論文（短期大学部専攻科）を作成する学生については特別貸出を実施します。貸出冊数と貸出期間については、以下のとおりです。

貸出冊数：学部学生、大学院生、専攻科学生ともに上記貸出冊数+10冊

貸出期間：学部学生1ヶ月、大学院生、専攻科学生2ヶ月

「卒論用特別貸出申請書」「修了論文特別貸出申請書」を図書館カウンターに用意しています。詳細については、カウンターにてお尋ねください。

※参考図書、雑誌、DVD等のAV資料の貸出しは出来ません。

5. レファレンス・サービス

利用者が調査研究、学習を進めていく際に起こる種々の問題について、利用者の質問に応じ、相談を受け援助をします。これをレファレンス・サービスといい、1階のカウンターで受付けています。

レファレンス・サービスの内容は次のようなものです。

- 図書館の利用案内
- 一般的な質問に対する調査および回答
- 文献探索法、入手法の指導および援助
- 文献の書誌的データおよび所在情報の調査
- 書誌、索引、抄録など二次資料の利用および情報検索の援助

6. 文献複写・相互貸借利用

【文献複写】

必要な文献が学内にない場合、他大学等に文献複写を依頼することができます。申込用紙はカウンターに用意しています。

【他の図書館の資料を借りたいとき】

利用したい資料が学内にない場合、国立国会図書館や他の図書館から借りることができます。

なお、借り受けた図書の取扱いについては館内利用に限られます。

【他の大学図書館を利用したいとき】

他の大学図書館を利用したいときは、カウンターへ申し込んでください。依頼状を発行します。

ワロンルーム (Walon room)

図書館3階にグループ学習室を設けています。図書館の資料を活用し、グループで活動を行うことのできる部屋です。2名以上であれば申込みできます。予約制となっていますので、事前に申し込んでください。申込用紙はカウンターに用意してあります。

開放時間は講義に合わせて1回90分単位とします。

平日（月～金） 9：00～18：45

土曜日 9：00～14：45

ラーニング・コモنز（国際経営学部棟図書室）（※他学部等の学生も利用できます）

国際経営学部棟（39号館）の1階に図書室及び学習室が設置されています。ここには、国際経営学特に経済・経営・会計関係の図書・雑誌を中心に開架されています。この図書・学習室は「ラーニング・コモنز」と呼ばれ、新しい図書館の概念で、従来のような講義等による知識の理解を深めるための場所・資料を提供する施設であることは勿論、学生による自主学習、知識の創出および発信という学習活動支援のためのサービス・資料を提供する施設です。

また、コインキット式の複写機も設置しており、著作権の範囲内でコピーも可能となっています。職員は常駐していませんが、テレビ会議システムにより本館との交信が可能となっていますのでレファレンス・サービス、文献複写・相互貸借利用等についての質問、手続きはテレビ会議システムで気軽に話しかけてください。

貸出返却

貸出の場合は図書と学生証を持って、自動貸出・返却装置の指示に従って手続きをし、返却の場合は図書のみを装置の指示に従って手続きをし、横の返却用ブックトラックに戻してください。



図書館1階 Library Lounge



ラーニング・コモنز

附属博物館

(歴史文化総合研究センターを含む)

博物館とは

一般に「博物館」と言いますと、すぐに縄文土器や弥生時代の石包丁、日本刀や甲冑、古文書や昔の生活用具などが陳列されている施設を想像しますが、これらは「歴史博物館」、「歴史文化博物館」とよばれるものです。「博物館」の意味は非常に広く、動物園や植物園、美術館や鉱物展示館などをはじめ、特定の物、たとえば履物・暖房器具・炊飯器・帽子類・貨幣などを系統立てて集め、展示してある施設も博物館施設の一種です。「博物」の文字は、遠く2000年も前の中国漢代の書物に現われており、その頃は「ものしり」を意味していたようです。そしてこの言葉は、動物・植物・鉱物・自然などの総称に用いられるようになり、ついに「大変なものしり」を意味する「博物学」から転じて「博学」と言うようになりました。

「博物館」を現代的に定義しますと、歴史・民俗や芸術、産業や自然などに関する資料を収集し、整理・保管、調査・研究、展示を主体にした教育普及などを目的とする施設だということができるでしょう。したがって、その範囲には、動物園や植物園などがふくまれて当然です。

世界における博物館の歴史は古く、たとえばイギリスの大英博物館は、すでに1759年に発足しています。

わが国の博物館の歴史は西洋に比べて大変おくれ、1889年（明治22）東京上野に帝国博物館が、続いて奈良と京都に国立博物館が設立されました。しかしこれらの博物館は、帝室の御物などを保護管理するために国が開設したもので、のちの社会教育施設としての博物館とはやや性格が異なっていました。第二次世界大戦後の1951年（昭和26）、はじめて「博物館法」が制定され、博物館は図書館とともに社会教育に不可欠な施設と考えられるようになりました。その直後の1954年（昭和29）に、別府大学附属博物館の前身となる施設が上代文化研究所の附属施設の歴史博物館として開設されました。1957年頃の全国の歴史博物館の総数は40館程度と言われますから、本学博物館の先進性が察せられます。その後1963年（昭和38）、史学科の創設とともに学芸員養成課程の実習施設になりました。全国的に見ても、このころに大学で博物館を設置しているのは数ヶ所に過ぎませんでした。さらに1977年（昭和52）、大学創立30周年記念館として別府大学附属博物館が再開館したのです。

こうした歴史に加えて、1999年（平成11）には、歴史文化総合研究センター（33号館）内にさらに整備された展示・実習施設（附属博物館）が完成し、社会の注目を浴びることになりました。

2017年（平成29）には佐藤義詮記念館（新18号館）が竣工し、別府大学を広く知ってもらうための大学史展示室、絵画や写真などを展示できる展示ギャラリー、考古収蔵庫などが整備されました。

附属博物館の素顔

本学附属博物館は、発足当初は上代文化研究所の附属施設であり、考古資料博物館としての性格を強くもつ歴史博物館でした。

本博物館では発足当初から多くの考古学調査を行い、考古資料を集めてきました。所蔵する資料は旧石器・縄文・弥生時代の資料が多く、西日本を代表する考古博物館となりました。集められた資料は、分類・整理され、調査研究報告書にまとめられて広く社会に公開されるとともに博物館に展示されています。分類や整理・展示作業などは学芸員養成課程の実習活動の一環として行われています。

発掘された資料は、分類作業の過程で緻密な実測・製図などが必要ですが、これらの作業も多くの場合、学生の実習で行います。最近では、資料や遺跡の3次元計測によるデータの活用も行われています。

2009年（平成21）に史学科と文化財学科とが統合されて、史学・文化財学科となりましたが、その名称のように、世界史や日本史を学ぶと共に、文化財の研究調査・保存などを担当する専門家（文化財専門職）を養成するコースもあります。このコースでは埋蔵文化財をはじめ、古文書・美術工芸品・民俗資料などに関する専門知識や技術について学修します。この学修の場として、1999年（平成11）春に歴史文化総合研究センター（附属博物館並設）が開設されました。ここでは、各種分析装置やX線透過試験装置などが設置され、文化財の調査研究に最新の科学技術機器が導入されています。このセンターの展示施設は展示ホールも備えており、ここでは常設展示のほか特色ある企画展示も行われています。

博物館は、学術研究と社会を結びつけ、社会・生涯学習に不可欠な教育機関です。したがって定期的に学術講演会やシンポジウムなどを開催して研究成果を社会に還元することにも努めています。

本学の博物館では、収蔵する考古資料や古文書資料を館内で展示するばかりでなく、他の館外施設にも積極的に貸し出す公開活動も行っています。



常 設 展 示



大学史展示室

歴史文化総合研究センター

別府大学歴史文化総合研究センターは、別府大学90周年記念事業の一環として建設され、平成11年3月に落成しました。別府大学及び大学院のための実習室等の施設、附属博物館、附属研究所などを1ヵ所に集積した複合的な教育研究施設です。

鉄筋3階建の建物の1階には、史学・文化財学科と大学院のための3つの実習室、蛍光X線分析装置や電子顕微鏡等、多くの科学機器を設置した保存科学室や保存修復室、教員研究室が配置されています。

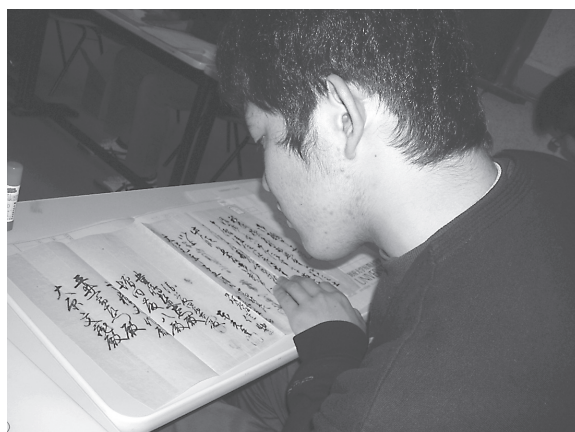
2階は主として附属博物館の施設が占めます。50年以上の歴史と伝統を持つ別府大学附属博物館として、学芸員養成課程の実習の拠点となる施設です。ここには常設展や企画展のできる展示室や収蔵庫等の施設が配置されています。新18号館の施設とあわせると、わが国でも屈指の実習博物館です。

3階には別府大学文化財研究所、別府大学アジア歴史文化研究所が入り、文字通り教員と学生が一体となって教育・研究活動を行なう場となっています。

アーカイブズ・センター

別府大学アーカイブズ・センター（以下「アーカイブズ・センター」）は、平成18年度（2006年度）に設置されました。地域社会の歴史的アーカイブズと、大学関係のアーカイブズを集積し、一般にも公開する資料保存機関であると同時に、アーキビスト養成を行う教育の場でもあり、大学史編纂などを行う機関でもあります。

場所は18号館（佐藤義詮記念館）3Fにあります。



アーカイブズ・センターでは、以下のような事業を行います。

- （１）別府を中心とした、地域アーカイブズの収集、整理、保管、閲覧公開。
- （２）大学関係のアーカイブズの収集、整理、保管、利用管理。
- （３）地域や大学史資料の展示、公開講座などの社会教育活動。
- （４）文書館専門職（アーキビスト）養成課程の実習。
- （５）その他必要と認められる活動。

アーカイブズ・センターには、これまで収集した大分県内の地域資料が収蔵されており、これらを一般公開するために、常時資料の整理を行い、目録を作成し、一般にも広く公開しています。

おもな地域アーカイブズには以下のようなものがあり、現在閲覧可能です。

豊前国下毛郡 和田家文書

豊前国宇佐郡日足村佐藤家文書

豊後国西国東郡玉津町 駕海家文書

豊後国海部郡山本家文書

豊後国日田郡五馬市 森家文書

豊後国国東郡中田村 中野家文書

肥前国杵島郡坂田村室島村 太田尾家文書

杵築市北杵築溝井 宇都宮家文書

西国東郡役所文書

大分県宇佐郡上下矢部村 若山家文書

大分県東国東郡国東町木浦 国実家旧蔵文書 大分県大野郡緒方町木野 渡辺家文書
ほか

今後はWeb等を含めた方法で目録を公開していく予定です。整理には、大学院生や文書館専門職（アーキビスト）養成課程に所属する学生などがあたっており、アーカイブズ取り扱いの実務を勉強する場としても重要です。

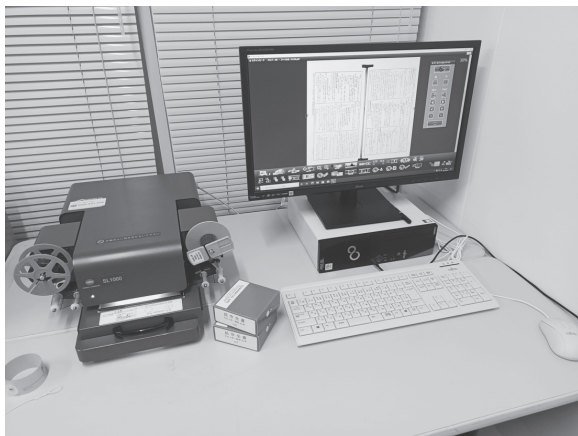
アーカイブズ・センターは、文書館専門職（アーキビスト）養成課程の教育を担う場所でもあります。重要な文書を確実に後世に残すには、レコード・マネジメントとアーカイブズ・マネジメントが不可欠です。それを扱うレコード・マネジャーとアーキビストの教育にあたるのが、アーカイブズ・センターの重要な役割の一つです。またこれからの情報社会では、デジタル・アーカイブズへの対応も重要視されていますが、アーカイブズ・センターでは、マイクロフィルム機器からデジタル機器まで一貫したデジタル教育を行っています。



閲 覧 室



収 蔵 庫



マイクロリーダー

アーカイブズ・センターでは、大学関係のアーカイブズも広く収集しています。これらは大学史の編纂や授業に利用したり、展示などを行って、教職員や学生に別府大学のアイデンティティの理解を深めるきっかけを提供します。

別府大学・別府大学短期大学部
メディア教育・研究センター
Media Education and Research Center (MERC)

別府大学・別府大学短期大学部メディア教育・研究センター（以下、センター）は、大学や短期大学における教育と研究を支援するネットワークの管理・運営と、学習を支援するための情報機器や教育装置・設備の整備を行っています。

社会の高度情報化の流れは大学・短期大学の授業にも当然影響を与え、授業、授業時間外の学習において、情報端末の利用が必要となります。教育改善に対応して、センターではBYOD（Bring Your Own Device）を推進し、学習に必要な情報端末の準備から学習情報の提供を支援しています。

※平成31年度より、新入生はノートパソコンが必携となっています。

1. 別府大学・別府大学短期大学部内の情報環境について

1.1 学内ネットワーク

別府キャンパスでは2023年に学内基幹ネットワークを更新し、幹線10Gbps、支線1Gbpsのネットワークと、キャンパス内無線LAN（Wi-Fi）においては、Wi-Fi 6に対応したサービスを開始しました。個人所有のノートPCやスマートフォン等をキャンパス内で接続可能となっています。

1.2 センターの施設・設備

1) ユーザーアカウント

各種学内システムを利用するには、教員・学生ともにユーザーアカウントが必要です。アカウント（ユーザー名と初期パスワード）はオリエンテーションの時に学生証と一緒に配布されます。このアカウントは大学で授業を受けるための履修登録をはじめとして、授業で使うPC、eラーニングシステムやメールシステムにも共通して使用します。成績の確認などにも利用しますので、各自しっかりと管理して下さい。

2) 無線LAN接続（Wi-Fi）

学内無線LANへのアクセスは認証設定が必要です。ノートPCやスマートフォン等で無線LANへの接続が必要な場合はセンター事務室へ問合わせ下さい。

3) 学内印刷システム

個人所有のノートPCや、センター内のPCからの出力はすべて印刷システムにより利用できます。印刷はnimocaカード等の「交通系電子マネーカード」により精算されます。大学内の購買部や駅などでお求め下さい。

センター内の印刷用複合機では、コピーや画像データの取り込みも可能です。

4) センターのフロア別案内

① メディアセンター1階（音声スタジオ、映像スタジオ）

音声収録等収録、編集作業が可能です。

② メディアセンター2階（自主学習席、印刷システム、センター事務室）

小グループでの授業や演習、授業時間外でのグループ学習の支援を行っています。

印刷システムを設置し、nimocaカード等の「交通系電子マネーカード」を利用してレポートや卒論などの印刷やコピーが可能です。

センター事務室には2名の専門職員が、センターの利用からICTに関する質問・トラブルなどに対応しています。

③ メディアセンター3階 教室フロア（MC3教室、MC4教室）

基礎情報教育を中心とした情報リテラシーの授業を行うとともに、空き時間は学生・教員が利用できます。

④ メディアセンター4階 メディアホール（200人収容、うちバリアフリー席が20席）

通常の講義はもちろん、講演会や研修会など、さまざまな用途での利用が可能なホールです。ホール内には「講義収録システム」を設置しており、授業や講演の内容を記録することができます。また、各席には電源と情報コンセントを完備しており、無線LANは多数の同時接続に対応しているため、ノートパソコンやタブレットの利用にも便利です。

5) メディア教育・研究センターの利用（貸出し機器等）について

① ノートPC（Windows11）10台

② ビデオカメラ（Panasonic、HDC-HS100）

③ 27インチモニター（グループミーティング用）

④ 可搬式提示装置（プロジェクター、自立式スクリーン）

⑤ 提供ソフトウェア（Microsoft社Office365、印刷用ドライバなど）

⑥ その他（USBドライブ対応の周辺機器など）

※教室や貸出し機器、ソフトウェアのインストールにつきましてはセンター事務室へお問合せ下さい。なお、貸出し機器等をご利用の際は、必ず「学生証」の掲示が必要です。「学生証」の携帯をお願いします。

2. 利用相談・手続きについて

学内の設備やシステムを利用する場合は、ネットワーク利用規定をはじめとする学内のルールに従って利用下さい。

ネットワークでのトラブルをはじめ、何か解らないことがありましたら、センター事務室へ、お気軽に問合せ下さい。



3. メディア教育・研究センター連絡先

電話：0977-66-0967（内線：482） eメール：mediacenter@nm.beppu-u.ac.jp

利用時間：月～金（8：30～18：00）、土（8：30～12：30）

日曜、祝・祭日、大学・短期大学部の年間計画に従った休日は休館です。

情報機器の安全な利用のために

情報倫理の基礎を学び、ICTを積極的に利用する。
大学でのアカウントをしっかり確認・管理する。
アカウントや電話番号など個人情報の漏洩に注意する。
SNS等の利用での不用意な記入や発言に注意する。

アジア歴史文化研究所

本研究所は昭和56年（1981）に創設され、今年で43年目を迎えます。その間、国内での研究はもちろん、国内外から研究者を招いたり海外に研究者を派遣したりして、多くの実績をあげてきました。

そもそも、わが国はアジア大陸の東端に位置し、その民族・文化ともども中国・朝鮮・韓国・琉球・および東南アジア諸地域と密接な交流があり、その中で成立し発展してきたものです。

別府大学では、これまでも、アジア諸地域にかかわる諸課題についてさまざまな分野で研究活動がすすめられてきました。昭和55年（1980）2月、それまで長期にわたって交流のあった中国科学院古脊椎動物古人類研究所副所長(当時)呉汝康教授を招いて、中国古人類についての特別講義を受け、その7月には組織的な学術視察団を中国に派遣して、それぞれの専門研究者との交流を深めることができました。この時、中国に派遣された研究者は人類学・考古学を中心とする人類史と仏教美術を専攻する美術史の分野でした。このような経過を受けて、昭和56年4月にこの研究所が正式に発足したのです。

本研究所は、アジア諸地域の人文・社会・自然の各分野にわたる問題について調査研究をいっそう発展させるとともに、海外の関連研究機関との交流を深め、あわせて別府大学の研究と教育の発展に寄与するということを目的としています。このため、本学教員からなる所員が歴史部門・考古部門、美術史研究部門に分かれて、それぞれの研究テーマのもとで研究活動を行っています。

企画展示・講演会・シンポジウムなどの開催

本研究所では、活動の成果の一環として講演会・シンポジウムなどの事業を開催しております。以下に、21世紀になってからの公開・普及事業を摘記します。

2001年から2008年まで本学付属博物館との共催で企画展示を隔年で5回開催しました。

1回は「お正月を飾る一東アジアの正月文化―」で2001年に、第2回は「いれる・たてる・あじわう一東アジアのお茶の歴史と文化―」を2003年に実施しました。2005年には第3回「つかむ・すくう・たべる一東アジアの《箸と匙》の歴史と文化―」を、2007年には第4回「さす・ふせぐ・かぶる一東アジアのかさ<傘・蓋・笠>の歴史と文化―」を実施しました。関連して2007年3月に本学付属幼稚園の年長児を招いてワークショップ「かさにおえかき」、4月には滋賀大学教授谷田博幸氏を招聘して記念講演「傘を持つ人、持たぬ人―絵に読む英国ヴィクトリア朝の傘事情」を行いました。2008年には第5回企画展示「東アジアの子どものおもちゃ―まわす・ふる・とばす―」と題して実施しています。身近なおもちゃに光をあて、日本・中国・韓国のおもちゃを展示し、各国の遊びの特徴および歴史を理解できるようにしました。また7月には展示会関連のワークショップとして、本学付属幼稚園児とその父母を中心に参加を募り、短期大学部伊藤先生のご指導で水鉄砲を作って楽しみました。

2009年からは企画展示のほか、講演会・シンポジウムなどの開催が中心となっています。2009年1月には日欧の交流が盛んになっている現状に鑑みて、EUに加盟したスロベニアでの日本文化受容などについて「中欧の国スロベニアと日本の文化交流」と題して、スロベニアで日本語および英語の通訳・翻訳家として活躍されるロワン・バルバラ博士に講演をお願いしました。

2011年には、付属博物館・文化財研究所と連携し、企画展「大航海時代と豊後一大友宗麟と南蛮文化―」を開催しました。企画展中、本研究所の予算で大学院生が展示解説を行い、大変好評でした。

3.11以来防災が国民の最大の関心事になっていることを踏まえて、2012年2月に本学メディア・ホールで防災フォーラム「稲むらの火―災害大国日本の教訓―」を開催しました。防災教育の立場か

ら安政の地震の津波から村人を救った浜口梧陵や、慶長の地震で沈んだといわれる「瓜生島」の教訓を取り上げ、当日は200名近い人が集まり、熱心な討議が行われました。

2013年秋には付属博物館と共同で「別府の温泉地景観」をテーマに展示を行い、11月にはシンポジウム「別府の温泉地景観」を開催しました。本学講師（非常勤）大山琢央氏が「鳥瞰図絵師吉田初三郎と別府温泉」と題し基調講演を行ったあと、別府の重要文化的景観選定に関わった方々にパネルディスカッションをお願いしました。2014年2月には、本学文化財研究所との共催で、シンポジウム「風土記の時代と鷹塚古墳」を開催しました。

2015年2月には中津市との合同企画で、羅漢寺石仏国重要文化財指定記念シンポジウム「羅漢寺石仏の世界を考える—彫刻・図像・禅宗—」を開催しました。これは本学と中津市が長年にわたって歴史・文化を中心に連携してきた成果を踏まえて、より一層連携を深めていくために、2014年12月に包括協定を結んだことを記念し、その成果を広く公開するためのものでした。基調講演は奥健夫氏（文化庁主任調査官）、基調報告は三谷紘平氏（中津市教育委員会）、続いてシンポジウムには肥田路美（早稲田大学）、井出誠之輔（九州大学）両氏のほか、本研究所員も参加しました。

2014年12月には本学と臼杵市との地域連携協定も締結されました。その記念と臼杵摩崖仏国宝指定20周年の記念を兼ねて、本研究所が中心となり、臼杵市との共催事業「臼杵摩崖仏への100年のまなざし」を実施し、つぎの4件の企画を行いました。第1期「臼杵摩崖仏を描いた画家たち」（2015年11月、臼杵市観光交流プラザ）、第2期「新聞、絵葉書、写真でたどる100年」（2015年12月～2016年3月、臼杵市歴史資料館）、第3期「藤田晴一写真展とマンガで描く臼杵摩崖仏」（2016年1月～2月、臼杵市観光交流プラザ）、第4期「シンポジウム 臼杵摩崖仏への100年のまなざし」（2016年2月、本学）。シンポジウムには本研究所員のほか、泉谷申一（元美術院国宝修理所）、菊田徹（臼杵市歴史資料館）、藤田晴一（写真家）の諸氏をお招きしました。これらの事業を通じて、臼杵摩崖仏の文化遺産としての大きな意義および未来に向けての保存や継承の必要性が再認識されました。

2016年11月には大学院文学研究科との共催で「日本中世の雨と水—自然と文化とを繋ぐ回路を歴史のなかに探る—」が開催されました。これは京都の総合地球環境学研究所の協力を得て、同研究所で進められている歴史時代の高分解能降水量変動復元を用いた中世史研究と、日本文学・美術史を横断して中世社会像を更新しようとする試みという、二つの流れを代表する研究者を招いて、日本中世における「雨」と「水」をめぐる報告と討論を行ったものです。第1部講演会は伊藤啓介氏（総合地球環境学研究所）と



2012年度 防災フォーラム「稲むらの火」



2013年度 シンポジウム



2014年度 羅漢寺・国重要文化財指定記念シンポジウム

黒田智氏（金沢大学）を招聘し、本学大学院文学研究科から森脇茂秀氏が講壇に立ちました。コーヒープレイクを挟んで、第2部討論と意見交換では大学院学生と教員が多く参加し、中世の伝承や言葉の問題、それらと自然科学のデータをどのように理解するかをめぐって、親密な雰囲気の中で踏み込んだ意見がかわされました。

2017年11月には「別府大学東洋史学の40年」が開催されました。この催しは本研究所所員で所長も歴任し、本学勤続40余年の利光正文教授の研究上の仕事を振り返るとともに、今後の本学における東洋史研究の新たな展開の契機を見出すという趣旨で企画されたものです。第1部は小林寧子氏（南山大学外国語学部）を講師に、「インドネシア・イスラーム研究の40年——“オリエンタリズム”を超えて——」という演題で講演がありました。第2部は「別府大学東洋史学の40年と私」と題して、利光教授を中心に長らく利光教授とともに本学の東洋史学を支えてきた友永植教授を加え、山本晴樹名誉教授を司会役に、鼎談形式で進行しました。東洋史の卒業生数人も参加し、交々思ひ出をかたるなど、終始、和気藹々のうちに会は進行しました。

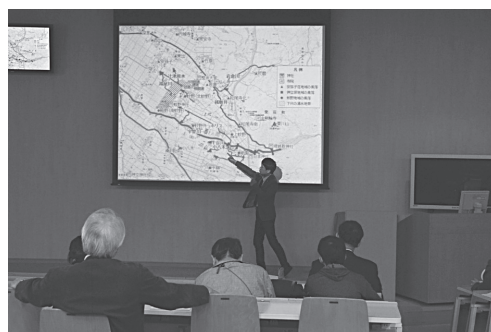
2019年10月には「『令和』の元号と『万葉集』」が開催され、本研究所所員であり、本学文学部史学・文化財学科の宮崎聖明准教授が「元号についてー中国におけるその起源と展開ー」、国際言語・文化学科の浅野則子教授が「『令和』の元号と『万葉集』」という演題で、それぞれ講演をおこないました。

2020年11月には別府大学70周年記念行事として「中国史研究と『史料』」が開催されました。歴史研究における「史料批判」の重要性について、松下憲一氏（愛知学院大学）が「中国の歴史書と“正史”の論理」、本学文学部・史学文化財学科の宮崎聖明准教授が「史料を“読む”ということー宋元交替期のある官僚の事績を手がかりにー」という演題で、それぞれ講演を行いました。

本学31号館に架蔵されている中村質文庫は近世長崎貿易の研究で名高い中村質博士の旧蔵書籍で、近世の東アジア国際交流に関する多くの書籍が含まれています。中村文庫は2016年4月の熊本・大分地震で被災し、長く利用できない状態でしたが、2018年10月から19年2月にかけて、附属図書館と有志学生の協力を得て、本研究所で再整理と再配架を行いました。今後の学内外の利用が待たれます。



2015年度 臼杵磨崖仏国宝指定記念シンポジウム



2016年度 「日本中世の雨と水」



2017年度 「別府大学東洋史学の40年」

文化財研究所

別府大学文化財研究所は、平成9年度の文学部文化財学科（現史学・文化財学科）と大学院文学研究科新設を契機として、地域に根ざした教育・研究活動をさらに積極的に推進するため、平成10年度に設置されました。発足にあたっては、次のような研究活動の基本的方針を掲げました。

- ① 別府大学が長年にわたって積み上げた歴史・文化財の調査研究の実績をふまえ、地域及び国内外の歴史と文化財の調査研究を進め、時代と社会の要請に応える「文化財学」の構築と発展に寄与します。
- ② 別府大学の位置する東九州には、恵まれた自然的、歴史的環境の中に、先史・古代から近現代にいたるまで多くの史跡・文化財を擁しています。こうした環境の中で、地元自治体や他の研究機関等と提携し、地域に密着した調査・研究活動を行ない、地域の学術文化の振興と文化遺産を生かした地域づくりに寄与します。

主な研究活動

① 自主研究

別府大学近郊の実相寺古墳群に含まれる鷹塚（たかのづか）古墳の発掘調査が実施され成果をあげています。現在は豊後高田市の大原古墳や別府市の浜脇横穴墓群の調査を行っています。また研究所では、施設のある別府大学歴史文化総合研究センターに配備された科学機器を駆使して、科学技術を生かした文化財研究及び文化財の保存・修復技術等についての研究開発をすすめています。

② 自治体等との共同研究や受託研究

研究所では、発足以来地元の教育委員会と連携し共同して、それぞれの地域の遺跡や文化財についての調査研究を推進しています。これまで県内外の古墳の測量や諸遺跡の発掘、実測調査及び出土鉄器の分析研究、青銅製品の鉛同位体比分析等々を実施してきました。また、広く西日本の自治体等が実施した発掘調査出土品等について、要請に応じて質量分析計などの最先端機器を使い、その科学分析や保存処理を行い地域の文化財保護に寄与しています。さらに共同研究として多くの研究員がプロジェクト研究に加わり、研究成果をあげています。

③ 地域普及事業

地域の歴史と文化に対する理解を深めるための研修や講座等啓発事業を推進しています。平成10年度から文化財研究の成果の公開と講習を兼ねた「文化財セミナー」を開催しています。さらに地域の歴史・考古学の研究を史学・文化財学科の実習教育に資するため、大原古墳や近くの浜脇横穴墓群の発掘調査を実施し、学生の発掘実習の場として公開し活用しているほか、県内外の発掘調査でも、多くの地域住民の調査参加を受け入れ、地域住民との教育研究交流を深めることに寄与しています。



別府大学文化財研究所竹田センター

平成23年12月2日、竹田市に「別府大学文化財研究所竹田センター」がオープンし、同時に、竹田市の管理する「竹田市・大学連携センター」が併設されました。

施設は、旧双城中学校跡地を利用したもので、敷地は約3万平方メートル、延べ約1700平方メートルの鉄筋コンクリート2階の旧校舎、それに約80平方メートルの宿泊可能な研修棟を新たに設けました。

竹田市文化財管理センターと併用で、講義室、演習室、宿泊施設などを備え、大学および大学院の各学科・各専攻のゼミや演習、実習、調査研究などに利用できます。センターでは、次のような活動・業務を行います。

(1) 別府大学・同大学院の地域研究・調査活動の拠点として

竹田市は、多様な自然環境に恵まれた中に、先史・古代から近現代にいたるまで多くの史跡・文化財を擁しており、生きた歴史教育・文化財教育の格好のフィールドを形成しています。地元竹田市・竹田市教育委員会と連携して調査・研究活動を進めます。加えて、豊かな農村景観や農産物、観光資源などについても幅広い分野から調査・研究活動を推進します。

(2) 別府大学・同大学院の演習・実習の拠点として

竹田市には、先史・古代遺跡、神社仏閣、岡城とその城下町、文人・墨客等の居宅など多くの史跡があり、歴史学・文化財学・国文学等の実習の場としてすぐれた所です。また、豊かな自然環境にはぐくまれた生業と食と文化、観光などの資産が豊富で、こうした条件を生かした実習・演習を中心に学生の教育・研修活動の拠点とします。

(3) 地域における生涯学習等の活動に寄与する施設として

センターでは、特に、考古学や民俗学、環境歴史学、文学や言語学、食物栄養学、観光や農村経済、福祉など地域と連携した幅広い活動を推進します。また、地域住民に活動の場を提供するなどして、大学と地域社会が一体となった教育・学習活動の拠点とします。



地域社会研究センター

別府大学・別府大学短期大学部地域社会研究センター（以下「センター」と略記）は、地域社会との交流を通して、「地域の中の大学」として活動する組織です。

地域社会の住民組織、施設、関連機関と協力して、教員と学生がともに調査研究をし、地域社会の福祉の向上のために活動しています。

（事業）

センターは、その事業を達成するために、次の事業を行っています。

1. 調査研究の推進
2. 地域社会及び関連機関との交流
3. 各種資料の収集・整理・保管並びにその活用
4. 研究成果等刊行物の発行
5. 研究会・講座・シンポジウム等の開催
6. 前記各項に関してコンピュータ及び情報通信ネットワークの活用推進
7. その他研究所の目的を達成するための事業

（これまでの主な活動）

- * 「地域社会研究」第1号（1999年3月）～第34号（2022年2月）発行
- * 「公開講座『別府湾』」（読売新聞西部本社と共催・1998年9月～99年3月）
- * 「地域の中の大学を目指してー別府大学地域社会研究センターと地域社会の連携ー」
（日本私立大学協会「教育学術新聞」第2132～2134号掲載）
- * 大分県精神障害者就労支援推進ネットワーク設立支援（2005年）
- * 大学の地域連携教育に関する研究会で報告（日本福祉大学にて、2006年2月）
- * 日本プランニングスツェレ研究会設立支援（2006年3月）
- * 第8回「市民討議会・見本市」後援（東京にて、2015年5月）
- * 日本ミニ・パブリックス研究フォーラム設立支援（2015年12月）
- * 日田市天瀬公民館と「天瀬まちづくり大学」設立協定を結ぶ（2016年11月）
- * 認定NPO法人「抱樸」でのホームレス支援体験（2021年12月）



大分香りの博物館

学校法人別府大学に、「大分香りの博物館」がオープンしたのは、2007（平成19）年11月です。

この博物館は、大学創立100周年を記念して作られました。1996（平成8）年に大分市野津原の大分県民の森に開館した旧「大分香りの森博物館」が2006（平成18）年に閉館したのち、3,600余点にのぼる収蔵品を大分県から貸与され展示しています。香りにまつわる国内外の数多くの貴重な品が1カ所に集められ展示されている点では、国内の他の施設に類を見ない珍しい博物館となっています。また、アロマ体験やオリジナルの香水づくりが楽しめるなど、体験型の博物館としての位置づけも確立されています。開館以来、香りの文化振興と観光振興の一翼を担いつつ、心豊かで夢と活力に溢れる地域づくりと地域の発展に寄与することを目標に、毎年、企画展やイベントを開催しています。最近全国各地から多くの方々が訪れるようになっており、別府観光の新たな文化施設スポットとして注目されているところです。

一方、2014（平成26）年3月に博物館相当施設、また、同年11月に大学附属博物館として文部科学省より認可され、教育、研究のための施設としても活用されています。発酵食品学科の食品香料コースでは主に香料学の実習施設として利用するほか、2015（平成27）年度より学芸員養成のための見学や博物館実習の実践的研修の場としても利用されています。

博物館の1階フロアは世界中の膨大な数の香水コレクションや香料原料を展示しており来館者の目を楽しませてくれます。2階フロアでは、紀元前から現代まで人類がどのように「香り」と関わってきたのか、世界中から集められた貴重な香油瓶、香水瓶、香炉などを展示し、歴史上の人物にまつわるエピソードを交えながら、香りの歴史について紹介しています。3階フロアは、子どもから大人まで世界でただひとつのオリジナル香水を作ることのできる「調香体験工房」や芳香浴体験ができる「アロマルーム」を備えているほか、特別展・企画展の展示場や公開講座の会場として使われています。

当館で開催した特別展・企画展

- | | | |
|------------|---------|-------------------------------|
| 2012（H24）年 | 第1回企画展 | 開館5周年記念「日本の香り展」 |
| 2013（H25）年 | 第2回企画展 | 「巨匠たちの紡いだ香り展」 |
| 2014（H26）年 | 第3回企画展 | 「香りー1グランプリ展」 |
| 2015（H27）年 | 第4回企画展 | 「日中韓を中心とした香りの文化交流展」 |
| 2016（H28）年 | 第5回企画展 | 「国東半島・宇佐地域世界農業遺産と香り展」 |
| 2017（H29）年 | 第6回企画展 | 開館10周年記念「ロココ時代の香りを辿る展」 |
| 2018（H30）年 | 第7回企画展 | 「平安時代の香文化を辿る旅」 |
| 2019（R 1）年 | 第8回企画展 | 「令和ゆかりの地～大宰府政庁と万葉の時代を辿る」 |
| 2020（R 2）年 | 特別展 | 国立科学博物館第8回ミニ企画展「香りの魅力」 |
| 2020（R 2）年 | 第9回企画展 | 「くらしの中の芳香植物」 |
| 2021（R 3）年 | 第10回企画展 | 「シャネルN ^o 5の軌跡100年」 |
| 2022（R 4）年 | 特別展 | 第1回「香り立つ豊の国美人画展」 |
| 2022（R 4）年 | 第11回企画展 | 「東アジアからもたらされた香りの世界」 |
| 2023（R 5）年 | 第12回企画展 | 「香りのチカラ～フレーバー より美味しく！より楽しく！」 |
| 2024（R 6）年 | 第13回企画展 | 「香りで彩る『進撃の巨人』の世界」 |

そのほか、毎年、「香りの体験教室」を開催するなど、さまざまな年齢層に対し、香りの文化振興及び情報発信の拠点としての役割を果たしています。

展示品の1部を大分香りの博物館公式ホームページのバーチャル博物館や4カ国語音声ガイド、国立科学博物館ヒットネット産業技術史資料共通データベースから見るすることができます。

大分香りの博物館HP



国立科学博物館データベース



学 会 活 動

学 会 活 動

学校教育法第83条には、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と述べられています。

大学は最高の教育機関であり、その教育活動を推進するためには組織ならびに個々の教員の研究活動が基本をなします。そしてその研究成果は又社会に還元されなければなりません。

別府大学には、それぞれの専門分野の研究を、より深め、これを世に問い、成果を社会に還元する目的で、古くから学会という特別な研究組織がつくられ、独自の活動を続けています。

その会には、全学的なものとしての別府大学会をはじめ、各分野による各種の学会が、文学部、国際経営学部及び看護学部の各学科を母体として組織されています。以下それらの学会について概観してみましょう。

別府大学会

機関誌『別府大学紀要』

別府大学には、研究のための全学的な学術組織として別府大学会があり、年刊の学術機関誌『別府大学紀要』を刊行しています。

別府大学会は、研究・発表および公開講座等による学術の振興をはかることを目的とした、全学教員を構成員とする研究機関です。

別府大学会の学術機関誌は、別府大学の前身であった別府女子大学創立の翌年、1951年に『別府女子大学紀要』の名称のもとにその創刊号が刊行され、その後第6号から『別府大学紀要』と改称して現在第65号まで刊行され、独自の研究の伝統をつくりあげています。大学紀要は、専任教員の研究成果の発表の場として重要な役割を担っていますが、別府大学会は、単に大学紀要の刊行だけではなく、さらに各研究者の研究・出版助成や在外研究の助成等、すぐれた研究を生み出し、別府大学のアカデミックな学風を振興するために積極的に活動しています。

特に、別府女子専門学校時代、日本で最初の公開講座を始めた伝統を踏まえ、近年は大学の特色を生かした公開講座の充実につとめており、各学部各学科の専任教員が中心となり、その専門的な研究をよりわかりやすく講義して、広く門戸をひらき一般の人々にも聴講していただく試みをしております。これは、学術研究の成果を広く社会に還元するということでも意義のあるものです。

史学研究会

機関誌『史学論叢』

史学研究会は、昭和38年（1963）の史学科開設とともに創設されました。機関誌として『史学論叢』を発行しています（年1回）。創刊号には、西南日本の地に世界史的視野に立って「別府史学」をつくりあげようとする言葉が書かれており、そのような意欲を持って史学研究会は発足しました。『史学論叢』も令和6年度（2024年度）で54号が出版されるまでになっています。

会員は、史学・文化財学科の教員および学生・院生・卒業生および一般の方々に構成され、平成9年（1997）からは、学術団体として「日本歴史学協会」にも加入しています。

研究活動として、毎年春に総会が開催され、あわせて学内外の講師による最新の研究成果に基づく講演・研究発表が行われています。また、秋には、史学研究会学生部会主催により各研究室の1年間の活動成果を報告する学生研究発表会が催されています。

このように史学研究会は、歴史学・文化財学の最先端の成果をいち早く取り入れ、それを学生・研究者・一般の方々に公開していくことを目指しています。

人間関係学会

人間関係学会は、平成10年6月に、設立総会を開き正式に発足しました。本学会は心理学、社会学、地方自治、地域福祉、地域教育など、地域社会と我々の生活に関連する分野の向上をはかり、別府大学文学部人間関係学科における教育・研究水準の向上と地域社会の発展に資する事を目的としています。

会員は、人間関係学科の教員、在学生、卒業生およびこの会の目的に賛同する人たちです。活動としては、総会の開催、機関雑誌として別府大学人間関係学会誌「人間関係学研究」の発行の他、研究会（卒業生ネットワーク）や懇親会などを行っています。

会員を中心に、自主的な研究会も生まれてきています。地域の関係者を含め、在学生、卒業生、教員の研究交流の場を広げています。

国際経営学会

機関誌『Global Management』

国際経営学会は、別府大学国際経営学部が発起人となり2009年に設立されました。本学会は、研究者や実務家を結集し、社会的に開かれた学会として、国際経営、会計・税務、観光・地域経営に関する研究・発表とその促進をはかることを目的としています。

本学会の会員は、国際経営学部の教職員及び卒業生の有志、在学生、本学会の趣旨に賛同する法人または個人であり、国際経営、会計・税務、観光・地域経営に関する学者だけではなく、法学、社会学、心理学、公共などの学問分野を超えた研究者、実務家、経営者にも参画いただき、社会的責任をもつ国際経営のあり方や実現方法を議論する場として本学会を位置づけています。

具体的には、研究誌の発行、国際経営学部オリジナルテキストの発行、学術研究会・シンポジウム・フォーラム・講演会・学会などの開催、他の学術機関との交流、その他必要な事業（ワークショップや講習など）を行っています。

また、卒業論文の優秀者に対して毎年卒業時に表彰を行い、優秀者の氏名や論文の内容などについては機関誌『Global Management』に掲載されることになっています。もちろん、本学会の会員である学生の皆さんは『Global Management』への報告書などの投稿、学会が関係するイベントへの参加は可能です。積極的な参加を期待しています。

看護学研究会

機関誌「別府大学看護学部紀要」

看護学研究会は、別府大学における看護教育の継続・発展を目的として、学部教員および助手を構成員とする研究機関である。

「別府大学看護学部紀要」は、人文・社会科学系の論文が中心である「別府大学紀要」とは性質が異なり、医学・看護学系の論文を中心に掲載し、医学中央雑誌への掲載を可能とするものである。

国立、公立、私立ともに、多くの大学が看護学部独自の紀要を刊行しており、紀要の発刊は、一つには学会論文発表が難しい分野において、特に若手の研究者の研究発表の場を確保することにある。

若手教員の学習ニーズやバーンアウトの調査結果からは、若手教員への研究への支援、研修会や学会参加への支援、教育活動、特に、実習指導に関する支援の必要性があるといわれており、教員の研究活動が活発になれば、ひいては教育実践の質の向上につながり、看護学の発展に貢献できると考えている。

諸 規 則

別府大学学則	61
別府大学学位規程	125
入学前の既修得単位等の認定に関する規程	129
他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程	131
大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程	133
別府大学・別府大学短期大学部学生海外留学規程	139
文学部学科履修規程	141
食物栄養科学部学科履修規程	146
国際経営学部学科履修規程	151
看護学部学科履修規程	155
別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程	159
別府大学におけるGPA制度の取扱いに関する規程	179
他学科の開講授業科目の受講に関する内規	182
教職課程履修に関する規程	183
学芸員資格取得に関する規程	205
司書・司書教諭資格取得に関する規程	207
文書館専門職（アーキビスト）養成課程の履修に関する規程	210
日本語教員養成課程の履修に関する規程	212
社会福祉士国家試験受験資格取得に関する規程	214
公認心理師国家試験受験資格取得に関する規程	216
栄養士免許証取得資格に関する規程	219
管理栄養士国家試験受験資格取得に関する規程	221
食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格取得に関する規程	224
「フードスペシャリスト」資格取得に関する規程	227
「フードサイエンティスト」資格取得に関する規程	228
看護学部保健師課程履修に関する規程	229
保健師国家試験受験資格取得に関する規程	231
転学部等に関する規程	234
研究生規程	235
科目等履修生規程	236
別科日本語課程履修規程	238
大学等における修学の支援に関する法律に基づく大学の学修意欲の確認等に関する規程...	240
別府大学・別府大学短期大学部の公欠に関する取扱い	244
別府大学・別府大学短期大学部 附属図書館利用内規	247
3ポリシーを踏まえた大学の取組に関する学生との点検・評価会議実施規程	250
学生心得	251
別府大学体育館管理規程	253
別府大学体育館使用規程	255
別府大学サークルハウス運営規程	256
別府大学サークルハウス使用規程	257
学生寮規程	259

看護学部の学生の皆さんは、必要に応じて、この諸規則中に出てくる「教務課」という言葉を「看護学部事務室」に読み替えてください。

別府大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 別府大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

2 前項の点検、評価及び見直しに関して必要な事項は別に定める。

(情報の積極的な公表)

第2条の2 本学における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。

第2節 組 織

(学部学科及びその目的)

第3条 本学に、大学院及び学部・学科を置く。

大 学 院

文 学 部 国際言語・文化学科

史学・文化財学科

人間関係学科

食物栄養科学部 食物栄養学科

発酵食品学科

国際経営学部 国際経営学科

看護学部 看護学科

2 大学院の学則は、別に定める。

3 学部及び学科の教育研究上の目的を別表第11のとおり定める。

(入学定員及び収容定員)

第4条 前条の学部・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文 学 部	国際言語・文化学科	80	—	320
	史学・文化財学科	100	—	400
	人間関係学科	70	—	280
食物栄養科学部	食物栄養学科	60	7	254
	発酵食品学科	50	—	200
国際経営学部	国際経営学科	100	—	400
看護学部	看護学科	80	—	320

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(附属博物館)

第6条 本学に、附属博物館を置く。

2 附属博物館に関する規則は、別に定める。

(研究所等)

第7条 本学に、アジア歴史文化研究所を置く。

2 アジア歴史文化研究所に関する規則は、別に定める。

3 第1項に掲げるもののほか、本学に教育研究上必要な研究所等を置き、当該研究所等に関する規程は別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

第8条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 本学に、前項のほか、副学長、学部長、学長補佐、学科長、コース主任を置き、講師その他必要な教職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 教員、事務職員等は、相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究及び必要な業務等を組織的かつ効果的に行う。

第4節 教授会

(教授会)

第9条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部に所属する基幹教員、専任の教員及び学長が指名する事務職員をもって組織する。

3 学部相互に関連する事項を審議するために、教授会を連合して開くことができる。

4 教授会の運営に関する規程は別に定める。

第5節 学年・学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第11条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が特に必要を認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。
- 3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。
- 4 第1項に定める各学期は、前半及び後半に分けて授業を編成することができる。

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第13条 各授業科目の授業は、8週、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

- 2 授業を8週で行う場合は、試験期間を含むことができる。

(授業を行わない日)

第14条 学年中の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 春期休業日

四 夏期休業日

五 冬期休業日

- 2 前項第3号から第5号までの休業日の期間は、学年暦により定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定め、又は第1項に定める休業日を授業実施日に変更することができる。

第2章 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学における修業年限は4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は8年をこえて在学することはできない。ただし、休学の期間は、これを算入しない。

- 2 第22条、第23条及び第24条の規定により入学した学生は、第25条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入学、編入学、転入学、再入学

(入学時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生・帰国子女は、後学期の始めに

入学することができる。

(入学の資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学所定の入学試験に合格した者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）。
- 三 学校教育法施行規則第150条の規定により、前二号の者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第19条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果にもとづき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書及びその他の必要書類とともに、所定の入学料を納入しなければならない。

- 2 前項の入学手続きを完了した者に学長は入学を許可する。

(編入学)

第22条 本学に編入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

- 2 編入学に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第23条 本学または他の大学を退学した者が再入学を希望するときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 本学または他の大学を卒業した者が入学を希望するときは、前項の規定によるものとする。
- 3 再入学に関する規程は、別に定める。

(転入学)

第24条 他の大学の学生が転入学を希望するときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 転入学に関する規程は、別に定める。

第25条 第22条、第23条、第24条の規定により、入学を許可された者のすでに修得した単位の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目、授業の方法)

第26条 本学の授業科目は、教養科目及び専門科目とする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 本学は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教

室等以外の場所で履修させることができる。

- 4 本学は、第2項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 本学は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 6 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

（履修科目の登録の上限）

第26条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限については、規則で別に定める。

（外国人留学生及び帰国子女に関する授業科目等の特例）

第27条 本学は、外国人留学生（大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生をいう。）及び外国において教育を受けた学生（以下「帰国子女」という。）に関する授業科目等について、必要があると認めるときは第26条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

- 2 これらの履修に関する規程は別に定める。

（免許・資格科目）

第28条 第26条に定めるもののほか、免許及び資格に関する科目を開設することができる。

- 2 授業科目の種類、単位数等は、別表第2・第3・第4・第5・第6・第7・第7の2のとおりとする。

（単位の計算方法）

第29条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第30条 授業科目を履修し、その試験又は論文等の提出により合格した者には、所定の単位を与える。

ただし、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。

（成績評価）

第31条 授業科目の試験等による成績は、A A、A、B、C及びFの5段階の評語で表す。

- 2 評語のA A、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。
- 3 成績評価の基準は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（第67条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・再入学・転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

4 前3項による単位の認定は、教養科目又は専門科目の単位とする。

5 単位の認定に関連して修業年限の短縮は行わない。

6 入学前の既修得単位等の認定に関する規程は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該他大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。この場合の履修期間は、第15条の期間に含めることができる。

2 前項の規定により、学生が当該他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第1項の他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを志望する学生は、学部長を経て学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

4 他の大学又は短期大学の授業科目の履修等に関する規程は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第33条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修に関する規程は別に定める。

(その他)

第35条 この節に定めるもののほか、授業科目の履修に関する規程は別に定める。

第4節 休学、復学、退学、除籍、転学、留学、転学部等

(休学)

第36条 疾病その他止むを得ない理由のため、3ヶ月以上修学できないときは、医師の診断書その他事由を証する書類を添えて学長の許可を受け、1年以内休学することができる。但し、特別な事情があるときは、その期間を3年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して4年をこえることができない。

3 休学の時期は、事由の発生した日時にかかわらず、次の学期の始めからとする。

4 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(復 学)

第37条 休学の期間中にその理由が消滅した場合は、保証人連署のうえ、願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の前期及び後期の始めとする。

(退 学)

第38条 疾病またはその他の事由によって退学しようとする者は、学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第16条第1項及び第2項に定める在学年限をこえた者
- 二 第36条第1項及び第2項に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- 三 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

(転 学)

第40条 学生が、他の大学に入学又は転学を志願するときは、予め学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第41条 外国の大学又は短期大学で学修することを希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第15条に定める修業年限に含めることができる。

3 第29条の規定は、外国の大学又は短期大学で学修する場合に準用する。

4 外国の大学又は短期大学において修得した単位については、第33条第2項の規定を適用する。

5 留学に関する規程は別に定める。

(転学部等)

第42条 本学の学生で、転学部又は転学科（以下「転学部等」という。）を希望する者があるときは、審議の上許可することがある。

2 転学部等に関する規則は、別に定める。

第5節 卒業の要件と学士の学位

(卒業の要件)

第43条 卒業の要件は、本学に通算して4年（第22条、第23条、第24条の第1項の規定により入学した者については、第25条により定められた在学すべき年数）以上在学し、別に定める履修規程により、124単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第26条第3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 卒業の要件を備えた者に対しては、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。

(学士の学位)

第44条 卒業と認められた者に対しては、学士の学位を授与する。

2 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

文 学 部	国際言語・文化学科	学士（文 学）
	史学・文化財学科	
	人間関係学科	
食物栄養科学部	食物栄養学科	学士（栄 養 学）
	発酵食品学科	学士（食物バイオ学）
国際経営学部	国際経営学科	学士（経 営 学）
看護学部	看護学科	学士（看 護 学）

第6節 免許、資格の取得

（教育職員の免許状）

第45条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において、取得できる教育職員免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教育職員免許状の種類（免許教科）
文 学 部	国際言語・文化学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語） 中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術） 中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	史学・文化財学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	人間関係学科	高等学校教諭一種免許状（公民）
食物栄養科学部	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状
	発酵食品学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
国際経営学部	国際経営学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（商業）

3 本学に教職課程を置き、教育職員免許状取得に関する規則は、別に定める。

（資格の取得）

第46条 文学部において次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得し、学士の学位を取得しなければならない。なお、それぞれの資格取得に関する規程は、別に定める。

- 一 学芸員資格 博物館法および文部科学省令に定める所要の科目の単位
- 二 司書又は司書教諭資格 図書館法、学校図書館法および文部科学省令に定める所要の科目の

単位

三 外国人に日本語を教育する日本語教育施設の日本語教員の資格 日本語教員養成に関する所要の科目の単位

四 公認心理師国家試験受験資格 公認心理師法施行規則に定める所要の科目の単位

五 社会福祉士国家試験受験資格 社会福祉士及び介護福祉士法に定める所要の科目の単位

六 精神保健福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士法に定める所要の科目の単位

七 社会福祉主事任用資格 社会福祉法に定める所要の科目の単位

八 文書館専門職（アーキビスト） 文書館専門職（アーキビスト）養成に関する所要の科目の単位

第47条 食物栄養科学部において次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得し、学士の学位を取得しなければならない。なお、それぞれの資格取得に関する規程は、別に定める。

一 栄養士の免許を受ける資格 栄養士法施行規則に定める所要の科目の単位

二 管理栄養士国家試験の受験資格 管理栄養士学校指定規則に定める所要の科目の単位

三 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格 本学で定める所要の科目の単位

四 フードスペシャリスト受験資格 本学で定める所要の科目の単位

五 学芸員資格 博物館法および文部科学省令に定める所要の科目の単位

六 フードサイエンティスト資格 本学で定める所要の科目の単位

七 司書又は司書教諭資格 図書館法、学校図書館法および文部科学省令に定める所要の科目の単位

八 社会福祉主事任用資格 社会福祉法に定める所要の科目の単位

第47条の2 国際経営学部において次の資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得し、学士の学位を取得しなければならない。なお、それぞれの資格取得に関する規程は、別に定める。

一 司書又は司書教諭資格 図書館法、学校図書館法および文部科学省令に定める所要の科目の単位

二 社会福祉主事任用資格 社会福祉法に定める所要の科目の単位

第47条の3 看護学部において看護師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、それぞれ所定の科目の単位を修得し、学士の学位を取得しなければならない。また、保健師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、看護師及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める所要の科目の単位を修得しなければならない。

保健師の国家試験受験資格取得に関する規程は、別に定める。

第7節 賞 罰

（表 彰）

第48条 学業性行の優良な者または学生の模範となるべき者があるときは、学長がこれを表彰することがある。

（懲 戒）

第49条 本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者。

- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者。
 - 三 正当の理由がなくて、出席常でない者。
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。
- 4 懲戒に関する規程は別に定める。

第8節 厚生保健

(保健管理)

第50条 本学に保健室を設置し、校医、看護師等を置き、職員および学生の保健管理にあたる。

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第9節 別 科

(別 科)

第52条 本学に別科を設け、次の課程を置く。

日本語課程

(目 的)

第53条 別科は、外国人留学生に対して日本語及び日本事情について教授し、国際文化の交流への寄与と国際的視野に立つ有為な人材育成を目的とする。

(学生定員)

第54条 本学別科の入学定員は、次のとおりとする。

日本語課程 80人

(入学の時期)

第55条 入学の時期は4月及び10月とする。

(修業年限)

第56条 本学別科の修業年限は1年とする。

- 2 別科学生は2年をこえて在学することはできない。

(入学資格)

第57条 本学別科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者で、その教育機関所在国における大学入学資格を有する者。
- 二 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で満18才以上の者。
- 三 日本国以外の教育制度による大学入学資格試験に合格した者。
- 四 日本の高等学校卒業者に相当する年齢に達し、同等以上の学力があると本学が認めた者。

(休 学)

第58条 疾病その他特別の事由により、3ヶ月以上就学することができない者、医師の診断書その他事由を証する書類を添えて学長の許可を得て、1学年間または1学期間休学することができる。

ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

4 疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命じることができる。

(復 学)

第59条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第60条 疾病またはその他の事由によって退学しようとする者は、学長の許可を得て退学することができる。

(除 籍)

第61条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- 二 第56条に定める在学年限を超えた者
- 三 第58条に定める休学期間を超えてもなお復学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

(開設授業科目及びその単位数)

第62条 本学別科で開設する授業科目の種類及びその単位数等は、別表第8のとおりとする。

(課程の修了等)

第63条 本学別科を修了するためには、学生は1年以上在学し、別に定める履修規程により34単位以上を取得し、修了試験に合格しなければならない。

2 前項に定める修了要件を満たした者については、学長が修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学検定料等の諸納入金)

第64条 本学別科の入学検定料、入学金、授業料及びその他諸納入金の金額は、別表第10のとおりとする。

(その他)

第65条 本学別科に関し、本節に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

第10節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び帰国子女

(研究生)

第66条 四年課程の大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者が、本学において特定の専門事項について研究することを志願するときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第67条 本学の学生以外の者で、一または複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、第30条及び第31条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第68条 本学において、他の大学又は短期大学（外国の大学または短期大学を含む。以下同じ。）の学生が、特定の授業科目の履修を志望する場合は、教授会の議を経て、当該大学又は短期大学との

協議に基づき、学長は特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生及び帰国子女)

第69条 外国人留学生で、本学に入学又は編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 帰国子女で、本学に入学しようとする者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

3 外国人留学生及び帰国子女に関する規程は別に定める。

第11節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金

(入学検定料等の納入)

第70条 学生は、本学所定の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「入学検定料等」という。）並びにその他の納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学検定料等及びその他の納入金の額)

第71条 入学検定料等の額は、別表第9のとおりとする。

2 その他の納入金の額は、別に定める。

(授業料の納期等)

第72条 授業料は、第11条第1項に規定する学期に応じ、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、次に掲げる納期までに納入するものとする。

前学期分 納期4月20日まで

後学期分 納期9月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、前学期分の授業料の納期までに、当該年度の後学期分に係る授業料を併せて納入することができる。

3 入学検定料及び入学金並びにその他の納入金の納期は、別に定める。

4 施設設備費及び教育研究料は、授業料の前学期分の納期までに納入するものとする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者は、申出により、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「授業料等」という。）並びに入学金の分納又は延納を認めることがある。

(退学、除籍及び停学期間の授業料等)

第73条 学期の途中で退学（懲戒による退学を含む。）し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

ただし、死亡、第61条第1項第1号または第4号の定めにより除籍となった者の未納の授業料等の免除については、理事会において決定する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学期間の授業料等)

第74条 休学期間中の授業料等は、免除する。

2 前期に復学する者は、第72条に準じ授業料等を納期までに納入する。

3 後期に復学する者は、授業料等の年額の2分の1に相当する額を納期までに納入する。

(卒業延期者の授業料等)

第75条 卒業を延期する学生のうち、1年間卒業を延期する者は、第72条に準じ授業料等を納期までに納入する。

2 前期もしくは後期の半期のみ卒業延期する者は、授業料等の年額の2分の1に相当する額を納期までに納入する。

(研究生、科目等履修生等の授業料等)

第76条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び帰国子女の入学検定料等及びその他の納入金については別に定める。

(納入した授業料等)

第77条 納入した入学検定料等は、原則として返還しない。

第12節 公開講座

(公開講座)

第78条 学校教育法第107条により公開講座を開設することができる。

附 則

1. この学則は、昭和25年4月1日から施行する。(大学設置)
(略)

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、I 文学部 3. 文学部専門科目群 4) 人間関係学科専門科目の専門基礎科目の「公認心理師の職責」については、平成29年4月1日に在籍する者にも改正後の学則を適用する。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、各学部教養科目群コア5「海外語学研修1」「海外語学研修2」「海外語学研修3」「海外語学研修4」及び「地域社会連携PBL1」「地域社会連携PBL2」「地域社会連携PBL3」については、令和2年4月1日に在学する者に適用する。
3. 文学部 3. 文学部専門科目群 4) 人間関係学科専門科目の心理領域の「心理演習Ⅰ」及び「心理演習Ⅱ」については、平成30年度入学者から適用する。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、第74条、第75条及び別表第1「数学基礎Ⅰ」「アルゴリズムとプログラミング」「統計学Ⅰ」「データサイエンス基礎」「データエンジニアリング基礎」「AI基礎」「AI・データサイエンス実践」については、令和5年4月1日に在籍する者に適用する。また、別表第1 I 文学部 3. 文学部専門科目群 4) 人間関係学科専門科目 教育・生涯スポーツ領域の「総合的な学習の時間の指導法」「教育方法論(ICT活用を含む)」及び別表第2 教職に関する科目のうち、「総合的な学習の時間の指導法」「教育方法論 (ICT活用を含む)」は、令和4年度入学生から適用する。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

I 文学部

1. 教養科目群から32単位以上修得

コア1 : 4単位以上を含む。

コア 2・3：各4単位以上を含む。

コア4・5：各6単位以上を含む。

2. 専門科目群から68単位以上修得

卒業論文6単位、卒業制作6単位、卒業研究4単位のいずれかを含む。

3. 教養科目群及び専門科目群から24単位以上修得

1. 教養科目群

– 75 –

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考			
			必修	選択	自由				
コ	コア2 人間と文化の 探求	文学		2		4単位以上選択必修			
		哲学		2					
		倫理学		2					
		生命倫理学		2					
		心理学Ⅰ		2					
		心理学Ⅱ		2					
		歴史学		2					
		文化史		2					
		科学史		2					
		社会思想史		2					
		体育実技Ⅰ		1					
		体育実技Ⅱ		1					
		スポーツと健康		2					
		ア	コア3 現代社会の多 面的理解	法学（日本国憲法）			2		4単位以上選択必修
				法律学			2		
行政法				2					
経済学				2					
社会学				2					
地域福祉論				2					
社会調査法				2					
政治学				2					
マスコミ論				2					
国際関係論				2					
地域環境論				2					
国際理解Ⅰ				2					
国際理解Ⅱ				2					
ボランティア活動論				2					
人権教育論				2					
目	コア4 科学と情報	生物学		2		6単位以上選択必修			
		数学基礎Ⅰ		1					
		アルゴリズムとプログラミング		1					
		化学基礎		2					
		科学技術論		2					
		科学と社会		2					
		情報リテラシー	1						
		数理・データサイエンス入門	2						
		論理学		2					
		統計学Ⅰ		1					
		データサイエンス基礎		1					
		データエンジニアリング基礎		1					
		AI基礎		1					

[illegible]

2. 外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
日本語	総合日本語 1 (読む・書く)		2		外国人・帰国子女はこのうち16単位までを教養科目群の単位に替えることができる。
	総合日本語 2 (読む・書く)		2		
	総合日本語 3 (聴く・話す)		2		
	総合日本語 4 (聴く・話す)		2		
	アカデミック日本語 1 (口頭発表)		2		} 2 単位以上選択必修
	アカデミック日本語 2 (口頭発表)		2		
	アカデミック日本語 3 (論文作成)		2		} 2 単位以上選択必修
	アカデミック日本語 4 (論文作成)		2		
	アカデミック日本語 5 (言語知識)		2		} 2 単位以上選択必修
	アカデミック日本語 6 (言語知識)		2		

3. 文学部専門科目群

1) 文学部共通専門科目

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
人文系	日本文学概論		2		専門科目の卒業要件単位数 国際言語・文化学科 68単位以上
	言語学概論		2		
	言語習得概論		2		
	書道概論 1		2		史学・文化財学科 68単位以上
	書道概論 2		2		
	漢字かな交じり書 1 (書写を含む)		1		人間関係学科 68単位以上
	漢字かな交じり書 2 (書写を含む)		1		
	楷書 (書写を含む)		1		[それぞれの学科における専門科目の履修は、文学部共通専門科目及びそれぞれの学科の専門科目から68単位以上修得するものとする。]
	行書 (書写を含む)		1		
	英米文学概論		2		
	英文法 1		2		
	英文法 2		2		
	美術史概論		2		
	日本史概論 1		2		
	日本史概論 2		2		
	世界史概論 1 (西洋史)		2		
	世界史概論 2 (東洋史)		2		
	考古学概論		2		
	文化財科学概論		2		
	世界遺産学概論		2		
	比較文化研究		2		
	芸術文化研究 1		2		
	芸術文化研究 2		2		
	世界遺産研究 (国外)		2		
	世界遺産研究 (国内)		2		
	異文化共有論		2		
	図書館概論		2		
	図書館サービス概論		2		
	情報サービス論		2		
	児童サービス論		2		
	博物館概論		2		
	博物館教育論		2		
	博物館情報・メディア論		2		
	デジタルアーカイブズ		2		
	知的財産所有論		2		
社会科学系	文化人類学		2		
	民俗学概論		2		
	環境歴史学概論		2		
	地方自治論		2		
	生涯学習論 I		2		

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
社会科学系	生涯学習論Ⅱ		2		
	地方行政論		2		
	まちづくり特論		2		
	地域創造と経営Ⅰ		2		
	地域創造と経営Ⅱ		2		
芸術系	マンガ概論		2		
	アニメーション概論		2		
	芸術表現Ⅰ		2		
	芸術表現Ⅱ		2		
	芸術表現Ⅲ		2		
	芸術表現Ⅳ		2		
	デザイン概論		2		
	社会とデザインⅠ		2		
	社会とデザインⅡ		2		
	アートマネージメント		2		
日本語系	ビジネス日本語（聴読解）1		1		
	ビジネス日本語（聴読解）2		1		
	ビジネス日本語（リーディング）1		1		
	ビジネス日本語（リーディング）2		1		
	ビジネス日本語（ライティング）1		1		
	ビジネス日本語（ライティング）2		1		
	ビジネス日本語（コミュニケーション）1		1		
	ビジネス日本語（コミュニケーション）2		1		
	ビジネス日本語（経済と社会）1		1		
	ビジネス日本語（経済と社会）2		1		
総合系	教育実践Ⅰ		1		
	教育実践Ⅱ		1		
	総合ゼミⅠ		1		
	総合ゼミⅡ		1		
	地域社会連携PBL1		1		
	地域社会連携PBL2		2		
	地域社会連携PBL3		4		

2) 国際言語・文化学科専門科目

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
演 習 科 目	発展演習	発展演習 1 (国際言語・文化)	1		
		発展演習 2 (国際言語・文化)	1		
	専門演習	専門演習 1 (古典文学)		1	} 1 単位選択必修
		専門演習 1 (近代文学)		1	
		専門演習 1 (日本語学)		1	
		専門演習 1 (英語学)		1	
		専門演習 1 (英米文化)		1	
		専門演習 1 (絵画)		1	
		専門演習 1 (デザイン)		1	
		専門演習 1 (マンガ)		1	
		専門演習 1 (映像・アニメーション)		1	
		専門演習 1 (美術史)		1	
		専門演習 1 (言語文化)		1	
		専門演習 2 (古典文学)		1	} 1 単位選択必修
		専門演習 2 (近代文学)		1	
		専門演習 2 (日本語学)		1	
		専門演習 2 (英語学)		1	
		専門演習 2 (英米文化)		1	
		専門演習 2 (絵画)		1	
		専門演習 2 (デザイン)		1	
		専門演習 2 (マンガ)		1	
		専門演習 2 (映像・アニメーション)		1	
		専門演習 2 (美術史)		1	
		専門演習 2 (言語文化)		1	
	卒業演習	卒業演習 1 (日本語・日本文学)		1	} 1 単位選択必修
		卒業演習 1 (英語・英米文学)		1	
		卒業演習 1 (芸術表現)		1	
		卒業演習 2 (日本語・日本文学)		1	} 1 単位選択必修
		卒業演習 2 (英語・英米文学)		1	
		卒業演習 2 (芸術表現)		1	
学 科 専 門 科 目	専門基礎科目	日本文学史		2	
		日本文学基礎		2	
		日本語学基礎		2	
		日本文学講義 1 (古典文学 1)		2	
		日本文学講義 2 (古典文学 2)		2	
		日本文学講義 3 (近代文学 1)		2	
		日本文学講義 4 (近代文学 2)		2	
		日本文学講義 5 (近代文学 3)		2	
		日本文学講義 6 (近代文学 4)		2	
		漢文学概論		2	
		日本語学講義 1 (音声言語)		2	

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
学 科 専 門 科 目	専門基礎科目	日本語学講義 2 (日本語の語彙)		2		
		日本語学講義 3 (日本語の文法)		2		
		日本語学講義 4 (古代語の歴史)		2		
		日本語学講義 5 (近代語の歴史)		2		
		日本語教育概論 1		2		
		日本語教育概論 2		2		
		日本語教育教材論		2		
		日本語教育キャリア形成論		2		
		英会話 1		1		
		英会話 2		1		
		英文学史		2		
		米文学史		2		
		英米文学講読 I		2		
		英米文学作品研究 I		2		
		英米文学作品研究 II		2		
		日英比較文化論 1		2		
		アメリカンスタディーズ I		2		
		言語文化論 I		2		
		言語文化論 II		2		
		比較文化論 I		2		
		比較文化論 II		2		
		観光文化論		2		
		日本美術史概論		2		
		東洋美術史概論		2		
		西洋美術史概論		2		
		芸術と環境 I		2		
		芸術と環境 II		2		
		絵画技法 I		2		
		絵画技法 II		2		
		絵画表現		2		
		基礎デザイン		2		
		経営とデザイン I		2		
		経営とデザイン II		2		
		デッサン I		2		
		彫塑 I		2		
		工芸 I		2		
		造形演習 I		2		
		マンガ基礎技術 I		2		
		マンガ基礎技術 II		2		
		キャラクター制作		2		
		マンガメディア表現		2		
		映像・アニメーション I		2		

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
学科専門科目	専門基礎科目	映像・アニメーションⅡ		2		
		カラー・イメージデザインⅠ		2		
		カラー・イメージデザインⅡ		2		
		AI・データサイエンス実践		2		
コ ー ス 専 門 科 目	日本語・日本文学	日本文学研究1（古典文学1）		2		
		日本文学研究2（古典文学2）		2		
		日本文学研究3（古典文学3）		2		
		日本文学研究4（近代文学1）		2		
		日本文学研究5（近代文学2）		2		
		日本文学研究6（近代文学3）		2		
		日本文学研究7（近代文学4）		2		
		日本文学研究8（近代文学5）		2		
		日本文学研究9（近代文学6）		2		
		漢文学特論1		2		
		漢文学特論2		2		
		日本語学研究1（文法研究）		2		
		日本語学研究2（方言研究）		2		
		日本語学研究3（現代語研究）		2		
		日本語学研究4（文字表記研究）		2		
		日本語学研究5（古代語研究）		2		
	英語・英米文学	英会話3		1		
		英会話4		1		
		英会話5		1		
		英会話6		1		
		英語学概論		2		
		英語音声学		2		
		英語学講義1		2		
		英語学講義2		2		
		英語学講義3		2		
		英米文学講読Ⅱ		2		
		日英比較文化論2		2		
	英語・英米文学	アメリカンスタディーズⅡ		2		
		C.E.C. (Composition for English Communication) 1		1		
		C.E.C. (Composition for English Communication) 2		1		
		A.L.E. (Active Learning of English) 1		2		
		A.L.E. (Active Learning of English) 2		2		
		A.L.E. (Active Learning of English) 3		2		
		A.L.E. (Active Learning of English) 4		2		
		現代英語圏文化特講1		2		
		現代英語圏文化特講2		2		

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
コ ー ス 専 門 科 目	芸術表現	美術工芸論		2		
		比較文化特論Ⅰ		2		
		比較文化特論Ⅱ		2		
		言語文化特論Ⅰ		2		
		言語文化特論Ⅱ		2		
		絵画実習基礎		2		
		絵画実習応用		2		
		絵画実習実践		2		
		芸術専門Ⅰ		2		
		芸術専門Ⅱ		2		
		芸術専門Ⅲ		2		
		芸術専門Ⅳ		2		
		CG演習Ⅰ		2		
		CG演習Ⅱ		2		
		編集演習Ⅰ		2		
		編集演習Ⅱ		2		
		デザイン実習		2		
		グラフィックデザインⅠ		2		
		グラフィックデザインⅡ		2		
	卒業論文			6		} 1科目選択必修
	卒業制作			6		
	卒業研究			4		

3) 史学・文化財学科専門科目

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
演 						

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
学 科 専 門 科 目	専門基礎科目		2		
	アーカイブズ論Ⅰ		2		
	アーカイブズ論Ⅱ		2		
	アーカイブズ管理論		2		
	レコードマネジメント論Ⅰ		2		
	レコードマネジメント論Ⅱ		2		
	日本史の基礎 1		2		
	日本史の基礎 2		2		
	世界史の基礎 1 (西洋史)		2		
	世界史の基礎 2 (東洋史)		2		
	地理学の基礎		2		
	日本史講義 1 (古代史料論)		2		
	日本史講義 2 (中世史料論)		2		
	日本史講義 3 (近世史料論)		2		
	日本史講義 4 (近現代史料論)		2		
	世界史講義 1 (東洋史)		2		
	世界史講義 2 (アジア史)		2		
	世界史講義 3 (西洋史)		2		
	世界史講義 4 (文明史)		2		
	民俗学講義		2		
	考古学講義 1 (先史考古資料論 1)		2		
	考古学講義 2 (先史考古資料論 2)		2		
	考古学講義 3 (歴史考古資料論)		2		
	考古学講義 4 (埋蔵文化財学)		2		
	文化財科学講義 (文化財保存学)		2		
	文化遺産学論		2		
	史学概論		2		
	歴史地理		2		
	社会学概論		2		
	経済学概論		2		
	法律学概論		2		
	政治学概論		2		
	法制史		2		
	国際関係概論		2		
	国際交渉論		2		
	宗教史		2		
	美術工芸論		2		
	人類学総論		2		
	文化財保護論		2		
	観光文化財論		2		
	環境史		2		
	環境植生論		2		
	地誌学		2		

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
学科専門科目		博物館資料論		2		
		博物館経営論		2		
		AI・データサイエンス実践		2		
コース専門科目	考古学・文化財科学	考古学特講 1 (旧石器・縄文考古学)		2		
		考古学特講 2 (弥生・古墳考古学)		2		
		考古学特講 3 (歴史考古学)		2		
		考古学特講 4 (考古学史)		2		
		文化財科学特講 1 (科学分析)		2		
		文化財科学特講 2 (保存修復)		2		
		考古学実習 I (調査整理法)		1		
		考古学実習 II (調査整理法)		1		
		文化財科学実習 I (機器分析)		1		
		文化財科学実習 II (修復)		1		
		埋蔵文化財実習 I (遺跡発掘)		1		
		埋蔵文化財実習 II (遺跡発掘)		1		
		埋蔵文化財実習 III (インターンシップ)		1		
		文化財科学実習 III (インターンシップ)		1		
		書画修復基礎実習		1		
	世界史	世界史特講 1 (東洋史)		2		
		世界史特講 2 (アジア史)		2		
		世界史特講 3 (西洋史)		2		
		世界史特講 4 (文明史)		2		
		世界史文献講読 1 (東洋史)		1		
		世界史文献講読 2 (西洋史)		1		
	日本史・アーカイブズ	日本史特講 1 (古代史)		2		
		日本史特講 2 (中世史)		2		
		日本史特講 3 (近世史)		2		
		日本史特講 4 (近現代史)		2		
		民俗学特講		2		
		アーカイブズ実習 I		1		
		アーカイブズ実習 II		1		
		日本史実習		1		
		民俗学実習		1		
	卒業論文			6		} 1 科目選択必修
	卒業研究			4		

4) 人間関係学科専門科目

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
演 習 科 目	発展演習	発展演習 1 (人間関係)	1			1 単位選択必修
		発展演習 2 (人間関係)	1			
	専門演習	専門演習 1 (社会福祉)		1		
		専門演習 1 (心理)		1		
		専門演習 1 (教育・生涯スポーツ)		1		
		専門演習 2 (社会福祉)		1		
		専門演習 2 (心理)		1		
		専門演習 2 (教育・生涯スポーツ)		1		
	卒業演習	卒業演習 1 (社会福祉)		1		
		卒業演習 1 (心理)		1		
		卒業演習 1 (教育・生涯スポーツ)		1		
		卒業演習 2 (社会福祉)		1		
		卒業演習 2 (心理)		1		
		卒業演習 2 (教育・生涯スポーツ)		1		
学 科 専 門 科 目	専門基礎科目	社会学と社会システム		2		
		心理学と心理的支援		2		
		社会福祉の原理と政策Ⅰ		2		
		社会福祉の原理と政策Ⅱ		2		
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ		2		
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ		2		
		心理学概論Ⅰ		2		
		心理学概論Ⅱ		2		
		公認心理師の職責		2		
		心理学統計法		2		
		神経・生理心理学Ⅰ		2		
		神経・生理心理学Ⅱ		2		
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ		2		
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ		2		
		医学概論		2		
		人体の構造と機能及び疾病		2		
		社会・集団・家族心理学		2		
		産業・組織心理学		2		
		学習・言語心理学		2		
		レクリエーション指導法		2		
		福祉サービスの組織と経営		2		
		高齢者福祉		2		
		障害者福祉		2		
		児童・家庭福祉		2		
		刑事司法と福祉		2		
		貧困に対する支援		2		

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
学 科 専 門 科 目	専門基礎科目	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2		
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2		
		権利擁護を支える法制度		2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2		
		保健医療と福祉		2		
		精神保健福祉制度論		2		
		精神保健福祉の原理Ⅰ		2		
		精神保健福祉の原理Ⅱ		2		
		精神疾患とその治療Ⅰ		2		
		精神疾患とその治療Ⅱ		2		
		精神医学と精神医療Ⅰ		2		
		精神医学と精神医療Ⅱ		2		
		社会保障Ⅰ		2		
		社会保障Ⅱ		2		
		社会福祉調査の基礎		2		
		社会学概論		2		
		経済学概論		2		
		哲学概論		2		
		AI・データサイエンス実践		2		
		災害支援チーム医療論		1		
学 科 専 門 科 目	社会福祉領域	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ		2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ		2		
		ソーシャルワーク演習Ⅰ		1		
		ソーシャルワーク演習Ⅱ		1		
		ソーシャルワーク演習Ⅲ		1		
		ソーシャルワーク演習Ⅳ		1		
		ソーシャルワーク演習Ⅴ		1		
		ソーシャルワーク実習Ⅰ		1		
		ソーシャルワーク実習Ⅱ		4		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		2		
		精神障害リハビリテーション論		2		
		福祉特別演習Ⅰ		1		
		福祉特別演習Ⅱ		1		
		福祉特別演習Ⅲ		1		
	心理領域	感情・人格心理学		2		
		障害者・障害児心理学		2		
		健康・医療心理学		2		
		福祉心理学		2		

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
学 科 専 門 科 目	心理領域	教育・学校心理学 司法・犯罪心理学 関係行政論 心理学研究法 知覚・認知心理学 発達心理学概論 心理学実験Ⅰ 心理学実験Ⅱ 臨床心理学概論 心理学的支援法Ⅰ 心理学的支援法Ⅱ 心理的アセスメントⅠ 心理的アセスメントⅡ 心理演習Ⅰ 心理演習Ⅱ 心理実習		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 4		
	教育・生涯スポーツ領域	スポーツ社会学 スポーツ教育学 コーチング論 トレーニング論 教育調査論 教育学 地域教育論 総合的な学習の時間の指導法 教育方法論（ICT活用を含む） 教育の制度と経営		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
卒業論文			6			

Ⅱ 食物栄養科学部

卒業要件単位数124単位以上修得

1. 教養科目群から24単位以上修得
2. 専門科目群から84単位以上修得
3. 教養科目群及び専門科目群から16単位以上修得)
(編入学生は必修から除く)

1. 教養科目群

1) 食物栄養学科

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
食物栄養科学 基盤領域	導入演習（食物栄養）	1			6 単位以上選択必修
	基礎演習（食物栄養）	1			
	学生生活における健康管理		2		
	アカデミック・スキルズ		2		
	食とバイオ		2		
	一般化学		2		
	食生活論		2		
	グローバル食文化研修Ⅰ		2		
	グローバル食文化研修Ⅱ		2		
コアⅠ 地域社会総合領域	大学史と別府大学		1		クォーター制で実施 4 単位以上選択必修
	グローバルと文化		2		
	キャリア教育Ⅰ	2			
	キャリア教育Ⅱ		2		
	インターンシップ基礎	1			
	インターンシップⅠ		1		
	インターンシップⅡ		1		
	インターンシップⅢ		1		
	市民生活とアーカイブズ		2		
	NPO論		2		
	トップマネジメント講話		2		
	手話		2		
	地域と世界農業遺産		2		
	世界農業遺産体験演習		2		
	世界農業遺産マネジメント演習		2		
	地域社会フィールドワーク演習		2		
	災害支援と防災対策		2		
	汎領域研究 1（単位互換）		1		
	汎領域研究 2（単位互換）		1		
	汎領域研究 3（単位互換）		1		
	汎領域研究 4（単位互換）		1		

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
コア 2 人間と文化探求 領域	文学		2		} 2 単位以上選択必修
	科学史		2		
	哲学		2		
	倫理学		2		
	生命倫理学		2		
	歴史学		2		
	文化史		2		
	体育実技Ⅰ		1		
	体育実技Ⅱ		1		
	スポーツと健康		2		
	心理学Ⅰ		2		
	心理学Ⅱ		2		
コア 3 社会科学探求領域	法学（日本国憲法）		2		}
	法律学		2		
	社会学		2		
	マスコミ論		2		
コア 4 自然科学・情報 基盤領域	科学技術論		2		} 6 単位以上選択必修
	生物学		2		
	科学と社会		2		
	数学基礎Ⅰ		1		
	アルゴリズムとプログラミング		1		
	統計学Ⅰ		1		
	データサイエンス基礎		1		
	情報リテラシー	1			
	数理・データサイエンス入門	2			
	データエンジニアリング基礎		1		
	AI基礎		1		
コア 5 国際理解のための 言語領域	英語 1	1			} 6 単位以上選択必修
	英語 2	1			
	英語 3	1			
	英語 4	1			
	英語 5		1		
	英語 6		1		
	TOEIC 1		1		
	TOEIC 2		1		
	英語語彙 1		1		
	英語語彙 2		1		
	英語ステップアップ演習 1		1		
	英語ステップアップ演習 2		1		
	フランス語基礎 1		1		
	フランス語基礎 2		1		
	中国語基礎 1		1		

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
	中国語基礎 2		1		
	韓国語基礎 1		1		
	韓国語基礎 2		1		
	ドイツ語基礎 1		1		
	ドイツ語基礎 2		1		
	海外語学研修 1		2		
	海外語学研修 2		2		
	海外語学研修 3		2		
	海外語学研修 4		2		

2) 発酵食品学科

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
食物栄養科学 基盤領域	導入演習（発酵食品）	1			6 単位以上選択必修
	基礎演習（発酵食品）	1			
	学生生活における健康管理		2		
	アカデミック・スキルズ		2		
	食とバイオ		2		
	一般化学		2		
	食生活論		2		
	グローバル食文化研修Ⅰ		2		
	グローバル食文化研修Ⅱ		2		
コアⅠ 地域社会総合領域	大学史と別府大学		1		クォーター制で実施 4 単位以上選択必修
	グローバルと文化		2		
	キャリア教育Ⅰ	2			
	キャリア教育Ⅱ		2		
	インターンシップ基礎	1			
	インターンシップⅠ		1		
	インターンシップⅡ		1		
	インターンシップⅢ		1		
	市民生活とアーカイブズ		2		
	NPO論		2		
	トップマネジメント講話		2		
	手話		2		
	地域と世界農業遺産		2		
	世界農業遺産体験演習		2		
	世界農業遺産マネジメント演習		2		
	地域社会フィールドワーク演習		2		
	災害支援と防災対策		2		
	汎領域研究Ⅰ（単位互換）		1		
	汎領域研究Ⅱ（単位互換）		1		
	汎領域研究Ⅲ（単位互換）		1		
	汎領域研究Ⅳ（単位互換）		1		
コアⅡ 人間と文化探求 領域	文学		2		2 単位以上選択必修
	科学史		2		
	哲学		2		
	倫理学		2		
	生命倫理学		2		
	歴史学		2		
	文化史		2		
	体育実技Ⅰ		1		
	体育実技Ⅱ		1		
	スポーツと健康		2		
	心理学Ⅰ		2		
	心理学Ⅱ		2		

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
コア3 社会科学探求領域	法学（日本国憲法）		2		
	法律学		2		
	社会学		2		
	マスコミ論		2		
コア4 自然科学・情報 基盤領域	科学技術論		2		6単位以上選択必修
	生物学		2		
	科学と社会		2		
	数学基礎Ⅰ		1		
	アルゴリズムとプログラミング		1		
	統計学Ⅰ		1		
	データサイエンス基礎		1		
	情報リテラシー	1			
	数理・データサイエンス入門	2			
	データエンジニアリング基礎		1		
	AI基礎		1		
コア5 国際理解のための 言語領域	英語1	1			6単位以上選択必修
	英語2	1			
	英語3	1			
	英語4	1			
	英語5		1		
	英語6		1		
	TOEIC 1		1		
	TOEIC 2		1		
	英語語彙1		1		
	英語語彙2		1		
	英語ステップアップ演習1		1		
	英語ステップアップ演習2		1		
	フランス語基礎1		1		
	フランス語基礎2		1		
	中国語基礎1		1		
	中国語基礎2		1		
	韓国語基礎1		1		
	韓国語基礎2		1		
	ドイツ語基礎1		1		
	ドイツ語基礎2		1		
	海外語学研修1		2		
	海外語学研修2		2		
	海外語学研修3		2		
	海外語学研修4		2		

2. 外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
日本語	総合日本語 1（読む・書く）		2		外国人・帰国子女はこのうち12単位までを教養科目群の単位に替えることができる。
	総合日本語 2（読む・書く）		2		
	総合日本語 3（聴く・話す）		2		
	総合日本語 4（聴く・話す）		2		
	アカデミック日本語 1（口頭発表）		2		} 2 単位以上選択必修
	アカデミック日本語 2（口頭発表）		2		
	アカデミック日本語 3（論文作成）		2		} 2 単位以上選択必修
	アカデミック日本語 4（論文作成）		2		
	アカデミック日本語 5（言語知識）		2		} 2 単位以上選択必修
	アカデミック日本語 6（言語知識）		2		

3. 食物栄養科学部専門科目群

1) 食物栄養学科専門科目

授 業 科 目			単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
専 門 基 礎 分 野	社会・環境と健康	社会福祉論	2			卒業要件単位数 84単位以上
		社会福祉援助技術実習		1		
		健康管理概論		2		
		公衆衛生学Ⅰ	2			
		公衆衛生学Ⅱ	2			
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖生理学	2			
		解剖生理学実験	1			
		生化学Ⅰ	2			
		生化学Ⅱ		2		
		生化学実験	1			
		運動生理学	2			
		運動生理学実験		1		
		医学概論・臨床医学入門	2			
		病態生理学	2			
		微生物学（生体防御を含む）		2		
	食べ物と健康	食品学Ⅰ	2			
		食品学Ⅱ		2		
		食品学実験		1		
		食品加工学	2			
		食品加工学実習	1			
		調理学	2			
		基礎調理実習		1		
		調理実習	1			
		応用調理実習	1			
		調理学実験		1		
		食品衛生学	2			
		食品衛生学実験	1			
専 門 分 野	基礎栄養学	基礎栄養学	2			
		基礎栄養学実験	1			
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2			
		応用栄養学Ⅱ	2			
		応用栄養学Ⅲ		2		
		応用栄養学実習	1			
		実践栄養学実習	1			
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2			
		栄養教育論Ⅱ		2		
		栄養カウンセリング論	2			
		栄養教育論実習	1			
		栄養カウンセリング実習	1			
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2			
		臨床栄養学Ⅱ	2			

授 業 科 目			単 位 数			備 考	
			必修	選択	自由		
専 門 分 野	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅲ		2			
		臨床福祉介護論	2				
		臨床栄養学実習	1				
		臨床介護栄養実習	1				
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2				
		公衆栄養学Ⅱ	2				
		地域栄養活動演習		1			
		公衆栄養学実習	1				
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2				
		給食経営管理論Ⅱ	2				
		給食経営管理実習	1				
	総合演習	実験・実習事前総合演習		1			
		総合栄養マネジメント演習Ⅰ	1				
		総合栄養マネジメント演習Ⅱ		1			
		総合栄養マネジメント演習Ⅲ		1			
	臨地実習	臨床栄養学臨地実習		2			
		公衆栄養学臨地実習		1			
		給食運営臨地実習	1				
特別演習		管理栄養士演習Ⅰ		1			
		管理栄養士演習Ⅱ		1			
		管理栄養士発展演習Ⅰ		1			
		管理栄養士発展演習Ⅱ		1			
専門演習		実践専門演習Ⅰ	1				
		実践専門演習Ⅱ	1				
自由選択科目		フードスペシャリスト論		2			
		フードコーディネート論		2			
		フードマーケティング論		2			
		知的財産所有論		2			
		実践スポーツ栄養学		2			
		栄養生化学		2			
		健康増進論		2			
		医と食		1			
		食物アレルギーと栄養指導		2			
		病態栄養医学		2			
		地域健康支援演習		1			
		地域健康・運動指導実習		1			
		知的財産所有論		2			
		地域社会連携P B L 1		1			
		地域社会連携P B L 2		2			
		地域社会連携P B L 3		4			
		AI・データサイエンス実践		2			
		災害支援チーム医療論		1			
		栄養教諭免許科目		学校栄養指導論Ⅰ		2	
				学校栄養指導論Ⅱ		2	
卒業論文				6			

2) 発酵食品学科専門科目

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
専門科目	バイオサイエンスの基礎	基礎化学	2			卒業要件単位数 84単位以上
		分析化学	2			
		物理化学		2		
		有機化学	2			
		生化学Ⅰ	2			
		細胞生物学	2			
		微生物学	2			
		分析化学実験	1			
		生化学実験	1			
	発酵の基礎	発酵食品学	2			
		発酵食品開発学		2		
		食品保蔵学	2			
		味噌・醤油製造学		2		
		発酵食品製造実習	1			
		発酵食品加工実習	1			
	食の流通の基礎	フードシステム論	2			
		会計学の基礎		2		
		簿記		2		
		公衆衛生学Ⅰ	2			
		食品衛生学	2			
	香りの基礎	香料学概論	2			
		香料化学		2		
		食品香粧学		2		
	フードサイエンスの基礎	食品学	2			
		食品化学	2			
		食品分析学		2		
		食品分析学実験	1			
	健康の基礎	医学概論	2			
		栄養化学	2			
		保健栄養食品学		2		
		運動生理学		2		
		健康管理概論		2		
	バイオテクノロジー	分子生物学		2		
		生化学Ⅱ		2		
		微生物工学	2			
		細胞工学	2			
		微生物工学実験	1			
		細胞工学実験	1			
		生体機能分子学実験	1			

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
専 門 科 目	微生物と食品	醸造微生物学	2			
		酵母学	2			
		酒類製造学		2		
		調味食品学	2			
		酒類生産学実験	1			
		食品加工学		2		
		食品加工学実習		1		
	微生物と環境	環境微生物学	2			
		資源環境科学総論		2		
	食品衛生と品質管理	公衆衛生学Ⅱ	2			
		品質鑑定論	2			
		食品関係法規	2			
食品衛生学実験		1				
食品流通と経済	フードマーケティング論		2			
	地域経営論		2			
	食料流通システム		2			
	農業経営		2			
	醸造・発酵産業論		2			
	知的財産所有論		2			
食と香り	官能評価学		2			
	香料分析学		2			
	香料機能学		2			
	香料学実験	1				
総合演習	発展演習	1				
	専門演習	1				
臨地実習	学外実習指導	1				
	臨地実習Ⅰ		1			
	臨地実習Ⅱ		1			
	臨地実習Ⅲ		1			
関連科目	物理学		2			
	基礎地学		2			
	物理学実験		1			
	基礎地学実験		1			
	AI・データサイエンス実践		2			
		地域社会連携P B L 1		1		
		地域社会連携P B L 2		2		
		地域社会連携P B L 3		4		
		外書講読	2			
		卒業研究	4			
		卒業論文	6			
		論文作成法	2			

1 科目選択必修

Ⅲ. 国際経営学部

卒業要件単位数124単位以上修得

1. 教養科目群から32単位以上修得

基礎ゼミ : 2 単位必修

コア1 : 4単位以上を含む

コア 2・3：各4単位以上を含む

コア4・5：各6単位以上を含む

2. 専門科目群から68単位以上修得

卒業論文 6 単位を含む

3. 教養科目群及び専門科目群から24単位以上修得

- ### 1. 教養科目群

[illegible]

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
コ ア 科 目	コア2 人間と文化の 探求	科学史		2		
		社会思想史		2		
		体育実技Ⅰ		1		
		体育実技Ⅱ		1		
		スポーツと健康		2		
	コア3 現代社会の多 面的理解	法学（日本国憲法）		2		4単位以上選択必修
		法律学		2		
		行政法		2		
		社会学		2		
		地域福祉論		2		
		社会調査法		2		
		政治学		2		
		マスコミ論		2		
		国際関係論		2		
		地域環境論		2		
		国際理解Ⅰ		2		
		国際理解Ⅱ		2		
		ボランティア活動論		2		
		人権教育論		2		
	コア4 科学と情報	生物学		2		6単位以上選択必修
		数学基礎Ⅰ		1		
		アルゴリズムとプログラミング		1		
		化学基礎		2		
		科学技術論		2		
		科学と社会		2		
		情報リテラシー	1			
		数理・データサイエンス入門	2			
		論理学		2		
		統計学Ⅰ		1		
		データサイエンス基礎		1		
		データエンジニアリング基礎		1		
		AI基礎		1		
	コア5 国際理解のた めの言語	英語Ⅰ	1			6単位以上選択必修
		英語Ⅱ	1			
		英語Ⅲ	1			
		英語Ⅳ	1			
		英語Ⅴ		1		
		英語Ⅵ		1		
		TOEICⅠ		1		
		TOEICⅡ		1		
		TOEICⅢ		1		
		TOEICⅣ		1		
		英語語彙Ⅰ		1		
		英語語彙Ⅱ		1		
		英語ステップアップ演習Ⅰ		1		

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
	英語ステップアップ演習 2		1		
	ドイツ語基礎 1		1		
	ドイツ語基礎 2		1		
	ドイツ語コミュニケーション 1		1		
	ドイツ語コミュニケーション 2		1		
	フランス語基礎 1		1		
	フランス語基礎 2		1		
	フランス語コミュニケーション 1		1		
	フランス語コミュニケーション 2		1		
	中国語基礎 1		1		
	中国語基礎 2		1		
	中国語コミュニケーション 1		1		
	中国語コミュニケーション 2		1		
	韓国語基礎 1		1		
	韓国語基礎 2		1		
	韓国語コミュニケーション 1		1		
	韓国語コミュニケーション 2		1		
	海外語学研修 1		2		
	海外語学研修 2		2		
	海外語学研修 3		2		
	海外語学研修 4		2		

2. 外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
日本語	総合日本語 1（読む・書く）		2		外国人・帰国子女はこのうち16単位までを教養科目群の単位に替えることができる。
	総合日本語 2（読む・書く）		2		
	総合日本語 3（聴く・話す）		2		
	総合日本語 4（聴く・話す）		2		
	アカデミック日本語 1（口頭発表）		2		} 2単位以上選択必修
	アカデミック日本語 2（口頭発表）		2		
	アカデミック日本語 3（論文作成）		2		
	アカデミック日本語 4（論文作成）		2		} 2単位以上選択必修
	アカデミック日本語 5（言語知識）		2		
	アカデミック日本語 6（言語知識）		2		

3. 国際経営学部専門科目群

1) 国際経営学部 専門関連科目

科目区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
関連科目	時事英語		1		専門科目の卒業要件単位数 国際経営学部 国際経営学科 68単位以上 [専門科目の履修は、国際経営学部専門関連科目及び国際経営学科専門科目から68単位以上修得するものとする。]
	英文法 1		2		
	英文法 2		2		
	欧州事情		2		
	日本史概論 1		2		
	日本史概論 2		2		
	世界史概論 1 (西洋史)		2		
	世界史概論 2 (東洋史)		2		
	地理学概論		2		
	文化人類学		2		
	図書館概論		2		
	生涯学習論 I		2		
	生涯学習論 II		2		
	文化財科学概論		2		
	まちづくり特論		2		
	アートマネージメント		2		
	アニメーション概論		2		
	地方自治論		2		
	地方行政論		2		
	比較文化研究		2		
	図書館サービス概論		2		
	情報サービス論		2		
	児童サービス論		2		
	世界遺産研究 (国外)		2		
	世界遺産研究 (国内)		2		
	知的財産所有論		2		
	教育実践 I		1		
	教育実践 II		1		
	総合ゼミ I		1		
	総合ゼミ II		1		
	ビジネス日本語 (聴読解) 1		1		
	ビジネス日本語 (聴読解) 2		1		
	ビジネス日本語 (リーディング) 1		1		
	ビジネス日本語 (リーディング) 2		1		
	ビジネス日本語 (ライティング) 1		1		
	ビジネス日本語 (ライティング) 2		1		
	ビジネス日本語 (コミュニケーション) 1		1		
	ビジネス日本語 (コミュニケーション) 2		1		
	ビジネス日本語 (経済と社会) 1		1		
	ビジネス日本語 (経済と社会) 2		1		

2) 国際経営学科専門科目

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
学	演習科目	発展演習 1 (国際経営)	1			
		発展演習 2 (国際経営)	1			
		専門演習 1 (国際経営)	1			
		専門演習 2 (国際経営)	1			
		卒業演習 1 (国際経営)	1			
		卒業演習 2 (国際経営)	1			
	共通基礎科目	経営学の基礎	2			
		会計学の基礎	2			
		観光・地域経営の基礎	2			
		ビジネスリテラシー		2		
		簿記Ⅰ		2		
		簿記Ⅱ		2		
		経済原論		2		
		ファイナンスリテラシー		2		
		観光リテラシー		2		
科	経営学分野	マーケティング論		2		
		経営管理論		2		
		生産システム論		2		
		経営組織論		2		
		経営史		2		
		経営情報論		2		
		経営戦略論		2		
		中小企業経営論		2		
		経営意思決定論		2		
		企業論		2		
		流通論		2		
		品質管理		2		
		スポーツマネジメント		2		
		リーダーシップ論		2		
		国内企業研修		2		
専 門	経済学分野	マクロ経済学		2		
		ミクロ経済学		2		
		ファイナンス論		2		
		銀行論		2		
	会計学分野	上級簿記Ⅰ		1		
		上級簿記Ⅱ		1		
		上級簿記Ⅲ		1		
		上級簿記Ⅳ		1		
		財務会計		2		
		原価計算		2		
		財務諸表論		2		

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
学		管理会計		2		
		税務会計		2		
		経営分析		2		
	観光・地域経営分野	観光資源論		2		
		環境と経済		2		
		旅行業実務		2		
		旅行地理		2		
		エネルギー戦略論		2		
		観光と地域		2		
		文化観光論		2		
		観光マネジメント		2		
		地域経営論		2		
		地域社会連携P B L 1		1		
		地域社会連携P B L 2		2		
		地域社会連携P B L 3		4		
法律分野	民法		2			
	税法概論		2			
	ビジネス法務		2			
国際分野	国際コミュニケーション		2			
	国際マーケティング		2			
	国際経営論		2			
	アジア経営		2			
	多国籍企業論		2			
	国際会計		2			
	国際観光論		2			
	国際経済学		2			
	中国経済論		2			
	貿易論		2			
	海外企業研修		2			
情報分野	情報社会論		2			
	プログラミング		2			
	AI・データサイエンス実践		2			
地域創生プロジェクト	地域創生プロジェクト1		2			
	地域創生プロジェクト2		2			
	地域創生プロジェクト3		2			
	地域創生プロジェクト4		2			
	地域創生プロジェクト5		2			
キャリアアップ科目	旅行キャリアアップⅠ（旅行業法・約款）		1			
	旅行キャリアアップⅡ（旅行実務）		1			
	リテールマーケティングキャリアアップ		1			
	情報処理キャリアアップ		1			

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
	キャリアアップ科目	簿記キャリアアップⅠ		1		
		簿記キャリアアップⅡ		1		
		上級簿記キャリアアップ		1		
	公務員分野	マクロ経済学特別講義		2		
		ミクロ経済学特別講義		2		
		公務員実務演習Ⅰ		1		
		公務員実務演習Ⅱ		1		
		公務員実務演習Ⅲ		1		
		公務員実務演習Ⅳ		1		
		公務員実務演習Ⅴ		1		
		公務員実務演習Ⅵ		1		
		公務員実務演習Ⅶ		1		
	教職分野	地理学の基礎		2		
		政治学概論		2		
		社会学概論		2		
		法律学概論		2		
		国際関係概論		2		
		情報処理実習		2		
	卒業論文	卒業論文	6			

IV. 看護学部

卒業要件単位数124単位以上修得

1. 教養科目群から27単位以上修得（コア科目の選択科目から10単位以上）

基盤ゼミ : 2単位必修

コア1・2 : 各2単位以上を含む。

コア3 : 2単位以上を含む。

コア4 : 6単位以上を含む。

コア5 : 3単位以上を含む。

2. 専門科目群から97単位以上修得

専門基礎分野 : 必修22単位以上を含む。

専門分野 : 必修72単位以上を含む。

1. 教養科目群

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
看護学部基盤ゼミ		基盤ゼミ導入演習	1			
		基盤ゼミ発展演習	1			
コ ア 科 目	コア1 学際科目	大学史と別府大学	1			
		地域と世界農業遺産		2		
		グローバルと文化		2		
		キャリア教育 I		2		
		災害支援と防災対策		2		
		地域フィールドワーク演習	1			
	コア2 人間と文化の 探求	哲学		2		
		文学		2		
		心理学 I		2		
		歴史学		2		
	コア3 現代社会の多 面的理解	生命倫理学	2			
		スポーツと健康		2		
		経済学		2		
		地域福祉論		2		
		教育学	2			
		国際関係論		2		
		法律学		2		
		マスコミ論		2		
		人権教育論		2		
		ボランティア活動論		2		
		法学（日本国憲法）		2		

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
コ ア 科 目	コア4 科学と情報	論理学	2			
		生物学		2		
		数学基礎Ⅰ		1		
		アルゴリズムとプログラミング		1		
		統計学Ⅰ	1			
		数理・データサイエンス入門	2			
		データサイエンス基礎		1		
		データエンジニアリング基礎		1		
		AⅠ基礎		1		
		情報リテラシー	1			
	コア5 国際理解のた めの言語	医療英語コミュニケーション	1			
		英語Ⅰ（A）		1		
		英語Ⅰ（M）		1		
		英語Ⅰ（B）		1		
		英語Ⅱ（A）		1		
		英語Ⅱ（M）		1		
		英語Ⅱ（B）		1		
		中国語基礎Ⅰ		1		
		中国語基礎Ⅱ		1		
		韓国語基礎Ⅰ		1		
		韓国語基礎Ⅱ		1		

2. 看護学部専門科目群

看護学部専門科目

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
専門基礎分野	生物学的人間理解	生命科学	1			専門科目の卒業要件単位数 97単位以上 専門基礎分野 22単位以上 専門分野 72単位以上
		生体機能の調節Ⅰ	1			
		生体機能の調節Ⅱ	1			
		生体機能の調節Ⅲ	1			
		生体機能シミュレーション演習	1			
	疾病と回復過程の理解	病態・治療論	1			
		生命維持機能の障害と診断治療	1			
		運動機能の障害と診断治療	1			
		代謝機能の障害と診断治療	1			
		生殖機能の障害と診断治療	1			
		薬理学	1			
		臨床薬理学	1			
		放射線療法と人間の反応	1			
		心理学的支援法	1			
		リハビリテーションと人間の反応	1			
		健康と栄養	1			
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生看護学概論	2			
		疫学		2		
		A I ・ データサイエンス実践		2		
		保健統計学	2			
		保健医療福祉行政論	2			
専門分野	基礎看護学	看護学概論	2			
		看護理論	1			
		看護過程論	1			
		看護コミュニケーション論	1			
		ヘルスアセスメント	1			
		基礎看護方法論Ⅰ	2			
		基礎看護方法論Ⅱ	1			
		基礎看護方法論Ⅲ	1			
		家族看護論	1			
		基礎看護学実習Ⅰ	1			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			
	地域・在宅看護学	地域・在宅看護学概論	1			
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	2			
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	2			
		地域・在宅看護シミュレーション演習	1			
		地域・在宅看護学実習Ⅰ	1			
		地域・在宅看護学実習Ⅱ	2			

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
専門分野	成人看護学	成人看護学概論	1			3 単位以上 選択必修
		成人看護援助論Ⅰ	2			
		成人看護援助論Ⅱ	2			
		成人看護援助論Ⅲ	1			
		成人看護シミュレーション演習	1			
		成人看護学実習Ⅰ	2			
		成人看護学実習Ⅱ	2			
	老年看護学	老年看護学概論	1			
		老年看護援助論	2			
		老年看護シミュレーション演習	1			
		老年看護学実習	2			
	小児看護学	小児看護学概論	1			
		小児看護援助論	2			
		小児看護シミュレーション演習	1			
		小児看護学実習	2			
	母性看護学	母性看護学概論	1			
		母性看護援助論Ⅰ	2			
		母性看護援助論Ⅱ	1			
		母性看護シミュレーション演習	1			
		母性看護学実習	2			
	精神看護学	精神看護学概論	1			
		精神看護援助論	2			
		精神看護シミュレーション演習	1			
		精神看護学実習	2			
	国際看護学	国際看護活動論	1			
		海外研修		1		
	看護の統合と発展	看護管理論		2		
		医療安全マネジメント論	1			
		看護研究の基礎	2			
		看護研究の実践	2			
		がん看護		1		
		クリティカルケア		1		
		リエゾン精神看護		1		
		災害看護		1		
		災害支援チーム医療論	1			
		看護統合シミュレーション演習	1			
		看護マネジメント実習	2			
		総合看護実習	3			

科目区分		授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
専門分野	公衆衛生看護学	保健医療福祉行政活動論		2		
		公衆衛生看護支援論Ⅰ		2		
		公衆衛生看護支援論Ⅱ		2		
		公衆衛生看護活動展開論Ⅰ		2		
		公衆衛生看護活動展開論Ⅱ		2		
		公衆衛生看護活動展開論Ⅲ		2		
		公衆衛生看護活動展開論Ⅳ		2		
		公衆衛生看護管理論Ⅰ		2		
		公衆衛生看護管理論Ⅱ		2		
		公衆衛生看護学実習Ⅰ		3		
		公衆衛生看護学実習Ⅱ		2		

別表第2（学則第28条第2項）

4. 教職に関する科目

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
教職論		2		
教育原論		2		
発達心理学		2		
特別支援教育論		2		
教育の制度と経営		2		
教育課程論		2		
国語科教育法Ⅰ		2		
国語科教育法Ⅱ		2		
国語科教育法Ⅲ		2		
国語科教育法Ⅳ		2		
美術科教育法Ⅰ		2		
美術科教育法Ⅱ		2		
美術科教育法Ⅲ		2		
美術科教育法Ⅳ		2		
社会科教育法Ⅰ		2		
社会科教育法Ⅱ		2		
社会科教育法Ⅲ		2		
社会科教育法Ⅳ		2		
英語科教育法Ⅰ		2		
英語科教育法Ⅱ		2		
英語科教育法Ⅲ		2		
英語科教育法Ⅳ		2		
地理歴史科教育法Ⅰ		2		
地理歴史科教育法Ⅱ		2		
公民科教育法Ⅰ		2		
公民科教育法Ⅱ		2		
理科教育法Ⅰ		2		
理科教育法Ⅱ		2		
理科教育法Ⅲ		2		
理科教育法Ⅳ		2		
商業科教育法Ⅰ		2		
商業科教育法Ⅱ		2		
道德教育の理論と指導法		2		
特別活動論		2		
総合的な学習の時間の指導法		2		
道德の理論、総合的な学習の時間の指導法および教育方法論		2		
教育方法論（ICT活用を含む。）		2		
生徒指導論（進路指導を含む。）		2		（進路指導を含む。）
生徒指導論		2		食物栄養学科

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
教育相談論		2		(事前・事後の指導を含む。) (事前・事後の指導を含む。)
実習指導		1		
介護等体験実習指導		1		
介護等体験実習		1		
教職実践演習（中・高）		2		
教職実践演習（栄養教諭）		2		
教育実習Ⅰ		2		
教育実習Ⅱ		2		
総合演習（人権問題）		1		
栄養教育実習指導		1		
栄養教育実習		1		
学校体験活動Ⅰ		1		
学校体験活動Ⅱ		1		
学校体験活動Ⅲ		1		
学校体験活動Ⅳ		1		

別表第3（学則第28条第2項）

5. 司書に関する科目

区 分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
基 礎 科 目	生 涯 学 習 概 論		2		
	図 書 館 概 論		2		
	図 書 館 情 報 技 術 論		2		
	図 書 館 制 度 ・ 経 営 論		2		
図 書 館 サ ー ビ ス に 関 する 科 目	図 書 館 サ ー ビ ス 概 論		2		
	情 報 サ ー ビ ス 論		2		
	児 童 サ ー ビ ス 論		2		
	情 報 サ ー ビ ス 演 習 Ⅰ		1		
	情 報 サ ー ビ ス 演 習 Ⅱ		1		
図 書 館 情 報 資 源 に 関 する 科 目	図 書 館 情 報 資 源 概 論		2		
	情 報 資 源 組 織 論		2		
	情 報 資 源 組 織 演 習 Ⅰ		1		
	情 報 資 源 組 織 演 習 Ⅱ		1		
選 択 科 目	図 書 館 基 礎 特 論		1		
	図 書 館 サ ー ビ ス 特 論		1		
	図 書 館 情 報 資 源 特 論		1		
	図 書 ・ 図 書 館 史		1		
	図 書 館 施 設 論		1		
	図 書 館 総 合 演 習		1		
	図 書 館 実 習		1		

別表第4（学則第28条第2項）

6. 司書教諭に関する科目

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
学 校 経 営 と 学 校 図 書 館		2		
学 校 図 書 館 メ デ ィ ア の 構 成		2		
学 習 指 導 と 学 校 図 書 館		2		
読 書 と 豊 か な 人 間 性		2		
情 報 メ デ ィ ア の 活 用		2		

別表第5（学則第28条第2項）

7. 学芸員に関する科目

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
生涯学習概論		2		
博物館概論		2		
博物館展示論		2		
博物館資料論		2		
博物館経営論		2		
博物館資料保存論		2		
博物館情報・メディア論		2		
博物館教育論		2		
博物館実習		3		
考古学概論		2		学部共通専門科目
文化財科学概論		2		学部共通専門科目
世界遺産学概論		2		学部共通専門科目
民俗学概論		2		学部共通専門科目
環境歴史学概論		2		学部共通専門科目
美術史概論		2		学部共通専門科目
文化人類学		2		学部共通専門科目
日本史概論 1		2		学部共通専門科目
日本史概論 2		2		学部共通専門科目
世界史概論 1（西洋史）		2		学部共通専門科目
世界史概論 2（東洋史）		2		学部共通専門科目
日本美術史概論		2		国際言語・文化学科
東洋美術史概論		2		国際言語・文化学科
西洋美術史概論		2		国際言語・文化学科
日本史の基礎 1		2		史学・文化財学科
日本史の基礎 2		2		史学・文化財学科
世界史の基礎 1（西洋史）		2		史学・文化財学科
世界史の基礎 2（東洋史）		2		史学・文化財学科
分析化学		2		発酵食品学科
医学概論		2		発酵食品学科
香科学概論		2		発酵食品学科
調味食品学		2		発酵食品学科
食品分析学		2		発酵食品学科
基礎化学		2		発酵食品学科

別表第6（学則第28条第2項）

8. 日本語教員に関する科目

区 分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必修	選択	
社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	文化史		2	
		国際関係論		2	
		日本語学講義4（古代語の歴史）		2	
		日本語学講義5（近代語の歴史）		2	
		日本語教育概論1		2	
		日本語教育概論2		2	
		日本語教育キャリア形成論		2	
	言語と社会	日本語学研究2（方言研究）		2	
		日本語学研究3（現代語研究）		2	
		比較文化研究		2	
教育に関わる領域	言語と心理	言語習得概論		2	
		心理学Ⅰ		2	
		心理学Ⅱ		2	
	言語と教育	日本語教育教材論		2	
		日本語教育実習指導1		1	
		日本語教育実習指導2		1	
		日本語教育実習1		1	
		日本語教育実習2		1	
		異文化共有論		2	
		情報リテラシー		1	
言語に関わる領域	言語	言語学概論		2	
		日本語学講義1（音声言語）		2	
		日本語学講義2（日本語の語彙）		2	
		日本語学講義3（日本語の文法）		2	
		日本語学研究4（文字表記研究）		2	
		日本語学研究5（古代語研究）		2	
		英語1		1	
		英語2		1	
		英語3		1	
		英語4		1	
		TOEIC1		1	
		TOEIC2		1	
		英語語彙1		1	
		英語語彙2		1	
		ドイツ語基礎1		1	
		ドイツ語基礎2		1	
		フランス語基礎1		1	
		フランス語基礎2		1	
		中国語基礎1		1	
		中国語基礎2		1	
		韓国語基礎1		1	
		韓国語基礎2		1	
		英会話1		1	
		英会話2		1	
		ビジネス日本語（聴読解）1		1	
		ビジネス日本語（聴読解）2		1	

別表第7（学則第28条第2項）

9. 文書館専門職（アーキビスト）に関する科目

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
基礎科目	市民生活とアーカイブズ		2		
	行政法		2		
	アーカイブズ論Ⅰ		2		
	アーカイブズ論Ⅱ		2		
記録管理科目	アーカイブズ管理論		2		
	レコードマネジメント論Ⅰ		2		
	レコードマネジメント論Ⅱ		2		
	デジタルアーカイブズ		2		
記録資料科目	日本史講義1（古代史料論）		2		
	日本史講義2（中世史料論）		2		
	日本史講義3（近世史料論）		2		
	日本史講義4（近現代史料論）		2		
	世界史講義1（東洋史）		2		
	世界史講義2（アジア史）		2		
	世界史講義3（西洋史）		2		
	法制史		2		
	国際交渉論		2		
	宗教史		2		
	日本史特講1（古代史）		2		
	日本史特講2（中世史）		2		
	日本史特講3（近世史）		2		
	日本史特講4（近現代史）		2		
実習科目	アーカイブズ実習Ⅰ		1		
	アーカイブズ実習Ⅱ		1		

別表第7の2（学則第28条第2項）

10. 保健師に関する科目

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
疫学	2			卒業要件単位数と合わせて 149単位以上修得すること
保健医療福祉行政活動論	2			
公衆衛生看護支援論Ⅰ	2			
公衆衛生看護支援論Ⅱ	2			
公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	2			
公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	2			
公衆衛生看護活動展開論Ⅲ	2			
公衆衛生看護活動展開論Ⅳ	2			
公衆衛生看護管理論Ⅰ	2			
公衆衛生看護管理論Ⅱ	2			
公衆衛生看護学実習Ⅰ	3			
公衆衛生看護学実習Ⅱ	2			

別表第8（学則第62条）

別科日本語課程専門科目

科目 区分	内容 区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考 1
			必修	選択	自由	
総 合 科 目	1	総合日本語学習 文法Ⅰ（初級）		2		修了要件 総合科目の内容区分1 ～6にわたって各2 科目履修し、20単位修 得。
		総合日本語学習 文法Ⅰ（初中級）		2		
		総合日本語学習 文法Ⅰ（中級）		2		
		総合日本語学習 文法Ⅰ（中上級）		2		
		総合日本語学習 文法Ⅰ（上級）		2		
		総合日本語学習 文法Ⅱ（初級）		2		
		総合日本語学習 文法Ⅱ（初中級）		2		
		総合日本語学習 文法Ⅱ（中級）		2		
		総合日本語学習 文法Ⅱ（中上級）		2		
		総合日本語学習 文法Ⅱ（上級）		2		
	2	総合日本語学習 読解Ⅰ（初級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅰ（初中級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅰ（中級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅰ（中上級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅰ（上級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅱ（初級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅱ（初中級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅱ（中級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅱ（中上級）		2		
		総合日本語学習 読解Ⅱ（上級）		2		
	3	総合日本語学習 文字・語彙Ⅰ（初級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅰ（初中級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅰ（中級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅰ（中上級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅰ（上級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅱ（初級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅱ（初中級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅱ（中級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅱ（中上級）		2		
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅱ（上級）		2		
	4	総合日本語学習 聴解Ⅰ（初級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅰ（初中級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅰ（中級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅰ（中上級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅰ（上級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅱ（初級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅱ（初中級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅱ（中級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅱ（中上級）		2		
		総合日本語学習 聴解Ⅱ（上級）		2		

総 合 科 目	5	総合日本語学習 作文Ⅰ（初級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅰ（初中級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅰ（中級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅰ（中上級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅰ（上級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅱ（初級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅱ（初中級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅱ（中級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅱ（中上級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅱ（上級）	1	
	6	総合日本語学習 会話Ⅰ（初級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅰ（初中級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅰ（中級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅰ（中上級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅰ（上級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅱ（初級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅱ（初中級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅱ（中級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅱ（中上級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅱ（上級）	1	
	7	総合日本語学習 文法Ⅲ（初級）	1	
		総合日本語学習 読解Ⅲ（初級）	1	
		総合日本語学習 文字・語彙Ⅲ（初級）	1	
		総合日本語学習 聴解Ⅲ（初級）	1	
		総合日本語学習 作文Ⅲ（初級）	1	
		総合日本語学習 会話Ⅲ（初級）	1	
基 礎 科 目	1	漢字Ⅰ（初級）	1	修了要件 総合科目・内容区分7 と基礎科目・内容区分 1から6科目以上履修 し、6単位以上修得。 初級のみ。
		漢字Ⅱ（初級）	1	
	2	文字・語彙Ⅰ（初中級）	1	
		文字・語彙Ⅰ（中級）	1	
		文字・語彙Ⅰ（中上級）	1	
		文字・語彙Ⅰ（上級）	1	
		文字・語彙Ⅱ（初中級）	1	
		文字・語彙Ⅱ（中級）	1	
		文字・語彙Ⅱ（中上級）	1	
		文字・語彙Ⅱ（上級）	1	
	3	文法Ⅰ（初中級）	1	
		文法Ⅰ（中級）	1	
		文法Ⅰ（中上級）	1	
		文法Ⅰ（上級）	1	
		文法Ⅱ（初中級）	1	
		文法Ⅱ（中級）	1	
		文法Ⅱ（中上級）	1	
		文法Ⅱ（上級）	1	

応用科目	1	読解Ⅰ（初中級）		1	修了要件 応用科目・内容区分3から4にわたって各1科目以上履修し、3単位以上修得。
		読解Ⅰ（中級）		1	
		読解Ⅰ（中上級）		1	
		読解Ⅰ（上級）		1	
		読解Ⅱ（初中級）		1	
		読解Ⅱ（中級）		1	
		読解Ⅱ（中上級）		1	
		読解Ⅱ（上級）		1	
	2	聴解Ⅰ（初中級）		1	
		聴解Ⅰ（中級）		1	
		聴解Ⅰ（中上級）		1	
		聴解Ⅰ（上級）		1	
		聴解Ⅱ（初中級）		1	
		聴解Ⅱ（中級）		1	
		聴解Ⅱ（中上級）		1	
		聴解Ⅱ（上級）		1	
	3	作文Ⅰ（初級）		1	
		作文Ⅰ（初中級）		1	
		作文Ⅰ（中級）		1	
		作文Ⅰ（中上級）		1	
作文Ⅰ（上級）			1		
作文Ⅱ（初級）			1		
作文Ⅱ（初中級）			1		
作文Ⅱ（中級）			1		
作文Ⅱ（中上級）			1		
作文Ⅱ（上級）			1		
4	会話Ⅰ（初級）		1		
	会話Ⅰ（初中級）		1		
	会話Ⅰ（中級）		1		
	会話Ⅰ（中上級）		1		
	会話Ⅰ（上級）		1		
	会話Ⅱ（初級）		1		
	会話Ⅱ（初中級）		1		
	会話Ⅱ（中級）		1		
	会話Ⅱ（中上級）		1		
	会話Ⅱ（上級）		1		
日本文化科目	1	日本事情Ⅰ（初級）		1	修了要件 日本文化科目・内容区分1から1科目、内容区分2から4科目以上履修し、5単位以上修得。
		日本事情Ⅰ（初中級）		1	
		日本事情Ⅰ（中級）		1	
		日本事情Ⅰ（中上級）		1	
		日本事情Ⅰ（上級）		1	
	2	日本語コミュニケーションⅠ		1	
		日本語コミュニケーションⅡ		1	
		日本の伝統文化Ⅰ		1	
		日本の伝統文化Ⅱ		1	
		異文化コミュニケーションⅠ		1	

備考2 2年目の授業科目等については、別に定める。

別表第9（学則第71条）

（1）入学検定料

全 学 部	30,000円
-------	---------

（2）入学金

全 学 部	200,000円
-------	----------

（3）授業料、施設設備費、教育研究料、実験実習費

学 部	納入金内訳	金 額
文 学 部	授 業 料	680,000円
	施 設 設 備 費	100,000円
	教 育 研 究 料	110,000円
食物栄養科学部	授 業 料	840,000円
	施 設 設 備 費	130,000円
	教 育 研 究 料	120,000円
国 際 経 営 学 部	授 業 料	680,000円
	施 設 設 備 費	100,000円
	教 育 研 究 料	110,000円
看 護 学 部	授 業 料	960,000円
	施 設 設 備 費	300,000円
	教 育 研 究 料	140,000円
	実 験 実 習 費	80,000円

別表第10（学則第64条）

別科日本語課程

納 入 金 内 訳	金 額
入 学 検 定 料	10,000
入 学 金	150,000
授 業 料	500,000

別表第11（学則第3条）

学部・学科の教育研究上の目的

文 学 部	国際言語・文化学科	言語、文化、文学、芸術実技・理論に関する「日本語・日本文学コース」、「英語・英米文学コース」、「芸術表現コース」において、十分な専門的知識と技術を備え、総合的な視点から諸問題に対応できる広い視野あるいは国際的な視野をもった人材、教員や図書館司書のような、将来、地域教育・学術文化を担う人材、あるいは将来研究者を目指す人材を養成することを目的とする。
	史学・文化財学科	「世界史コース」、「日本史・アーカイブズコース」、「考古学・文化財科学コース」の3つの分野において、総合的な視点から諸問題に対応できる広い視野をもった人材、教員や学芸員のような、教育や地域文化の継承を担う人材、また将来研究者を目指す人材を育成することを目的とする。あわせて、習得した知識や技術、経験を活かして社会で柔軟に対応できる人材を育成する。
	人間関係学科	福祉、心理学、生涯教育（スポーツ分野）に関する「社会福祉領域」、「心理領域」、「教育・生涯スポーツ領域」において、学際的観点に立ち、これらの諸問題を理論的かつ実践的に解決できる人材、公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士・教員・認定心理士などの資格を取得し、地域社会の活性化あるいは再生を担うことができる人材を養成することを目的とする。
食物栄養科学部	食物栄養学科	食と健康に関する実際に即した専門教育を施し、視野の広い社会観、人間観を涵養することで、食と栄養を通して人びとの健康を守り、病気の予防や回復に貢献する、21世紀の健康的な社会の構築に寄与できる人材を育成することを目的とする。
	発酵食品学科	人間教育を中心とし、人格の陶冶に努め、実際に即した食とバイオサイエンスに関する専門教育を行い、地域社会ならびに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。
国際経営学部	国際経営学科	グローバル化かつ多様化した現代社会において、特に地域的、経済的、社会文化的にクロッシング・ボーダー化した領域において活躍できる経営能力を身につけた人材を養成する。
看護学部	看護学科	健康と生活に深くかかわる看護専門職として、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観、確かな看護の専門的知識・実践力を有し、時代や社会の変化に伴う地域社会の健康課題について、多職種連携のもと自律的に行動できる人材、あわせて、自己研鑽を続け、看護学の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。

別府大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき別府大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

文 学 部	学士（文学）
食物栄養科学部	学士（栄養学）
	学士（食物バイオ学）
国際経営学部	学士（経営学）
看護学部	学士（看護学）
文学研究科	修士（文学）
〃	博士（文学）
食物栄養科学研究科	修士（栄養学）

(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、本学学則に基づき、所定の課程を修め卒業した者に対し授与する。

2 修士及び博士の学位は、本学大学院学則に基づき、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院博士課程を修了しない者であっても学位論文を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

(学位論文提出の資格)

第4条 修士の学位論文を提出できる者は、修士課程（博士前期課程）に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択あわせて20単位以上を修得しておかなければならない。

2 博士の学位論文を提出できるものは、博士後期課程に1年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者とする。

3 第3条第3項の規定により博士の学位論文を提出できる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有する者とする。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様式1）に、学位論文及び論文の要旨を添えて所定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

2 前項による学位論文は、1篇とし、2通提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 博士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様式2）に、学位論文、論文の要旨及び履歴書を添えて所定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

4 第3条第3項により博士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様式3）に学位論文、論文の要旨及び履歴書のほか、学位論文審査手数料を添えて学長に提出するものとする。

5 前二項による学位論文は、1篇とし、3通提出するものとする。ただし、参考としての他の論文

を添付することができる。

- 6 学位論文審査手数料は、別表のとおりとする。ただし、一旦納入された学位論文審査手数料は返還しない。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により提出された学位論文を受理したときは、大学院委員長及び研究科長はそれぞれ当該研究科委員会に審査を付託する。

- 2 研究科委員会は、審査に付せられた論文について指導教授を主査とし、別に副査を1名定め、当該研究科委員会の議を経て主査、副査を含む審査委員会を設ける。
- 3 学位論文の審査に当たって必要のあるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該研究科以外の教員に副査を委嘱することができる。

(審査の方法)

第7条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、提出論文を中心として専攻分野について精深な学識と研究能力を確認するため口述又は筆記によって行うものとする。
- 3 審査委員会は、審査のため必要と認めた場合には参考論文その他の審査資料を提出させることができる。
- 4 審査委員会は、第3条第2項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験を、その学年末までに終了しなければならない。

(学力の確認)

第8条 第3条第3項に規定する大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口述試験により行うものとする。

- 2 本学博士課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請したときは、学力の確認を免除することができる。

(審査の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の報告に基づき学位論文及び最終試験の可否を審議、決定して大学院委員長及び学長に報告するものとする。
- 3 前項論文の可否決定をするには、当該研究科委員の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位授与の決定)

第10条 学長は、学位を授与できると認めた者に対し、学士、修士又は博士の学位記を授与する。

- 2 審査の結果、学位記を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の報告)

第11条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3月以内に学位授与報告を文部科学大臣に行うものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に印刷し公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷し公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位論文を公表する場合には、別府大学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第14条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を使用するときは、「別府大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第15条 修士及び博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は大学院委員長の議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により当該学位を取り消すことがある。

3 大学院委員会が前2項の議決をなすには、委員の3分の2以上が出席して、その出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、様式4、様式5、様式6及び様式7のとおりとする。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (省略)

様式1-1 (省略)

様式1-2 (省略)

様式2 (省略)

様式3 (省略)

		〇〇第 号
卒業証書・学位記		
大学印	(氏 名)	
	〇 年 〇 月 〇 日生	
	(外国籍の場合は西暦)	
本学〇〇学部所定の課程を修めて本学を卒業した ことを認め学士（〇〇学）の学位を授与する		
令和 年 月 日		
別府大学長 〇〇〇〇		印

用紙の大きさは、JIS規格A4縦型とする

様式 5－1～様式 7（省略）

入学前の既修得単位等の認定に関する規程

平成6年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、別府大学学則第32条第6項に基づき入学前の既修得単位等の認定（以下「単位認定」という。）に関し、必要な事項を定める。

(単位を認定できる学修)

第2条 学生が別府大学（以下「本学」という。）に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位で本学が単位を認定できる学修は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (3) 大学の専攻科における学修
- (4) 高等専門学校の課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

(単位認定の申請)

第3条 単位認定を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、入学年度の学期開始後の所定の期日までに、学長に申請しなければならない。

- (1) 既修得単位等認定申請書（様式1）
- (2) 成績証明書又は単位修得証明書（日本語によるもの）
- (3) 卒業（修了）証明書
- (4) 他大学等で履修した授業科目の授業概要等（日本語によるもの）が記載された書類
- (5) その他必要に応じて、他大学等で修得した授業科目の内容が認定を希望する本学の授業科目に相当することを確認する書類

(単位認定の審査)

第4条 学長は、単位認定の審査を教務委員会に付託するものとする。

- 2 教務委員会は、審査を行うにあたり必要と認めるときは、当該申請者に対して説明若しくは必要な資料の提出を求め、また、関係科目担当教員の意見を聴くことができる。
- 3 教務委員会は、審査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

(単位認定)

第5条 学長は、審査結果に基づいて申請者の所属する学部の教授会の議を経て、本学における履修とみなし、授業科目及び単位の認定を行うものとする。

(単位認定の範囲)

第6条 単位の認定は、教養科目又は専門科目とし、30単位を超えない範囲内（入学前に本学において科目等履修生として修得した単位を除く。）で行う。

- 2 前項の単位の認定に関連して、修業年限の短縮は行わないものとする。

- 3 既修得単位の認定は、教養科目にあっては、本学で開設されている授業科目に相当すると認められる場合、その他の科目にあっては同一授業科目若しくは授業内容が同一のものである場合に限り、本学で開設されている授業科目及び単位数で認定する。ただし、認定しようとする単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は認定しない。
- 4 食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（令和4年10月12日健発第1012第10号））により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定する。
- 5 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格に係る授業科目及び単位は、厚生労働大臣から食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設として登録を受けている養成施設において履修した授業科目及び単位のみ認定する。
- 6 看護学部看護学科における単位の認定は、教養科目群の科目に限るものとする。
（申請者への通知）
- 第7条 認定した授業科目及び単位の通知は、「成績通知書」によって行うものとする。
（単位認定に伴う履修指導等）
- 第8条 第5条により単位の認定を行った場合は、他の教養科目及び専門科目の履修を行わせるなど、本学における在学期間中の学修内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。
（成績原簿の表記）
- 第9条 既修得単位を認定された者の成績原簿には、認定した授業科目の評価欄に「認定」と表記する。
（事務）
- 第10条 事務は、教務課において処理する。
（その他）
- 第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
3. この規程は、厚生労働省健康局長通知の日（平成15年10月17日）から施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の規程は、平成21年度の入学
生から適用する。
6. この規程は、厚生労働省健康局長通知の日（令和4年10月12日）から施行する。
7. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

他の大学又は短期大学における 授業科目の履修等に関する規程

平成6年4月1日 制定

第1条 この規程は、別府大学学則（以下「学則」という。）第33条第4項に基づく他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）における授業科目の履修等については、この規程の定めるところによる。

（他大学間との協議）

第2条 他大学等での授業科目の履修等は、本学において教育上有益と認め、かつ、当該他大学等との協議が成立した場合について実施する。

（学生的身分）

第3条 他大学等での履修期間中の学生の身分は、当該他大学等の定める聴講生とし、当該他大学等の学則及び指示・決定に従う義務を負う。

（履修期間）

第4条 他大学等での履修期間は、本学における学則第15条に定める在学期間に算入する。

（単位認定の範囲）

第5条 他大学等での履修科目の範囲は、当該学生の所属する専門科目又は教養科目とし、教授会において適当と認められたものについて、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位の認定を行う。

2 食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（令和4年10月12日健発第1012第10号））により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに行うものとする。

（願い出書類）

第6条 他大学等において、授業科目を履修することを志望する学生は、次に掲げる書類を履修開始前の所定の期日までに、学部長を経て学長に願い出なければならない。

（1）他大学等における授業科目の履修に係る願書

2 放送大学において、授業科目を履修することを志望する学生は、別に定める履修手続き等により履修するものとする。

（選考）

第7条 他大学等における授業科目の履修志望者の選考は、教授会において行い、学長がこれを決定する。

（履修料の納入）

第8条 履修に関する費用で、当該他大学等へ納入すべき金額は、一括して本学から当該他大学等へ納入する。

（留学）

第9条 学則41条（留学）の規定により、本学の学生で外国の大学に留学して取得した単位を認定する場合は、本規程を適用する。

- 2 別府大学・別府大学短期大学部学生海外留学規程に基づく、留学の許可を受けずに休学等して、外国の他大学等で学修する場合は、本規程を適用しない。

(その他)

第10条 その他の事項については、当該他大学等との協議に基づいて、別にこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
3. この規程は、厚生労働省健康局長通知の日（平成15年10月17日）から施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成30年4月1日に在籍する学生から適用する。
7. この規程は、厚生労働省健康局長通知の日（令和4年10月12日）から施行する。

大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程

平成6年4月1日 制定

第1条 学則第34条第3項に基づく大学以外の教育施設等における学修については、この規程の定めるところによる。

(単位認定の対象とする大学以外の教育施設等における学修)

第2条 本学が単位認定の対象とする大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- 二、大学の専攻科における学修
- 三、高等専門学校の課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四、専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 五、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 六、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 七、図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 八、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 九、青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 十、アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック
- 十一、次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であって社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

2 前項第六号から第十一号における学修で本学における学修に相当するものと認めるものは、別表のとおりとする。

(単位認定の申請)

第3条 単位認定を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、学期開始後の所定の期日までに、学長に申請しなければならない。

(1) 大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（様式1）

(2) 成績証明書又は技能審査の認定証の写し

(3) その他必要に応じて求める書類

(単位認定の審査)

第4条 学長は、単位認定の審査を教務委員会に付託するものとする。

2 教務委員会は、前項の審査を行うにあたり必要と認めるときは、当該申請者に対して説明若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

3 教務委員会は、審査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

(単位認定)

第5条 学長は、審査結果に基づいて申請者の所属する学部の教授会の議を経て、本学における履修とみなし、授業科目及び単位の認定を行うものとする。

(単位認定の範囲)

第6条 単位認定は、教養科目及び専門科目とし、学則第33条第2項により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えない範囲内で本学における授業科目の履修とみなし、単位認定を行う。

2 食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（令和4年10月12日健発第1012第10号））により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるとき認定する。

(申請者への通知)

第7条 認定した授業科目及び単位の通知は、「成績通知書」によって行うものとする。

(単位認定に伴う履修指導等)

第8条 第5条により単位の認定を行った場合は、他の教養科目及び専門科目の履修を行わせるなど、本学における在学期間中の学修内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

(事務)

第9条 事務は、教務課において処理する。

附 則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(略)

12. この規程は、厚生労働省健康局長通知の日（令和4年10月12日）から施行する。

13. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

14. この規程は、令和6年4月1日に在籍する学生から適用する。

別表（第2条関係）

（1）文学部、食物栄養科学部、国際経営学部【単位は上位優先とし、下位の単位との差分を認定する。】

第2条第1項	学修の種類	単位数、 級等	左に対応する 本学で認定する授業科目	認 定 単位数	認定要領
六 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修	生涯学習概論	4	生涯学習論Ⅰ	2	文学部は共通専門科目「社会科学系」、国際経営学部は専門関連科目として認定する。
	社会教育計画	4	生涯学習論Ⅱ	2	
	社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究	4			
	社会教育特講Ⅰ （現代社会と社会教育）	12 単位	地域教育論	2	
	社会教育特講Ⅱ （社会教育活動・事業・施設）		レクリエーション指導法	2	
	社会教育特講Ⅲ （その他必要な科目）		ボランティア活動論 人権教育論	2 2	
七 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	司書資格に関する科目として認定する。
	図書館概論	2	図書館概論	2	
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	情報サービス論	2	
	児童サービス論	2	児童サービス論	2	
	情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ	1	
			情報サービス演習Ⅱ	1	
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習	2	
	図書館基礎特論	1	図書館基礎特論	1	
	図書館サービス特論	1	図書館サービス特論	1	
	図書館情報資源特論	1	図書館情報資源特論	1	
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	1	
	図書館施設論	1	図書館施設論	1	
	図書館総合演習	1	図書館総合演習	1	
	図書館実習	1	図書館実習	1	
八 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修	学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	司書教諭資格に関する科目として認定する。
	学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	
	学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	
	読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	
	情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	

第2条第1項	学修の種類	単位数、 級等	左に対応する 本学で認定する授業科目	認 定 単位数	認定要領
九 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則(平成12年文部省令第25号)又は技能審査の認定に関する規定(昭和42年文部省告示第237号)による文部科学大臣の認定を受けた技能審査に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有するものと認めたもの	実用英語技能検定 (日本英語検定協会)	1 級	技能検定 (英語技能検定 1 級)	6	文学部、国際経営学部は教養科目「コア5 国際理解のための言語」、食物栄養科学部は教養科目「コア5 国際理解のための言語領域」として認定する。 (但し、これらの言語を母国語とする留学生は対象外)
		準 1 級	技能検定 (英語技能検定準 1 級)	4	
		2 級	技能検定 (英語技能検定 2 級)	1	
	日本漢字能力検定 (日本漢字能力検定協会)	1 級	技能検定 (漢字能力検定 1 級)	6	文学部、国際経営学部は教養科目「コア2 人間と文化の探求」、食物栄養科学部は教養科目「コア2 人間と文化探求領域」として認定する。
		準 1 級	技能検定 (漢字能力検定準 1 級)	4	
		2 級	技能検定 (漢字能力検定 2 級)	1	
	実用フランス語技能検定 (フランス語教育振興協会)	準 1 級 以上	技能検定 (フランス語検定準 1 級以上)	6	文学部及び国際経営学部は「教養科目－コア5 国際理解のための言語－」、食物栄養科学部は「教養科目－国際理解のための言語－」として認定する。
		2 級	技能検定 (フランス語検定 2 級)	4	
		準 2 級	技能検定 (フランス語検定準 2 級)	2	
		3 級	技能検定 (フランス語検定 3 級)	1	
十 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトリーク及びトフル	TOEIC (Test of English for International Communication) (国際ビジネスコミュニケーション協会)	860以上	技能検定 (TOEIC860以上)	6	文学部、国際経営学部は教養科目「コア5 国際理解のための言語」、食物栄養科学部は教養科目「コア5 国際理解のための言語領域」として認定する。
		800～859	技能検定 (TOEIC800～859)	5	
		740～799	技能検定 (TOEIC740～799)	4	
		680～739	技能検定 (TOEIC680～739)	3	
		630～679	技能検定 (TOEIC630～679)	2	
		500～629	技能検定 (TOEIC500～629)	1	
	TOEFL iBT (エデュケーショナル・テスト・サービス)	95以上	技能検定 (TOEFL 95以上)	6	
		84～94	技能検定 (TOEFL 84～94)	5	
		72～83	技能検定 (TOEFL 72～83)	4	
		57～71	技能検定 (TOEFL 57～71)	3	
		42～56	技能検定 (TOEFL 42～56)	2	
十一 知識及び技能に関する審査であって社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの	情報処理技術者試験 (経済産業省)	I T パス ポート試験 合格	情報処理技術者試験 (I T パスポート試験合格)	2	文学部は教養科目「コア4 科学と情報」、食物栄養科学部は教養科目「コア4 自然科学・情報基盤領域」、国際経営学部は「学科専門科目」として認定する。
	日本語能力試験 (日本国際教育支援協会、国際交流基金)	N 1	日本語能力試験 (N 1)	5	文学部、食物栄養科学部、国際経営学部は「外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目」として認定する。
	日本語教育能力検定試験 (日本国際教育支援協会)	合格	日本語教育能力検定試験 (合格)	6	文学部は「国際言語・文化学科専門科目」として認定する。

第2条第1項	学修の種類	単位数、 級等	左に対応する 本学で認定する授業科目	認 定 単位数	認定要領
十一の続き	IELTS (英国ブリティッシュカウンシル等)	7.0以上	技能検定 (IELTS 7.0以上)	6	文学部、国際経営学部は教養科目「コア5 国際理解のための言語」、食物栄養科学部は教養科目「コア5 国際理解のための言語領域」として認定する。
		5.5~6.5	技能検定 (IELTS 5.5~6.5)	4	
		4.0~5.0	技能検定 (IELTS 4.0~5.0)	2	
	ドイツ語技能検定 (ドイツ語学文学振興会)	準1級 以上	技能検定 (ドイツ語技能検定準1級以上)	6	
		2級	技能検定 (ドイツ語技能検定2級)	4	
		3級	技能検定 (ドイツ語技能検定3級)	2	
		4級	技能検定 (ドイツ語技能検定4級)	1	
	中国語検定 (日本中国語検定協会)	準1級 以上	技能検定 (中国語検定準1級以上)	6	
		2級	技能検定 (中国語検定2級)	4	
		3級	技能検定 (中国語検定3級)	2	
		4級	技能検定 (中国語検定4級)	1	
	HSK [漢語水平考試] (中国政府認定資格)	5級 以上	技能検定 (漢語水平考試5級以上)	6	
		4級	技能検定 (漢語水平考試4級)	4	
		3級	技能検定 (漢語水平考試3級)	2	
		2級	技能検定 (漢語水平考試2級)	1	
	韓国語能力試験 (TOPIK) (韓国教育財団)	5級 以上	技能検定 (韓国語能力試験 (TOPIK) 5級 以上)	6	
		4級	技能検定 (韓国語能力試験 (TOPIK) 4級)	4	
		3級	技能検定 (韓国語能力試験 (TOPIK) 3級)	2	
		2級	技能検定 (韓国語能力試験 (TOPIK) 2級)	1	

(2) 国際経営学部 学科専門科目 【単位は個別積算式で認定する】

第2条第1項	学修の種類	単位数、 級等	左に対応する 本学で認定する授業科目	認 定 単位数	認定要領
九 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規定（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有するものと認めたもの	簿記検定（日本商工会議所）	1 級	技能検定（簿記1級）	6	学科専門科目として認定する。（但し、同日試験日において複数の級を受験し、当該複数の級に同時合格した場合、より上位の級のみを単位認定の対象とする。）
		2 級	技能検定（簿記2級）	4	
		3 級	技能検定（簿記3級）	2	
	秘書検定 （実務技能検定協会）	3 級	技能検定（秘書検定3級）	1	
十一 知識及び技能に関する審査であって社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの	税理士試験 （国税庁）	簿記論 合格	税理士試験（簿記論合格）	5	学科専門科目として認定する。（但し、同日試験日において複数の級を受験し、当該複数の級に同時合格した場合、より上位の級のみを単位認定の対象とする。）
		財務諸表 論合格	税理士試験 （財務諸表論合格）	5	
	ファイナンシャル・プランニング （FP） 技能検定（日本FP協会）	3 級	技能検定（FP技能士3級）	2	
		2 級	技能検定（販売士2級）	4	
	リテールマーケティング （販売士） （日本商工会議所）	3 級	技能検定（販売士3級）	2	
		総合	総合旅行業務取扱管理者試験 （合格）	4	
	旅行業務取扱管理者 （全国旅行業協会）	国内	国内旅行業務取扱管理者試験 （合格）	4	
	旅行業務取扱管理者 （観光庁）	地域 限定	地域限定旅行業務取扱管理者 試験（合格）	2	
	ビジネス実務法務検定 （東京商工会議所）	3 級	技能検定 （ビジネス実務法務検定3級）	2	

別府大学・別府大学短期大学部学生海外留学規程

平成31年2月25日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、別府大学学則（以下「大学学則」という。）第41条第5項及び別府大学短期大学部学則（以下「短大学則」という。）第30条第3項に基づき、留学に関して必要な事項を定める。

2 「別府大学・別府大学短期大学部学生海外研修実施要領」に定める海外研修は、この規程を適用しない。

(定 義)

第2条 この規程においては、海外の協定校、別府大学又は別府大学短期大学部（以下「本学」という。）が認定した外国の大学等（以下「留学先」という。）において、1セメスター等の期間以上の学修を目的としたものを「長期留学」といい、「1セメスター等の期間に満たないものを「短期留学」という。

2 本学が認定する長期留学は、次のとおりとする。

- (1) 本学から協定校への学生の相互受入れを前提にした双務的な交換留学
- (2) 本学から協定校への一方向的な派遣留学
- (3) 本学から非協定校への本学学長の許可を得て行う認定留学

3 本学が認定する短期留学は、海外の大学付属の語学センター等での1セメスターに満たない期間の語学訓練を目的とした短期語学研修等とする。

(応募資格)

第3条 本学の募集する長期留学に応募できる者は、原則として本学に1年（短期大学部は6月）以上在学し、修学状況が良好であると認められる者とする。ただし、編入学生は編入学前の在籍期間を含め、この規定に準じて判断する。

2 本学の募集する短期留学に応募できる者は、本学に4か月以上在学し、修学状況が良好であると認められる者とする。

3 留学先の求める要件（言語能力等）がある場合には、同要件に合致している必要がある。

(留学の申請)

第4条 認定留学をしようとする者は、原則として留学する3か月前までに、本学が指定する書類を提出し、学長に願い出なければならない。

(留学の許可)

第5条 留学の許可は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(留学期間等)

第6条 長期留学の留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

2 長期留学の留学期間の学籍は、大学学則第41条及び短大学則第30条による留学として取り扱い、留学期間は在学期間に算入する。在学期間に算入する留学期間は2年（短期大学部は1年）以内とし、2年（短期大学部は1年）を超過する場合はその超過期間については、休学とする。

3 留学で取得した単位は、大学学則第33条第2項及び短大学則第30条第2項に基づき、本学にお

ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 本学が認定する留学の場合で、休学して取得した単位は、前項の規定を準用する。

(留学終了の手續)

第7条 留学生は、留学期間終了後原則として1か月以内に、所定の留学報告書に履修期間及び成績が明記されている単位修得証明書その他本学が指定する書類を添付し、学長に提出しなければならない。

(留学の取消し及び中止)

第8条 留学生が留学先においてその資格を取り消されたときは、本学における留学の許可を取り消すこととする。

2 留学生が次の各号の一に該当するときは、本学における留学の許可を取り消すこととする。

(1) 留学の成果をあげる見込みがなくなったとき

(2) 留学生として、本学及び留学先の規則に違反したとき

(3) その他留学生として本分に反する行為があると認められたとき

3 病気その他やむを得ない理由により留学の継続が不可能になった場合、留学生は、所定の留学中止届にその旨を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(授業料等の減免)

第9条 長期留学及び短期留学の留学生については、本学が募集する留学生定員の範囲内において、本学の授業料(授業料、教育研究料及び施設設備費)等を減免することができる。

2 授業料等の減免については、別に定める。

(留学に関する支援)

第10条 長期留学及び短期留学の留学生については、渡航費等の支援を行うことができる。

2 本学が認定する長期留学で、休学して留学する場合も前項の規定を準用する。

3 渡航費等の支援については、別に定める。

(事務)

第11条 事務は、教務事務部教務課と学生事務部留学生課が協力して処理する。

(雑則)

第12条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月20日から施行する。

文学部学科履修規程

昭和50年4月1日 制定

第1章 総 則

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第35条及び第43条第1項に基づきこの規程を定める。

第2章 科目の履修

（卒業資格）

第2条 学則第43条に定める卒業の要件を備えるためには、次の表に掲げる科目区分に応じた単位を修得しなければならない。

文学部

科目区分 \ 学科	国際言語・文化学科	史学・文化財学科	人間関係学科
教 養 科 目	32単位以上	32単位以上	32単位以上
専 門 科 目	68単位以上	68単位以上	68単位以上
教養科目・専門科目	24単位以上	24単位以上	24単位以上
合 計	124単位以上		

2 教養科目及び専門科目の履修方法については、別表をもって定める。

第3条 学則第27条の規定に基づいて開設した「外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目」（以下「日本語科目」という。）は、16単位まで教授会の議を経て卒業の要件として修得しなければならない教養科目群の単位にあてることができる。

2 日本語科目において修得した単位は、教養科目群の科目区分中コア1からコア5までの授業科目の単位にあてるとする。ただし、コア科目を除いた他の授業科目において修得したものとみなすことはできない。

（各学年終了時における最低取得単位数及びGPA基準）

第4条 各学年終了時における教養科目及び専門科目の単位数を合計した取得すべき最低単位数は、次のとおりとする。

1 年次 28単位

2 年次 56単位

3 年次 84単位

2 最低達成すべき学業評価指標（Grade Point Average）（以下「GPA」という。）は、当学期及び通算共に0.5とする。なお、GPAについては、「別府大学におけるGPA制度の取扱いに関する規程」に定めるところによる。

（修学指導及び退学勧告）

第5条 各学年終了時における取得単位数が前条第1項に定める基準を満たさない場合及び当学期GPA並びに通算GPAが前条第2項に定める基準を満たさない場合は、修学指導を行う。

- 2 前項の修学指導を行ったにもかかわらず、なお成績が改善される見通しが立たない場合は、成業の見込みのない者として、教授会で審議の上、退学を勧告することがある。ただし、疾病等による休学等正規の手続きを経た者については、この限りではない。

第3章 受 講

(受講手続)

第6条 学則で定める授業科目を受講するためには、年度当初の所定の期日までに所定の受講手続を完了しなければならない。

第7条 学生が所属する学科の授業科目を受講する時は、コンピューターによる履修申請をしたうえで履修登録票を教務課に、受講票を授業科目の担当教員にそれぞれ提出しなければならない。

2 学則第26条の2の規定によって履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 前学期又は後学期において履修登録できる教養科目（日本語科目を含む。）及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期24単位までとする。

ただし、通算GPA又は前学期GPAが3.5以上の学生には、当該学期の履修上限を26単位まで緩和する。なお、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。

(2) 前号の単位数には次に掲げる単位は含まない。

ア 教養科目及び専門科目以外の教育職員免許状の取得等の免許・資格取得に係る授業科目の単位

イ 卒業論文、卒業制作及び卒業研究の単位

ウ 集中講義の授業科目の単位

エ 単位互換科目の単位

オ 学則第32条・第33条及び第34条に定める認定科目の単位

(3) 前第一号は、学則第22条・第23条並びに第24条の定めにより入学した者、第42条の定めにより転学部等した者には適用しない。

第8条 正当な理由がなくて所定の期間中に受講手続を完了しない者は、授業を受講することができない。

第9条 受講手続後の履修科目の変更・追加・取消しは原則として認めない。

第4章 単位の修得

(単位の修得)

第10条 一つの授業科目の単位を修得するためには、その授業を受講して単位認定試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

- 2 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目の単位を修得しようとする時は、改めて第7条に定める受講手続をして授業を受講しなければならない。

第5章 試験及び成績

(試 験)

第11条 試験は学期末に期間を定めて実施する。ただし、この期間に実施できない時は、学長が別に定める期間に実施することができる。

2 前項の試験は、筆記によるものを原則とする。学習の成果を評価するために研究報告・論文等をもってこれに代えることができる。

3 実習・実験または実技の方法で授業を行うものは、前項の規定によらない方法で学習の成果を評価することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、授業科目によっては定めた期間外に試験を行うことがある。

(受験資格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする授業科目を、当該学期において受講手続を完了していないとき。

(2) 試験を受けようとする授業科目に対する出席時数が総授業時数の3分の2（ただし、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条第18号に掲げる「ソーシャルワーク実習」については5分の4）に満たないとき。

(3) 授業料その他の納付金未納のとき。

(4) 受験中に学生証を所持していないとき。

(5) 試験開始後25分以上遅刻したとき。

(成績評価)

第13条 成績評価は第11条に定める試験等によって行い、これには授業中における小テストなどの結果を加味することができる。

第14条 別府大学学則第31条に定める成績評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

2 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	A A	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点 A A	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点 A	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点 B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点 C	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下 F	試験等において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（G P A）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

（登録の取消し）

第15条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その学期中の全科目の登録を取り消す。

2 受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消す。

（追試験）

第16条 正当な理由によって学期末試験期間に試験を受けることができなかった者に対しては、本人の願い出により、審査の上、追試験を行うことができる。

2 追試験の願い出は病気の場合には医師の診断書を、それ以外の事由の場合には証明書を添付し、試験終了後の所定期間に願い出なければならない。

3 学長は、追試験の願い出に係る審査を教務委員会に付託するものとする。

4 審査の結果は、学科の教務委員から当該学生に伝達する。

5 追試験の受験料は徴収しない。

第17条 追試験を許可された授業科目の追試験を欠席した時は、当該追試験は実施しない。

（再試験）

第18条 試験等の結果、不合格として評価した授業科目は再試験を行うことができる。

2 1～3年次生については、教務委員会で審議し、教授会の議を経て、学部長が認めた科目に限り、本人の願い出によって受験することを認めることができる。なお人間関係学科は、上記科目および専門科目における、公認心理師、社会福祉士、および精神保健福祉士の国家試験受験資格取得に必要な必修科目（実験、実習科目を除く）に限り、本人の願い出によって学期毎に5科目まで受験することを認めることができる。

3 4年次生については、本人の願い出によって年度間を通じて5科目まで受験することを認めることができる。

4 再試験を実施する授業科目は、当該年度に開講しているものに限るものとする。

5 受験の願い出は、当該学期の試験終了後の所定の期日までに受験料を添えて教務課に行うものとする。いったん納めた受験料は、これを返還しない。

6 再試験の成績評価は60点を限度とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

(略)

26. この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日に在籍する学生から適用する。

27. この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日に在籍する学生から適用する。

28. この規程は、平成30年9月11日から施行し、平成30年9月11日に在籍する学生から適用する。

29. この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は平成31年度の入学生から適用する。

30. この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日に在籍する学生から適用する。

31. この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日に在籍する学生から適用する。

32. この規程は、令和6年7月17日から施行し、令和6年7月17日に在籍する学生から適用する。

食物栄養科学部学科履修規程

平成14年1月15日 制定

第1章 総 則

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第35条及び第43条第1項に基づきこの規程を定める。

第2章 科目の履修

（卒業資格）

第2条 学則第43条に定める卒業の要件を備えるためには、次の表に掲げる科目区分に応じた単位を修得しなければならない。

科目	学科	
	食物栄養学科	発酵食品学科
教 養 科 目	24単位以上	24単位以上
専 門 科 目	84単位以上	84単位以上
教 養 科 目 ・ 専 門 科 目	16単位以上	16単位以上
合 計	124単位以上	

2 教養科目及び専門科目の履修方法については、別表をもって定める。

第3条 学則第27条の規定に基づいて開設した「外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目」（以下「日本語科目」という。）は、12単位まで教授会の議を経て卒業の要件として修得しなければならない教養科目群の単位にあてることができる。

2 日本語科目の単位は教養科目中の外国語科目の単位にあてることとし、その単位の修得は各学科所定の外国語科目群の履修方法によるものとする。

3 日本事情に関する科目の単位は、教養科目中の外国語科目以外の科目の単位にあてる。

（各学年終了時における最低取得単位数及びGPA基準）

第4条 各学年終了時における教養科目及び専門科目の単位数を合計した取得すべき最低単位数は、次のとおりとする。

1 年次 28単位

2 年次 56単位

3 年次 84単位

2 最低達成すべき学業評価指標（Grade Point Average）（以下「GPA」という。）は、当学期及び通算共に0.5とする。なお、GPAについては、「別府大学におけるGPA制度の取扱いに関する規程」に定めるところによる。

（修学指導及び退学勧告）

第5条 各学年終了時における取得単位数が前条第1項に定める基準を満たさない場合及び当学期GPA並びに通算GPAが前条第2項に定める基準を満たさない場合は、修学指導を行う。

2 前項の修学指導を行ったにもかかわらず、なお成績が改善される見通しが立たない場合は、成業

の見込みのない者として、教授会で審議の上、退学を勧告することがある。ただし、疾病等による休学等正規の手続きを経た者については、この限りではない。

第3章 受 講

(受講手続)

第6条 学則で定める授業科目を受講するためには、年度当初の所定の期日までに所定の受講手続を完了しなければならない。

第7条 学生が所属する学科の授業科目を受講する時は、コンピューターによる履修申請をしたうえで履修登録票を教務課に、受講票を授業科目の担当教員にそれぞれ提出しなければならない。

2 学則第26条の2の規定によって履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 前学期又は後学期において履修登録できる教養科目（日本語科目を含む。）及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期24単位までとする。ただし、通算GPA又は前学期GPAが3.5以上の学生には、当該学期の履修上限を26単位まで緩和する。なお、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。

(2) 前号の単位数には次に掲げる単位は含まない。

ア 教養科目及び専門科目以外の教育職員免許状の取得等の免許・資格取得に係る授業科目の単位

イ 卒業論文の単位

ウ 集中講義の授業科目の単位

エ 単位互換科目の単位

オ 学則第32条・第33条及び第34条に定める認定科目の単位

(3) 前第一号は、学則第22条・第23条並びに第24条の定めにより入学した者、第42条の定めにより転学部等した者には適用しない。

第8条 正当な理由がなくて所定の期間中に受講手続を完了しない者は、授業を受講することができない。

第9条 受講手続後の履修科目の変更・追加・取消しは原則として認めない。

第4章 単位の修得

(単位の修得)

第10条 一つの授業科目の単位を修得するためには、その授業を受講して単位認定試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目の単位を修得しようとする時は、改めて第7条に定める受講手続をして授業を受講しなければならない。

第5章 試験及び成績

(試 験)

第11条 試験は学期末に期間を定めて実施する。ただし、この期間に実施できない時は、学長が別に定める期間に実施することができる。

2 前項の試験は、筆記によるものを原則とする。学習の成果を評価するために研究報告・論文等をもってこれに代えることができる。

3 実習・実験または実技の方法で授業を行うものは、前項の規定によらない方法で学習の成果を評価することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、授業科目によっては定めた期間外に試験を行うことがある。

(受験資格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする授業科目を、当該学期において受講手続を完了していないとき。

(2) 試験を受けようとする授業科目に対する出席時数が総授業時数の3分の2に満たないとき。

(3) 授業料その他の納付金未納のとき。

(4) 受験中に学生証を所持していないとき。

(5) 試験開始後25分以上遅刻したとき。

(成績評価)

第13条 成績評価は第11条に定める試験等によって行い、これには授業中における小テストなどの結果を加味することができる。

第14条 学則第31条に定める成績評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

2 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	A A	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点 A A	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点 A	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点 B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点 C	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下 F	試験等において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（G P A）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

（登録の取消し）

第15条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その学期中の全科目の登録を取り消すものとする。

2 受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消すものとする。

（追試験）

第16条 正当な理由によって学期末試験期間に試験を受けることができなかった者に対しては、本人の願い出により、審査の上、追試験を行うことができる。

2 追試験の願い出は病気の場合には医師の診断書を、それ以外の事由の場合には証明書を添付し、試験終了後の所定期間に願い出なければならない。

3 学長は、追試験の願い出に係る審査を教務委員会に付託するものとする。

4 審査の結果は、学科の教務委員から当該学生に伝達する。

5 追試験の受験料は徴収しない。

第17条 追試験を許可された授業科目の追試験を欠席した時は、当該追試験は実施しない。

（再試験）

第18条 試験等の結果、不合格として評価した授業科目は再試験を行うことができる。

2 1～3年次生については、教務委員会で審議し、教授会の議を経て、学部長が認めた科目および専門科目に限り、本人の願い出によって学期毎に5科目まで受験することを認めることができる。

3 4年次生については、本人の願い出によって学期毎に5科目まで受験することを認めることができる。

4 再試験を実施する授業科目は、当該年度に開講しているものに限るものとする。

5 受験の願い出は、当該学期の試験終了後の所定の期日までに受験料を添えて教務課に行うものとする。いったん納めた受験料は、これを返還しない。

6 再試験の成績評価は、60点を限度とする。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、教授会の決議の日（平成15年1月15日）から施行し、平成14年度入学生から適用する。ただし、第7条第2項の規定は、平成18年4月1日に在籍している学生から適用する。

（略）

6. この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日に在籍する学生から適用する。
7. この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日に在籍する学生から適用する。
8. この規程は、令和6年7月17日から施行し、令和6年7月17日に在籍する学生から適用する。

国際経営学部学科履修規程

平成21年4月1日 制定

第1章 総 則

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第35条及び第43条第1項に基づきこの規程を定める。

第2章 授業科目の履修

（卒業資格）

第2条 学則第43条に定める卒業の要件を備えるためには、次の表における科目区分に応じた単位を修得しなければならない。

科目区分 \ 学科	国際経営学科
教 養 科 目	32単位以上
専 門 科 目	68単位以上
教養科目・専門科目	24単位以上
合 計	124単位以上

2. 教養科目及び専門科目の履修方法については、別表をもって定める。

第3条 学則第27条の規定に基づいて開設した「外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目」（以下「日本語科目」という。）は、16単位まで教授会の議を経て卒業の要件として修得しなければならない教養科目群の単位にあてることができる。

2 日本語科目において修得した単位は、教養科目群の科目区分中コア1からコア5までの授業科目の単位にあてるものとする。ただし、コア科目を除いた他の授業科目において修得したものとみなすことはできない。

（各学年終了時における最低取得単位数及びGPA基準）

第4条 各学年終了時における教養科目及び専門科目の単位数を合計した取得すべき最低単位数は、次のとおりとする。

1 年次 28単位

2 年次 56単位

3 年次 84単位

2 最低達成すべき学業評価指標（Grade Point Average）（以下「GPA」という。）は、当学期及び通算共に0.5とする。なお、GPAについては、「別府大学におけるGPA制度の取扱いに関する規程」に定めるところによる。

（修学指導及び退学勧告）

第5条 各学年終了時における取得単位数が前条第1項に定める基準を満たさない場合及び当学期GPA並びに通算GPAが前条第2項に定める基準を満たさない場合は、修学指導を行う。

2 前項の修学指導を行ったにもかかわらず、なお成績が改善される見通しが立たない場合及び当学

期GPA並びに通算GPAが前条第2項に定める基準を満たさない場合は、成業の見込みのない者として、教授会で審議の上、退学を勧告することがある。ただし、疾病等による休学等正規の手続きを経た者については、この限りではない。

第3章 受 講

(受講手続)

第6条 学則で定める授業科目を受講するためには、年度当初の所定の期日までに所定の受講手続を完了しなければならない。

第7条 学生が所属する学科の授業科目を受講する時は、コンピューターによる履修申請をしたうえで履修登録票を教務課に、受講票を授業科目の担当教員にそれぞれ提出しなければならない。

2 学則第26条の2の規定によって履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 前学期又は後学期において履修登録できる教養科目（日本語科目を含む。）及び専門科目の単位数は、各年次ともに、各学期24単位までとする。

ただし、通算GPA又は前学期GPAが3.5以上の学生には、当該学期の履修上限を26単位まで緩和する。なお、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。

(2) 前号の単位数には次に掲げる単位は含まない。

ア 教養科目及び専門科目以外の教育職員免許状の取得等の免許・資格取得に係る授業科目の単位

イ 卒業論文及び卒業研究の単位

ウ 集中講義の授業科目の単位

エ 単位互換科目の単位

オ 学則第32条・第33条及び第34条に定める認定科目の単位

(3) 前第一号は、学則第22条・第23条並びに第24条の定めにより入学した者、第42条の定めにより転学部等した者には適用しない。

第8条 正当な理由がなくて所定の期間中に受講手続を完了しない者は、授業を受講することができない。

第9条 受講手続後の履修科目の変更・追加・取消しは原則として認めない。

第4章 単位の修得

(単位の修得)

第10条 一つの授業科目の単位を修得するためには、その授業を受講して単位認定試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目の単位を修得しようとする時は、改めて第7条に定める受講手続をして授業を受講しなければならない。

第5章 単位認定試験及び成績

(試 験)

第11条 試験は学期末に期間を定めて実施する。ただし、この期間に実施できない時は、学長が別

に定める期間に実施することができる。

- 2 前項の試験は、筆記によるものを原則とする。学習の成果を評価するために研究報告・論文等をもってこれに代えることができる。
- 3 実習・実験または実技の方法で授業を行うものは、前項の規定によらない方法で学習の成果を評価することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、授業科目によっては定めた期間外に試験を行うことがある。

(受験資格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、当該学期において受講手続を完了していないとき。
- (2) 試験を受けようとする授業科目に対する出席時数が総授業時数の3分の2に満たないとき。
- (3) 授業料その他の納付金未納のとき。
- (4) 受験中に学生証を所持していないとき。
- (5) 試験開始後25分以上遅刻したとき。

(成績評価)

第13条 成績評価は第11条に定める試験等によって行い、これには授業中における小テストなどの結果を加味することができる。

第14条 学則第31条第3項に定める成績評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

- 2 点数に対する評語及び単位の認定は、次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	A A	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

- 3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点 A A	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点 A	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点 B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点 C	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下 F	試験等において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

- 4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（G P A）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

(登録の取消し)

第15条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その学期中の全科目の登録を取り消す。

2 受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消す。

(追試験)

第16条 正当な理由によって学期末試験期間に試験を受けることができなかった者に対しては、本人の願い出により、審査の上、追試験を行うことができる。

2 追試験の願い出は病気の場合には医師の診断書を、それ以外の事由の場合には証明書を添付し、試験終了後の所定期間に願い出なければならない。

3 学長は、追試験の願い出に係る審査を教務委員会に付託するものとする。

4 審査の結果は、学科の教務委員から当該学生に伝達する。

5 追試験の受験料は徴収しない。

第17条 追試験を許可された授業科目の追試験を欠席した時は、当該追試験は実施しない。

(再試験)

第18条 試験等の結果、不合格として評価した授業科目は再試験を行うことができる。

2 1～3年次生については、教務委員会で審議し、教授会の議を経て、学部長が認めた科目に限り、本人の願い出によって受験することを認めることができる。

3 4年次生については、本人の願い出によって年度間を通じて5科目まで受験することを認めることができる。

4 再試験を実施する授業科目は、当該年度に開講しているものに限るものとする。

5 受験の願い出は、当該学期の試験終了後の所定の期日までに受験料を添えて教務課に行うものとする。いったん納めた受験料は、これを返還しない。

6 再試験の成績評価は60点を限度とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. この規程は、平成30年9月11日から施行し、平成30年9月11日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. この規程は、令和6年7月17日から施行し、令和6年7月17日に在籍する学生から適用する。

看護学部学科履修規程

令和7年4月1日 制定

第1章 総 則

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第35条及び第43条第1項に基づきこの規程を定める。

第2章 科目の履修

（卒業資格）

第2条 学則第43条に定める卒業の要件を備えるためには、次の表に掲げる科目区分に応じた単位を修得しなければならない。

科目区分 \ 学科	看護学科
教 養 科 目	27単位以上
専 門 科 目	97単位以上
合 計	124単位以上

2. 教養科目及び専門科目の履修方法については、別表をもって定める。

（各学年終了時における最低取得単位数及びGPA基準）

第3条 各学年終了時における教養科目及び専門科目の単位数を合計した取得すべき最低単位数は、次のとおりとする。

1年次 36単位

2年次 76単位

3年次 101単位

2 最低達成すべき学業評価指標（Grade Point Average）（以下「GPA」という。）は、当学期及び通算共に0.5とする。なお、GPAについては、「別府大学におけるGPA制度の取扱いに関する規程」に定めるところによる。

（修学指導及び退学勧告）

第4条 各学年終了時における取得単位数が前条第1項に定める基準を満たさない場合及び当学期GPA並びに通算GPAが前条第2項に定める基準を満たさない場合は、修学指導を行う。

2 前項の修学指導を行ったにもかかわらず、なお成績が改善される見通しが立たない場合は、成業の見込みがない者として、教授会で審議の上、退学を勧告することがある。ただし、疾病等による休学等正規の手続きを経た者については、この限りではない。

第3章 受 講

（受講手続）

第5条 学則で定める授業科目を受講するためには、年度当初の所定の期日までに所定の受講手続を

完了しなければならない。

第6条 学生が所属する学科の授業科目を受講する時は、コンピューターによる履修申請をしたうえで履修登録票を看護学部事務室に、受講票を授業科目の担当教員にそれぞれ提出しなければならない。

2 学則第26条の2の規定によって履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 前学期又は後学期において履修登録できる教養科目及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期24単位までとする。ただし、通算GPA又は前学期GPAが3.5以上の学生には、当該学期の履修上限を26単位まで緩和する。

(2) 前号の単位数には次に掲げる単位は含まない。

ア 集中講義の授業科目の単位

イ 単位互換科目の単位

ウ 学則第32条・第33条及び第34条に定める認定科目の単位

第7条 正当な理由がなくて所定の期間中に受講手続を完了しない者は、授業を受講することができない。

第8条 受講手続後の履修科目の変更・追加・取消しは原則として認めない。

(授業科目の履修等)

第9条 各授業科目は次の各号に従って履修しなければならない。

(1) 各学年の所定の時間割により受講しなければならない。

(2) 授業科目は、111単位を必修とし、13単位を選択とする。

(3) 講義時間は1時限90分とし、これを2時間とみなす。

(4) 欠席・遅刻・早退をする場合は、あらかじめ授業担当教員に届けなければならない。

2 各授業科目の履修については先修条件として挙げられている科目の履修が終了していないと履修することができない。

第4章 単位の修得

(単位の修得)

第10条 一つの授業科目の単位を修得するためには、その授業を受講して単位認定試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目の単位を修得しようとする時は、改めて第6条に定める受講手続をして授業を受講しなければならない。

第5章 単位認定試験及び成績

(試験)

第11条 試験は学期末に期間を定めて実施する。ただし、この期間に実施できない時は、学長が別に定める期間に実施することができる。

2 前項の試験は、筆記によるものを原則とする。学習の成果を評価するために研究報告・論文等をもってこれに代えることができる。

3 実習・実験または実技の方法で授業を行うものは、前項の規定によらない方法で学習の成果を評

価することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、授業科目によっては定めた期間外に試験を行うことがある。

(受験資格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、当該学期において受講手続を完了していないとき。
- (2) 試験を受けようとする授業科目に対する出席時数が総授業時数の3分の2に満たないとき。
- (3) 授業料その他の納付金未納のとき。
- (4) 受験中に学生証を所持していないとき。
- (5) 試験開始後25分以上遅刻したとき。

(成績評価)

第13条 各授業科目の学修評価は、原則としてシラバスの「授業科目の評価方法」に基づいて行う。

第14条 学則第31条第3項に定める成績評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

2 点数に対する評語及び単位の認定は、次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	A A	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点 A A	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点 A	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点 B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点 C	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下 F	試験等において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（G P A）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

(登録の取消し)

第15条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その学期中の全試験科目の登録を取り消す。

2 受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消す。

(追試験)

第16条 正当な理由によって学期末試験期間に試験を受けることができなかった者に対しては、本

人の願い出により、審査の上、追試験を行うことができる。

- 2 追試験の願い出は病気の場合には医師の診断書を、それ以外の事由の場合には証明書を添付し、試験終了後の所定期間に願い出なければならない。
- 3 学長は、追試験の願い出に係る審査を教務委員会に付託するものとする。
- 4 審査の結果は、学科の教務委員から当該学生に伝達する。
- 5 追試験の受験料は徴収しない。

第17条 追試験を許可された授業科目の追試験を欠席した時は、当該追試験は実施しない。

(再試験)

第18条 試験等の結果、不合格として評価した授業科目は再試験を行うことができる。

- 2 再試験を実施する授業科目は、当該年度に開講しているものに限るものとする。
- 3 受験の願い出は、当該学期の試験終了後の所定の期日までに受験料を添えて看護学部事務室に行うものとする。いったん納めた受験料は、これを返還しない。
- 4 再試験の成績評価は60点を限度とする。

第19条 追試験を許可された授業科目の追試験を欠席した時は、当該追試験は実施しない。

(追実習)

第20条 病気その他やむを得ない事由により出席時間数が当該実習時間数の5分の4に達しない者で、診断書またはやむを得ない事由を証明する書類の提出が可能であり、追実習を希望する者は、追実習を受けることができる。

- 2 実習時期は、実習施設と調整のうえ決定する。
- 3 追実習の受講者が、再び病気等により当該実習を延期または中断した場合は、追実習の権利は消失する。
- 4 追実習の受講希望者は、当該実習科目単位認定者の承認を得たうえで、所定の「追実習願」に診断書またはやむを得ない事由を証明する書類を添付し、当該実習科目終了後すみやかに看護学部事務室へ提出しなければならない。
- 5 追実習の成績評定は、100点満点とする。

(再実習)

第21条 実習成績が不合格として評価された者で、再実習を希望する者は再実習を受けることができる。

- 2 当該実習科目単位認定者の承認があり、実習施設の受け入れが可能であること。
- 3 再実習時期は、実習施設と調整のうえ実施する。
- 4 再実習の受講希望者は、当該実習科目単位認定者の承認を得たうえで、所定の「再実習願」を当該実習科目成績発表後3日以内に再実習料を添えて看護学部事務室に提出しなければならない。
- 5 再実習の受講料は、1科目につき3,000円とする。いったん納めた再実習料は、これを返還しない。
- 6 再実習は、実習時間、内容など指定した計画に沿って行わなければならない。
- 7 再実習の成績評定は、60点を限度とする。

(その他)

第22条 この規定に定めるもののほか、保健師課程の履修等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程

平成23年4月1日制定

(目 的)

第1条 この規程は、文学部、食物栄養科学部、国際経営学部（以下「各学部」という。）それぞれの学科履修規程第19条に基づき、学科における履修コースの設置、履修方法、卒業要件等に関する事項を定めることを目的とする。

(履修コース)

第2条 学生が関心を持つ特定の専門分野を深く学修するため、各学部の学科に次の履修コースを置く。

学 部	学 科	履修コースの名称
文 学 部	国際言語・文化学科	日本語・日本文学コース 英語・英米文学コース 芸術表現コース
	史学・文化財学科	日本史・アーカイブズコース 世界史コース 考古学・文化財科学コース
食物栄養科学部	発 酵 食 品 学 科	発酵食品コース 食品流通コース 食品香料コース
国際経営学部	国 際 経 営 学 科	国際経営コース 会計・税理士コース 観光・地域経営コース

2 新たに履修コースを設置（名称変更を含む。）又は廃止しようとする学科は、在籍する学生に対する影響などを慎重に検討し、その必要性等を記載した理由書及び新たに履修コースを設置しようとする場合は当該履修コースの履修方法及び教育課程表を添付して、設置又は廃止しようとする前年度の10月末日までに学部長を通じて学長に提出しなければならない。

3 前項により提出された履修コースの設置又は改廃は、教務委員会及び当該学科の属する学部教授会の議を経て、学長が行う。

(主コースと副コース)

第3条 学生は、学科に設けた履修コースのうち、一つのコースを主コースとして選択することができる。

2 文学部の学生は、前項で選択した主コースのほか、主コースでは得られない異なる分野の知識などを修得するため、他のコースを副コースとして選択することができる。ただし、学科は、副コースの選択が困難な場合は、学生に選択させないことができる。

(履修コースの登録)

第4条 学生は、履修コースとして選択した主コース及び副コースについて3年次の前期の所定の期間に「履修コース登録届」により登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、3年次の後期に編入学した者は、履修コースを後期の履修登録締切日

までに登録しなければならない。

3 他の学科の履修コースを主コース又は副コースとして登録することはできない。

4 学生の履修コースの選択及び登録が適切に行われるよう、学科は学生に対して1年次及び2年次において十分な履修指導を行わなければならない。

(履修コースの変更)

第5条 学生は、前条により登録した履修コースを変更しようとする時は、4年次の前期の所定の期間に「履修コース変更届」を学科長の許可を得て提出しなければならない。

(卒業要件)

第6条 別府大学学則第43条に定める卒業の要件を備えるために必要な124単位には、主コース又は副コースで修得した単位を含むものとする。

2 それぞれの履修コースの授業科目、履修方法等は、別表のとおりとする。

3 履修コースの所定の単位を修得した者には、卒業時に履修コース修了証を授与する。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、教務課が処理する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、平成22年度以前の国際言語・文化学科の入学者の履修コースは次のとおりとし、それぞれの履修コースの授業科目、履修方法等は第6条第2項に定める別表を適用する。

学 科	履修コースの名称
国際言語・文化学科	日本語・日本文学コース 英語・英米文学コース 国際文化コース 芸術コース

(略)

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第6条別表の4. 国際言語・文化学科（マンガ・アニメーションコース、デザイン&絵画コース）は平成28年度の入学生から適用し、改正後の第6条別表5. 史学・文化財学科（日本史・アーカイブズコース、世界史コース、環境歴史学・文化遺産学コース、考古学・文化財科学コース）は平成28年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

1. 国際言語・文化学科（日本語・日本文学コース）

科目区分	授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
			主コース	副コース
必 修 科 目	日本文学概論	2	2	2
	日本文学史	2	2	2
	日本語学講義1（音声言語）	2	2	2
	日本語学講義3（日本語の文法）	2	2	2
	漢文学概論	2	2	2
選 択 科 目 (日本語・日本文学)	日本語学基礎	2	18単位以上	10単位以上
	日本文学基礎	2		
	日本語学講義2（日本語の語彙）	2		
	日本文学講義1（古典文学1）	2		
	日本文学講義2（古典文学2）	2		
	日本文学講義3（近代文学1）	2		
	日本文学講義4（近代文学2）	2		
	日本文学講義5（近代文学3）	2		
	日本文学講義6（近代文学4）	2		
	日本文学研究1（古典文学1）	2		
	日本文学研究2（古典文学2）	2		
	日本文学研究3（古典文学3）	2		
	日本文学研究4（近代文学1）	2		
	日本文学研究5（近代文学2）	2		
	日本文学研究6（近代文学3）	2		
	日本文学研究7（近代文学4）	2		
	日本文学研究8（近代文学5）	2		
	日本文学研究9（近代文学6）	2		
	日本語学講義4（古代語の歴史）	2		
	日本語学講義5（近代語の歴史）	2		
	日本語学研究1（文法研究）	2		
	日本語学研究2（方言研究）	2		
	日本語学研究3（現代語研究）	2		
	日本語学研究4（文字表記研究）	2		
	日本語学研究5（古代語研究）	2		
	漢文学特論1	2		
	漢文学特論2	2		
専 門 演 習	専門演習1（古典文学）	1	}	
	専門演習1（近代文学）	1		
	専門演習1（日本語学）	1		
	専門演習2（古典文学）	1	}	
	専門演習2（近代文学）	1		
	専門演習2（日本語学）	1		
卒 業 演 習	卒業演習1（日本語・日本文学）	1	1	
	卒業演習2（日本語・日本文学）	1	1	
卒 業 論 文	卒業論文	6	選択必修	
	卒業研究	4		
最低修得単位数			36	20

2. 国際言語・文化学科（英語・英米文学コース）

科目区分	授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
			主コース	副コース
必 修 科 目	英会話 1	1	1	1
	英会話 2	1	1	1
	A.L.E. 1	2	2	2
	A.L.E. 2	2	2	2
	英米文学概論	2	2	2
	英米文学作品研究 I	2	2	2
	英語学概論	2	2	2
	日英比較文化論 1	2	2	2
選 択 科 目 (英語・英米文学)	英文法 1	2	18単位以上	10単位以上
	英文法 2	2		
	英会話 3	1		
	英会話 4	1		
	英会話 5	1		
	英会話 6	1		
	A.L.E. 3	2		
	A.L.E. 4	2		
	C.E.C. 1	1		
	C.E.C. 2	1		
	英文学史	2		
	米文学史	2		
	英米文学講読 I	2		
	英米文学講読 II	2		
	英米文学作品研究 II	2		
	英語学講義 1	2		
	英語学講義 2	2		
	英語学講義 3	2		
	英語音声学	2		
	アメリカンスタディーズ I	2		
	アメリカンスタディーズ II	2		
	日英比較文化論 2	2		
	現代英語圏文化特講 1	2		
	現代英語圏文化特講 2	2		
専 門 演 習	専門演習 1 (英語学)	1	}	1
	専門演習 1 (英米文化)	1		
	専門演習 2 (英語学)	1	}	1
	専門演習 2 (英米文化)	1		
卒 業 演 習	卒業演習 1 (英語・英米文学)	1	1	
	卒業演習 2 (英語・英米文学)	1	1	
卒 業 論 文	卒業論文	6	選択必修	
	卒業研究	4		
最低修得単位数			44又は46	28

3. 国際言語・文化学科（芸術表現コース）

授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
		主コース	副コース
情報リテラシー	1	20単位 以上	20単位 以上
数理・データサイエンス入門	2		
美術史概論	2		
アートマネジメント	2		
比較文化研究	2		
美術工芸論	2		
比較文化特論Ⅰ	2		
言語文化論Ⅰ	2		
言語文化論Ⅱ	2		
言語文化特論Ⅰ	2		
言語文化特論Ⅱ	2		
CG演習Ⅰ	2		
CG演習Ⅱ	2		
編集演習Ⅰ	2		
編集演習Ⅱ	2		
日本美術史概論	2		
東洋美術史概論	2		
西洋美術史概論	2		
芸術と環境Ⅰ	2		
芸術と環境Ⅱ	2		
デッサンⅠ	2		
マンガ概論	2		
アニメーション概論	2		
芸術表現Ⅰ	2		
芸術表現Ⅱ	2		
芸術表現Ⅲ	2		
芸術表現Ⅳ	2		
絵画技法Ⅰ	2		
絵画技法Ⅱ	2		
絵画表現	2		
基礎デザイン	2		
デザイン概論	2		
経営とデザインⅠ	2		
経営とデザインⅡ	2		
工芸Ⅰ	2		
造形演習Ⅰ	2		
マンガ基礎技術Ⅰ	2		
マンガ基礎技術Ⅱ	2		
キャラクター制作	2		
マンガメディア表現	2		
映像・アニメーションⅠ	2		
映像・アニメーションⅡ	2		
カラー・イメージデザインⅠ	2		
カラー・イメージデザインⅡ	2		

授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
		主コース	副コース
専門演習 1（絵画）	1	1 単位選択 必修	
専門演習 1（デザイン）	1		
専門演習 1（マンガ）	1		
専門演習 1（映像・アニメーション）	1		
専門演習 1（美術史）	1		
専門演習 1（言語文化）	1		
専門演習 2（絵画）	1	1 単位選択 必修	
専門演習 2（デザイン）	1		
専門演習 2（マンガ）	1		
専門演習 2（映像・アニメーション）	1		
専門演習 2（美術史）	1		
専門演習 2（言語文化）	1		
卒業演習 1（芸術表現）	1	1	
卒業演習 2（芸術表現）	1	1	
卒業論文	6	6 単位又は 4 単位選択 必修	
卒業制作	6		
卒業研究	4		
最低修得単位数		28単位以上	20単位以上

4. 史学・文化財学科

(日本史・アーカイブズコース、世界史コース)

区 分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法								
			日本史・アーカイブズコース				世界史コース				
			主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法	主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法	
理 論 系	日本史の基礎 1	2	2	4単位	2	4単位	2	4単位	2	4単位	
	日本史の基礎 2	2	2		2		2				
	世界史の基礎 1 (西洋史)	2			2				2		
	世界史の基礎 2 (東洋史)	2			2				2		
	考古学概論	2									
	文化財科学概論	2									
	世界遺産学概論	2									
	民俗学概論	2	2				2				
	環境歴史学概論	2	2				2				
講 義 系	日本史講義 1 (古代史料論)	2	2	8単位	2	4単位	2	8単位	2	4単位	
	日本史講義 2 (中世史料論)	2	2		2		2				
	日本史講義 3 (近世史料論)	2	2		2		2				
	日本史講義 4 (近現代史料論)	2	2		2		2				
	世界史講義 1 (東洋史)	2	2		2		2				
	世界史講義 2 (アジア史)	2	2		2		2				
	世界史講義 3 (西洋史)	2	2		2		2				
	世界史講義 4 (文明史)	2	2		2		2				
	民俗学講義	2	2		2		2				
	文化遺産学論	2									
	考古学講義 1 (先史考古資料論 1)	2									
	考古学講義 2 (先史考古資料論 2)	2									
	考古学講義 3 (歴史考古資料論)	2									
	考古学講義 4 (埋蔵文化財学)	2									
文化財科学講義 (文化財保存学)	2										

区分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法							
			日本史・アーカイブズコース				世界史コース			
			主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法	主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法
専 門 科 目	史学概論	2	2	6単位	2	4単位	2	6単位	2	4単位
	歴史地理	2	2		2		2		2	
	法制史	2	2		2		2		2	
	国際交渉論	2	2		2					
	宗教史	2	2		2		2		2	
	環境史	2	2		2		2		2	
	文化財保護論	2	2		2					
	美術工芸論	2								
	環境植生論	2	2		2					
特 講 系	日本史特講 1 (古代史)	2	2	6単位	2	4単位	2	6単位	2	4単位
	日本史特講 2 (中世史)	2	2		2		2		2	
	日本史特講 3 (近世史)	2	2		2		2		2	
	日本史特講 4 (近現代史)	2	2		2		2		2	
	世界史特講 1 (東洋史)	2	2		2		2		2	
	世界史特講 2 (アジア史)	2	2		2		2		2	
	世界史特講 3 (西洋史)	2	2		2		2		2	
	世界史特講 4 (文明史)	2	2		2		2		2	
	民俗学特講	2	2		2					
	観光文化財論	2								
	考古学特講 1 (旧石器・縄文考古学)	2								
	考古学特講 2 (弥生・古墳)	2								
	考古学特講 3 (歴史考古学)	2								
	考古学特講 4 (考古学史)	2								
	文化財科学特講 1 (科学分析)	2								
	文化財科学特講 2 (保存修復)	2								
専 門 演 習	専門演習 1 (古代・中世史)	1	1	1単位	1	1単位				
	専門演習 1 (近世史)	1	1		1					
	専門演習 1 (近現代史)	1	1		1					
	専門演習 1 (民俗学)	1	1		1					

区 分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法													
			日本史・アーカイブズコース				世界史コース									
			主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法	主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法						
専 門 演 習	専門演習 1 (東洋史)	1					1	1単位	1	1単位						
	専門演習 1 (アジア史)	1					1		1							
	専門演習 1 (西洋史)	1					1		1							
	専門演習 1 (文明史)	1					1		1							
	専門演習 1 (旧石器・縄文考古学)	1														
	専門演習 1 (弥生・古墳考古学)	1														
	専門演習 1 (歴史考古学)	1														
	専門演習 1 (保存修復学)	1														
	専門演習 2 (古代・中世史)	1	1	1	1単位											
	専門演習 2 (近世史)	1	1	1												
	専門演習 2 (近現代史)	1	1	1												
	専門演習 2 (民俗学)	1	1	1												
	専門演習 2 (東洋史)	1					1	1単位	1	1単位						
	専門演習 2 (アジア史)	1					1		1							
	専門演習 2 (西洋史)	1					1		1							
	専門演習 2 (文明史)	1					1		1							
	専門演習 2 (旧石器・縄文考古学)	1														
	専門演習 2 (弥生・古墳考古学)	1														
	専門演習 2 (歴史考古学)	1														
	専門演習 2 (保存修復学)	1														
アーカイブズ実習Ⅰ	1	1	1単位													
日本史実習	1	1														
民俗学実習	1	1														
実 習	世界史文献講読 1 (東洋史)	1												1	1単位	
	世界史文献講読 2 (西洋史)	1					1									
	考古学実習Ⅰ (調査整理法)	1														
	考古学実習Ⅱ (調査整理法)	1														
	文化財科学実習Ⅰ (機器分析)	1														
	文化財科学実習Ⅱ (修復)	1														
	文化財科学実習Ⅲ (インターンシップ)	1														
	書画修復基礎実習	1														
	埋蔵文化財実習Ⅰ (遺跡発掘)	1														
	埋蔵文化財実習Ⅱ (遺跡発掘)	1														
	埋蔵文化財実習Ⅲ (インターンシップ)	1														

区 分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法																
			日本史・アーカイブズコース				世界史コース												
			主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法	主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法									
卒 業 演 習	卒業演習 1 (古代・中世史)	1	1	1単位															
	卒業演習 1 (近世史)	1	1																
	卒業演習 1 (近現代史)	1	1																
	卒業演習 1 (民俗学)	1	1																
	卒業演習 1 (東洋史)	1									1	1単位							
	卒業演習 1 (アジア史)	1									1								
	卒業演習 1 (西洋史)	1									1								
	卒業演習 1 (文明史)	1									1								
	卒業演習 1 (考古学・文化財科学)	1	1単位																
	卒業演習 2 (古代・中世史)	1											1						
	卒業演習 2 (近世史)	1											1						
	卒業演習 2 (近現代史)	1											1						
	卒業演習 2 (民俗学)	1											1						
	卒業演習 2 (東洋史)	1																	
	卒業演習 2 (アジア史)	1																	1
	卒業演習 2 (西洋史)	1																	1
	卒業演習 2 (文明史)	1	1																
	卒業演習 2 (考古学・文化財科学)	1																	
	卒業論文	6	6	6							6	6							
	最低取得単位数		—	36単位 以上	—	20単位 以上	—	36単位 以上	—	20単位 以上									

(考古学・文化財科学コース)

区分	授 業 科 目	単位 数	履 修 方 法			
			考古学・文化財科学コース			
			主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法
理論系	日本史の基礎 1	2	2	4単位	2	4単位
	日本史の基礎 2	2	2		2	
	世界史の基礎 1 (西洋史)	2				
	世界史の基礎 2 (東洋史)	2				
	考古学概論	2	2		2	
	文化財科学概論	2	2		2	
	世界遺産学概論	2	2		2	
	民俗学概論	2	2		2	
	環境歴史学概論	2	2		2	
講義系	日本史講義 1 (古代史料論)	2				
	日本史講義 2 (中世史料論)	2				
	日本史講義 3 (近世史料論)	2				
	日本史講義 4 (近現代史料論)	2				
	世界史講義 1 (東洋史)	2				
	世界史講義 2 (アジア史)	2				
	世界史講義 3 (西洋史)	2				
	世界史講義 4 (文明史)	2				
	民俗学講義	2	2	8単位	2	4単位
	文化遺産学論	2	2		2	
	考古学講義 1 (先史考古資料論 1)	2	2		2	
	考古学講義 2 (先史考古資料論 2)	2	2		2	
	考古学講義 3 (歴史考古資料論)	2	2		2	
	考古学講義 4 (埋蔵文化財学)	2	2		2	
	文化財科学講義 (文化財保存学)	2	2		2	
専門科目	史学概論	2	2	6単位	2	4単位
	歴史地理	2				
	法制史	2				
	国際交渉論	2				
	宗教史	2				
	環境史	2	2		2	
	文化財保護論	2	2		2	
	美術工芸論	2	2		2	
	環境植生論	2	2		2	

区分	授 業 科 目	単位数	履 修 方 法			
			考古学・文化財科学コース			
			主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法
特 講 系	日本史特講 1 (古代史)	2				
	日本史特講 2 (中世史)	2				
	日本史特講 3 (近世史)	2				
	日本史特講 4 (近現代史)	2				
	世界史特講 1 (東洋史)	2				
	世界史特講 2 (アジア史)	2				
	世界史特講 3 (西洋史)	2				
	世界史特講 4 (文明史)	2				
	民俗学特講	2				
	観光文化財論	2	2	6単位	2	4単位
	考古学特講 1 (旧石器・縄文考古学)	2	2		2	
	考古学特講 2 (弥生・古墳)	2	2		2	
	考古学特講 3 (歴史考古学)	2	2		2	
	考古学特講 4 (考古学史)	2	2		2	
	文化財科学特講 1 (科学分析)	2	2		2	
	文化財科学特講 2 (保存修復)	2	2		2	
専 門 演 習	専門演習 1 (古代・中世史)	1				
	専門演習 1 (近世史)	1				
	専門演習 1 (近現代史)	1				
	専門演習 1 (民俗学)	1				
	専門演習 1 (東洋史)	1				
	専門演習 1 (アジア史)	1				
	専門演習 1 (西洋史)	1				
	専門演習 1 (文明史)	1				
	専門演習 1 (旧石器・縄文考古学)	1	1	1単位	1	1単位
	専門演習 1 (弥生・古墳考古学)	1	1		1	
	専門演習 1 (歴史考古学)	1	1		1	
	専門演習 1 (保存修復学)	1	1		1	
	専門演習 2 (古代・中世史)	1				
	専門演習 2 (近世史)	1				
	専門演習 2 (近現代史)	1				
	専門演習 2 (民俗学)	1				

区 分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法			
			考古学・文化財科学コース			
			主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法
専 門 演 習	専門演習 2 (東洋史)	1				
	専門演習 2 (アジア史)	1				
	専門演習 2 (西洋史)	1				
	専門演習 2 (文明史)	1				
	専門演習 2 (環境歴史学)	1				
	専門演習 2 (美術工芸)	1				
	専門演習 2 (弥生・古墳考古学)	1	1	1単位	1	1単位
	専門演習 2 (歴史考古学)	1	1		1	
	専門演習 2 (保存修復学)	1	1		1	
実 習	アーカイブズ実習Ⅰ	1				
	日本史実習	1				
	民俗学実習	1				
	世界史文献講読 1 (東洋史)	1				
	世界史文献講読 2 (西洋史)	1				
	考古学実習Ⅰ (調査整理法)	1	1	2単位		
	考古学実習Ⅱ (調査整理法)	1	1			
	文化財科学実習Ⅰ (機器分析)	1	1			
	文化財科学実習Ⅱ (修復)	1	1			
	文化財科学実習Ⅲ (インターンシップ)	1	1			
	書画修復基礎実習	1	1			
	埋蔵文化財実習Ⅰ (遺跡発掘)	1	1			
	埋蔵文化財実習Ⅱ (遺跡発掘)	1	1			
埋蔵文化財実習Ⅲ (インターンシップ)	1	1				

区 分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法			
			考古学・文化財科学コース			
			主 コース	履修 方法	副 コース	履修 方法
卒 業 演 習	卒業演習 1 (古代・中世史)	1				
	卒業演習 1 (近世史)	1				
	卒業演習 1 (近現代史)	1				
	卒業演習 1 (民俗学)	1				
	卒業演習 1 (東洋史)	1				
	卒業演習 1 (アジア史)	1				
	卒業演習 1 (西洋史)	1				
	卒業演習 1 (文明史)	1				
	卒業演習 1 (考古学・文化財科学)	1	1	1		
	卒業演習 2 (古代・中世史)	1				
	卒業演習 2 (近世史)	1				
	卒業演習 2 (近現代史)	1				
	卒業演習 2 (民俗学)	1				
	卒業演習 2 (東洋史)	1				
	卒業演習 2 (アジア史)	1				
	卒業演習 2 (西洋史)	1				
	卒業演習 2 (文明史)	1				
	卒業演習 2 (考古学・文化財科学)	1	1	1		
	卒業論文	6	6	6		
	最低取得単位数		—	36単位 以上	—	20単位 以上

5. 発酵食品学科（発酵食品コース、食品流通コース、食品香料コース）

区 分		授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法										
				発酵食品 コース		食品流通 コース		食品香料 コース						
				主 コース	履修 方法	主 コース	履修 方法	主 コース	履修 方法					
専 門 基 礎 科 目	バイオサイエン スの基礎	基礎化学	2											
		分析化学	2											
		有機化学	2											
		物理化学	2											
		生化学Ⅰ	2											
		細胞生物学	2											
		微生物学	2											
		バイオテクノロジー論	2											
		分析化学実験	1											
		生化学実験	1											
	発酵の基礎	発酵食品学	2											
		発酵食品開発学	2							2	2	2		
		食品保蔵学	2											
		味噌・醤油製造学	2											2
		発酵食品製造実習	1											
	食の流通の基礎	フードシステム論	2											
		会計学の基礎	2							2				
		簿記	2							2				
		公衆衛生学Ⅰ	2											
		食品衛生学	2											
	香りの基礎	香料学概論	2											
		香料化学	2							2				
		食品香粧学	2							2				
	フードサイエン スの基礎	食品学	2											
		食品化学	2											
		食品分析学	2							2	2			
		食品分析学実験	1											
	健康の基礎	医学概論	2		10 単位 以上		10 単位 以上		10 単位 以上					
		栄養化学	2											
		保健栄養食品学	2											
		運動生理学	2											
		健康管理概論	2											

区 分		授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法								
				発酵食品 コース		食品流通 コース		食品香料 コース				
				主 コース	履修 方法	主 コース	履修 方法	主 コース	履修 方法			
専 門 科 目	バイオテクノロジー	分子生物学	2									
		生化学Ⅱ	2									
		微生物工学	2									
		細胞工学	2	2								
		微生物工学実験	1									
		細胞工学実験	1									
		生体機能分子学実験	1									
	微生物と食品	醸造微生物学	2									
		酵母学	2									
		酒類製造学	2	2								
		調味食品学	2									
		酒類生産学実験	1									
		食品加工学	2	2								
		食品加工学実習	1	1								
	微生物と環境	環境微生物学	2									
		資源環境科学総論	2							2		
	食品衛生と品質 管理	公衆衛生学Ⅱ	2									
		品質鑑定論	2									
		食品関係法規	2									
		食品衛生学実験	1									
	食品流通と経済	フードマーケティング論	2							2		
		地域経営論	2							2		
		食料流通システム	2							2		
		農業経営	2	2								
		醸造・発酵産業論	2	2						2		
		知的財産所有論	2	2						2		
	食と香り	官能評価学	2	2							2	
		香料分析学	2	2								
		香料機能学	2	2								
		香料学実験	1									
	総合演習	発展演習	1									
		専門演習	1									
	臨地実習	臨地実習Ⅰ	1	1						1	1	
		臨地実習Ⅱ	1	1						1	1	
		臨地実習Ⅲ	1	1						1	1	

6. 国際経営学科（国際経営コース、会計・税理士コース、観光・地域経営コース）

区 分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法							
			国際経営コース		会計・税理士コース		観光・地域経営コース			
			主コース	履修方法	主コース	履修方法	主コース	履修方法		
共通基礎科目	経営学の基礎	2	2	2	2	2	2	2		
	会計学の基礎	2	2	2	2	2	2	2		
	観光・地域経営の基礎	2	2	2	2	2	2	2		
	ビジネスリテラシー	2	2	2 単位 以上	2	3 単位 以上				
	簿記Ⅰ	2	2		2					
	簿記Ⅱ	2	2		2					
	経済原論	2	2		2					
	ファイナンスリテラシー	2	2		2					
	観光リテラシー	2	2					2	2	
キャリアアップ科目	簿記キャリアアップⅠ	1			1					
	簿記キャリアアップⅡ	1			1					
	上級簿記キャリアアップ	1			1					
経営学分野	マーケティング論	2	2	8 単位 以上	2	2 単位 以上	2	2 単位 以上		
	経営管理論	2	2		2					
	生産システム論	2	2		2					
	経営組織論	2	2							
	経営史	2	2							
	経営情報論	2	2							
	経営戦略論	2	2		2		2			
	中小企業経営論	2	2		2		2			
	経営意思決定論	2	2							
	企業論	2	2							
	流通論	2	2							
	品質管理	2	2							
	スポーツマネジメント	2	2							
	リーダーシップ論	2	2							
国内企業研修	2	2								
経済学分野	マクロ経済学	2	2	2 単位 以上	2	4 単位 以上				
	ミクロ経済学	2	2		2					
	ファイナンス論	2	2		2					
	銀行論	2	2		2					

区 分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法					
			国際経営コース		会計・税理士コース		観光・地域経営コース	
			主コース	履修方法	主コース	履修方法	主コース	履修方法
会計学分野	上級簿記Ⅰ	1	1	2 単位 以上	1	8 単位 以上		
	上級簿記Ⅱ	1	1		1			
	上級簿記Ⅲ	1	1		1			
	上級簿記Ⅳ	1	1		1			
	財務会計	2	2		2			
	原価計算	2	2		2			
	財務諸表論	2	2		2			
	管理会計	2	2		2			
	税務会計	2	2		2			
	経営分析	2	2		2			
観光・地域経営分野	観光資源論	2	2	2 単位 以上			2	10 単位 以上
	環境と経済	2	2				2	
	旅行業実務	2	2				2	
	旅行地理	2	2				2	
	エネルギー戦略論	2	2				2	
	観光と地域	2	2				2	
	文化観光論	2	2				2	
	地域経営論	2	2				2	
	観光マネジメント	2	2				2	
	地域社会連携P B L 1	1	1					
	地域社会連携P B L 2	2	2					
	地域社会連携P B L 3	4	4					
法律分野	民法	2			2	2 単位 以上		
	税法概論	2			2			
	ビジネス法務	2			2			
国際分野	国際コミュニケーション	2	2	4 単位 以上		2 単位 以上		2 単位 以上
	国際マーケティング	2	2					
	国際経営論	2	2		2			
	アジア経営	2	2					
	多国籍企業論	2	2		2			

区分	授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法					
			国際経営コース		会計・税理士コース		観光・地域経営コース	
			主コース	履修方法	主コース	履修方法	主コース	履修方法
国際分野	国際会計	2	2		2			
	国際観光論	2	2				2	
	国際経済学	2	2		2			
	貿易論	2	2					
	中国経済論	2	2					
	海外企業研修	2	2					
地域創生プロジェクト	地域創生プロジェクト1	2	2	2 単 位 以 上	2	2 単 位 以 上	2	6 単 位 以 上
	地域創生プロジェクト2	2	2		2		2	
	地域創生プロジェクト3	2	2		2		2	
	地域創生プロジェクト4	2	2		2		2	
	地域創生プロジェクト5	2	2		2		2	
専門演習	専門演習1（国際経営）	1	1	1	1	1	1	1
	専門演習2（国際経営）	1	1	1	1	1	1	1
卒業演習	卒業演習1（国際経営）	1	1	1	1	1	1	1
	卒業演習2（国際経営）	1	1	1	1	1	1	1
卒業論文	卒業論文	6	6	6	6	6	6	6
最低取得単位数			—	38単位 以上	—	39単位 以上	—	38単位 以上

別府大学におけるG P A制度の取扱いに関する規程

平成23年4月1日制定

(目 的)

第1条 この規程は、別府大学（以下「本学」という。）における成績評価を係数（Grade Point）（以下「G P」という。）で表し、取得したG Pの平均値による学業評価指数（Grade Point Average）（以下「G P A」という。）制度によって、学生の学修指導等に資することを目的とする。

(成績評価とG P)

第2条 本学学則（以下「学則」という。）第31条に基づく各学部の学科履修規程第14条に定める成績の点数に与えるG Pの計算は、次によるものとする。

2 G Pは、当該授業科目の成績点から55を控除して得た点数を10で除した値とし、その計算式は、次のとおりとする。

$$G P = (成績点 - 55) \div 10$$

3 成績標語、成績点に対応するG Pは、次の表のとおりとする。

成績標語	成績点	G P
A A	90～100	3.5～4.5
A	80～ 89	2.5～3.4
B	70～ 79	1.5～2.4
C	60～ 69	0.5～1.4
F	0～ 59	0.0
欠席	—	0.0
失格	—	0.0

4 再試験を受験して「C」の評価を得た場合は、そのG Pで計算する。

5 一つの授業科目の一旦取得した評価を上位の評価に差し替えるために再履修し、上位の評価を取得できた場合は、上位のG Pを適用できる。ただし、上位の評価を取得できなかった場合は、元評価のG Pとする。

(G P A値を算出する授業科目)

第3条 G P A値を算出する授業科目は、次のとおりとする。

1. 対象とする授業科目

学則第26条第6項別表第1に規定している授業科目で、学生が履修登録した授業科目。

2. 除外する授業科目

(1) 編入学、再入学又は転入学した際に単位認定した授業科目

(2) 学則第32条に規定する入学前の既修得単位として単位認定した授業科目

(3) 学則第33条に規定する他の大学等において履修した授業科目

(4) 学則第34条に規定する大学以外の教育施設等における学修で単位認定した授業科目

(GPA値の算出方法)

第4条 GPA値は、学期ごとに算出する「学期GPA」及び卒業（修了）時に算出する「通算GPA」とする。

2 学期GPA及び通算GPAの計算は、次による。

(1) 学期GPAは、当該学期で得た取得点の合計を当該学期で履修登録した単位数の合計で除して得た数値とする。

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{取得点の合計}}{\text{履修登録した単位数の合計}}$$

(2) 通算GPAは、各学期で得た取得点の総和を各学期で履修登録した単位数の総和で除して得た数値とする。

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{各学期で得た取得点の総和}}{\text{各学期で履修登録した単位数の総和}}$$

3 取得点は、当該授業科目の評価で得たGPを当該授業科目の単位数を乗じて得た数値とする。

(学修指導の目安)

第5条 学生のGPA値によって次の目安を参考にして学修等の指導を行う。

GPA値	評価の状況	学修の状態
3.01～4.50	AA～A評価を平均的に修得	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績を修めている。非常に優秀。特に問題はない。
2.01～3.00	A～B評価を平均的に修得	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において標準的な成績を修めている。 問題はないが、学期ごとに下がっている場合は注意が必要である。
1.01～2.00	B～C評価を平均的に修得	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる低いレベルの成績を修めている。本人の学修姿勢によっては、急激に不合格科目が増えることもあるので、注意が必要。
0.50～1.00	不合格科目、失格、欠席が多い	授業科目の内容は理解できているが、試験等において最低限度の成績を修めている。 学習面、生活面で問題を抱えている場合が多く、学修状況や生活面での指導が必要になる。
0.5未満	不合格科目、失格、欠席が特に多い	授業科目の内容の理解が乏しく、多くの試験等において、最低限度の成績を修めていない。 学習面、生活面で問題を抱えており、学修状況での継続的な学修指導や生活面での指導が必要になる。

(履修取消)

第6条 第3条第1項に定める授業科目で履修登録した授業科目について履修の取り消しを希望する場合は、履修変更期間とは別に定める当該学期の所定の期間内に所定の申請書を教務課に提出しなければならない。ただし、この場合において取り消した科目とは別の科目を履修登録することはできない。

2 履修取り消しのない授業科目は、GPA値の対象科目とする。

(GPA値の学生への通知)

第7条 GPA値の学生への通知は、成績通知書によって行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、GP及びGPAの取扱いに関する必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年9月11日から施行し、平成30年9月11日に在籍する学生から適用する。

他学科の開講授業科目の受講に関する内規

昭和60年4月1日 制定

(受 講)

第1条 在學生で、所属学科で開設されている科目について、他学科においてその科目の受講を希望する場合は、当該授業科目担当者の許可を得たうえ、履修を認めることがある。

2 在學生で、所属学科で開設されていない科目で、専攻に関連する科目が他学科において開設されている場合、他学科においてその科目の受講を希望する場合は、当該授業科目担当者の許可を得たうえ、履修を認めることがある。

(出席と試験)

第2条 受講者の出席及び試験については、学科履修規程を適用する。

(単位の認定)

第3条 第1条第1項により受講し試験に合格した場合は、単位を認定し、卒業及び資格取得に必要な単位として加算する。

2 第1条第2項により受講し試験に合格した場合は、単位を認定するが、卒業に必要な単位としては加算しない。

(受講生の制限)

第4条 本内規による受講生について、人員を制限することがある。

附 則

1. 本内規は、昭和60年4月1日から施行する。

2. 昭和59年度以前の入学生については、この規程を準用する。

教職課程履修に関する規程

昭和50年4月1日 制定

第1条 この規程は、別府大学学則（以下「学則」という。）第45条第3項の規定に基づき、別府大学（以下「本学」という。）において教育職員免許状を取得するために必要な事項を定める。

第2条 本学で取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

学 部	学 科	教育職員免許状の種類（免許教科）
文 学 部	国際言語・文化学科	中学校教諭一種免許状（国語）
		高等学校教諭一種免許状（国語）
		中学校教諭一種免許状（美術）
		高等学校教諭一種免許状（美術）
		中学校教諭一種免許状（英語）
		高等学校教諭一種免許状（英語）
	史学・文化財学科	中学校教諭一種免許状（社会）
		高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
		高等学校教諭一種免許状（公民）
人 間 関 係 学 科	高等学校教諭一種免許状（公民）	
食物栄養科学部	食 物 栄 養 学 科	栄養教諭一種免許状
	発 酵 食 品 学 科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
国際経営学部	国 際 経 営 学 科	中学校教諭一種免許状（社会）
		高等学校教諭一種免許状（公民）
		高等学校教諭一種免許状（商業）

第3条 教育職員免許状を取得するためには、次の表に定める「基礎資格」を有し、「大学において修得することを必要とする最低単位数」をすべて修得しなければならない。

免許 状の種類	所要 資格	基礎資格	大学において修得することを 必要とする最低単位数	
				単位数
中学校教諭 一種免許状	学士の学位を有 すること	教科及び教職 に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	28
			教育の基礎的理解に関する科目	10
			道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10
			教育実践に関する科目	7
			大学が独自に設定する科目	4
			(計)	59

免許 状の種類	所要 資格	基礎資格	大学において修得することを 必要とする最低単位数	
				単位数
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を有 すること	教科及び教職 に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	24
			教育の基礎的理解に関する科目	10
			道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関する 科目	8
			教育実践に関する科目	5
			大学が独自に設定する科目	12
			(計)	59
栄養教諭 一種免許状	学士の学位を有 すること、かつ、 管理栄養士の免 許を受けている こと又は管理栄 養士養成施設の 課程を修了し、 栄養士の免許を 受けていること	栄養に係る教 育及び教職に 関する科目	栄養に係る教育に関する科目	4
			教育の基礎的理解に関する科目	8
			道徳、総合的な学習の時間等の内容 及び生徒指導、教育相談等に関する 科目	6
			教育実践に関する科目	4
			(計)	22

第4条 教育職員免許状の授与を受ける場合は、次に定める所要の単位を修得しなければならない。

1 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法は、別表1に定める。
- 二 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」の単位の修得方法は、別表2に定める。
- 三 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は、別表3に定める。
- 四 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位の修得方法は、別表4に定める。

2 栄養教諭一種免許状の授与を受ける場合は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「栄養に係る教育に関する科目」の単位の修得方法は、別表5に定める。
- 二 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」の単位の修得方法は、別表6に定める。
- 三 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位の修得方法は、別表7に定める。

第5条 教職に関する科目の履修希望者は、所定の期間に「教職課程履修願」（以下「履修願」という。）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の「履修願」の審査を課程履修判定委員会（以下「委員会」という。）に附託する。
- 3 委員会は、教職課程履修の可否を審査し、その結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 4 審査の結果は、当該年度末に教務課から発表する。
- 5 判定基準は、別に定める。

第6条 教職に関する科目のうち、本学が計画実施する教育実習、栄養教育実習又は介護等体験実習（以下「実習」という。）の履修を希望する者について、第3年次の年度末に履修の可否について判定する。

2 前項の判定は、教職課程委員会及び所属学科の実習指導委員において判定のうえ、その結果を第4年次の年度初めに教務課から発表する。

3 判定基準は、別に定める。

第7条 教職課程を履修することについて「可」と判定された者は、所定の期間に「課程履修費」を、また実習の履修を認められた者は、所定の期間に「実習費」を納入しなければならない。

2 いったん納めた課程履修費および実習費は、これを返還しない。

第8条 教職課程の履修に関する事務は、教務課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

(略)

28. この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条は、平成29年度入学生から適用する。

29. この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条は、平成30年度入学生から適用する。

30. この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

31. この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

32. この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

33. この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

34. この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

(1) 第4条第1項第2号別表第2に定める授業科目「総合的な学習の時間の指導法」及び「教育方法論（ICT活用を含む。）」は、令和4年度入学生から適用する。

35. この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

36. この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

[国際言語・文化学科]

– 186 –

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考	
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数			
					必修	選択		
		漢文学	1 単位 以上	漢文学概論	2		中一種免のみ 1 単 位以上選択必修	
				漢文学特論 1		2		
				漢文学特論 2		2		
		書道 (書写を中心とする。)	1 単位 以上	漢字かな交じり書 1 (書写を含む)		1		中一種免のみ 1 単 位以上選択必修
				漢字かな交じり書 2 (書写を含む)		1		
楷書 (書写を含む)				1				
行書 (書写を含む)				1				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)	/	国語科教育法Ⅰ	2		中一種免のみ必修 〃			
		国語科教育法Ⅱ	2					
		国語科教育法Ⅲ	2					
		国語科教育法Ⅳ	2					
計		中一種免 28単位 高一種免 24単位		中一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区 分毎に 1 単位以上を含み、計33単位以上 高一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区 分毎に 1 単位以上を含み、計36単位以上				

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
中一種 (美術) 高一種 (美術)	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	絵画 (映像メディア表現を含む。)	1 単位以上	絵画表現	2	映像メディア表現を含む
			デッサンⅠ		2		
			彫刻	1 単位以上	彫塑Ⅰ	2	
			造形演習Ⅰ		2		
デザイン (映像メディア表現を含む。)	1 単位以上	デザイン概論	2	映像メディア表現を含む 〃			
基礎デザイン	2						
カラー・イメージデザインⅠ	2						
デザイン実習	2						
C G 演習Ⅰ	2						
グラフィックデザインⅠ	2						
映像・アニメーション基礎Ⅰ	2						
キャラクター制作	2						
マンガメディア表現	2						
工芸	1 単位以上	工芸Ⅰ	2	中一種免のみ			

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
		美術理論・美術史 （鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジア の美術を含む。）	1 単位 以上	美術工芸論 美術史概論	2	2	鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジア の美術を含む 〃 選択/隔年開講 選択/隔年開講
			日本美術史概論 東洋美術史概論 西洋美術史概論	2 2 2	2 2		
		各教科の指導法 （情報通信技術の活用を 含む。）		美術科教育法Ⅰ 美術科教育法Ⅱ 美術科教育法Ⅲ 美術科教育法Ⅳ	2 2 2 2		中一種免のみ必修 〃
計		中一種免 28単位 高一種免 24単位		中一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区 分毎に 1 単位以上を含み、計32単位以上 高一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区 分毎に 1 単位以上を含み、計36単位以上			

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
中一種 (英語) 高一種 (英語)	教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	1 単位 以上	英語学概論	2		
				英語音声学		2	
				英語学講義 1		2	
				英語学講義 2		2	
				英語学講義 3		2	
		英語文学	1 単位 以上	英米文学概論	2		
				英文学史		2	
				英米文学講読Ⅰ		2	
				英米文学講読Ⅱ		2	
				英米文学作品研究Ⅰ	2		
				英米文学作品研究Ⅱ		2	
		英語コミュニケーション	1 単位 以上	英会話 1	1		
				英会話 2	1		
				英会話 3		1	
				英会話 4		1	
				C.E.C. 1		1	
				C.E.C. 2		1	

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
		異文化理解	1 単位 以上	日英比較文化論 1 日英比較文化論 2 アメリカンスタディーズⅠ アメリカンスタディーズⅡ 現代英語圏文化特論1 現代英語圏文化特論2	2 2 2		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)		英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2	中一種免のみ必修 〃	
計		中一種免 28単位 高一種免 24単位		中一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区 分毎に 1 単位以上を含み、計32単位以上 高一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区 分毎に 1 単位以上を含み、計36単位以上			

[史学・文化財学科]

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考	
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数			
					必修	選択		
中一種 (社会)	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1 単位以上	日本史の基礎 1 日本史の基礎 2 日本史講義 1 (古代史料論) 日本史講義 2 (中世史料論) 日本史講義 3 (近世史料論) 日本史講義 4 (近現代史料論) 日本史特講 1 (古代史) 日本史特講 2 (中世史) 日本史特講 3 (近世史) 世界史の基礎 1 (西洋史) 世界史の基礎 2 (東洋史) 世界史講義 1 (東洋史) 世界史講義 2 (アジア史)	2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
				世界史講義 3 (西洋史)		2	
				世界史特講 1 (東洋史)		2	
				世界史特講 2 (アジア史)		2	
				史学概論		2	
		地理学 (地誌を含む。)	1 単位 以上	地理学の基礎	2		
				歴史地理 地誌学	2	2	
		「法学、政治学」	1 単位 以上	法律学概論	2		
				政治学概論	2		
				国際関係概論		2	
				国際交渉論 法制史		2	
		「社会学、経済学」	1 単位 以上	社会学概論	2		
				経済学概論	2		
		「哲学、倫理学、 宗教学」	1 単位 以上	哲学	2		
				倫理学	2		
				生命倫理学		2	
				宗教史		2	
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)		社会科教育法Ⅰ	2		
				社会科教育法Ⅱ	2		
社会科教育法Ⅲ	2						
社会科教育法Ⅳ	2						
計		中一種免 28単位		中一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区分毎に 1 単位以上を含み、計32単位以上			

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考	
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数			
					必修	選択		
高一種 (公民)	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 単位以上	法律学概論	2	国際法を含む 国際政治を含む	
					政治学概論	2		
					国際関係概論			2
					国際交渉論			2
					法制史			2
			「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 単位以上	社会学概論	2	国際経済を含む	
経済学概論	2							
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 単位以上	哲学	2	2 2 2 2 2 2				
		倫理学	2					
		宗教史						
		心理学Ⅰ	2					
		心理学Ⅱ						
		生命倫理学	2					
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	/	公民科教育法Ⅰ	2				
公民科教育法Ⅱ			2					
計		高一種免 24単位		高一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区分毎に1単位以上を含み、計30単位以上				

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考	
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数			
					必修	選択		
高一種 (地理 歴史)	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	1 単位 以上	日本史の基礎 1	2		
					日本史の基礎 2	2		
					日本史講義 1 (古代史料論)			2
					日本史講義 2 (中世史料論)			2
					日本史講義 3 (近世史料論)			2
					日本史講義 4 (近現代史料論)			2
					日本史特講 1 (古代史)			2
					日本史特講 2 (中世史)			2
					日本史特講 3 (近世史)			2
					史学概論			2
		外国史	1 単位 以上	世界史の基礎 1 (西洋史)	2			
				世界史の基礎 2 (東洋史)	2			
				世界史講義 1 (東洋史)			2	
				世界史講義 2 (アジア史)			2	
				世界史講義 3 (西洋史)			2	
				世界史特講 1 (東洋史)			2	
世界史特講 2 (アジア史)		2						
人文地理学及び自然 地理学	1 単位 以上	地理学の基礎	2					
		歴史地理	2					
地誌	1 単位 以上	地誌学	2					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)			地理歴史科教育法Ⅰ	2				
			地理歴史科教育法Ⅱ	2				
計		高一種免 24単位		高一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区分毎に 1 単位以上を含み、計36単位以上				

[人間関係学科]

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
高一種 (公民)	教科及び教科の指導法に関する科目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 単位以上	法律学	2	国際法を含む 国際政治を含む	
				政治学	2		
				行政法	2		
				国際関係論	2		
		地方自治論	2				
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 単位以上	社会学概論	2	国際経済を含む	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 単位以上	心理学概論	2		
				心理学概論Ⅰ	2		
				心理学概論Ⅱ	2		
				発達心理学概論	2		
				心理学研究法	2		
				臨床心理学概論	2		
				教育・学校心理学	2		
				障害者・障害児心理学	2		
		各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		公民科教育法Ⅰ	2		
				公民科教育法Ⅱ	2		
計		高一種免 24単位		高一種免は、教科に関する専門的事項の各科目区分毎に1単位以上を含み、計30単位以上			

[発酵食品学科]

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
中一種 (理科) 高一種 (理科)	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1 単位以上	物理学 科学技術論 科学史	2 2 2	
			化学	1 単位以上	基礎化学 分析化学 有機化学 食品化学	2 2 2	2
			生物学	1 単位以上	生物学 細胞生物学 分子生物学 バイオテクノロジー論 微生物学 微生物工学 細胞工学 醸造微生物学 環境微生物学	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2
			地学	1 単位以上	基礎地学	2	
			物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験	1 単位以上	物理学実験 分析化学実験 生化学実験 生体機能分子学実験 微生物工学実験 細胞工学実験 基礎地学実験	1 1 1 1 1 1 1	
			各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅲ 理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	中一種免のみ必修 〃
		計	中一種免 28単位 高一種免 24単位	中一種免は、各教科に関する専門的事項の各科目区分毎に 1 単位以上を含み、計33単位以上 高一種免は、各教科に関する専門的事項の各科目区分毎に 1 単位以上を含み、計36単位以上			

[国際経営学科]

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
中一種 (社会)	教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	1 単位以上	日本史概論 1 日本史概論 2 世界史概論 1 (西洋史) 世界史概論 2 (東洋史)	2 2 2 2		
		地理学 (地誌を含む。)	1 単位以上	地理学の基礎	2		
		「法学、政治学」	1 単位以上	法学概論 政治学概論 国際関係概論	2 2	2	
		「社会学、経済学」	1 単位以上	社会学概論 マクロ経済学 ミクロ経済学 経済原論 国際経済学 税法概論	2 2 2 2 2 2		
		「哲学、倫理学、宗教学」	1 単位以上	哲学 倫理学 生命倫理学 宗教史	2 2	2 2	
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅲ 社会科教育法Ⅳ	2 2 2 2		
計		中一種免 28単位		中一種免は、各教科に関する専門的事項の各科目区分毎に 1 単位以上を含み、計32単位以上			

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
高一種 (公民)	教科及び教科の指導法に関する科目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 単位以上	法律学概論 政治学概論 国際関係概論	2 2	2	国際法を含む。 国際政治を含む。
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 単位以上	社会学概論 マクロ経済学 ミクロ経済学 経済原論 税法概論	2 2 2 2 2		国際経済を含む。
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 単位以上	哲学 倫理学 心理学Ⅰ 生命倫理学 宗教史 心理学Ⅱ	2 2 2	2 2 2	
		各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）」		公民科教育法Ⅰ 公民科教育法Ⅱ	2 2		
	計		高一種免 24単位	高一種免は、各教科に関する専門的事項の各科目区分毎に 1 単位以上を含み、計36単位以上			

免許 教科	教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
	科目 区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
					必修	選択	
高一種 (商業)	教科及び教科の指導法に関する科目	商業の関係科目	1 単位 以上	経営学の基礎	2	} 2単位以上 選択必修	
				会計学の基礎	2		
				観光・地域経営の基礎	2		
				経営管理論	2		
				簿記Ⅰ	2		
				簿記Ⅱ	2		
				マーケティング論	2		
				観光マネジメント	2		
				ビジネスリテラシー	2		
				情報処理実習	1		
				流通論	2		
				財務会計	2		
				管理会計	2		
				原価計算	2		
				経営戦略論	2		
				経営組織論	2		
				国際経済学	2		
				ビジネス法務	2		
				プログラミング	2		
		職業指導	1 単位 以上	キャリア教育Ⅰ	2		
				キャリア教育Ⅱ	2		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)		商業科教育法Ⅰ	2		
				商業科教育法Ⅱ	2		
計		高一種免 24単位		高一種免は、各教科に関する専門的事項の各科目 区分毎に 1 単位以上を含み、計36単位以上			

別表2（第4条第1項第2号関係）

〔国際言語・文化学科、史学・文化財学科、人間関係学科、発酵食品学科、国際経営学科〕

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左に対応する開設授業科目		備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数 必修 選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育原論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の制度と経営	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と指導法	2	中免のみ
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法論 （ICT活用を含む。）	2	
	特別活動の指導法		特別活動論	2	
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導論 （進路指導を含む。）	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論	2	
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	実習指導	1	事前・事後の指導を含む
			教育実習Ⅰ	2	
			教育実習Ⅱ	2	中免のみ
	教職実践演習	中2 高2	教職実践演習（中・高）	2	
計		中27 高23		中一種 31 高一種 27	

別表3（第4条第1項第3号関係）

[国際言語・文化学科] [史学・文化財学科]

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	左に対応する開設授業科目		備 考		
	単位数	授 業 科 目			単位数
必修			選択		
大学が独自に設定する科目	中4 高12	学校経営と学校図書館		2	大学が独自に設定する科目及び最低修得単位を超えて履修した教科及び教職に関する科目を併せて中一種4単位以上、高一種12単位以上修得すること。
		学習指導と学校図書館		2	
		読書と豊かな人間性		2	
		情報メディアの活用		2	
		生涯学習論Ⅰ		2	
		博物館情報・メディア論		2	
		介護等体験実習指導		1	
		介護等体験実習		1	
		総合演習（人権問題）		1	
		学校体験活動Ⅰ		1	
		学校体験活動Ⅱ		1	
		学校体験活動Ⅲ		1	
		学校体験活動Ⅳ		1	
		道徳教育の理論と指導法		2	
					※高一種免のみ

[人間関係学科]

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	左に対応する開設授業科目		備 考
		授 業 科 目	単位数 必修 選択	
大学が独自に設定する科目	高12	学校経営と学校図書館	2	大学が独自に設定する科目及び最低修得単位を超えて履修した教科及び教職に関する科目を併せて高一種12単位以上修得すること。
		学習指導と学校図書館	2	
		読書と豊かな人間性	2	
		情報メディアの活用	2	
		生涯学習論Ⅰ	2	
		博物館情報・メディア論	2	
		学校体験活動Ⅰ	1	
		学校体験活動Ⅱ	1	
		学校体験活動Ⅲ	1	
		学校体験活動Ⅳ	1	
		総合演習（人権問題）	1	

[発酵食品学科]

教育職員免許法施行規則に 定める科目区分等	単位数	左に対応する開設授業科目		備 考
		授 業 科 目	単位数 必修 選択	
大学が独自に設定する科目	中4 高12	学校経営と学校図書館	2	大学が独自に設定する科目及び最低修得単位を超えて履修した教科及び教職に関する科目を併せて中一種4単位以上、高一種12単位以上修得すること。
		学習指導と学校図書館	2	
		読書と豊かな人間性	2	
		情報メディアの活用	2	
		介護等体験実習指導	1	
		介護等体験実習	1	
		総合演習（人権問題）	1	
		学校体験活動Ⅰ	1	
		学校体験活動Ⅱ	1	
		学校体験活動Ⅲ	1	
		学校体験活動Ⅳ	1	
		道徳教育の理論と指導法	2	
				※高一種免のみ

[国際経営学科]

教育職員免許法施行規則に 定める科目区分等	単位数	左に対応する開設授業科目		備 考
		授 業 科 目	単位数 必修 選択	
大学が独自に設定する科目	中4 高12	学校経営と学校図書館	2	大学が独自に設定する科目及び最低修得単位を超えて履修した教科及び教職に関する科目を併せて中一種4単位以上、高一種12単位以上修得すること。
		学習指導と学校図書館	2	
		読書と豊かな人間性	2	
		情報メディアの活用	2	
		生涯学習論Ⅰ	2	
		介護等体験実習指導	1	
		介護等体験実習	1	
		総合演習（人権問題）	1	
		学校体験活動Ⅰ	1	
		学校体験活動Ⅱ	1	
		学校体験活動Ⅲ	1	
		学校体験活動Ⅳ	1	
		道徳教育の理論と指導法	2	
				※高一種免のみ

別表4（第4条第1項第4号関係）

[国際言語・文化学科] [史学・文化財学科] [人間関係学科] [国際経営学科]

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		左に対応する開設授業科目			備 考
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2		
体育	2	体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ スポーツと健康		1 1 2	この区分から2単位選択 必修
外国語コミュニケーション	2	英語1 英語2 英語3 英語4 ドイツ語基礎1 ドイツ語基礎2 ドイツ語コミュニケーション1 ドイツ語コミュニケーション2 フランス語基礎1 フランス語基礎2 フランス語コミュニケーション1 フランス語コミュニケーション2 中国語基礎1 中国語基礎2 中国語コミュニケーション1 中国語コミュニケーション2 韓国語基礎1 韓国語基礎2 韓国語コミュニケーション1 韓国語コミュニケーション2		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	この区分から2単位選択 必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー 数理・データサイエンス入門		1 2	この区分から2単位選択 必修

[発酵食品学科]

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		教育職員免許法施行規則に 定める科目区分等			備 考	
		授 業 科 目	単位数			
科 目	単位数			必 修	選 択	
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2			
体育	2	スポーツと健康 体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ		2 1 1		この区分から2単位選択 必修
外国語コミュニケーション	2	英語1 英語3 フランス語基礎1 フランス語基礎2 中国語基礎1 中国語基礎2 韓国語基礎1 韓国語基礎2		1 1 1 1 1 1 1 1		この区分から2単位選択 必修
数理、データ活用及び人工知能に関する 科目 又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー 数理・データサイエンス入門		1 2		この区分から2単位選択 必修

別表5（第4条第2項第1号関係）＜栄教一種免＞

[食物栄養学科]

教育職員免許法施行規則に 定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
栄養に係る 教育に関する 科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の 栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的 及び文化的事項 ・食に関する指導の方法 に関する事項	4	学校栄養指導論Ⅰ 学校栄養指導論Ⅱ	2 2		
計		4		栄教一種 4		

別表6（第4条第2項第2号関係）＜栄教一種免＞

[食物栄養学科]

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論	2		
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の制度と経営	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2		
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	6	道徳の理論、総合的な学習の時間の指導法および教育方法論	2		
			特別活動論	2		
	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2		
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論	2		
教育実践に関する科目	・栄養教育実習	2	栄養教育実習指導 栄養教育実習	1 1		事前・事後の指導を含む。
	・教職実践演習	2	教職実践演習（栄養教諭）	2		
計		18		栄教一種 24		

別表 7（第 4 条第 2 項第 3 号関係）＜栄教一種免＞

〔食物栄養学科〕

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		左に対応する開設授業科目			備 考
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2		
体育	2	スポーツと健康 体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ		2 1 1	この区分から2単位選択 必修
外国語コミュニケーション	2	英語1 英語3 フランス語基礎1 フランス語基礎2 中国語基礎1 中国語基礎2 韓国語基礎1 韓国語基礎2		1 1 1 1 1 1 1 1	この区分から2単位選択 必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー 数理・データサイエンス入門		1 2	この区分から2単位選択 必修

学芸員資格取得に関する規程

昭和51年4月1日 制定

第1条 この規程は、別府大学学則（以下「学則」という。）第46条第1号の規定に基づき別府大学（以下「本学」という。）において学芸員の資格を取得するために必要な事項を定める。

第2条 学芸員の資格を取得するためには、学士の学位を有し、別表に定める本学において開講する授業科目の単位を修得しなければならない。

第3条 学芸員の資格を得ようとする者は、所定の期間に「学芸員課程履修願」（以下「履修願」という。）を学長に提出しなければならない。

第4条 学長は、前条の「履修願」の判定を学芸員課程委員会（以下「委員会」という）に附託する。

2 委員会は、審査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

3 審査の結果は、当該年度末に教務課より発表する。

第5条 学芸員課程の履修を認められた者は、年度初めに設ける期間に所定の履修費を納入しなければならない。いったん納めた履修費は、これを返還しない。

第6条 履修願を許可されない者、課程履修費を納入しない者がこの規程の授業科目を履修して修得した単位は、無効とする。ただし、学則別表第1に定める授業科目は除くものとする。

第7条 学芸員の資格に関する事務は、教務課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

（略）

16. この規定は令和2年4月1日から施行する。

17. この規定は令和6年4月1日から施行する。

18. この規定は令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

博物館法施行規則第1条に定める博物館に関する科目及び単位数		左に対応する本学で開講する授業科目等		単位 必修 選択		備 考
生涯学習概論	2	生涯学習概論		2		事前及び事後の指導を含む
博物館概論	2	博物館概論		2		
博物館展示論	2	博物館展示論		2		
博物館資料論	2	博物館資料論		2		
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論		2		
博物館経営論	2	博物館経営論		2		
博物館教育論	2	博物館教育論		2		
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論		2		
博物館実習	3	博物館実習		3		
本学が定める関連科目		考古学概論		2		4科目8単位以上 選択必修
		文化財科学概論		2		
		世界遺産学概論		2		
		民俗学概論		2		
		環境歴史学概論		2		
		美術史概論		2		
		文化人類学		2		
		日本史概論 1		2		
		日本史概論 2		2		
		世界史概論 1（西洋史）		2		
		世界史概論 2（東洋史）		2		
		日本美術史概論		2		
		東洋美術史概論		2		
		西洋美術史概論		2		
		日本史の基礎 1		2		
		日本史の基礎 2		2		
		世界史の基礎 1		2		
		世界史の基礎 2		2		
		分析化学		2		
		医学概論		2		
		香科学概論		2		
		調味食品学		2		
		食品分析学		2		
		基礎化学		2		

司書・司書教諭資格取得に関する規程

昭和52年4月1日 制定

第1条 この規程は、別府大学学則（以下「学則」という。）第46条第2号の規定に基づき別府大学（以下「本学」という。）において司書又は司書教諭の資格を取得するために必要な事項を定める。

第2条 司書の資格を取得するためには、学則第43条の規定しているもののほか、別表1に定める図書館に関する科目の単位を修得しなければならない。

第3条 司書教諭の資格を取得するためには、学則第43条の規定しているもののほか、別表2に定める司書教諭に関する科目の単位を修得するとともに、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を取得しなければならない。

第4条 司書又は司書教諭の資格取得を希望する者は、所定の期間に「司書・司書教諭課程履修願」（以下「履修願」という。）を学長に提出しなければならない

第5条 学長は、前条の「履修願」の判定を司書課程委員会（以下「委員会」という。）に附託する。

2 委員会は、審査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

3 審査の結果は、当該年度末に教務課より発表する。

第6条 司書・司書教諭課程の履修を認められた者は、年度初めに設ける期間に、所定の「課程履修費」を納入しなければならない。いったん納めた履修費はこれを返還しない。

第7条 履修願を許可されない者、課程履修費を納入しない者がこの規程の授業科目を履修して修得した単位は、無効とする。ただし、学則別表第1に定める授業科目は除くものとする。

第8条 司書・司書教諭の資格に関する事務は、教務課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は昭和52年4月1日から施行する。
2. この規程は昭和52年度入学生から適用する。
3. この規程は昭和52年度在学生のうち、昭和51年度以前に入学した全学生に第6条を除き適用する。
4. この規程は昭和55年4月1日から施行する。ただし、第3条は昭和55年度入学生から適用する。また、昭和55年度在学生のうち、昭和54年度以前の入学生にも適用することを妨げない。
5. この規程は昭和59年4月1日から施行する。
6. この規程は平成2年4月1日から施行する。ただし、第3条は平成2年度入学生から適用する。
7. この規程は平成4年4月1日から施行する。
8. この規程は平成9年4月1日から施行する。
9. この規程は平成11年4月1日から施行する。
10. この規程は平成21年4月1日から施行する。
11. 施行期日及び経過措置

- (1) この規程は平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条に定める別表1は平成24年度入学生から適用する。

- (2) 平成24年4月1日前から引き続き本学に在学し、本学を卒業するまでに旧規程別表第1による科目のうち、司書となる資格に必要なすべての単位(14科目21単位)を修得した者は、新規規程別表第1の司書となる資格に必要なすべての単位(15科目24単位)を修得したものとみなす。
- (3) 平成24年4月1日前から引き続き本学に在学し、本学を卒業するまでに次の表中新規程別表第1の科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧規程別表第1の科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。ただし、旧規程別表第1の「専門資料論」の単位を修得した者が新規規程別表第1の科目「図書館情報資源特論」を修得した場合はこの限りでない。

新規規程別表第1の科目	旧規程別表第1の科目
生涯学習概論 2単位	生涯学習概論 1単位
図書館概論 2単位	図書館概論 2単位
図書館制度・経営論 2単位	図書館経営論 1単位
図書館サービス概論 2単位	図書館サービス論 2単位
情報サービス論 2単位	情報サービス概説 2単位
児童サービス論 2単位	児童サービス論 1単位
情報サービス演習 2単位	レファレンスサービス演習 1単位 情報検索演習 1単位
図書館情報資源概論 2単位	図書館資料論 2単位
情報資源組織論 2単位	資料組織概説 2単位
情報資源組織演習 2単位	資料組織演習 2単位
図書館情報資源特論 1単位	専門資料論 1単位

- (4) 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、本学を卒業するまでに新規規程別表第1の選択科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、旧規程別表第1の乙群の科目の単位を修得したものとみなす。
- (5) 平成24年4月1日以後他の大学等から本学に編入学した者は、新規規程別表第1の科目の単位を修得しなければならない。ただし、その者がすでに修得している旧規程別表第1に該当する科目の単位は、当該科目に相当する新規規程別表第1の科目の単位を修得したものとみなす。
- (6) 旧規程別表第1の科目の「図書及び図書館史」及び「資料特論」は、それぞれ新規規程別表第1の科目の「図書・図書館史」及び「図書館情報資源特論」と内容がほぼ同一であるため、重複して乙群2科目とはみなすことはできない。

12. この規程は、令和2年3月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）に定める図書館に関する科目		単位数		左に対応する本学で開講する授業科目等	単位数		備 考
		必修	選択		必修	選択	
基 礎 科 目	生涯学習概論	2		生涯学習概論	2		
	図書館概論	2		図書館概論	2		
	図書館情報技術論	2		図書館情報技術論	2		
	図書館制度・経営論	2		図書館制度・経営論	2		
図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2		図書館サービス概論	2		
	情報サービス論	2		情報サービス論	2		
	児童サービス論	2		児童サービス論	2		
	情報サービス演習	2		情報サービス演習Ⅰ	1		
情報サービス演習Ⅱ				1			
図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2		図書館情報資源概論	2		
	情報資源組織論	2		情報資源組織論	2		
	情報資源組織演習	2		情報資源組織演習Ⅰ	1		
				情報資源組織演習Ⅱ	1		
選 択 科 目	図書館基礎特論		1	図書館基礎特論		1	2科目以上修得すること
	図書館サービス特論		1	図書館サービス特論		1	
	図書館情報資源特論		1	図書館情報資源特論		1	
	図書・図書館史		1	図書・図書館史		1	
	図書館施設論		1	図書館施設論		1	
	図書館総合演習		1	図書館総合演習		1	
	図書館実習		1	図書館実習		1	
資格取得のための最低単位数		24		資格取得のための最低単位数	24		

別表2（第3条関係）

学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）第3条第1項に定める科目等			左に対応する本学で開講する授業科目等			
科 目	単位数		授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択		必修	選択	
学校経営と学校図書館	2		学校経営と学校図書館	2		
学校図書館メディアの構成	2		学校図書館メディアの構成	2		司書に関する科目「情報資源組織論」及び「図書館情報資源概論」と共通
学習指導と学校図書館	2		学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	2		読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用	2		情報メディアの活用	2		
最低修得単位数	10		最低修得単位数	10		

文書館専門職（アーキビスト）養成課程の履修に関する規程

平成16年3月17日 制定

第1条 別府大学文学部（以下「本学」という。）に文書館等において記録史料の移管収集、整理、保存、提供、調査研究などの専門的な仕事に携わる専門職を養成するために文書館専門職（アーキビスト）養成課程（以下「本課程」という。）を置く。

第2条 別府大学学則第46条の規定に基づき、本課程の履修について定める。

第3条 本課程の履修を希望する者は、所定の期間内に、「本課程履修願」を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の履修願の判定を文書館専門職課程委員会（以下「委員会」という。）に附託する。

3 委員会は、判定の結果を速やかに学長に報告するものとする。

4 判定の結果は、当該年度末に教務課から発表する。

5 本課程の履修を認められた者は、所定の期間内に履修費を納入しなければならない。ただし、いったん納めた履修費は、返還しない。

6 本課程を履修できる定員は、別に定める。

第4条 本課程の履修を認められた者で、別表に定める所定の単位を修得し、本学を卒業した者には、修了証書を授与する。

第5条 文書館専門職（アーキビスト）の資格に関する事務は、教務課において処理する。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成16年3月17日から施行する。

2. この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4条別表は、平成16年度の判定委員会において、本課程の履修を認められたものから適用する。

3. この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条別表は、平成21年度の入学者から適用する。

4. この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条別表は、平成24年度の入学者から適用する。

5. この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条別表は、平成26年度の入学者から適用する。

6. この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条別表は、平成30年度の入学者から適用する。

7. この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条別表は、平成31年度の入学者から適用する。

8. この規程は、令和2年3月1日から施行する。

9. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

授 業 科 目		単 位 数		履修要件	備 考
		必修	選択		
基礎科目	市民生活とアーカイブズ	2		8 単位	
	行政法	2			
	アーカイブズ論Ⅰ	2			
	アーカイブズ論Ⅱ	2			
記録管理科目	デジタルアーカイブズ	2		8 単位	
	アーカイブズ管理論	2			
	レコードマネジメント論Ⅰ	2			
	レコードマネジメント論Ⅱ	2			
記録史料科目	日本史講義1（古代史料論）	2	2	8 単位	
	日本史講義2（中世史料論）		2		
	日本史講義3（近世史料論）		2		
	日本史講義4（近現代史料論）				
	世界史講義1（東洋史）		2		
	世界史講義2（アジア史）		2		
	世界史講義3（西洋史）		2		
	法制史		2		
	国際交渉論		2		
	宗教史		2		
	日本史特講1（古代史）		2		
	日本史特講2（中世史）		2		
	日本史特講3（近世史）	2	2		
	日本史特講4（近現代史）				
		2			
実習科目	アーカイブズ実習Ⅰ	1		2 単位	
	アーカイブズ実習Ⅱ	1			
	合 計	22	4		

日本語教員養成課程の履修に関する規程

平成12年4月1日 制定

第1条 別府大学（以下「本学」という。）に、別府大学学則（以下「学則」という。）第46条に定める日本語教員の資格を取得させることを目的として、日本語教員養成課程（以下「本課程」という。）を置き、日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議「日本語教育のための教員養成について」（平成12年3月30日）の指針による教育内容に関する授業科目を開設する。

第2条 本課程の履修に関しては、別府大学学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 本学の学生は、所定の手続きを経て、別表に定める授業科目を履修することができる。

第4条 本課程の履修を希望する者は、所定の期間内に、「日本語教員養成課程履修願」を教務課に提出しなければならない。

2 学長は前項の日本語教員養成課程履修願の判定を日本語教員養成課程委員会（以下「委員会」という。）に附託する。

3 委員会は、判定の結果を速やかに学長に報告するものとする。

4 判定の結果は、当該年度末に教務課から発表する。

5 履修を認められた者は、所定の期間内に、履修費を納入しなければならない。ただし、いったん納めた履修費は、これを返還しない。

第5条 本課程の履修を認められた者で、所定の単位を修得した者には、本学の修了証書を授与する。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。この規程は、平成12年4月1日現在で在籍する学生に適用する。

（略）

5. この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年度の入学生から適用する。

6. この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度の入学生から適用する。

7. この規程は、令和2年3月1日から施行する。

8. この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年度の入学生から適用する。

9. この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年度の入学生から適用する。

別表（第3条関係） 日本語教員養成課程授業科目

日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議「日本語教育のための教員養成について」（平成12年3月30日）に対応する本学授業科目

区 分		授 業 科 目	単 位 数		備 考		
			必修	選択			
社会・文化・ 地域に関わる 領域	社会・文化 ・地域	文化史		2	8 単位以上		
		国際関係論		2			
		日本語学講義 4（古代語の歴史）		2			
		日本語学講義 5（近代語の歴史）		2			
		日本語教育概論 1	2				
		日本語教育概論 2	2				
		日本語教育キャリア形成論	2				
	言語と社会	日本語学研究 2（方言研究）		2	4 単位以上		
		日本語学研究 3（現代語研究）		2			
		比較文化研究		2			
教育に関わる 領域	言語と心理	言語習得概論	2		4 単位以上		
		心理学Ⅰ		2			
		心理学Ⅱ		2			
	言語と教育	日本語教育教材論	2		8 単位以上		
		日本語教育実習指導 1	1				
		日本語教育実習指導 2	1				
		日本語教育実習 1	1				
		日本語教育実習 2	1				
		異文化共有論		2			
		情報リテラシー		1			
言語に関わる 領域	言 語	言語学概論	2		4 単位以上		
		日本語学講義 1（音声言語）		2			
		日本語学講義 2（日本語の語彙）		2			
		日本語学講義 3（日本語の文法）		2			
		日本語学研究 4（文字表記研究）		2			
		日本語学研究 5（古代語研究）		2			
		英語 1		1	4 単位以上		
		英語 2		1			
		英語 3		1			
		英語 4		1			
		TOEIC 1		1			
		TOEIC 2		1			
		英語語彙 1		1			
		英語語彙 2		1			
		ドイツ語基礎 1		1			
		ドイツ語基礎 2		1			
		フランス語基礎 1		1			
		フランス語基礎 2		1			
		中国語基礎 1		1			
		中国語基礎 2		1			
		韓国語基礎 1		1			
		韓国語基礎 2		1			
		英会話 1		1			
		英会話 2		1			
		ビジネス日本語（聴読解） 1		1			
		ビジネス日本語（聴読解） 2		1			
					16	52	32単位以上

社会福祉士国家試験受験資格取得に関する規程

平成12年4月1日 制定

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第46条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 社会福祉士国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）を取得しようとする者は、文学部人間関係学科において学則第43条の定めによるほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭60年法律第30号）に定める所要の科目を履修して単位を修得しなければならない。

第3条 前条に掲げる受験資格の取得に必要な授業科目・履修方法及び単位数は別表のとおりとする。

第4条 学則第32条から第34条までの規定により修得した授業科目の単位及び第67条の規定により修得した授業科目の単位は、受験資格を取得するための単位として認定することはできない。

第5条 1学級の定員は20名とし、学級の数3とする。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

社会福祉士に関する科目を定める省令に規定する指定科目等の名称		左に対応する本学の開講科目の名称		
指定科目の名称	備考	授業科目の名称	履修方法・単 位 数	備考
			必 修	
医学概論		医学概論	2	
心理学と心理的支援		心理学と心理的支援	2	
社会学と社会システム		社会学と社会システム	2	
社会福祉の原理と政策		社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	
社会福祉調査の基礎		社会福祉調査の基礎	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	
地域福祉と包括的支援体制		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	
ソーシャルワークの理論と方法		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2	
福祉サービスの組織と経営		福祉サービスの組織と経営	2	
社会保障		社会保障Ⅰ	2	
		社会保障Ⅱ	2	
高齢者福祉		高齢者福祉	2	
障害者福祉		障害者福祉	2	
児童・家庭福祉		児童・家庭福祉	2	
貧困に対する支援		貧困に対する支援	2	
保健医療と福祉		保健医療と福祉	2	
権利擁護を支える法制度		権利擁護を支える法制度	2	
刑事司法と福祉		刑事司法と福祉	2	
ソーシャルワーク演習	30時間	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1	30時間
ソーシャルワーク演習（専門）	120時間	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1	30時間
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	1	30時間
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	1	30時間
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	1	30時間
ソーシャルワーク実習指導	90時間	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	30時間
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	30時間
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2	30時間
ソーシャルワーク実習	240時間	ソーシャルワーク実習Ⅰ	1	56時間
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	184時間
		最低修得単位数	72	

公認心理師国家試験受験資格取得に関する規程

第1条 別府大学学則（以下「大学学則」という。）第46条及び別府大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第42条の2の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 別府大学又は別府大学大学院の学生で公認心理師国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）を取得しようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

（1）別府大学が開講する公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条で定められた公認心理師となるために必要な科目を修めて大学を卒業し（他の4年制大学等で公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者を含む。）、かつ、別府大学大学院が開講する施行規則第2条で定められた公認心理師となるために必要な科目を修めて大学院の課程を修了すること。

（2）別府大学が開講する施行規則第1条で定められた公認心理師となるために必要な科目を修めて大学を卒業し、かつ、大学を卒業後、施行規則で定められた施設において施行規則で定められた期間以上、公認心理師法で定められた業務に従事すること。

第3条 前条第1号及び第2号に定める別府大学及び別府大学大学院が開講する公認心理師となるために必要な科目の名称、単位数、履修方法等は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

第4条 大学学則第32条から第34条までの規定により修得した科目の単位及び第67条の規定により修得した科目の単位、並びに大学院学則第31条の規定により修得した科目の単位は、公認心理師国家試験受験資格を取得するための単位として認定することはできない。

第5条 「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践演習」の科目の開講方法、時間数、履修方法等は、次のとおりとする。

（1）心理演習及び心理実習の科目の1学級の定員は15名とし、学級数は2とする。

（2）心理実習の時間は80時間以上とする。その際、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する施設において実習を行うことを原則とし、医療機関における実習を必須とする。施設実習においては、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けなければならない。

（3）心理実践実習の科目の1学級の定員は5名とし、学級数は2とする。

（4）心理実践実習の時間は450時間以上とする。うち、担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は270時間以上（うち、学外施設における実習時間90時間以上）とする。その際、主要5分野のうち3分野以上の施設において実習を行うことを原則とし、医療機関における実習を必須とする。

附 則

1. この規程は、平成29年11月22日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成30年度入学者から適用する。

別紙 1 (別府大学が開講する公認心理師となるために必要な科目)

公認心理師法施行規則第 1 条 に規定する科目の名称		左記に対応する本学の科目			
		科目の名称	履修方法 ・単位数		備 考
			必修	選択	
1	公認心理師の職責	公認心理師の職責	2		
2	心理学概論	心理学概論 I	2		
		心理学概論 II	2		
3	臨床心理学概論	臨床心理学概論	2		
4	心理学研究法	心理学研究法	2		
5	心理学統計法	心理学統計法	2		
6	心理学実験	心理学実験 I	2		
		心理学実験 II	2		
7	知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2		
8	学習・言語心理学	学習・言語心理学	2		
9	感情・人格心理学	感情・人格心理学	2		
10	神経・生理心理学	神経・生理心理学 I	2		
		神経・生理心理学 II	2		
11	社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2		
12	発達心理学	発達心理学概論	2		
13	障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2		
14	心理的アセスメント	心理的アセスメント I	2		
		心理的アセスメント II	2		
15	心理学的支援法	心理学的支援法 I	2		
		心理学的支援法 II	2		
16	健康・医療心理学	健康・医療心理学	2		
17	福祉心理学	福祉心理学	2		
18	教育・学校心理学	教育・学校心理学	2		
19	司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2		
20	産業・組織心理学	産業・組織心理学	2		
21	人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2		
22	精神疾患とその治療	精神疾患とその治療 I	2		
		精神疾患とその治療 II	2		
23	関係行政論	関係行政論	2		
24	心理演習	心理演習 I	1		第 5 条第 1 号を満たす こと。
		心理演習 II	1		
25	心理実習	心理実習	4		第 5 条第 1 号及び第 2 号を満たすこと。

別紙 2 (別府大学大学院が開講する公認心理師となるために必要な科目)

公認心理師法施行規則第 2 条 に規定する科目の名称		左記に対応する本学の科目			
		科目の名称	履修方法 ・単位数		備 考
			必修	選択	
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ (精神医学特論)	2		
		保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ (心身医学特論)	2		
2	福祉分野に関する理論と支援の展開	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅰ (発達心理学特論)	2		
		福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅱ (地域福祉学特論)	2		
		福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅲ (障害児(者)心理学特論)	2		
3	教育分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開	2		
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (司法臨床心理学特論)	2		
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		
6	心理的アセスメントに関する理論と実践	心理的アセスメントに関する理論と実践 (臨床心理査定演習Ⅰ)	2		
7	心理支援に関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践 (臨床心理面接特論Ⅰ)	2		
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅰ (人格心理学特論)	2		
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ (家族心理学特論)	2		
9	心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	2		
10	心理実践実習	心理実践実習Ⅰ	2		第 5 条第 3 号及び第 4 号を満たすこと。
		心理実践実習Ⅱ	2		

栄養士免許証取得資格に関する規程

平成14年4月1日 制定

第1条 学則第47条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 栄養士免許証取得資格を得ようとする者は、食物栄養科学部食物栄養学科において学則第43条の定めによるほか、栄養士法（昭22年法第245号）および栄養士法施行規則（昭23年厚生省令第2号）に定める所要の科目を履修して単位を修得しなければならない。

第3条 前条に掲げる資格取得に必要な授業科目および単位数は別表のとおりとする。

第4条 学則第32条から第34条までの規定により修得した授業科目の単位は、第2条の定めによる所要の科目を履修して単位を修得したものとする。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
(略)
4. この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

栄養士法施行規則第9条の別表第1 に定める教育内容			学則に定める授業科目等						
			区 分	授 業 科 目	履修方法 単 位 数		備 考		
					講義 又は 演習	実験 又は 実習			
社会生活と健康	4	4	専 門 基 礎 科 目	社会福祉論 公衆衛生学Ⅰ 公衆衛生学Ⅱ	2 2 2				
				社会生活と健康の小計	6				
人体の構造と機能	8			解剖生理学 解剖生理学実験 生化学Ⅰ 生化学実験 運動生理学 医学概論・臨床医学入門 病態生理学	2 2 2 2 2 2 2	1 1			
				人体の構造と機能の小計	10	2			
食品と衛生	6		専 門 科 目	食品学Ⅰ 食品加工学 食品加工学実習 食品衛生学 食品衛生学実験	2 2 2 2 2	1 1			
		食品と衛生の小計		6	2				
栄養と健康	8	10		専 門 科 目	基礎栄養学 基礎栄養学実験 応用栄養学Ⅰ 応用栄養学Ⅱ 応用栄養学実習 臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 臨床栄養学実習 臨床介護栄養実習	2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		
					栄養と健康の小計	10	4		
栄養の指導	6		10		専 門 科 目	栄養教育論Ⅰ 栄養教育論実習 栄養カウンセリング論 栄養カウンセリング実習 公衆栄養学Ⅰ	2 2 2 2 2	1 1 1	
						栄養の指導の小計	6	2	
給食の運営	4	10		目		給食経営管理論Ⅰ 給食経営管理論Ⅱ 給食経営管理実習 給食運営臨地実習 調理学 調理実習 応用調理実習	2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1	
						給食の運営の小計	6	4	
	36		14			小 計	44	14	
	50					合 計	58		

管理栄養士国家試験受験資格取得に関する規程

平成14年4月1日 制定

第1条 学則第47条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、食物栄養科学部食物栄養学科において学則第43条の定めによるほか、管理栄養士学校指定規則（昭41年文部省令厚生省令第2号）に定める所要の科目を履修して単位を修得しなければならない。

第3条 前条に掲げる資格取得に必要な授業科目および単位数は別表のとおりとする。

第4条 学則第32条から第34条までの規定により修得した授業科目の単位で、専門基礎分野及び専門分野に属する科目の単位は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（令和4年10月12日健発第1012第10号））の規定により認定することができる。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。

（略）

6. この規程は、厚生労働省健康局長通知の日（令和4年10月12日）から施行する。

管理栄養士学校指定規則第2条の別表 第1に定める教育内容				学則に定める授業科目等			
教 育 内 容		単 位 数		授 業 科 目	履修方法 単 位 数		備考
		講義又 は演習	実験又 は実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習	
専 門 基 礎 分 野	社会・環境と健康	6	10	社会福祉論 社会福祉援助技術実習 健康管理概論 公衆衛生学Ⅰ 公衆衛生学Ⅱ	2 2 2 2	1	
				社会・環境と健康の単位数	8	1	
	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	14		解剖生理学 解剖生理学実験 生化学Ⅰ 生化学Ⅱ 生化学実験 運動生理学 運動生理学実験 医学概論・臨床医学入門 病態生理学 微生物学（生体防御を含む）	2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1	
				人体の構造と機能及び疾病の成り立ちの単位数	14	3	
	食べ物と健康	8		食品学Ⅰ 食品学Ⅱ 食品学実験 食品加工学 食品加工学実習 調理学 調理実習 応用調理実習 調理学実験 食品衛生学 食品衛生学実験	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	
				食べ物と健康の単位数	10	6	
		28		小 計	32	10	

管理栄養士学校指定規則第2条の別表 第1に定める教育内容				学則に定める授業科目等			
教 育 内 容		単 位 数		授 業 科 目	履修方法 単 位 数		備考
		講義又 は演習	実験又 は実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習	
専 門 分 野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学 基礎栄養学実験	2	1	
				基礎栄養学の単位数	2	1	
	応用栄養学	6		応用栄養学Ⅰ 応用栄養学Ⅱ 応用栄養学Ⅲ 応用栄養学実習 実践栄養学実習	2 2 2	1 1	
				応用栄養学の単位数	6	2	
	栄養教育論	6		栄養教育論Ⅰ 栄養教育論Ⅱ 栄養カウンセリング論 栄養教育論実習 栄養カウンセリング実習	2 2 2	1 1	
				栄養教育論の単位数	6	2	
	臨床栄養学	8		臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 臨床栄養学Ⅲ 臨床福祉介護論 臨床栄養学実習 臨床介護栄養実習	2 2 2 2	1 1	
				臨床栄養学の単位数	8	2	
	公衆栄養学	4		公衆栄養学Ⅰ 公衆栄養学Ⅱ 地域栄養活動演習 公衆栄養学実習	2 2 1	1	
				公衆栄養学の単位数	5	1	
	給食経営管理論	4		給食経営管理論Ⅰ 給食経営管理論Ⅱ 給食経営管理実習	2 2	1	
				給食経営管理論の単位数	4	1	
	総合演習	2	－	総合栄養マネジメント演習Ⅰ 総合栄養マネジメント演習Ⅱ 総合栄養マネジメント演習Ⅲ	1 1 1		
				総合演習の単位数	3		
	臨地実習	－	4	臨床栄養学臨地実習 公衆栄養学臨地実習 給食運営臨地実習		2 1 1	
				臨地実習の単位数	－	4	
小 計		32	12	小 計	34	13	
累 計		60	22	累 計	66	23	
合 計		82		合 計	89		

食品衛生管理者・食品衛生監視員 任用資格取得に関する規程

厚生労働大臣の指定の日（平成15年2月24日）制定

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第47条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 食品衛生法第48条第6項第3号に規定する食品衛生管理者、食品衛生法施行令第9条第1項第1号に規定する食品衛生監視員の任用資格は、次の各号に該当する者でなければ取得することができない。

- 一 学則第43条の規定によって、食物栄養学科又は発酵食品学科を卒業した者
- 二 食物栄養学科又は発酵食品学科において、別表に示す授業科目を履修して単位を修得した者

2 前項第2号別表は、次のとおりとする。

- 一 別表第1は、食物栄養科学部食物栄養学科に適用する。
- 二 別表第2は、食物栄養科学部発酵食品学科に適用する。

第3条 学則第32条から第34条までの規定により修得した授業科目の単位で食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格に必要な単位は、厚生労働大臣から食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設として登録を受けた養成施設相互間においてのみ認定できるものとする。

附 則

- 1. この規程は、厚生労働大臣の指定の日（平成15年2月24日）から施行し、平成14年度以降の入学者から適用する。
- 2. この規程に定める資格を取得するために厚生労働大臣の指定の日（平成15年2月24日）以前に履修した第2条別表の授業科目は、再履修しなければならない。

附 則

- 1. この規程は、厚生労働大臣の登録の日（平成18年1月13日）から施行し、平成18年度以降の入学者から適用する。

附 則

- 1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条は平成21年度の入学者から適用する。

附 則

- 1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条は平成28年度の入学者から適用する。

附 則

- 1. この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。

別表第1（第2条第2項関係）食物栄養科学部食物栄養学科

食品衛生法施行規則第50条に定める科目			左記科目に対応する本学の授業科目名等				
区 分		基本科目名	授業科目名	必修・ 選択別	単位数		
別表第14 に掲げる科目	化学関係	分析化学 有機化学 無機化学	一般化学	必修	2		
			食品学実験	必修	1		
				計	3		
	生物化学関係	生物化学 食品化学 生理学 食品分析学 毒性学	解剖生理学	必修	2		
			解剖生理学実験	必修	1		
			生化学Ⅰ	必修	2		
			生化学Ⅱ	必修	2		
				計	7		
	微生物学関係	微生物学 食品保存学 食品製造学	微生物学(生体防御を含む)	必修	2		
			食品加工学	必修	2		
			食品加工実習	必修	1		
				計	5		
公衆衛生学関係	公衆衛生学 食品衛生学 衛生行政学	公衆衛生学Ⅰ	必修	2			
		公衆衛生学Ⅱ	必修	2			
		食品衛生学	必修	2			
		食品衛生学実験	必修	1			
			計	7			
計22単位以上			最低修得単位数小計22単位				
別表第15 に掲げる科目	病理学 医学概論 解剖学 栄養化学 栄養学 食品保蔵学 等	医学概論・臨床医学入門	必修	2			
		病態生理学	必修	2			
		基礎栄養学	必修	2			
		応用栄養学Ⅰ	必修	2			
		応用栄養学Ⅱ	必修	2			
		公衆栄養学Ⅰ	必修	2			
		臨床栄養学Ⅰ	必修	2			
		臨床栄養学Ⅱ	必修	2			
		給食経営管理論Ⅰ	必修	2			
					計	18	
					最低修得単位数小計18単位		
		合計40単位以上			最低修得単位数合計40単位		

別表第2（第2条第2項関係）食物栄養科学部発酵食品学科

食品衛生法施行規則第50条に定める科目			左記科目に対応して本学の授業科目名等			
区 分		基本科目名	授業科目名	必修・ 選択別	単位数	
別表第14 に掲げる科目	化学関係	無機化学 有機化学 分析化学	基礎化学	必修	2	
			有機化学	必修	2	
			分析化学実験	必修	1	
					計 5	
	生物化学関係	生物化学 食品化学 生理学 食品分析学 毒性学	生化学Ⅰ	必修	2	
			食品化学	必修	2	
			細胞生物学	必修	2	
					計 6	
	微生物学関係	微生物学 食品微生物学 食品保存学 食品製造学	微生物学	必修	2	
			発酵食品学	必修	2	
					計 4	
	公衆衛生学関係	公衆衛生学 食品衛生学 環境衛生学 衛生行政学 疫学	食品衛生学	必修	2	
			公衆衛生学Ⅰ	必修	2	
			公衆衛生学Ⅱ	必修	2	
			食品衛生学実験	必修	1	
			計 7			
計22単位以上			最低修得単位数小計22単位			
別表第15 に掲げる科目	病理学 医学概論 解剖学 栄養化学 栄養学 食品保蔵学 等	医学概論	必修	2		
		栄養化学	選択	2		
		食品保蔵学	必修	2		
		醸造微生物学	必修	2		
		酵母学	必修	2		
		品質鑑定論	必修	2		
		調味食品学	必修	2		
		環境微生物学	必修	2		
		食品関係法規	必修	2		
				計 18		
		最低修得単位数小計18単位				
		合計40単位以上			最低修得単位数合計40単位	

「フードスペシャリスト」資格取得に関する規程

平成14年4月1日 制定

第1条 日本フードスペシャリスト協会（以下、「協会」という。）が認定するフードスペシャリスト資格を取得しようとする者は、食物栄養科学部食物栄養学科において学則第43条の定めによるほか、本学所定のフードスペシャリストに関する科目を履修して単位を修得し、協会が実施する資格認定試験に合格しなければならない。

第2条 本学所定のフードスペシャリストに関する科目を履修して単位を修得し、協会が実施する資格認定試験に合格した者には、フードスペシャリスト資格認定証（日本フードスペシャリスト協会）を授与する。

第3条 本学で開講するフードスペシャリストに関する科目及び単位数並びに履修方法は、別表のとおりとする。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
(略)
3. この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

日本フードスペシャリスト協会が定める 科目及び単位数等				本 学 で 開 講 す る 授 業 科 目 名	授業 形態	単 位	
授 業 項 目		授業形態	単位数			必修	選択
必修科目	フードスペシャリスト論	—	2	フードスペシャリスト論	講義	2	
	食品の官能評価・鑑別論	講 義 実験又は実習	1	食 品 学 実 験	実験	1	
			1	食 品 学 II	講義	2	
	食物学に関する科目	講 義 実験又は実習	4	食 品 学 I	講義	2	
			1	食 品 加 工 学	講義	2	
			1	食 品 加 工 学 実 習	実習	1	
	食品の安全性に関する科目	—	2	食 品 衛 生 学	講義	2	
	調理学に関する科目	講 義 実験又は実習	2	調 理 学	講義	2	
			2	調 理 実 習	実習	1	
			2	応 用 調 理 実 習	実習	1	
	栄養と健康に関する科目	—	2	基 礎 栄 養 学	講義	2	
	食品流通・消費に関する科目	—	2	フードマーケティング論	講義	2	
	フードコーディネート論	—	2	フードコーディネート論	講義	2	
修得単位数合計			21	修得単位数合計	22単位		

「フードサイエンティスト」資格取得に関する規程

平成25年4月1日 制定

第1条 この規程は、別府大学学則第47条に基づき、別府大学（以下「本学」という。）においてフードサイエンティスト資格を取得するために必要な事項を定める。

第2条 フードサイエンティストと称するためには、本学学則第43条の定めによるほか、本学食物栄養科学部発酵食品学科（以下、「発酵食品学科」という。）において所定のフードサイエンティストに関する科目の単位を修得し、資格認定研修を受けて食品科学教育協議会（以下、「協議会」という。）が認定する食品科学技術認定証を取得しなければならない。

第3条 食品科学技術認定証の取得に関する発酵食品学科で開講する科目及び単位数並びに履修方法は、別表のとおりとする。

第4条 第3条所定の科目の単位を修得し、資格認定研修を受けるとともに、協議会が定める手続きをした者には、協議会から食品科学技術認定証が交付される。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

食品科学教育協議会が定める履修教科及び単位数等				本学で開講する 授 業 科 目 名	授業 形態	単 位	
協議会規定教科分野		授業形態	必修単位			必修	選択
基礎 必修 科目	食品科学分野	講義	4	食品学	講義	2	
				食品化学	講義	2	
		実験・実習	2	食品分析学実験	実験	1	
				酒類生産学実験	実験	1	
		計	6	計		6	
	食品微生物学分野	講義	4	発酵食品学	講義	2	
				食品衛生学	講義	2	
		実験・実習	1	食品衛生学実験	実験	1	
				計	5	計	
	小 計		11	小 計		11	
特別 研修	特別研修	講義	4	食品保蔵学	講義	2	
				生化学	講義	2	
		実験・実習 ・演習	5	微生物工学実験	実験	1	
				細胞工学実験	実験	1	
				生化学実験	実験	1	
				分析化学実験	実験	1	
				生体機能分子学実験	実験	1	
	小 計		9	小 計		9	
修得単位数合計			20	修得単位数合計	20単位		
資格認定研修			講習会・研究会・講演会などに参加				

看護学部保健師課程履修に関する規程

令和7年4月1日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、別府大学学則第35条及び看護学部看護学科履修規程第22条に基づき、保健師課程の履修方法、卒業要件等に関する事項を定める。

(定 員)

第2条 保健師課程の定員は、16名とする。

(選択要件)

第3条 保健師課程を選択しようとする者は、次の要件を全て満たすことになる。

(1) 看護学科の2年次までの必修科目および疫学、(基礎専門分野)をすべて修得しておかなければならない。

(2) 2年次の終了時におけるGPAは、通算2.6以上とする。

(履修申請)

第4条 前条の選択要件を満たし、保健師課程の履修を希望する者は、所定の期間内に「保健師課程履修申請書」を看護学部事務室に提出することができる。

(履修者の選考)

第5条 前条により申請を行った者の中から2年次終了までのGPA成績、および「公衆衛生看護学概論」「保健統計学」「保健医療福祉行政論」の成績と小論文、面接の総合評価により教授会で審議のうえ、保健師課程履修の可否を決定する。

(履修登録)

第6条 保健師課程を履修することについて、「可」と判定された者は、所定の期間内に「保健師課程履修費(50,000円)」を添え、「保健師課程履修届」を看護学部事務室に提出し、履修科目を登録することができる。

(履 修)

第7条 前条に定める「保健師課程履修届」を看護学部事務室に提出した者は、次の科目を履修することができる。

科目区分	科 目 名	単位数	時間数	履修年次
専 門 科 目	保健医療福祉行政活動論	2	30	3前
	公衆衛生看護支援論Ⅰ	2	30	3前
	公衆衛生看護支援論Ⅱ	2	30	3前
	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	2	30	3前
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	2	30	3前
	公衆衛生看護活動展開論Ⅲ	2	30	4前
	公衆衛生看護活動展開論Ⅳ	2	30	4前
	公衆衛生看護管理論Ⅰ	2	30	4前
	公衆衛生看護管理論Ⅱ	2	30	4前
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	3	90	4前
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	2	60	4前

(履修方法)

第8条 保健師課程の単位の修得、試験、受験資格、成績評価等に関しては、看護学部看護学科履修規程第9条から第21条までを準用する。

(修了要件)

第9条 別府大学学則第43条に定める卒業の要件を備えるために必要な124単位に加え、保健師課程修了に必要な25単位、計149単位の履修を必要とする。

2 保健師課程の単位を修得した者には、卒業時に履修修了書証を授与する。

(養護教諭2種免許状の取得について)

第10条 保健師課程を修了し、次の科目のすべてを修得している者は、養護教諭2種の免許状の申請ができる。

教職員免許法施行規則に定める科目及び単位数	科 目・単位数	履修年次
科 目	授業科目	単位数
日本国憲法	法学（日本国憲法）	2
体 育	スポーツと健康	2
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ	1
	英語Ⅱ	1
情報機器の操作	情報リテラシー	1
	数理・データサイエンス入門	2

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

保健師国家試験受験資格取得に関する規程

令和7年4月1日 制定

第1条 学則第47条3の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、看護学部看護学科において学則第43条の定めによるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭26年文部省令厚生省令第1号）に定める所要の科目を履修して単位を修得しなければならない。

第3条 前条に掲げる資格取得に必要な授業科目および単位数は別表のとおりとする。

第4条 学則第32条から第34条までの規定により修得した授業科目の単位は、受験資格を取得するための単位として認定することはできない。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条の別表3に定める教育内容			学則に定める授業科目等		
			授 業 科 目	単位数	備考
教 育 内 容		単位数		必修	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	公衆衛生看護学概論	2	
	個人・家族・集団・組織の支援	16	公衆衛生看護支援論Ⅰ 公衆衛生看護支援論Ⅱ	2 2	
	公衆衛生看護活動展開論		公衆衛生看護活動展開論Ⅰ 公衆衛生看護活動展開論Ⅱ 公衆衛生看護活動展開論Ⅲ 公衆衛生看護活動展開論Ⅳ	2 2 2 2	
	公衆衛生看護管理論		公衆衛生看護管理論Ⅰ 公衆衛生看護管理論Ⅱ	2 2	
疫学		2	疫学	2	
保健統計学		2	保健統計学	2	
保健医療福祉行政論		4	保健医療福祉行政論 保健医療福祉行政活動論	2 2	
臨地実習	個人・家族・集団・組織の支援実習	2	公衆衛生看護学実習Ⅱ	2	
	公衆衛生看護活動展開論実習	3	公衆衛生看護学実習Ⅰ	3	
	公衆衛生看護管理論実習				
合計		31	単位数 計	31	

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条の別表3に定める教育内容			学則に定める授業科目等			
			授 業 科 目	単位数		備考
				必修	選択	
教 育 内 容		単位数				
小児看護学	4	小児看護学概論	1			
		小児看護援助論	2			
		小児看護シミュレーション演習	1			
		単位数 計	4			
母性看護学		母性看護学概論	1			
		母性看護援助論Ⅰ	2			
		母性看護援助論Ⅱ	1			
		母性看護シミュレーション演習	1			
		単位数 計	5			
精神看護学	4	精神看護学概論	1			
		精神看護援助論	2			
		精神看護シミュレーション演習	1			
				単位数 計	4	
看護の統合と実践	4	国際看護活動論	1		1 2	1 1 1 1
		海外研修				
		看護管理論				
		医療安全マネジメント論	1			
		看護研究の基礎	2			
		看護研究の実践	2			
		がん看護				
		クリティカルケア				
		リエゾン精神看護				
		災害がん後				
		災害支援チーム医療論	1			
看護統合シミュレーション演習	1					
		単位数 計	8	7		
基礎看護学	3	23	基礎看護学実習Ⅰ	1		
	基礎看護学実習Ⅱ		2			
地域・在宅看護論	2		地域・在宅看護学実習Ⅰ	1		
	地域・在宅看護学実習Ⅱ		2			
成人看護学	4		成人看護学実習Ⅰ	2		
成人看護学実習Ⅱ			2			
老年看護学	2		老年看護学実習	2		
小児看護学	2		小児看護学実習	2		
母性看護学	2	母性看護学実習	2			
精神看護学	2	精神看護学実習	2			
看護の統合と実践	2	看護マネジメント実習	2			
		総合看護実習	3			
		単位数 計	23			
小 計		66	小 計	72	7	
合 計		82	合 計	111	56	

転学部等に関する規程

昭和52年4月1日 制定

- 第1条 別府大学学則第42条第2項に基づく転学部等に関しては、この規程の定めるところによる。
- 第2条 転学部等の時期は学年の初めとする。ただし、後学期入学者にあっては、後学期の初めとする。
- 第3条 転学部等を願い出ることができるのは、1年次、2年次の終了時とする。
- 第4条 転学部等を希望する者は、あらかじめ所属学科長の下承を得たうえで、2月末日までに「転科許可願」を学長に提出しなければならない。ただし、後学期入学者にあっては、7月末日までに提出しなければならない。
- 第5条 学長は、転学部等の可否の判定ならびにすでに修得した授業科目とその単位の認定の審査については、転学部等判定会議（以下「会議」という。）に付託するものとする。
- 2 会議は、学長補佐（教務担当）、学長補佐（学生担当）、在籍学部長・学科長及び受入学部長・学科長で構成する。
- 3 審査を行うにあたり必要と認めるときは、当該申請者に対して説明若しくは必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の判定結果に基づいて転入先教授会の議を経て、学長が許可する。
- 第6条 転学部等を許可された者は、所定の期日までに所要の手続きを完了しなければならない。
- 第7条 転学部等を許可された者の納入金は、移籍学部又は学科の当該年次所定の金額と同額とする。
- 第8条 文学部又は国際経営学部を設置する学科から食物栄養科学部食物栄養学科への転科は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（令和4年10月12日健発第1012第10号））の規定によるものとする。
- 第9条 事務は、教務課において処理する。
- 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- （略）
10. この規程は、厚生労働省健康局長通知の日（令和4年10月12日）から施行する。

研 究 生 規 程

昭和52年4月1日 制定

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第66条第2項に規定する研究生は、この規定の定めるところによる。

第2条 研究生を志願することができる者は、修業年限4年以上の大学を卒業した者、または教授会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第3条 研究生の受入れ時期は、学年および学期の始めとし、研究期間は1年以内とする。ただし、研究上の必要により期間の延長を願い出たときは、更に1年以内に限り延長を許可されることがある。

第4条 研究生を志願する者は「研究願」に検定料30,000円を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

第5条 研究生の選考は教授会において行い、学長が許可する。

第6条 研究生として受入れを許可された者は、許可後1週間以内に所定の入学金100,000円を納入しなければならない。

第7条 研究生の授業料は年額200,000円、教育研究料は年額30,000円とする。

第8条 学部長は研究生の研究事項等を考慮し、その指導教員を指定するものとする。

第9条 研究生は研究に要する実費を別に負担しなければならない。

第10条 研究生には研究生証を交付する。

第11条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、担当教員の許可を得て、研究事項に関連のある講義および演習に出席し、または実験および実習を行うことができる。

2 研究生は図書館長の許可を得て、研究に必要な図書を閲覧し、または借用することができる。

第12条 研究生が本人の都合により退学しようとするときは、その旨をすみやかに届け出なければならない。

第13条 研究生が本規程に反し、または学校の秩序を乱したときは、その身分を取消すことがある。

第14条 研究生の身分については、この規程に定めるもののほか、本学学則の学生に関する規定を準用する。

第15条 研究生が研究を修了したときは、研究報告を提出させ、相当の成果をおさめたと認められたときは、教授会の議を経て学長が研究証明書を発行することができる。

附 則

1. この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

（略）

8. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

科目等履修生規程

昭和52年4月1日 制定

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第67条第3項に基づく科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

第2条 科目等履修生の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学則第18条各号の一に該当する者
- 二 履修しようとする科目について、その講義を理解することができる学力があると、教授会が認めた者
- 三 教育職員免許状を受けるために必要な科目の履修を希望する者については、教育職員免許法に定める基礎資格を有する者
- 四 学芸員資格を得るために必要な科目の履修を希望する者については、学士の学位を有し、教育学概論2単位以上、生涯学習概論1単位以上、視聴覚メディア論1単位以上をすでに修得している者で、美術史、考古学、美術工芸、民俗学、古文書学、文化人類学、文化財学、書道史に該当する科目のうち、6科目12単位以上を修得していることを原則とする。
- 五 日本語教員の資格を得るために必要な科目の履修を希望する者は、社会・文化・地域に関わる領域及び教育に関わる領域に関する科目を6単位以上、コミュニケーション能力に関する科目の単位4単位以上を修得していることを原則とする。
- 六 文書館専門職養成課程の修了証を得るために必要な科目の履修を希望する者は、基礎科目の市民生活とアーカイブズ2単位及びアーカイブズ論Ⅰ、Ⅱ各2単位を習得していることを原則とする。
- 七 高等学校との教育交流に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者

第3条 科目等履修生の授業科目の履修単位数は、年間を通じて30単位を限度とする。

第4条 科目等履修生の履修開始時期は、学年または学期の始めとし、履修期間は許可された履修科目の授業期間とする。

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、科目等履修生願に入学検定料30,000円を添え、前期においては2月末日までに、後期においては8月末日までに提出しなければならない。

第6条 科目等履修生の選考は書類審査並びに面接等により行い、教授会の議を経て、学長が入学の可否を決定する。

第7条 前条の選考の結果に基づき、科目等履修生として合格通知を受けた者は、所定の期日までに、1学期1授業科目について20,000円の履修料を納入しなければならない。

2 教職関係科目、博物館学芸員関係科目、日本語教員関係科目及び文書館専門職関係科目の履修については、それぞれ20,000円の課程履修料も合わせて納入するものとする。

3 前項の入学手続きを完了した者に学長は入学を許可する。

第8条 科目等履修生として入学を許可された者には科目等履修生証を交付する。

第9条 科目等履修生が履修した科目については、学則第30条及び第31条の規定を準用して、試験の上、これに合格した場合には科目所定の単位を授与することができる。

2 前項による単位取得の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第10条 履修科目の単位取得が認定された者に対しては、本人の願い出により、単位修得証明書を発行することができる。

第11条 科目等履修生より、単位の取得を希望せず、履修科目の履修について証明の願い出があったときは、履修証明書を発行することができる。

第12条 科目等履修生としての履修期間は、大学正規の課程の修業年限の期間として認定することはできない。

第13条 科目等履修生は、図書館長の許可を得て、図書を閲覧しまた借用することができる。

第14条 科目等履修生が本人の都合により学期の途中で履修を取り止める場合は、その旨をすみやかに届け出、科目等履修生証を返却しなければならない。

第15条 科目等履修生が本規程に反し、または本学の秩序を乱したときは、その身分を取り消すことがある。

第16条 科目等履修生の身分については、履修期間中、この規程に定めるもののほか、本学学則の学生に関する規程を準用する。

第17条 学則及びこの規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定めることができる。

第18条 第2条第6号の規定に基づく科目等履修生の第5条に定める入学検定料及び第7条第1項に定める履修料については、学長が別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

(略)

15. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

16. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別科日本語課程履修規程

平成元年4月1日 制定

第1章 総 則

第1条 学則第63条第1項に基づきこの規程を定める。

2 修了資格を得るための履修は、学則第29条から第31条、第56条、第62条、第63条の規定及びこの履修規程の定めるところによる。

第2章 科目の履修

(履修科目及び単位数)

第2条 本学別科日本語課程を修了するためには、学則別表第8に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 1年で修了することができなかった場合は、学則別表第8備考2に基づき、別表に定める科目を履修する。

第3章 試験及び成績

(試 験)

第3条 学期末に学期末試験を行う。修了見込みの者については、学期末試験を修了試験とする。このほかに週1回の習熟度テストを行う。

(受験資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学期末試験（修了試験）を受けることができない。

- 一 試験を受けようとする科目を、その学期において履修していない場合。
- 二 習熟度テストの成績において、原則として各学期において50点に満たない成績が5回以上あった場合。
- 三 学期を通した出席率が80%未満の場合。

(成績の評価)

第5条 授業科目の試験等の成績に基づき、100点満点で評価する。

2 点数に対する標語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対する評語	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

第6条 受験中に不正行為があった者に対しては、その学期全ての科目の成績を無効とする。

(追試験)

第7条 正当な理由によって学期末試験（修了試験）を受けることができなかった者に対しては、本

人の願い出により、追試験を行うことができる。

(再試験)

第8条 修了試験の結果、不合格となった場合は、再試験を行うことができる。

(在学年限の特例)

第9条 学則第56条第2項に定める在学年限については、本学別科日本語課程に入学するために入国してからの在学年数とすることができる。

附 則

1. この規程は、平成元年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条については、平成5年度入学生から適用する。
3. この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条については、平成13年度入学生から適用する。
4. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
5. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
6. この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。
7. この規程は、令和4年4月6日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

(別表 略)

大学等における修学の支援に関する法律に基づく 大学の学修意欲の確認等に関する規程

令和2年2月1日

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律等に基づき、別府大学（以下、「本学」という。）における学修意欲の確認等に関し、必要な事項を定める。

第2条 大学等における修学の支援に関し、本学は、大学等における修学の支援を受ける学生（以下、「対象学生」という。）の単位取得数、GPA値及び出席率等により、学修状況を把握する。

第3条 学生課は、対象学生で、入学後1年を経過していない者について、次のいずれかに該当することを入試広報課に確認する。

なお、次のいずれにも該当しない場合は、学生課から学部長・学科長に報告し、学科において、学修計画書（別紙様式（以下、同じ））の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認し、その結果を学部長に報告し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

- ① 高等学校等の評定平均点が3.5以上であること
- ② 入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

第4条 対象学生で、入学後1年以上を経過した者（転学・編入学等の場合を除く）で、修得単位数が標準単位数以上で、GPA値が学科同一学年で上位1/2に達しない場合は、教務課から連絡を受けた各学科において、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認し、その結果を学部長に報告し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

※【標準単位数＝（卒業必要単位数/修業年限）×支援対象者の在学年数】

第5条 対象学生が、次のいずれかに該当する場合は、教務課から連絡を受けた各学科において、修学指導を行い、警告を行ったうえで、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認し、学修意欲の向上に努める。また、その結果を学部長に報告し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

- ① GPA値が学科での下位4分の1の範囲に属する場合
- ② 修得単位数が学科での標準単位数の7割以下（6割以下を除く）の場合
- ③ 出席率が8割以下（6割以下を除く）など、学修意欲が低い状況にあると判断した場合

2 前項に定める警告は、省令に定める斟酌すべきやむを得ない事由がある場合は除くものとする。

なお、この場合も学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

※斟酌すべきやむを得ない事由

- ① 学生の所属する学部等における教育課程の特性に基づく場合
（例えば、当該学生が十分に卒業等できると本学が判断した場合）
- ② 災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められる場合
- ③ 社会的養護を必要とする者で、学修意欲や態度が優れていると認められる場合

第6条 対象学生が、次のいずれかに該当する場合は、教務課から連絡を受けた各学科において、修学指導を行い、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認したうえで、

廃止について検討し、学部長に報告し、併せて学生課にその旨報告する。

なお、災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められる場合は、廃止に関する検討は要しないが、修学指導を行い、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認したうえで、学生課に学修計画書を提出する。

- ① 修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ② 修得単位数が、標準単位数の6割以下の場合
- ③ 出席率が6割以下など、学修意欲が著しく低い状況にあると判断した場合
- ④ 退学、停学（無期限又は3カ月以上のもの）の懲戒処分を受けた場合
- ⑤ 前条第1項に定める①～③のいずれかが連続した場合

第7条 第5条及び前条の規定に基づき、報告を受けた学部長は、学長にその内容について報告を行う。

第8条 学長は、前条に定める報告の内容について確認し、対象学生の大学等における修学の支援に関し、その支援の廃止等について日本学生支援機構に報告する。

第9条 対象学生が、次のいずれかに該当する場合は、教務課から連絡を受けた各学科において、学修計画書の提出を求め、支援の遡及取消について検討し、学部長・学長に報告し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

なお、災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められる場合は、遡及取消に関する検討は要しないが、修学指導を行い、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認したうえで、学生課に学修計画書を提出する。

- ① 修得単位数が、標準単位数の1割以下の場合
- ② 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

2 学長は、前項に基づき、支援の遡及取消について決定した場合は、日本学生支援機構に報告する。

第10条 対象学生が休学中の場合は支援を停止、3カ月未満の停学及び訓告の場合は支援を停止し、停学はその期間、訓告は1カ月間とする。

第11条 本学以外からの転学・編入学等の場合において、制度の支援を受けることができる場合は、転学・編入学等前の在籍大学等の成績等について、第4条から第9条に定める要件等を準用する。

第12条 支援の停止期間中（含：休学）の学業成績・学修意欲等の確認については、成績判定等がない部分について実施する。年間を通じて成績判定等がない場合は、その確認を実施しない。

附 則

1. この規程は、令和2年2月1日から施行する。
2. 第4条の規定にかかわらず、初めて申請する場合のGPA値は、累積の値を用いることとする。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日に在籍する学生から適用する。

大学等への修学支援の措置に係る学修計画書（大学）

申請者 氏名・学籍番号	フリガナ	学籍番号
学部・学科・学年	学部	学科 年

1. 学修の目的（将来の展望を含む。）

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の(1)から(3)を参考にしつつ、その内容を記述してください。（200～400文字程度）

- (1) 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するため。
- (2) 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を修得し、理解を深めるため。
- (3) 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

2. 学修の計画

前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください。（200～400文字程度）

別府大学・別府大学短期大学部の公欠に関する取扱い

下表に示す【公欠の事由】の場合、学生は、公欠届等を教員に提出し、授業に相当する学修・指導等を受けた場合は、出席扱いとする。ただし、免許・資格取得のため、法律で定められた指定時間等を満たす必要がある授業科目については、期末試験受験資格の出席回数（授業回数の2/3）は、公欠を含まない回数となる場合があることに注意する。

手続き

- ①下表に示す【公欠の事由】の場合、学生は教務課に公欠届および関係書類等を提出する。
- ②教務課は、書類が完備されていることを確認し、公欠届および関係書類のコピー等を学生が履修している授業分手渡す。
- ③学生は、教務課で受け取った公欠届等を授業担当教員に提出する。
- ④公欠届等を受け取った教員は、公欠した授業に相当する学修を課す。また、教員は公欠した授業の資料を配付する等、適切な指導を行う。
- ⑤下表に記載した理由以外による欠席は、原則として欠席扱いとし、学生は欠席届を授業担当教員に提出する。

公欠の事由	教務課への提出物等	備 考
①災害等の罹災	公欠届および罹災証明	自治体の発行する罹災証明書等
②忌引き(3親等まで)	公欠届および葬儀の会葬礼状等	1. 配偶者、1親等・・・連続7日(休日を含む。)の範囲内の期間 2. 2親等・・・連続3日(休日を含む。)の範囲内の期間 3. 3親等・・・1日(休日を含む。)の期間 ※遠隔地の場合、往復に要する日数を加えることができる
③公共交通機関等の運休・遅延等	公欠届および交通機関の運行休止・遅延証明書等	交通機関の遅延の場合で、1科目のみの影響の場合は、遅延証明書を授業担当教員に提出する(公欠届は不要)
④裁判員制度、その他証人、参考人等として裁判所等へ出頭する場合	公欠届および裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書	
⑤大学での免許・資格取得に係る実習等	公欠届 教授会で参加者名簿等を共有	期日の変更等あった場合は、別途公欠届が必要
⑥単位認定インターンシップ		
⑦学生加盟連盟等主催公式行事(試合等)	公欠届および連盟等が発行する通知書等	
⑧就職試験 ・最終面接1回/1社 ・内定式 1回	公欠届および就職試験受験証明願等、受験したことがわかる書類	就職試験は、最終面接は1社につき1回、内定式は1回のみ公欠を認める 説明会、セミナー、ショートインターンシップ等は除く ※事前にキャリア支援センターに申出をして証明書の様式を受け取ること
⑨大学が指定したボランティア活動等	公欠届 教授会で参加者名簿等を共有	公欠扱いの対象となるボランティア活動等については、学長が決定し、掲示および学生ポータルで通知する。(教授会にて周知)
学校保健安全法(感染症)に基づく出席停止	出席停止届および診断書等	病院診断書又は大学書式の診断通知を添付し、保健室に提出

注：1. 公欠届等については、実習等期日が事前にわかる場合は、実習等開始の10日前までに、忌引き等期日が事前にわからない場合は、出校後速やかに教務課等に届け出てください。

2. 台風・暴風雨等の休講措置、地震による休講措置については、公欠の扱いとせず、後日、補講を実施し、受講等した場合に出席扱いとします。

3. 第二次オリエンテーションや学外学習等の実施に際して、休講措置となった授業については、公欠の扱いとせず、補講を実施します。

※新型コロナウイルス等の感染が明らかになった場合や感染の疑いがある場合は学生課まで電話連絡(0977-66-9622)をしてください。

日曜日や祝日、業務時間外などで電話が通じない場合は、gakuseika@nm.beppu-u.ac.jp へメールをしてください。

公 欠 届

令和 年 月 日

先生
(授業科目担当)

文学部
食物栄養科学部
国際経営学部
看護学部
短期大学部
(クラス 番)

科 年

学籍番号

氏名

印

私は、下記により公欠いたします(いたしました)ので、届け出ます。

記

1、公欠する(した)期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

2、公欠する(した)授業科目および日時

科目名【 】

日 時【 月 日 () 曜 限 】

3、公欠理由 () ※下記の当てはまる項目の番号を記入すること

番号	公欠理由	添付書類
①	災害等の罹災	罹災証明書等
②	忌引き(3親等まで)	葬儀の会葬礼状等
③	公共交通機関等の運休・遅延等	運行休止・遅延証明書等
④	裁判員制度、その他証人、参考人等として裁判所等へ出頭する場合	裁判所の発行する証明書等
⑤	大学での免許・資格取得に係る実習等	
⑥	単位認定インターンシップ	
⑦	学生加盟連盟等主催公式行事(試合等)	連盟等が発行する通知書等
⑧	就職試験(最終面接1回/1社、内定式1回のみ) ※事前にキャリア支援センターへ申し出ること。	就職試験受験証明願等
⑨	大学が指定したボランティア活動等	

注：実習等期日が事前にわかる場合は、実習等開始の10日前までに教務課に申し出ること
：忌引き等期日が事前にわからない場合は、出校後速やかに教務課に申し出ること
：台風・暴風雨等の休講措置、地震による休講措置については、後日、補講を実施し出席扱いとする
：教務課確認印を経て、各授業科目担当教員に提出のこと

【教員確認事項】

- ・公欠は、授業に相当する学修・指導等を行った場合に、出席扱いとします。
- ・期末試験受験資格の出席回数(授業回数の2/3)は、公欠も含んだ回数となります。
ただし、免許・資格取得のため、法律で定められた指定時間等を満たす必要がある授業科目については、期末試験受験資格の出席回数(授業回数の2/3)は、公欠を含まない回数となる場合があります。
- ・教務課確認印がないものは無効です。

教務課確認欄

別府大学・別府大学短期大学部 附属図書館利用内規

(趣 旨)

第1条 別府大学・別府大学短期大学部附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関しては、この内規の定めるところによる。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の学生
 - (3) その他図書館長（以下「館長」という。）が許可した者
2. 学生については、必要に応じ入館に際し学生証を提出させることがある。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 夏季一斉休業日
 - (4) 年末・年始 12月29日から1月3日まで
 - (5) 土曜日 看護学部図書室のみ
2. 館長は、必要と認めるときは、前項に規定する休館日を臨時に変更し、又は前項に規定するもののほか、臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

月～金・・・8時30分～19時（看護学部図書室は20時まで）

土・・・8時30分～15時（看護学部図書室を除く）

2. 館長は、行事の開催や学外からの見学など必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することがある。

(閲 覧)

第5条 図書館の閲覧は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
 - (2) 館外貸出閲覧
- (館内閲覧)

第6条 館内閲覧は、図書館内の所定の閲覧室において閲覧するものとする。

2. 閲覧室に備付けの図書（開架図書）は自由に館内で閲覧できる。

(館外貸出閲覧)

第7条 館外貸出閲覧は、第2条1項に規定する者が、所定の手続を経て、館外へ帯出して閲覧するものとする。

- (1) 一般貸出
- (2) 特別貸出
- (3) 研究室貸出

(一般貸出)

第8条 一般貸出の図書の冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 貸出冊数 学生－6冊 / 大学院生－10冊

(2) 貸出期間 学生－2週間/大学院生－1ヵ月間

2. 館長は、必要と認めるときは、前項に規定する貸出限度冊数又は貸出期間を変更することができる。

(特別貸出)

第9条 卒業論文、修士論文、博士論文、修了論文（短期大学部専攻科）を作成する学生への貸出図書は、特別貸出とし、その図書の冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 貸出冊数 学部学生 －16冊 / 大学院生、専攻科学生 －20冊

(2) 貸出期間 学部学生 －1ヵ月 / 大学院生、専攻科学生 －2ヵ月

(3) 貸出運用時期

学部学生 ー開始(受付)6月初め 締切(最終の返却)1月末(当該年度)

大学院生、専攻科学生 ー開始(受付)随時 締切(最終の返却)1月末(修了年度)

2. 特別貸出と一般貸出は併用できないものとする。

3. 当該利用者は、指導教員の許可を得て「特別貸出申請書」を利用して申し込まなければならない。

4. 特別貸出は、学部学生については1ヵ月(1回)、大学院生、専攻科学生については2ヵ月(1回)延長することができる。ただし貸し出し中、当該図書について他の予約者が申し出ている場合は、その学生を優先するように調整することがある。

(研究室貸出)

第10条 教育研究のため研究室に常備する図書は、研究室貸出とし、その貸出限度冊数及び貸出期間等は、次のとおりとする。

(1) 貸出冊数 800冊

(2) 貸出期間 1年間

2. ただし、館長が特に認めた場合はこの限りでない。

(帯出者の責任)

第11条 館外貸出として帯出した図書は、借入した者が保管の責任を負うものとする。

(調査)

第12条 館長は、必要と認めた時は、図書館の職員に命じ、貸出図書について、調査又は図書の返却を求めさせることができる。

(他大学等の利用)

第13条 他の大学、官庁又は公共団体等より図書館の利用又は図書館資料の閲覧貸出等について申出があったときは、館長は、期間及び条件等を指定して、その利用を許可することができる。

(相互貸借)

第14条 本学以外の図書館等から所蔵資料の学外貸出し、又は複写の申込みがあった場合は、本学における教育及び研究上支障がない場合に限りこれに応ずることができる。

2. 職員及び学生は、教育・研究等のため必要がある場合は、所定の手続きにより、他の大学図書館等の利用(文献複写を含む)を依頼することができる。

3. 前項の文献複写には、電子的に送信される資料を含むものとし、その複写は著作権法第31条の規定に基づき、図書館職員が行うものとする。

4. 国立国会図書館より送信を受けたデジタル化資料の複写についても、前項に準じた取扱いとする。

(資料の複写)

第15条 図書館備付け資料の複写を希望する者は、館長の承認を得なければならない。

第16条 複写は、原則として図書館が行うものとする。ただし、図書館の複写設備及び業務の都合により複写を受託することができない場合は、館内所定の場所で自ら複写することを許可することがある。

2. 複写に係る著作権についての責任は、これを依頼した者が負うものとする。

(参考調査)

第17条 教職員及び学生は、教育・研究・調査のための必要があるときは、図書館資料の所蔵調査及び参考となる情報の提供を図書館に依頼することができる。

(弁 償)

第18条 図書館の設備、備品又は図書館資料等を故意又は過失により損傷紛失又は汚損した者は、弁償しなければならない。

(利用制限)

第19条 本規定及び図書館の管理運営等に関する他の規定に違反した者は、その事情により図書館の利用を禁止し、又は制限することがある。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

この内規は、令和元年5月22日から施行する。

この内規は、令和3年5月26日から施行する。

この内規は、令和5年7月26日から施行する。

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

3 ポリシーを踏まえた大学の取組に関する 学生との点検・評価会議実施規程

平成30年9月12日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、別府大学及び別府大学短期大学部（以下「本学」という。）における3ポリシー（卒業の認定に関する方針（DP）、教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）及び入学者の受入れに関する方針（AP））を踏まえた取組に関し、適切性について点検・評価のサイクルを確立するために、学生との点検・評価会議の実施について、必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 学生との点検・評価会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 関係学部長（短期大学部は学科長）及び学長補佐 若干名

(3) 学生の代表者 各学年から若干名

2 第1項第2号及び第3号の者については、必要に応じて、その都度選任する。

(意見交換事項)

第3条 学生との点検・評価会議は、次に掲げる事項について、意見交換等を行う。

(1) 本学の3ポリシーを踏まえた各種取組

(2) 学生が参画するFDの実施内容

(3) その他学生の要望事項等

(主宰等)

第4条 学生との点検・評価会議に議長を置き、学長又は学長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、学生との点検・評価会議を主宰する。

3 学生との点検・評価会議は、原則として年1回以上、必要に応じて開催する。

第5条 学生との点検・評価会議は、必要と認めた者の出席を求め、説明させ、又は意見を聴取することができる。

(事 務)

第6条 学生との点検・評価会議の事務は、教務事務部教務課において処理する。

附 則

この規程は、平成30年9月12日から施行する。

学 生 心 得

第 1 章 通 則

第 1 条 この心得は、別府大学学則に基づき、学生の守るべき事項について定めるものとする。

第 2 章 学 生 証

第 2 条 学生は、入学時に交付を受け、常時これを携帯し、請求があるときはこれを呈示しなければならない。

2 学生証を紛失したとき、又は、使用に耐えられなくなったときは、直ちに再発行の手続きを行い、再交付を受けること。

3 学生証の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。

第 3 条 学生証の有効期間は、入学年次から卒業年次までの 4 ヶ年とする。

第 4 条 学生は、前条の有効期間が経過したときは、直ちにこれを返納して新たに交付を受けなければならない。

第 5 条 学生は、学生証を携帯しないときは、受験、諸証明書の交付、重要郵便物の受け取り、通学定期や学割証を使用することができない。

2 学生は、学生証を携帯しないときは、学内施設の利用などを制限されることがある。

第 6 条 学生は、学生証を他人に譲渡、又は、貸与してはならない。

第 7 条 学生は、卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返納しなければならない。

第 3 章 住 所 及 び 身 分 の 異 動

第 8 条 学生は、本人、保護者及び保証人の住所の変更、又は、本人の身分に異動が生じたときは、そのつど直ちに届け出なければならない。

第 4 章 団 体、集 会 及 び 学 外 活 動

第 9 条 学生は、学内において団体を結成しようとするときは、所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第 10 条 学生は、学外の団体、連盟等に参加、又は、加盟しようとするときは所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第 11 条 団体の解散及び規約の改正、その他願ひ出た事項を変更しようとするときは、直ちに届け出なければならない。

第 12 条 団体は、毎年 5 月末までに役員及び所属員の名簿を提出しなければならない。提出しない団体は解散したものとみなす。

第 13 条 学生は、学内において集会を行おうとするときは、期日の 5 日前までに集会（行事）開催届を提出し、許可を得なければならない。

第 14 条 学生、又は、その団体が、本学の名のもとに、あるいは、それを意味する名義をもって、学外団体に参加し、又は、学外活動を行おうとするときは、期日の 5 日前までに所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第15条 学生、又は、その団体が、学外から指導者、又は、講演者等を要請しようとするときは、期日の1ヶ月前までに所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第5章 施設の利用及び備品の管理

第16条 学生、又は、その団体が、学内の施設を使用しようとするときは、所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第17条 学生、又は、その団体が備付けの備品等を使用した場合は、その責任者の責任において使用し、保管するものとする。

第6章 掲示、印刷物配布及び募金等

第18条 学生、又は、その団体が、学内で掲示、又は、立看板を掲出しようとするときは、事前に掲出物の呈示、又は、所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

- 2 掲出物については、現物に承認印を受けなければならない。
- 3 指定された場所以外に掲出してはならない。
- 4 承認期間を経過したものは、掲出者において直ちに撤去しなければならない。
- 5 前4項の規定にしたがわない掲出物は、これを撤去する。

第19条 学生、又は、その団体が、学内において印刷物の配布、募金、署名運動、世論調査、又は、これに類する行為を行おうとするときは、5日前までに所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

- 2 学外において前項に掲げた行為を行おうとするときは、第14条の規定に準ずる。

第7章 健康診断及び健康管理

第20条 学生は、毎学年定期、又は、臨時に行う健康診断を受けなければならない。

- 2 学長は、学生の健康を管理する必要があるときは、治療を指示し、又は、登学を停止させることがある。

第8章 そ の 他

第21条 静粛な教育環境を保持するために、学生は、拡声器等の騒音を出すものを使用してはならない。ただし、必要と認めた場合は、許可することがある。

第22条 学生、又は、学生団体は、本学の正常な機能を害したり、又は、学内秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第23条 本学は、キャンパス内全面禁煙としているため、学生はキャンパス内で喫煙してはならない。また、学外においても、喫煙設備のない場所での喫煙を固く禁止する。

別府大学体育館管理規程

(名称)

第1条 体育館は、別府大学第1体育館（旧体育館）、別府大学第2体育館（新体育館）、看護学部体育館と称す。

(目的)

第2条 別府大学第1体育館(以下第1体育館という)、別府大学第2体育館(以下第2体育館という)、看護学部体育館は、本学の教育目的達成に資するために使用する。

(組織及び管理)

第3条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館のそれぞれに体育館主管1名を置き、これを管理する。

2 体育館主管は学長が指名する。

第4条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館の管理運営に関する事項を協議するため、体育館管理委員会（以下管理委員会という）を置く。

第5条 管理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 体育館主管

(2) 体育教員

(3) 大学の学長補佐（学生担当）及び短期大学部の学長補佐（学生担当）

(4) 教務課長、学生課長

(5) 大学の学長補佐（学生担当）が体育系サークル部長（顧問）のうちから指名した教員1名

(6) その他体育館主管が必要と認めた者

第6条 管理委員会の委員長には、学長が指名した体育館主管があたる。

2 管理委員会は、委員長が必要と認めたとき開催するものとする。

3 委員長は管理委員会を招集し、その議長となる。

(使用区分)

第7条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館は、次の各号に掲げる目的のために使用するものとする。

(1) 講義・演習・実技・実習・実験

(2) 学校行事及びそれに準ずる行事

(3) 課外活動

(4) 本学が主催または主管するスポーツの対外試合

(5) 本学の学生及び教職員のスポーツ活動

(6) その他体育館主管が必要と認めたとき

(使用規程)

第8条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館の使用規程は別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別府大学体育館使用規程

(目的)

第1条 この規程は、別府大学体育館管理規程第8条に基づき、体育館の使用に関する事項を定める。

(使用手続)

第2条 体育館を使用しようとする者は、次の手続を経なければならない。

- (1) 講義・演習・実技・実習・実験及び学校行事については、新年度の年間授業計画を、前年度末までに体育館主管に届け出ること。
- (2) 課外活動については、長期間使用を希望するサークルは年度の半期使用計画書を各学期当初に、また、臨時に使用を希望する団体等にあつてはそのつど集会開催届を5日前までに体育館主管に提出し、その許可を受けること。
- (3) 学生及び教職員が昼休み時間にスポーツ活動で体育館を使用する場合は、使用予定がないときに限り、届け出て使用することができる。

(体育館運営委員会)

第3条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館の運営及び使用に関する事項を審議するため、体育館運営委員会（以下運営委員会という）を置く。

(運営委員会の組織)

第4条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 体育館主管
- (2) 体育系サークル部長（顧問）のうちから互選により選出された教員若干名
- (3) 体育教員

(委員長)

第5条 運営委員会の委員長には、学長が指名した体育館主管があたる。

2 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。

(使用の中止及び許可の取消)

第6条 使用者遵守事項に反し、又は、そのおそれのある場合には体育館主管は、その使用を中止し、又は、許可を取り消す。

2 使用者遵守事項は別に定める。

(雑則)

第7条 体育館の使用については、この規程及び別に定める使用細則によるほか、係員の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別府大学サークルハウス運営規程

(名称)

第1条 本館は、別府大学サークルハウスと称する。

(目的)

第2条 別府大学サークルハウス（以下、「サークルハウス」という。）は、学生の課外活動を助成し、学生相互および教職員との接触を深め、学生の人格形成に寄与することを目的として運営される。

(運営)

第3条 サークルハウスの運営は、別府大学長の委嘱により、大学の学生担当の学長補佐がこれにあたる。

(事務処理)

第4条 サークルハウスの事務処理は、学生課がこれを行う。

(運営委員会)

第5条 サークルハウスの運営に関する事項を協議するため、別府大学サークルハウス運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 大学及び短期大学部の学生担当の学長補佐

(2) 学生課長

(3) 体育系・文化系のサークル部長または顧問教員より各1名

(4) 体育系・文化系のサークルより学生の代表各2名

2 前項の第3号および第4号に掲げる委員は、開催の都度、学長補佐が指名する。

(開催)

第7条 委員会は、次の場合に大学の学生担当の学長補佐が招集し、議長となる。

(1) 大学又は短期大学部の学生担当の学長補佐が必要と認めたとき

(2) 学生の代表から会議に付議すべき事項を示して招集を請求されたとき

(協議事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) サークルハウスの運営に関する事項

(2) サークルハウスに関する諸規程の改廃に関する事項

(使用規程)

第9条 サークルハウスの使用規程は、別に定める。

(雑則)

第10条 サークルハウスの他に学生が課外活動のため部室として使用している施設もこの規程を準用する。

附 則

この規程は、昭和56年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別府大学サークルハウス使用規程

(目的)

第1条 この使用規程は、別府大学サークルハウス運営規程第9条に基づき、別府大学サークルハウス（以下、「サークルハウス」という。）の使用に関する事項を定める。

(使用区分)

第2条 サークルハウスは、次の各号に定める目的のために使用する。

- (1) 別府大学および別府大学短期大学部学生の課外活動
- (2) その他別府大学サークルハウス運営委員会が必要と認めた目的

(使用時間)

第3条 サークルハウスの使用時間は、午前9時より午後8時までとする。ただし、特に学生担当の学長補佐が認めた場合は、午後10時までとする。

2 時間外の使用については、3日前の午前中までに使用願を学生課へ提出し、学生担当の学長補佐の許可を得なければならない。

(休館)

第4条 次の各号に掲げる場合は、休館とする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 大学の定めた休業期間
 - (4) 修理その他の理由により学生担当の学長補佐が必要と認めた期間
- 2 休館日の使用については、3日前の午前中までに使用願を学生課へ提出し、学生担当の学長補佐の許可を得なければならない。ただし、大学の定めた休業期間の使用は、休業の始まる1週間前までに使用願を学生課に提出し、学生担当の学長補佐の許可を得なければならない。

(サークル委員会室の使用)

第5条 体育系・文化系のサークル委員会室を使用する場合は、毎年2月末日までに年間使用願と委員の名簿を添えて学生課に提出し、学生担当の学長補佐の許可を得なければならない。

(部室の使用)

第6条 部室の使用については、毎年2月末日までに年間使用願を所属のサークル委員会に提出し、その承認を得なければならない。なお、各サークル委員会は、各サークルの部室の配置についても学生担当の学長補佐に報告しなければならない。

(鍵の取扱い)

第7条 サークルハウスの鍵の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 各サークル部室および各サークル委員会室の鍵は大学と各サークルの責任者または各サークル委員会の責任者がそれぞれ保管する
- (2) 玄関および非常口の鍵は大学と各サークル委員会の責任者がそれぞれ保管する
- (3) 休館日および時間外の貸し出しは使用責任者が事前に大学事務局にて借り受け守衛室へ返却する

(損害賠償)

第8条 使用団体または使用者が、建物・付帯施設および設備・備品等を汚損・毀損・紛失した場合

は、当該団体または個人が弁償しなければならない。ただし、地震・台風など不可抗力による破損等は除く。

(火気の使用禁止)

第9条 火災防止のためサークルハウス及びその周辺での室内外を問わず、火気の使用は一切禁止する。なお、防火意識等の徹底のため使用団体は、火元責任者を決定し、学生担当の学長補佐に届け出なければならない。

(館内の禁止事項)

第10条 サークルハウス内では、次の各号に定めることを禁止する。

- (1) 宿泊を目的とした使用
 - (2) 学外者の立入 ただし学生担当の学長補佐が特に認めた者を除く
 - (3) 営利を目的とする行為
 - (4) 土足で入館すること
 - (5) 許可なく改造・改装すること
 - (6) 所定の掲示板以外での掲示および広告または宣伝
 - (7) 飲酒・賭事・喧騒・喫煙・その他法令違反や社会的規範から逸脱した行為
 - (8) 凶器・危険物の搬入
 - (9) 各室を本来の目的以外で使用すること
 - (10) 館内の秩序を乱す行為
 - (11) 冷暖房に伴う器具の使用
 - (12) その他学生担当の学長補佐が必要と認めたこと
- (指示)

第11条 掲示については、本学学生心得第18条に準ずる。

(使用の中止および取消)

第12条 次の各号の一つに該当する場合、大学はその使用を中止または取消す。

- (1) サークルハウスに関する諸規程およびその他学生担当の学長補佐または係員の指示に反したとき
 - (2) サークルハウス内の風紀または秩序を乱す行為またはおそれのあるとき
 - (3) 建物・付帯施設および設備を汚損・毀損する行為またはおそれのあるとき
 - (4) その他学生担当の学長補佐が判断したとき
- (清掃)

第13条 清掃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 部室・サークル委員会室は使用者が行う
- (2) 階段・廊下・ラウンジ・付帯施設はサークルの協議により分担して行う

附 則

この規程は、昭和56年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

学生寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別府大学学則第51条第2項及び別府大学短期大学部学則第67条第2項の規定に基づき、別府大学及び別府大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生寮に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生寮は、本学の学生に勉学と生活のための良好な環境を提供すること、及び教育の一環として規律ある集団生活を通して人格の形成と学生生活の充実を図ることを目的とする。

(入寮対象者)

第3条 学生寮の入寮対象者は、本学に在学している学生とする。

(管理運営の委任)

第4条 学長は、学生寮に関する管理運営を、学生担当の学長補佐（以下「学長補佐」という）に委任するものとする。

(審議機関及び審議事項)

第5条 学生寮に関する基本事項については、学生委員会において審議する。

(入寮願の提出)

第6条 入寮希望者は、所定の様式により入寮願を学長補佐に提出するものとする。

(入寮者選考及び許可)

第7条 入寮者の選考は、学長補佐が入寮希望者から提出された書類に基づいて行い、入寮を許可する。

(入寮手続)

第8条 入寮を許可された者は、入寮費と寮費を所定の期日までに指定した振込口座に納入し、指定された期間内に入寮しなければならない。

2 入寮を許可された者が、正当な理由がなく指定された期日までに入寮費と寮費を納入しないとき、又は正当な理由なく指定された期間内に入寮しないときは、学長補佐は入寮の許可を取り消すことができる。

(入寮許可期間)

第9条 入寮の許可期間は、原則として、入寮を許可された日から翌年2月末日までとする。ただし、新入寮生の世話や指導のために残寮を許可された場合は、延長を認めることができる。

(休業中の措置)

第10条 学校の休業期間中（春期・夏期・冬期）その他特別の事情があるときは、一定期間食事の提供を中止する。

2 入寮者は、帰省の際は必ず寮監に届けなければならない。

(外泊)

第11条 外泊は、原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ所定の様式により「外泊許可願」を寮監に提出し、その許可を受けて外泊することができる。この場合、帰寮後遅滞なく「外泊許可証」を寮監に返却しなければならない。

(門限)

第12条 門限は、原則として午後11時とする。

(外来者の立入・宿泊・面会)

第13条 外来者の宿泊は禁止する。

2 外来者を無断で寮に入れてはならない。必要な場合は、寮監に願い出て許可を得なければならない。

3 外来者の面会時間は午前9時から午後9時までとし、面会は所定の場所でのみ行うものとする。

(寮会及び集会)

第14条 各学寮は毎月1回寮会を開くものとする。寮会では年2回寮長をはじめ寮役員を選出する。

2 寮内の集会は、寮監の承認を得て開くものとする。

(掲示物・印刷物)

第15条 寮内における文書回覧、掲示及び印刷物の配布等は、寮監に願い出て許可を受けなければならない。

(アルバイト)

第16条 入寮者は、アルバイトをするときは、所定の様式により、場所・期間等を寮監に届出なければならない。

(施設等の保全)

第17条 入寮者は、学生寮の施設・設備の保全及び保健衛生に意を用い、防火及び災害の防止に努めるとともに、これらに関する本学の指示に従わなければならない。

2 入寮者は、故意又は過失により施設・設備を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮手続)

第18条 退寮を希望する者は、退寮日の1ヶ月前までに、所定の様式により退寮願を学長補佐に提出するものとする。

(退寮措置)

第19条 学長補佐は、入寮者が、次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。

- (1) 学生寮の規則に違反したとき
- (2) 寮生としてその本分をわきまえない言動等のあったとき
- (3) 第8条の納入金について理由なく納入を怠ったとき
- (4) その他寮生活に不相当と認められたとき

(退寮時の点検)

第20条 退寮する者は、退寮に際し居室及び居室に附帯する設備等について、寮監の点検を受けなければならない。

2 第17条2項の規定は、退寮時の点検によって判明した原状回復に必要な経費の弁償について準用する。

(剣志寮)

第21条 剣志寮に係る入寮、退寮等の取り扱いは、別に定める。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

学 年 曆

2025年度 学 年 暦

文 学 部・食物栄養科学部・国際経営学部・看護学部

[前 期]

4

日	月	火	水	木	金	土
		1 在学生 オリエン テーション	2 在学生 Web 履修登録締切	3 入学式	4 サークル 紹介	5
6	7 新入生 オリエン テーション	8 前期 開講	9	10	11	12
13	14	15 新入生 Web履修 登録締切	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5

				1	2 土曜 授業	3
4	5	6	7 月曜 授業	8 火曜 授業	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6

	1	2	3	4	5	6	7 体育祭 休講
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

7

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
		集中・補講		期末試験		

8

					1	2
					期末試験	
3	4	5	6	7	8	9
	期末試験			期末試験 予備日	夏期休業 → 9/18	
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
	集中講義					
24	25	26 Web 成績発表	27	28	29	30
31						

9

		1	2	3	4	5	6
		集中講義					
7	8	9	10	11	12	13	
			在学生 履修変更 締切				
14	15	16 前期 卒業式	17	18 後期入学式 新入生オリ ンテーション	19 後期 開講	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

文 学 部・食物栄養科学部・国際経営学部・看護学部

10	日	月	火	水	木	金	土
				1	2 新入生 履修登録 締切	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	(13)	14 月曜 授業	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
11							1 大学祭 休講
	2 大学祭	(3) 大学祭 片付	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22 休講
	(23)	(24)	25	26	27	28	29
	30						
12		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
					集中・補講 冬期休業→1/4		
	28	29	30	31			
1						(1)	2
	4	5 講義 再開	6	7	8	9	10
	11	(12)	13	14 月曜 授業	15	16 土曜 授業	17 共通テスト 休講
	18 共通テスト	19	20	21	22 土曜 授業	23 集中・補講	24
	25	26	27	28	29	30	31
				期末試験			
2	1	2 期末試験 予備日	3 春期休業 →	4	5	6 卒業予定者 web成績発表	7
	8	9	10	(11)	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	(23)	24	25	26	27	28
3							
	1	2	3 在学生 Web 成績発表	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17 卒業式	18	19	(20)	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				



BEPPU UNIVERSITY 2025

〒874-8501 別府市北石垣82

【大学事務局】

教 務 課 0977-66-9621

学 生 課 0977-66-9622

キャリア支援課 0977-66-9623

保 健 室 0977-66-9678

FAX 0977-66-3326

<http://www.beppu-u.ac.jp>

〒874-0011 別府市内竈1430番地

看護学部事務局 0977-75-6118

FAX 0977-66-8780